諸外国における金融制度の概要

平成 26 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目　次

アメリカの金融制度.....**1**

I.　概要.....1

II.　金融制度及び検査監督.....5

１．　金融機関の種類.....5

２．　金融監督機関.....10

３．　金融制度の企画立案・規則制定の仕組み.....38

４．　免許付与等.....40

５．　検査・監督.....50

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組.....71

１．　金融監督体制.....71

２．　破綻処理制度、再建・破綻処理計画.....76

３．　破綻処理費用の負担.....78

４．　銀行の業務範囲に対する規制.....79

５．　店頭デリバティブ取引・市場に対する規制.....83

６．　役員報酬規制.....87

７．　シャドーバンキング問題への対応.....88

８．　格付機関の規制.....92

９．　金融消費者保護.....94

１０．　その他.....95

IV.　各論.....97

１．　貸金業に対する規制.....97

２．　販売勧誘ルール.....103

３．　外国銀行への規制.....105

V.　資料.....110

１．　金融機関の免許付与権限と監督等権限.....110

２．　検査・監督機関の概要.....111

３．　米国の金融規制.....113

４．　米国における金融機関の状況.....114

イギリスの金融制度 117

I. 概要 117

II. 金融制度及び検査監督 120

1. 金融機関の種類 120
2. 金融監督機関 123
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み 135
4. 免許付与等 137
5. 検査・監督 145

III. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組 159

1. 金融監督体制 159
2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画 162
3. 破綻処理費用の負担 164
4. 銀行の業務範囲に対する規制 166
5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制 167
6. 役員報酬規制 168
7. シャドーバンキング問題への対応 170
8. 格付機関の規制 170
9. 金融消費者保護 170
10. その他 172

IV. 各論 174

1. 貸金業に対する規制 174
2. 販売勧誘ルール 177
3. 外国銀行への規制 181

V. 資料 183

1. 検査・監督機関の概要 183
2. 英国の金融規制 184
3. 英国における金融機関の状況 185

ドイツの金融制度 189

I. 概要 189

II. 金融制度及び検査監督 192

1. 金融機関の種類 192
2. 金融監督機関 196
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み 205
4. 免許付与等 207
5. 検査・監督 215

III. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組 226

1. 金融監督体制 226
2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画 227
3. 破綻処理費用の負担 231
4. 銀行の業務範囲に対する規制 234
5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制 234
6. 役員報酬規制 234
7. シャドーバンキング問題への対応 237
8. 格付機関の規制 237
9. 金融消費者保護 237
10. その他 238

IV. 各論 242

1. 販売勧誘ルール 242
2. 外国銀行への規制 245

V. 資料 247

1. 検査・監督機関の概要 247
2. ドイツの金融規制 248

フランスの金融制度.....251

I.　概要.....251

II.　金融制度及び検査監督.....254

１．　金融機関の種類.....254

２．　金融監督機関.....259

３．　金融制度の企画立案・規則制定の仕組み.....269

４．　免許付与等.....272

５．　検査・監督.....277

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組.....285

１．　金融監督体制.....285

２．　破綻処理制度、再建・破綻処理計画.....287

３．　破綻処理費用の負担.....289

４．　銀行の業務範囲に対する規制.....290

５．　店頭デリバティブ取引・市場に対する規制.....290

６．　役員報酬規制.....290

７．　シャドーバンキング問題への対応.....291

８．　格付機関の規制.....291

９．　金融消費者保護.....291

１０．　その他.....292

IV.　各論.....294

１．　販売勧誘ルール.....294

２．　外国銀行への規制.....298

V.　資料.....300

１．　検査・監督機関の概要.....300

２．　フランスの金融規制.....301

EU の金融制度 305

I.　概要 305

II.　金融制度及び検査監督 306

１．　金融機関の種類 306

２．　金融監督機関 310

３．　金融制度の企画立案・規則制定の仕組み 328

４．　免許付与等 332

５．　検査・監督 344

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組 349

１．　金融監督体制 349

２．　破綻処理制度、再建・破綻処理計画 353

３．　破綻処理費用の負担 355

４．　銀行の業務範囲に対する規制 355

５．　店頭デリバティブ取引・市場に対する規制 357

６．　役員報酬規制 359

７．　シャドーバンキング問題への対応 361

８．　格付機関の規制 363

９．　金融消費者保護 365

１０．　その他 367

IV.　資料 370

１．　検査・監督機関の概要 370

シンガポールの金融制度.....373

I. 概要.....373

II. 金融制度及び検査監督.....374

1. 金融機関の種類.....374
2. 金融監督機関.....379
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み.....382
4. 免許付与等.....384
5. 検査・監督.....397

III. 資料.....410

1. シンガポールの金融規制.....410
2. シンガポールにおける金融機関の状況.....411

香港の金融制度.....415

I. 概要.....415

II. 金融制度及び検査監督.....416

1. 金融機関の種類.....416
2. 金融監督機関.....419
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み.....429
4. 免許付与等.....431
5. 検査・監督.....440

III. 資料.....451

1. 香港の金融規制.....451
2. 香港における金融機関の状況.....452

中国の金融制度 455

I. 概要 455

II. 金融制度及び検査監督 456

1. 金融機関の種類 456
2. 金融監督機関 462
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み 471
4. 免許付与等 473
5. 検査・監督 480

III. 資料 490

1. 中国の金融規制 490
2. 中国における金融機関の状況 491

各国比較表 495

1. 主要国の金融行政組織 495
2. 主要国の監督体制 496
3. 主要国の金利制度 497
4. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への対応状況 498

【参考：本文中の図表】

- アメリカ

図表　米-1　金融監督体制図.....1
図表　米-2　ドッド・フランク法制定（2010 年）以前の金融監督体制.....2
図表　米-3　金融監督機関の人数.....3
図表　米-4　本部と地方支部.....4
図表　米- 5　OCC の職員数.....11
図表　米-6　OCC の予算規模・予算源.....12
図表　米-7　連邦準備銀行（12 行）および支店の一覧.....14
図表　米-8　FRB の職員数.....15
図表　米-10　FDIC の地方組織.....17
図表　米-11　FDIC の組織図.....18
図表　米-12　FDIC の職員数.....19
図表　米-13　FDIC の予算規模・予算源.....19
図表　米-14　NCUA の地方組織.....21
図表　米-15　NCUA の職員数.....21
図表　米-16　NCUA の予算規模・予算源.....21
図表　米-17　SEC の地方組織.....23
図表　米-18　SEC の組織図.....24
図表　米-19　SEC の職員数.....25
図表　米-20　SEC の予算規模・予算源.....25
図表　米-21　CFTC の組織図.....27
図表　米-22　CFTC の職員数.....27
図表　米-23　CFTC の予算規模・予算源.....28
図表　米-24　FSOC の職員数.....32
図表　米-25　FSOC の予算規模・予算源.....32
図表　米-26　CFPB の組織図.....34
図表　米-27　CFPB の職員数.....35
図表　米-28　CFPB の予算規模・予算源.....35
図表　米-29　FIO の組織図.....37

- イギリス

図表　英-1　金融監督体制図.....117
図表　英-2　金融サービス機構設立（1997 年）以前の金融監督体制.....118
図表　英-3　金融サービス市場法成立（2000 年）以降の金融監督体制.....118
図表　英-4　金融監督機関の人数.....119
図表　英-5　本部と地方支部.....119
図表　英-6　健全性規制機構の組織図.....129
図表　英-7　健全性規制機構の職員数.....130
図表　英- 8　金融行為規制機構の組織図.....133
図表　英-9　金融行為規制機構の職員数.....134
図表　英-10　金融行為規制機構の予算規模・予算源.....134

- ドイツ

図表　独-1　金融監督体制図.....189
図表　独-2　連邦金融監督機構設立（2002 年）以前の金融監督体制.....190
図表　独-3　金融監督機関の人数.....191
図表　独-4　本部と地方支部.....191
図表　独-5　連邦金融監督機構の組織図.....198
図表　独-6　連邦金融監督機構の職員数.....199
図表　独-7　連邦金融監督機構の予算規模・予算源.....199
図表　独-8　ドイツ連邦銀行の組織図.....201
図表　独-9　ドイツ連邦銀行の職員数.....202
図表　独-10　ドイツ連邦銀行の予算規模・予算源.....202

- フランス

図表　仏-1　金融監督体制図.....251
図表　仏-2　プルーデンス監督庁創設（2010 年）以前の金融監督体制.....252
図表　仏-3　金融監督機関の人数.....253
図表　仏-4　本部と地方支部.....253
図表　仏-5　プルーデンス監督庁（2013 年 3 月末時点）の組織図...261
図表　仏-6　プルーデンス監督・破綻処理庁の職員数.....262
図表　仏-7　プルーデンス監督・破綻処理庁の予算規模・予算源.....262
図表　仏-8　金融市場庁の組織図.....265
図表　仏-9　金融市場庁の職員数.....265
図表　仏-10　金融市場庁の予算規模・予算源.....266

- EU

図表　EU-1　金融監督体制図.....305
図表　EU-2　金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と、 信用機関が実施可能な業務との対応.....308
図表　EU-3　欧州システミック・リスク評議会の組織図.....312
図表　EU-4　欧州銀行監督機構の組織図.....316
図表　EU- 5　欧州銀行監督機構の職員数.....317
図表　EU-6　欧州銀行監督機構の予算規模・予算源.....317
図表　EU-7　欧州証券市場監督機構の組織図.....321
図表　EU-8　欧州証券市場監督機構の職員数.....322
図表　EU-9　欧州証券市場監督機構の予算規模・予算源.....322
図表　EU-10　欧州保険年金監督機構の組織図.....326
図表　EU-11　欧州保険年金監督機構の職員数.....327
図表　EU-12　欧州保険年金監督機構の予算規模・予算源.....327

- シンガポール

図表　シンガ-1　金融監督体制図.....373
図表　シンガ-2　通貨監督庁の組織図.....380
図表　シンガ-3　通貨監督庁の予算規模・予算源.....381

- 香港

図表　香-1　金融監督体制図.....415
図表　香-2　香港金融管理局の組織.....421
図表　香-3　香港金融管理局の職員数.....422
図表　香-4　香港金融管理局の予算規模・予算源.....422
図表　香-5　証券先物委員会の組織図.....425
図表　香- 6　証券先物委員会の職員数.....426
図表　香-7　証券先物委員会の予算規模・予算源.....426
図表　香-8　保険監督局の組織図.....428
図表　香-9　保険監督局の職員数.....428

- 中国

図表　中-1　金融監督体制図.....455
図表　中-2　銀行業監督管理委員会の中央機関と地方支部.....463
図表　中-3　銀行業監督管理委員会の職員数.....464
図表　中-4　銀行業監督管理委員会の予算規模・予算源.....464
図表　中-5　証券監督管理委員会の組織図.....466
図表　中-6　証券監督管理委員会の職員数.....467
図表　中-7　証券監督管理委員会の予算規模・予算源.....467
図表　中-8　保険監督管理委員会の中央機関と地方支部.....469
図表　中-9　保険監督管理委員会の予算規模・予算源.....470

アメリカ

アメリカの金融制度

I.　概要

（１）　米国の金融監督体制

図表　米-1　　金融監督体制図

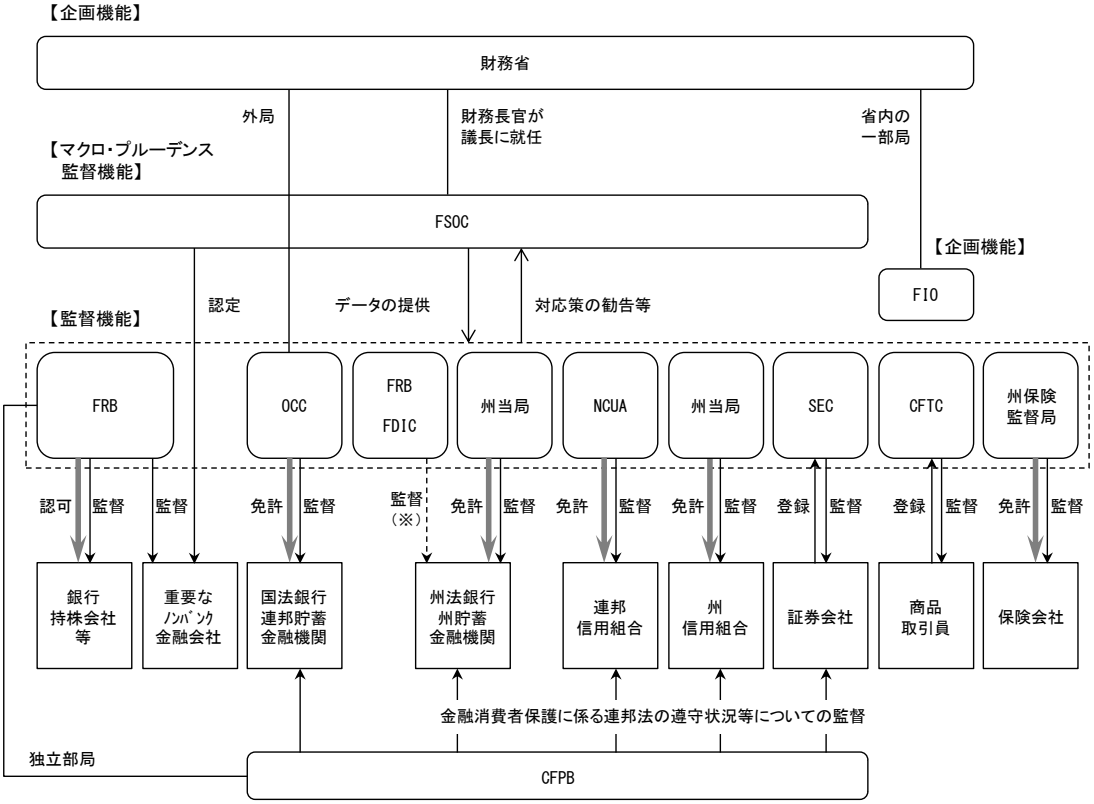

（※）制度加入機関に対し、監督を実施。

（２）　金融監督体制の変遷

図表　米-2　　ドッド・フランク法[1]制定（2010 年）以前の金融監督体制

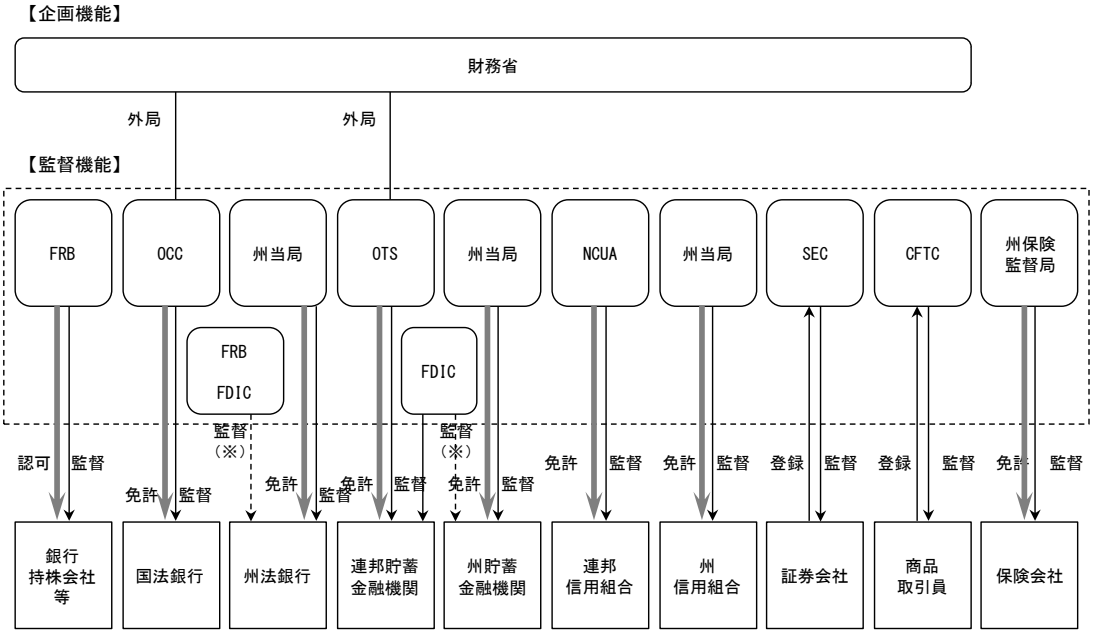

（※）制度加入機関に対し、監督を実施。

1　正式名称は、「ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）」という。

（３）　金融監督機関の人員数

図表　米-3　　金融監督機関の人数

（単位：人）

監督機関名	職員数		
		検査・監督部門	国際部門
通貨監督庁（OCC）	3,823	NA	NA
連邦準備制度（FRS）	20,768	4,108	129
連邦預金保険公社（FDIC）	7,476	2,763	102
信用組合監督庁（NCUA）	1,191	482	---
証券取引委員会（SEC）	3,770	2,304	36

（注）各監督機関の職員数は下記時点のもの。

OCC：2012 年度（フルタイム換算）

FRS：中央機関は 2012 年度末（定員）。地方支部局（地区連銀）は 2012 年度平均。

FDIC：2012 年度（フルタイム換算）

NCUA：2012 年度（フルタイム換算）

SEC：2012 年度（フルタイム換算）

（４）　金融監督機関の本部と地方支部

図表　米-4　　本部と地方支部

（単位：人，100 万ドル）

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数	職員数	予算
通貨監督庁（OCC）	ワシントン DC	NA	NA	66	NA	NA
連邦準備制度（FRS）	ワシントン DC	2,468	560	地区連銀 12 行 (25 支店)	18,300	3,688
連邦預金保険公社（FDIC）	ワシントン DC	NA	NA	地方局 8 分局 54	NA	NA
信用組合監督庁（NCUA）	アレキサンドリア	NA	NA	地方支部 5	NA	NA
証券取引委員会（SEC）	ワシントン DC	2,304	NA	地方支部 11	1,466	NA

（注）各監督機関の職員数は下記時点のもの。

OCC：2012 年度（フルタイム換算）

FRS：本部は 2012 年度末（定員）。地方支部局（地区連銀）は 2012 年度平均。

FDIC：2012 年度（フルタイム換算）

NCUA：2012 年度（フルタイム換算）

SEC：2012 年度（フルタイム換算）

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　預金取扱金融機関

我が国の預金取扱金融機関に相当する機関としては、商業銀行（commercial bank）、貯蓄金融機関（savings association, thrift institution ともいう）および信用組合（credit union）がある。

米国では、銀行の大部分が持株会社形態をとっている。銀行を傘下にもつ持株会社は銀行持株会社（bank holding company）という。

① 商業銀行（commercial bank）

商業銀行は、二元銀行制度（Dual Banking System）の下、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）とが併存している。

法令による銀行の定義としては、銀行持株会社法（Bank Holding Companies Act）[2]によるものがある。同法では、以下の(A)、(B)のいずれかに該当するものを銀行という、と定義している（12 USC 1841(c)(1)）。

(A) 連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）第 3 条(h)項で定める預金保険加入銀行。

(B) アメリカ合衆国、アメリカ合衆国のいずれかの州、ワシントン DC、およびアメリカ合衆国領土の法律に基づき、以下の両方の業務を行うもの。

(i) 要求払預金又は小切手または類似の支払手段によって、預金者が第三者への支払のために引き出すことのできる預金の受入れ

(ii) 商業貸付の供与

② 銀行持株会社（bank holding company）

銀行持株会社とは、銀行、または他の銀行持株会社の議決権付株式の 25%超を直接または間接に所有したり、取締役の過半数を選出したりする権限を有することなどにより、銀行を支配する会社をいう（12 USC 1841(a)）。

銀行持株会社は、銀行業と密接に関連していると法令によって認められた業務や、銀行業に付随するものとして FRB による事前の認可を得た業務を除き、銀行業以外の業務

[2] 12 USC 1841, et. seq.

に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999 年に成立したグラム＝リーチ＝ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act）により、資本充実度や経営状態等に関する基準を満たしている銀行持株会社は、FRB に金融持株会社（financial holding company）としての届出（notification）を行うことにより、非銀行業務を含む「金融の性格を有する業務（financial in nature）」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。

金融持株会社が行うことのできる業務については、FRB が場合によっては財務省とも協議して範囲を定めるとされており、「金融の性格を有する業務」に該当する業務として以下のようなものがあげられている（12 USC 1843(k)）。

- 貸出、両替、振替、投資受託、および現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- 財務・投資顧問業務
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メーキング　等

③ 貯蓄金融機関（savings association）

貯蓄金融機関には、連邦法に基づく連邦貯蓄金融機関と、州法に基づく州貯蓄金融機関とがある（12 USC 1813(b)）。

(A) 連邦貯蓄金融機関（federal savings association）
連邦法（12 USC 1464）に基づき、通貨監督庁の通貨監督官（Comptroller of the Currency）から免許を得た連邦貯蓄金融機関（federal savings association）または連邦貯蓄銀行（federal savings bank）を指す。

(B) 州貯蓄金融機関（state savings associations）
州法に基づく住宅貸付組合（building and loan association）、貯蓄貸付組合（savings and loan association, S&L）、ホームステッド組合（homestead association）または協同組合銀行（cooperative bank）を指す。

④ 信用組合（credit union）

信用組合は、組合員間の相互扶助を目的とする協同組織金融機関で、連邦法に基づき免許を受けた連邦信用組合と、州法に基づく免許を受けた州信用組合とがある。

連邦信用組合の場合、組合員の募集範囲や業務範囲について、連邦法による以下のような規制を受ける。

- 信用組合においては、組合員になり得る者の範囲を限定する「共通の結び付き（common bond）」を定めなければならない。「共通の結びつき」には、以下の 3 種類がある（12 USC 1759(b)）。

- 同一の職種（occupation）または団体（association）に属する。
- 同一の職種または団体に属する集団（group）の複数から組合員を募集することも可能。その場合、一集団あたりの会員数は原則として 3,000 名未満でなければならない（12 USC 1759(d)）。
- 同一の地域に居住している。

● 貸付先は、中央機関や他の信用組合に対するものを除き、組合員に限定される。また、資金使途にも制限がある（12 USC 1757(5)）。

● 資金の受入は「出資（share）」の形をとる。非組合員からの出資の受入は、主として低所得の組合員に対してサービスを提供する信用組合に限り認められている（12 USC 1757(6)）。

（２） 証券会社（ブローカー・ディーラー）

連邦法による監督の対象は、有価証券のブローカー（broker）業務またはディーラー（dealer）業務を行う証券会社（以下、ブローカー・ディーラーという）である。

ブローカーおよびディーラーの定義は次のとおりである。

● ブローカーとは、他人の勘定で証券取引を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(4)）。

● ディーラーとは、ブローカーを通じて、あるいは他の方法により、自己の勘定で証券の売買を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(5)）。

（３） 保険会社

生命保険会社、損害保険会社とも、州法による規制を受ける。

➢ 「保険業務」の定義（例：ニューヨーク州）

本州内での下記のいずれかの行為は、本州内で保険事業を営むことに該当する（保険法第 11 条 1101 項(b)(1)）。

① 保険者として、本州居住者若しくは本州内で営業認可を受けた企業組合、非営利団体、法人に対し、保険証券・保険契約書の発行等若しくはそれらの申込みの誘引を含め、保険契約を締結し、または締結の提案を行うこと。

② 本業として、保証又は債務引受契約を締結し、又は締結の提案を行うこと。

③ 保険証券・保険契約に対し、保険料や会費、賦課金若しくはその他の対価を徴収すること。

④ 本法の意義の範囲内で保険業を構成するものとして、特定して認められる事業（再保険業を含む）を営むこと。

⑤　本法の規定を潜脱する目的で、実質上上記のいずれかに相当する事業を営み、またはその企画をすること。

（４）　投資運用業者

投資運用業者に相当するのは、投資会社法（Investment Company Act of 1940）[3]にいう「投資会社[4]の投資顧問（investment advisor of an investment company）」である。

「投資会社の投資顧問」とは、投資ファンドとの契約（契約者から委任されている場合など、間接的な契約関係である場合も含む）によりファンド資産の運用にあたる者のことをいい、投資会社法では以下のように定義されている（15 USC 80a-2(20)）。

(A) 投資会社との契約によって、当該ファンドが行う有価証券やその他の財産への投資や売買について定期的に助言を行う者、当該ファンドから有価証券やその他の財産への投資や売買について決定する権限を与えられている者

　ただし、当該投資会社の正規の役員、取締役、信託受託者、経営諮問委員会のメンバー、または従業員を除く。

(B) (A)項で規定された者との契約によって、定期的に、(A)項で規定された者の果たすべき義務を実質的に実施している他の者。

「投資会社の投資顧問」である投資運用業者は、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）[5]に基づき、「投資顧問業者（investment advisor）」として規制の対象になる[6]（投資顧問業者については、アメリカⅡ１（５）投資顧問業者を参照のこと）。

（５）　投資顧問業者（investment advisor）

投資顧問業者は、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）[7]において投資顧問業者を「報酬を受けて、他者に対し直接的に、または、刊行物や文書を通じて、有価証券の価値や有価証券への投資あるいは当該有価証券の売買の賢明さについて、助言を行う者、あるいは通常業務の一環として報酬を受けて、有価証券に関する分析や報告書の

3　15 USC 80a, et. seq.

4　投資会社法でいう「投資会社（investment company）」とは、単位型投資ファンドのことを指す（15 USC 80a-3(a)にて定義）。ただし例外規定があり、ファンドの発行する証券保有者が少数（100 名以下）である場合や、一定の要件（500 万ドル以上の投資を行う個人など）を満たす適格購入者（qualified purchaser）のみに制限されている場合には、当該ファンドは投資会社に該当しない（15 USC 80a-3(c)）。

5　15 USC 80b-1, et. seq.

6　SEC, “Regulation of Investment Advisors by the U.S. Securities Exchange Commission” (March 2013), p.10.
http://www.sec.gov/about/offices/oia/oia_investman/rplaze-042012.pdf

7　15 USC 80b-1, et. seq.

発行あるいは公表を行う者」と定義している（15 USC 80b-2(11)）。

２． 金融監督機関

（１） 通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency, OCC）

① 根拠法令

通貨監督庁（以下、OCC という）は、1864 年国法銀行法（National Bank Act of 1864）[8]の成立に伴い、1863 年に創設された[9]。

合衆国法典（United States Code）では、OCC に関する規定は第 12 編第 1 章（Title 12, Chapter 1）に収録されている。

② 目的

OCC は、監督対象である金融機関（国法銀行および連邦貯蓄金融機関）の安全性と健全性、これらの金融機関における法令遵守、金融サービスへの公正なアクセス、金融機関による顧客の公正な取扱を確保することを目的としている（12 USC 1(a)）。

③ 業務内容

OCC の主要な任務は、国法銀行および連邦貯蓄金融機関の認可（charter）、規制（regulate）、監督（supervise）である[10]。また、OCC は外国銀行の連邦支店および代理店（agency）の認可、規制、監督も行っている（12 USC 3102）。

④ 組織

OCC は、財務省の外局（bureau）であり（12 USC 1(a)）、その長である通貨監督官（Comptroller of the Currency）は、大統領が任命（任期 5 年）し、上院の承認を必要とする（12 USC 2）。

通貨監督官は、財務長官の一般的指揮の下で（Under the general directions of the Secretary of Treasury）その職務を遂行するが、財務長官は通貨監督官による規則の制定を妨げてはならない。

また、法による定めがない限り、法の執行措置を含め、通貨監督官の処理する問題に

---

8 「全国通貨法（National Currency Act）」ともいう。

9 OCC, “Office of the Comptroller of the Currency: Short History” (Revised November 2011)
http://www.occ.treas.gov/about/what-we-do/history/OCC%20history%20final.pdf

10 OCC ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.occ.treas.gov/about/what-we-do/mission/index-about.html

干渉してはならないとされている（12 USC 1(b)）。

OCC は、本部のワシントン DC の他に、全米に 66 の地方支部局がある。

OCC の組織図は、公開されていないが、以下の主要部門がある[11]。

- 国法銀行監督局
  - 大規模銀行監督部門
  - 中規模銀行・コミュニティバンク監督部門
- 法務局
  - 法務部門
  - 免許部門
  - 地域問題部門
- 経済局
- 管理局
- オンブズマン
- 少数民族・女性登用局

⑤ 職員数

OCC の職員数は下表のとおりである。

図表　米- 5　　OCC の職員数
（2012 会計年度末現在）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		3,823
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

出所：OCC, Annual Report Fiscal Year 2012

⑥ 予算規模・予算源

OCC は、責任を遂行する上で必要または適当であると通貨監督官が定める賦課金、手数料、その他の費用を、監督対象である金融機関（国法銀行、連邦貯蓄金融機関、外国銀行の連邦支店および代理店）から徴収することができる（12 USC 16）。

[11] OCC 年次報告書（2012 会計年度）による。
http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/annual-reports/index-annual-reports.html

図表　米-6　　OCC の予算規模・予算源
（2012 会計年度、実績）

（単位：1,000 ドル）

		金額
収入		
	監督対象機関からの賦課金	963,873
	投資収入	15,689
	その他の収入	21,954
前年度繰越金		1,162,804
予算総額		2,164,320
費用		
	金融監督に係る費用	
	監督(Supervise)	924,417
	規制(Regulate)	125,416
	認可(Charter)	27,338
費用合計		1,077,171

出所：OCC, FY2014 President's Budget Submission

（２）　連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System, FRB）

① 根拠法令

連邦準備制度理事会（以下、FRB という）は、米国の中央銀行である連邦準備制度（Federal Reserve System, FRS）の最高機関である。FRB は 1913 年に、連邦準備法（Federal Reserve Act）に基づき設立された。

FRB に関する規定は、合衆国法典第 12 編第 3 章サブチャプター2（Title 12, Chapter 3, Subchapter II）に収録されている。FRB の創設規定は、第 241 条（12 USC 241）に置かれている。

② 目的

連邦準備法において、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、より効率的な銀行監督制度を設けること」などを目的として連邦準備制度を創設するとしている[12]。

1977 年の連邦準備法改正によって、FRB は、最大雇用の達成と、物価安定の維持という二重の責務（Dual Mandate）を規定されることになった。その後もグラム・リー

[12] 連邦準備法の正式名称は、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、銀行監督の効率性を高めること、その他諸目的のために連邦準備銀行を設立するための法律（An Act to provide for the establishment of Federal reserve banks, to furnish an elastic currency, to afford means of rediscounting commercial paper, to establish a more effective supervision of banking in the United States, and for other purposes)」という。

チ・ブライリー法、ドッド・フランク法ほか関連重要法律が成立するごとに、FRB の所期の目的に対しては絶えず見直しが行われているのが実態である[13]。

③ 業務内容

現在、FRB の責務は、以下の 4 つの領域にわたっている[14]。

- 最大雇用の達成、物価安定の維持、および長期金利変動の緩和に資する金融政策を実行すること
- 金融システムが安全かつ健全なものとなるよう、また、消費者が与信をうけられる権利が守られるように、金融機関を監督・規制すること
- 金融システムの安定性を維持し、金融市場に生じうるシステミック・リスクを封じ込めること
- 決済システムに対する大規模な介入をも含め、国内預金取扱金融機関、米国政府、および海外の公的機関に対して必要な金融機能を提供すること

④ 組織

a) 連邦準備制度の組織

連邦準備制度は、FRB を頂点として、連邦公開市場委員会、連邦準備銀行、3 つの諮問委員会（連邦準備制度理事会諮問委員会、消費者諮問委員会、貯蓄金融機関諮問委員会）によって構成されている。

連邦準備銀行は、全国に 12 地域ある連邦準備地区（Federal Reserve District）ごとに 1 行ずつ置かれている。

---

[13] FRB, “Strategic Framework 2012-15” (February 2013) p.5. http://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2012-2015-strategic-framework.pdf

[14] FRB ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/mission.htm

図表　米-7　　連邦準備銀行（12 行）および支店の一覧
（2012 会計年度末現在）

連邦準備銀行	支店
ボストン	
ニューヨーク	バッファロー
フィラデルフィア	
クレブランド	シンシナチ ピッツバーグ
リッチモンド	ボルチモア シャーロット
アトランタ	バーミンガム ジャクソンビル マイアミ ナッシュビル ニューオリンズ
シカゴ	デトロイト
セントルイス	リトルロック ルイスビル メンフィス
ミネアポリス	ヘレナ
カンザスシティ	デンバー オクラホマ オマハ
ダラス	エルパソ ヒューストン サンアントニオ
サンフランシスコ	ロサンジェルス ポートランド ソルトレークシティ シアトル

b)　FRB の組織

FRB は、7 名の理事によって構成される。理事は、大統領から任命（任期 14 年）され、上院の承認を必要とする（12 USC 241）。大統領より理事の中から 1 名が議長に任命される（12 USC 244）。

なお、FRB の組織図は公開されていない[15]。

[15] FRB からの回答による。

⑤ 職員数

FRB の職員数は下表のとおりである。

図表　米-8　　FRB の職員数

		FRB本部	地区連銀	合計
全職員		2,468	18,300	20,768
うち	銀行監督・規制部門	383	3,725	4,108
	国際金融部門	129	－	129

※FRB本部の職員数は年度末の定員ベース
※地区連銀の職員数は、年間の平均値

出所：FRB, Annual Report Budget Review 2013

⑥ 予算規模・予算源

FRB は、以下の企業（companies）に対して、業務の適切な遂行に必要と見積もられる支出総額に見合った賦課金、手数料等（assessments , fees, or other charges）を徴求することができる（12 USC 248(s)）。

(A) 連結総資産額が 500 億ドルを超える銀行持株会社

(B) 連結総資産額が 500 億ドルを超える貯蓄金融機関持株会社（savings and loan holding companies）

(C) 米国の金融安定にリスクを及ぼすと認定され、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社（nonbank financial companies）[16]

図表　米-9　　FRB の予算規模・予算源
（2012 会計年度、実績）

（単位：100万ドル）

		金額
収入		99,967
	経常収入（金利収入、サービス手数料など）	81,586
	その他	18,381
支出		97,816
	連邦準備銀行経費（純額）	7,798
	連邦準備制度理事会経費への充当額	
	理事会経費	490
	通貨業務経費	722
	消費者金融保護局および金融調査局経費	387
	財務省への配分額	88,418

出所：FRB, Annual Report 2012

[16] FRB の監督を受けるノンバンク金融会社については、アメリカⅢ１（３）システミックな重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

（３） 連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC）

① 根拠法令

連邦預金保険公社（以下、FDIC という）は、1933 年銀行法（Banking Act of 1933）の成立により、連邦預金保険制度の運営機構として 1933 年に創設された。その後、1950 年に連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）が制定され、現在は同法が根拠法となっている。

合衆国法典では、FDIC に関する規定は、第 12 編第 16 章（Title 12, Chapter 16）に収録されている。

② 目的

FDIC の目的は以下のとおりである[17]。

- 銀行および貯蓄金融機関に対して預金保険を提供すること。
- 保険準備基金（the deposit insurance funds）のリスクを管理（monitoring and addressing risks）すること。
- 預金保険制度に加入する金融機関の破綻に際し、経済、金融システムへの悪影響を限定し、これらによって米国金融システムへの信任を維持・促進すること。

③ 業務内容

FDIC は、以下の 3 つの手段により、国内の金融システムの安定性と国民からの信頼を維持することをその役割としている[18]。

- 預金保険の引受（insuring deposits）
- 経営の安定性・健全性確保と消費者保護を目的とする、金融機関の検査、監督（examining and supervising）
- 金融機関の破綻処理における管財人としての機能（managing receiverships）

---

[17] FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/

[18] FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/mission/

④ 組織

FDIC は、連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ（12 USC 1819(a), (b)）。本部はワシントン DC に置かれ、次表のように全米に 6 つの地方支部（regional office）と 2 つの地区支部（area office）がある。地方支部、地区支部はそれぞれ分局を設置している。

図表　米-10　　FDIC の地方組織

	所在地	分局数
地方支部	アトランタ	7
	シカゴ	6
	ダラス	4
	カンザスシティ	7
	ニューヨーク	8
	サンフランシスコ	12
地区支部	メンフィス	4
	ボストン	6

FDIC の組織図は以下のとおりである。

図表　米-11　　FDIC の組織図

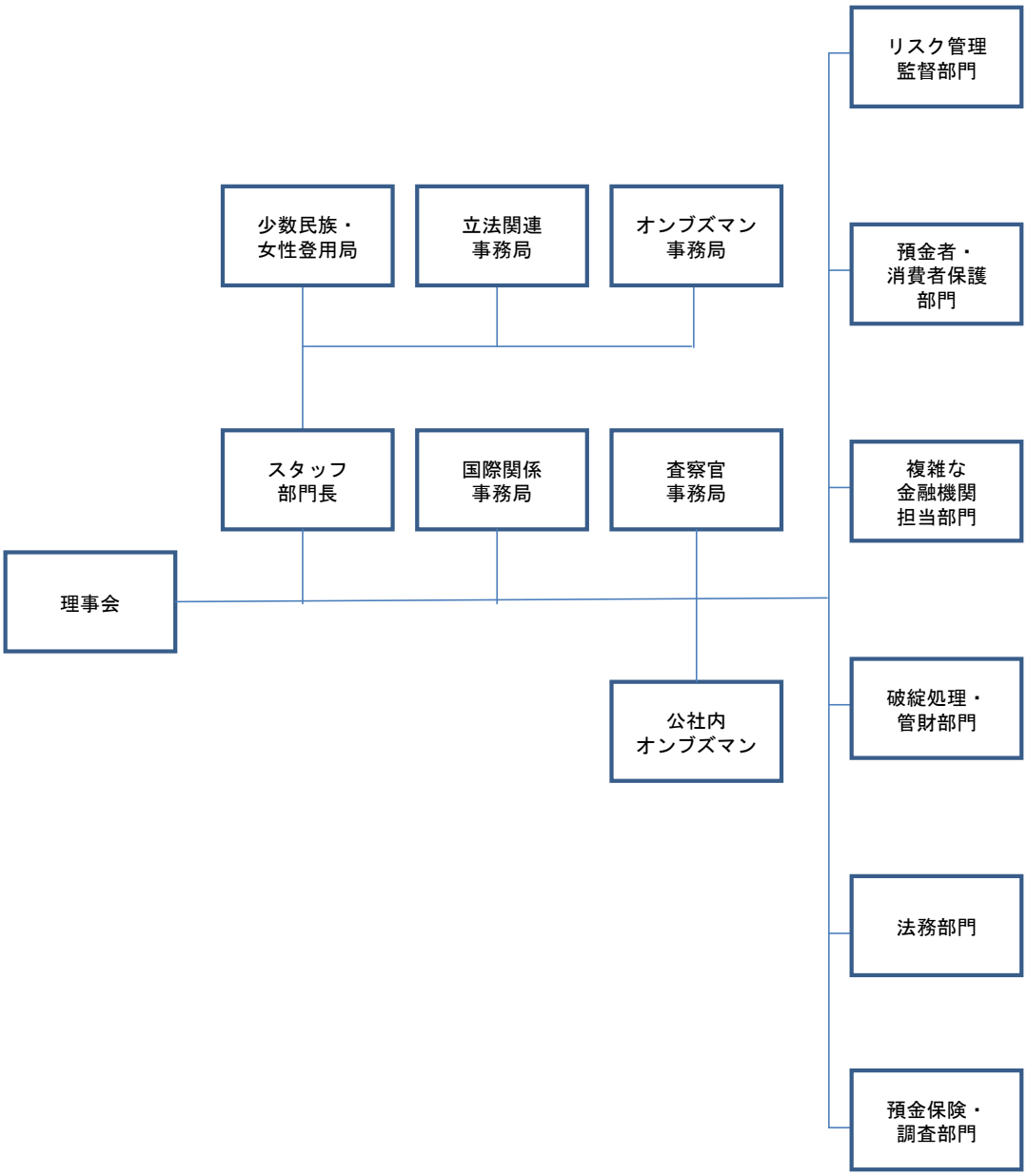

出所：FDIC, 2012 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

FDIC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-12　　FDIC の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		7,476
うち	リスク管理監督部門	2,763
	総務部門（国際業務を含む）	102

※ただし、立法、広報、オンブズマン、マイノリティ・女性登用、全社リスク管理担当との合計

出所：FDIC, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

FDIC は、連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と、米国債への投資収益を主な収入源としている[19]。

金融機関の検査に係る費用については、監督対象となる金融機関から賦課金を徴収している（12 USC 1820(e)）。

図表　米-13　　FDIC の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：100万ドル）

		金額
収入		18,522
	預金保険料	12,397
	国債利息	159
	その他	6,125
支出および損失		-2,599
	運営費用	1,778
	システミックリスク費用	-161
	保険損失準備金	-4,223
	その他	7
純収入		21,121

出所：FDIC, 2012 Annual Report

[19] FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/

（４） 信用組合監督庁（National Credit Union Administration, NCUA）

① 根拠法令

信用組合監督庁（以下、NCUA という）は、連邦信用組合法（Federal Credit Union Act）[20]を根拠法とする。1934 年の同法制定時において、連邦信用組合の監督機関として、農業信用管理庁（Farm Credit Administration）内に連邦信用組合局（Bureau of Federal Credit Unions）が設置された。

信用組合の監督権限はその後、連邦預金保険公社、次いで連邦社会保障局（Federal Security Agency）、健康・教育・福祉省（Department of Health, Education and Welfare）へと移管された後、1970 年に NCUA が創設された[21]。NCUA の設立について規定した連邦信用組合法の条項（12 USC 1752(a)）は、この時に設けられたものである。

② 目的

NCUA は、規制と監督とを通じて安全で健全な信用組合システムを提供し、協同組合信用の全国システムに対する信認を促進することを使命としている[22]。

③ 業務内容

NCUA の行っている業務は、以下のとおりである[23]。

- 信用組合の監督
- 信用組合を対象とする預金保険の引受
- 信用組合の発展を支援すること（fosters credit union development）
- 効果的な消費者保護規制の実施により、消費者である組合員の保護を図ること
- 信用組合の清算および再建

---

[20] 12 USC 1751, et. seq.

[21] NCUA ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.ncua.gov/about/History/Pages/History.aspx

[22] NCUA Strategic Plan 2011-2014, p.3.
http://www.ncua.gov/Legal/RptsPlans/Pages/SP-APB.aspx

[23] NCUA Strategic Plan 2011-2014, p.4 (Major Programs)
http://www.ncua.gov/Legal/RptsPlans/Pages/SP-APB.aspx

④ 組織

NCUA は、連邦政府の独立機関である（12 USC 1752a）。

NCUA の本部は、バージニア州のアレキサンドリア市に置かれ、全米に 5 つの地方支部局がある。

図表　米-14　　NCUA の地方組織

本部	（所在地：バージニア州アレキサンドリア）
地方支部	（5ヶ所）
	地域Ⅰ：ニューヨーク州オルバニー
	地域Ⅱ：バージニア州アレキサンドリア
	地域Ⅲ：ジョージア州アトランタ
	地域Ⅳ：テキサス州オースティン
	地域Ⅴ：アリゾナ州テンペ

⑤ 職員数

NCUA の職員数は、下表のとおりである。

図表　米-15　　NCUA の職員数
（2012 会計年度）

	職員数
全職員（フルタイム換算）	1,191
うち　　検査に従事する職員	482
国際部門の職員	-

出所：NCUA, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

NCUA の運営費用は、監督対象である連邦信用組合からの賦課金によって賄われる（12 USC 1755）。

図表　米-16　　NCUA の予算規模・予算源
（2012 会計年度）

（単位：1,000ドル）

		金額
収入		90,125
	うち、監督対象機関からの賦課金	88,798
	その他の収入	1,327
支出		90,646

出所：NCUA, 2012 Annual Report

（５） 証券取引委員会（Securities Exchange Commission, SEC）

① 根拠法令

証券取引委員会（以下、SEC という）は、1934 年証券取引法（Securities and Exchange Act of 1934）[24]に基づき、1934 年に創設された。

SEC の設立についての規定は、同法第 78d 条(a)項（15 USC 78d(a)）に置かれている。

② 目的

SEC は、投資家の保護、市場の公正・秩序・効率性の維持、資本形成の促進を使命としている[25]。

③ 業務内容

SEC の主な業務は、以下のものがある[26]

- 関連法令違反に対する処分（Enforcement）
- SEC に登録を行っている機関の検査・監督（Compliance Inspections and Examinations）

  SEC への登録を行い、検査・監督を受ける機関は、以下のとおりである。
  - 投資顧問業者、投資会社
  - ブローカー、ディーラー
  - 証券取引所、自主規制機関
  - 証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント[27]
- 有価証券にかかる情報開示に係る業務（Corporation Finance）
- 公正で秩序ある市場環境を整える業務（Trading and Markets）
- 資産運用業における投資家を保護するための業務（Investment Management）

---

[24] 15 USC 78a, et. seq.

[25] SEC Strategic Plan 2010-2015, p.1.
http://www.sec.gov/about/secreports.shtml

[26] SEC Fiscal Year 2012 Agency Financial Report, pp.10-11.
http://www.sec.gov/about/secreports.shtml

[27] 投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。
（参考）http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml

④ 組織

SEC は独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領によって任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される（15 USC 78d(a)）。

SEC の主要部門は、執行（Enforcement）、企業財務（Corporation Finance）、投資運用（Investment Management）、リスク・戦略・金融革新（Risk, Strategy, and Financial Innovation）、取引市場（Trading and Markets）の 5 部門である。

本部はワシントン DC に置かれ、全米に 11 の地方支部がある。

図表　米-17　　SEC の地方組織

本部　　（所在地：ワシントンＤＣ　　）	
地方支部　（11ヶ所）	
	ニューヨーク
	ボストン
	フィラデルフィア
	マイアミ
	アトランタ
	シカゴ
	デンバー
	フォートワース
	ソルトレイクシティ
	ロサンジェルス
	サンフランシスコ

SEC の組織図は以下のとおりである。

図表　米-18　　SEC の組織図

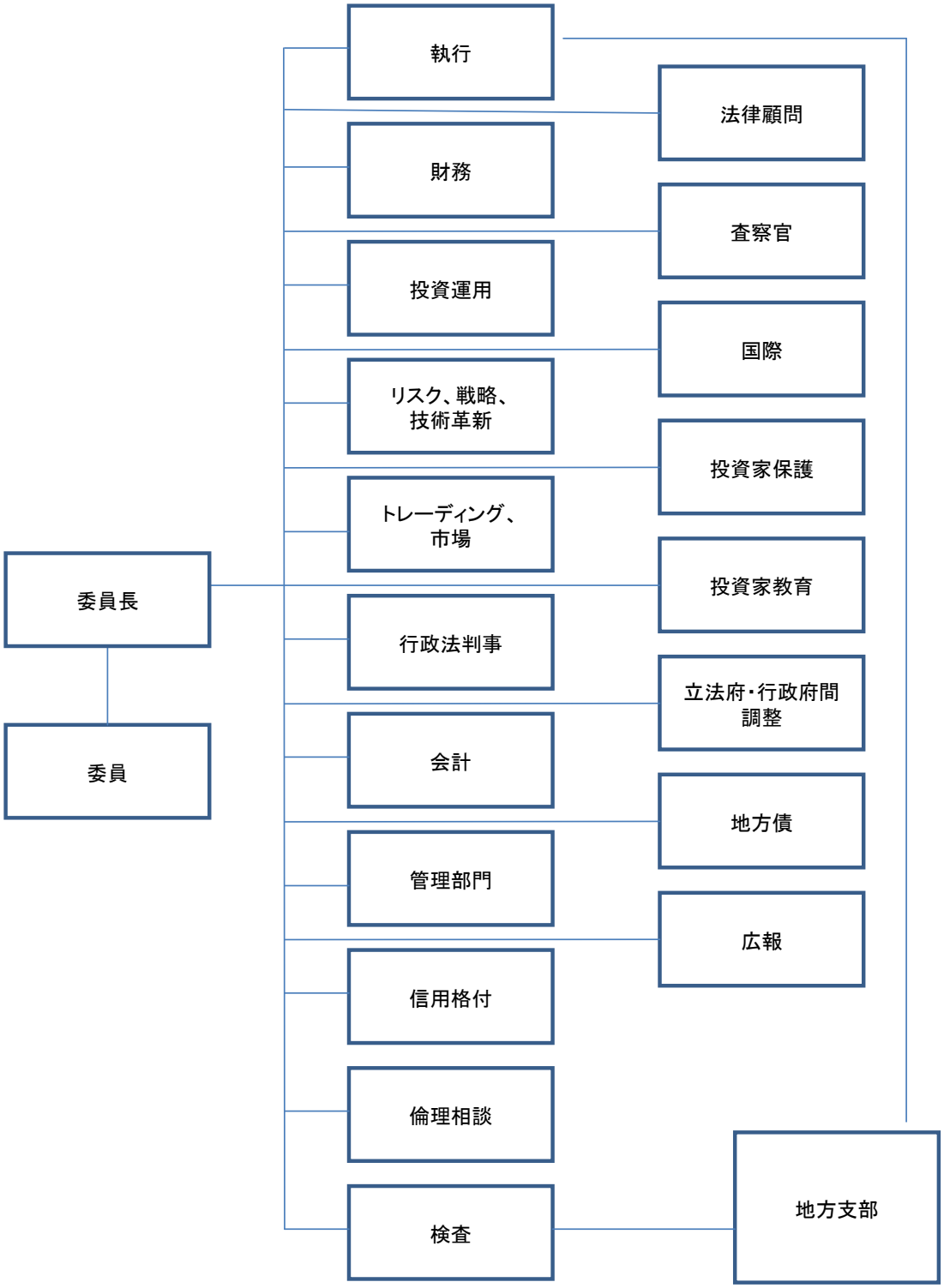

出所：SEC, 2012 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

SEC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-19　　SEC の職員数
（2012 会計年度）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		3,770
うち	検査に従事する職員	820
	国際部門の職員	36

出所：SEC, FY 2014 CBJ, FY 2014 APP, AND FY 2012 APR

⑥ 予算規模・予算源

SEC は、証券関連法の施行のために必要となる手数料について規則を制定する権限を持つ（15 USC 78d(f)）。

SEC の収入は、主に有価証券取引手数料[28][29]、および登録手数料から成る。証券法違反者から支払われる不法収入の返還や民事制裁金等の証券取引関連以外の収入は、投資家保護基金、あるいは財務省の一般基金に充当され、違反行為による被害を受けた投資家への補償にあてられる[30]。

図表　米-20　　SEC の予算規模・予算源
（2012 会計年度）

（単位：100万ドル）

		金額
収入		1,648
	有価証券取引手数料	1,270
	登録手数料（有価証券登録、公開買付、合併）	378
	その他収入	－
支出（プログラム実施費用）		1,198

出所：SEC, 2012 Annual Report

28　有価証券取引手数料は、全国証券取引所および一部の店頭取引における証券売買額に応じて賦課される手数料で、証券業の自主規制団体である金融取引業規制機構（Financial Industry Regulatory Authority, FINRA）および全国証券取引所が SEC に対して納付する。
　金融取引業規制機構および証券取引所は、内規に従い、会員であるブローカー・ディーラーに支払った手数料を転嫁している。
（参考）http://www.sec.gov/answers/sec31.htm

29　登録手数料は、有価証券の発行登録、公開買付や企業合併の登録時等に徴求される手数料である。2012 会計年度から、登録手数料の大半が財務省の一般会計に繰り入れられるようになり、SEC の運営予算に充てられる金額は減少した。
（参考）SEC 年次報告書（2012 年度）p.34.
http://www.sec.gov/about/annrep.shtml

30　SEC Fiscal Year 2012 Agency Financial Report, pp.75-76.

（６） 商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission, CFTC）

① 根拠法令

商品先物取引委員会（以下、CFTC という）は、商品取引法（Commodity Exchange Act）[31]に基づき、1974 年に創設された。CFTC の設立についての規定は、7 USC 2(a)(2)に置かれている。

② 目的

CFTC は、商品取引法の適用を受けるデリバティブ取引に関連する不正行為、市場操作、濫用行為およびシステミック・リスクから市場参加者および公衆を保護し、オープンで、競争的で、財務的に健全な市場を育成することを使命としている[32]。

③ 業務内容

CFTC の主要な業務は以下のとおりである[33]。

- 取引所、清算機関、取引情報登録機関、取引主体の登録業務
- 商品先物・オプション商品の監督
- 市場慣行や取引慣行、監督対象機関の財務およびリスク状況、事業環境に係る監督
- 監督対象機関の検査
- 市場不正行為に対する法執行
- 外国の監督機関との協議・調整

④ 組織

CFTC は、独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領により任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される（7 USC 2(a)(2)）。

本部はワシントン DC に置かれ、シカゴ、カンサスシティ、ニューヨークの 3 ヶ所に地方支部が置かれている[34]。

CFTC の組織図は以下のとおりである。

---

31 7 USC 1, et seq.

32 CFTC Strategic Plan FY 2011-2015, p.2.
http://www.cftc.gov/About/CFTCReports/index.htm

33 CFTC, Summary of Performance and Financial Information, p.14-16.
http://www.cftc.gov/About/CFTCReports/index.htm

34 CFTC ウェブサイトの記載による。
http://www.cftc.gov/Contact/index.htm

図表　米-21　　CFTC の組織図

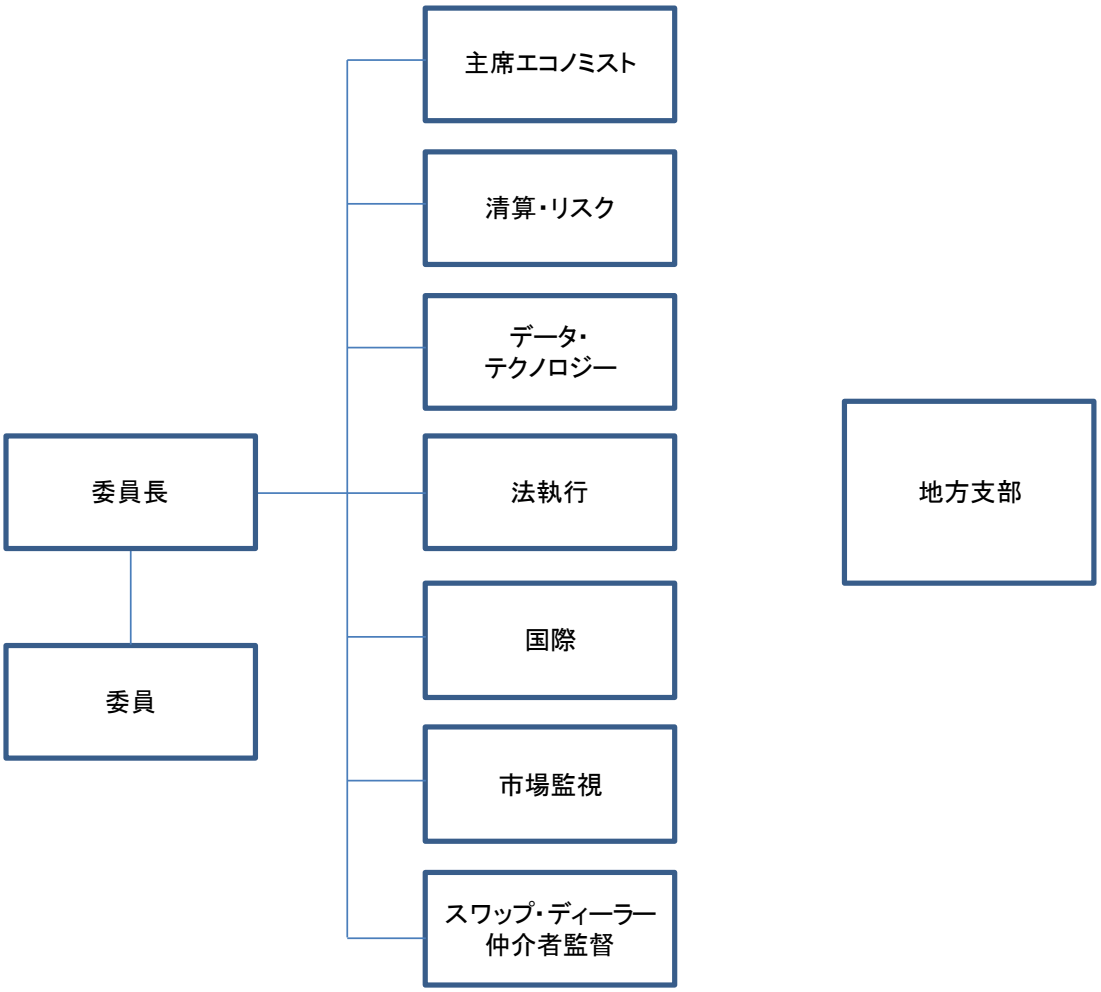

出所：CFTC ウェブページ等より作成

⑤ 職員数

CFTC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-22　　CFTC の職員数
（2013 会計年度）

		職員数
全職員（フルタイムの常勤職員のみ）		680
うち	監督業務に従事する職員（注）	148
	国際部門の職員	NA

（注）監査人、取引調査官、リスク分析官、取引慣行分析官の合計

出所：CFTC, Summary of Performance and Financial Information

⑥ 予算規模・予算源

CFTC は、2008～2013 会計年度までは、法令に基づき実施する業務について連邦政

府予算の配分を受ける権限を与えられている（7 USC 16(d)）。

図表　米-23　　CFTC の予算規模・予算源
（2013 会計年度）

（単位：100万ドル）

		金額
収入		
	連邦政府予算の配分	194.6
	前年度からの繰越金	5.9
支出		223.0

出所：CFTC, Summary of Performance and Financial Information

なお、CFTC は、監督業務の実施に必要な経費を賄うために、適当な水準の手数料を徴求するための計画を策定・実施することができる。当該計画の実施にあたっては、下院の農業委員会および上院の農業・栄養・林業委員会の同意を得なければならない。

本計画に基づいて徴求した手数料は、雑収入として財務省に預託することとされている（7 USC 16a(a)）。

（７）　州保険監督局

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、州法の規制に従うこととされている（15 USC 1012）。

全米 50 州、コロンビア特別区および米国領土[35]はそれぞれ保険法を制定し、保険業の監督にあたる保険監督局を設けている。

各州の保険局長官（保険監督官）の集まりである全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioner, NAIC）では、モデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している。

（８）　金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council, FSOC）

① 根拠法令

金融安定監督評議会（以下、FSOC という）は、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下、ドッド・フランク法という）に基づき、2010 年に設立された。

合衆国法典では、FSOC に関する規定は第 12 編第 53 章サブチャプター1 第 A 部（Title 12, Chapter 53, Subchapter I, Part A）に収録されている。FSOC の創設についての規

[35] サモア、グアム、プエルトリコ、ヴァージン諸島、北マリアナ諸島。

定は第 5321 条(a)項（12 USC 5321(a)）に置かれている。

② 目的

FSOC の目的は、以下のとおりである（12 USC 5322(a)(1)）。

(A) 国内の金融システムの安定性にかかるリスクを特定すること

(B) 市場関係者による政府からの救済に関する期待を打消し、市場の規律を高める取り組みを行うこと

(C) 国内の金融システムの安定性に対する脅威が生じた場合に、これに対処すること

③ 業務内容

FSOC の任務は、以下のとおりである

a) システミックな重要性が認められるノンバンク金融会社の認定（12 USC 5323(a)）

深刻な財務困難に陥った場合や性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて、米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社は、FRB の監督下に置かれる。

- 認定の基準
  - レバレッジの程度
  - 簿外エクスポージャーの程度と性質
  - 他の主要な（significant）金融会社や銀行持株会社との取引・関係の深度と性質
  - 当該会社の信用供与に対する家計・実業界・連邦および州政府の依存度、および当該会社の流動性供与に対する金融システムの依存度
  - 当該会社の信用供与に対する低所得層・マイノリティ等の依存度
  - 資産を管理（「保有」ではない）している度合い、および管理下資産のオーナーシップの分散度
  - 業務の性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・構成
  - 第一義的金融監督機関[36]により規制を受けている度合い
  - 金融資産の額と性質
  - 負債の額とタイプ（短期資金への依存度等）、等
- 当該会社ないしその子会社に第一義的金融監督機関が存在する場合は、最終的な決定を下す前に、当該第一義的金融監督機関と協議する。

---

36 第一義的金融監督機関については、アメリカⅡ５（８）④第一義的金融監督機関を参照のこと。

- 入手情報や経営陣との協議のみでノンバンク金融会社のシステミックな重要性を認定できない場合は、FRB に立入検査を依頼することができる。

b) システミックに重要な金融市場ユーティリティの認定（12 USC 5463）

金融市場ユーティリティ（financial market utilities）とは、金融機関間または金融機関とその他の者との間で行われる資金や証券の移転、清算、決済やその他の金融取引のための多極間システムを管理運用する者を指す（12 USC 5462(6)）。

FSOC は、システミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティやその業務（支払・清算・決済業務）を認定し、認定された金融市場ユーティリティや業務には FRB が設定するリスク基準が適用される。

- 認定の基準

  金融市場ユーティリティの機能に支障をきたした場合に、金融機関または市場に流動性ないし信用問題が広がり、金融システムの安定が脅かされる可能性が高いと判断された場合、認定の対象となる。

  認定の基準としては、以下の事項が考慮される。

  - 取引総量
  - 取引相手に対するエクスポージャー
  - 他の決済システムとの関係・相互依存度
  - 破綻した場合に枢要な市場、金融機関、金融システムに及ぶ影響、等

- FSOC は、最終的な決定を下す前に、FRB および当該決済システムに対して第一義的監督権限を有する連邦金融監督機関[37]との協議を行う。

c) その他の任務（12 USC 5322(a)(2)）

- 構成員（アメリカⅡ２（８）④組織を参照）や連邦・州金融規制当局から情報を収集。また、必要に応じ、金融調査庁（Office of Financial Research, OFR）に依頼して銀行持株会社やノンバンク金融会社から情報を収集させる。
- OFR に対し、データの提供や分析の実施を求める。
- 金融サービス市場をモニターし、米国の金融安定に対する脅威を把握する。
- 金融規制にかかる内外の提案や動向（保険・会計関連の動向を含む）をモニターし、議会に対し米国金融市場のインテグリティ・効率性・競争力・安定に資する助言や提言を行う。
- 構成員をはじめ連邦および州の金融規制当局間の意見交換と調整を支援する。
- 構成員に対し、監督上の優先課題や原則につき提言を行う。
- 規制のギャップを把握する。

---

37 第一義的監督権限を有する金融監督機関については、アメリカⅡ５（８）④第一義的金融監督機関を参照のこと。

- FRB に対し、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社および大規模銀行持株会社に適用する高い健全性基準について提言を行う。
- 第一義的金融規制当局に対し、基準やセーフガードの導入・強化を提言する。
- 現行の会計原則・基準・手続や関連の提言をチェックし、必要に応じ SEC および基準設定団体にコメントを行う。
- 市場動向や規制問題を協議・分析し、監督権限を巡るメンバー間の紛争を解決するためのフォーラムを提供する。
- 議会に年次報告を提出し、議会証言を行う。

④ 組織

FSOC は、議決権を持つ構成員（計 10 名）と、議決権を持たない構成員（計 5 名）により構成される（12 USC 5321(b)）。

➢ 議決権を持つ構成員

(A) 財務長官（FSOC 議長）
(B) 連邦準備制度理事会（FRB）議長
(C) 通貨監督庁（OCC）長官
(D) 消費者金融保護局（CFPB）局長
(E) 証券取引委員会（SEC）委員長
(F) 連邦預金保険公社（FDIC）総裁
(G) 商品先物取引委員会（CFTC）委員長
(H) 連邦住宅金融庁（FHFA）長官
(I) 信用組合監督庁（NCUA）理事会議長
(J) 大統領が指名する独立した保険の専門家

➢ 議決権を持たない構成員

(A) 金融調査局（OFR）局長
(B) 連邦保険局（FIO）局長
(C) 州保険監督機関の代表者
(D) 州銀行監督機関の代表者
(E) 州証券監督機関の代表者

⑤ 職員数

FSOC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-24　　FSOC の職員数
（2013 会計年度）

		職員数
全職員（事務局、フルタイム換算）		24
うち	検査に従事する職員	–
	国際部門の職員	–

出所：FSOC Budget 2014

⑥ 予算規模・予算源

FSOC の予算は、財務省金融調査局（Office of Financial Research）の予算から支出される（12 USC 5328）。

なお、金融調査局は、FRB による監督を受ける連結資産 500 億ドル以上の銀行持株会社およびノンバンク金融会社に対する賦課金（assessment）を財源とする。（12 USC 5345）

図表　米-25　　FSOC の予算規模・予算源
（実績）

（単位：1,000ドル）

		2012年度	2013年度
収入		–	–
支出		10,776	11,899
	人件費、非人件費		5,573
	FDICの業務費用に対する、FSOCからの補填		6,327

出所：FSOC Budget 2014

（９）　消費者金融保護局（Bureau of Consumer Financial Protection, CFPB）

① 根拠法令

消費者金融保護局（以下、CFPB という）は、ドッド・フランク法に基づき、2010 年に設立された[38]。

合衆国法典では、CFPB に関する規定は第 12 編第 53 章サブチャプター5（Title 12, Chapter 53, Subchapter V）に収録されている。CFPB の創設についての規定は第 5491 条(a)項（12 USC 5491(a)）に置かれている。

② 目的

CFPB は、全ての消費者が消費者向けの金融商品・サービス市場へのアクセスを有すること、および、消費者向け金融商品・サービス市場の公正性、透明性および競争を確

[38] CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2013（以下、CFPB 年次報告書（2013 会計年度）という）, p.6.
http://www.consumerfinance.gov/budget/

保することを目的として、金融消費者保護に関連する連邦法を施行し、必要な場合には執行を行う（12 USC 5511(a)）。

③ 業務内容

CFPB の主要業務は、以下のとおりである[39]。

- 規則を定め、関係企業（companies）を監督し、金融関連の消費者保護にかかる連邦法を執行すること（enforce）
- 不公正な、詐欺的な、あるいは悪辣な（unfair, deceptive, or abusive）行為や慣行を禁ずること
- 消費者の苦情申立（complaints）を受け付けること
- 金融教育を促進すること
- 消費者の（金融）行動を研究すること
- 消費者に対する新たなリスクが発生していないか監視すること
- 消費者金融の分野における差別その他不公正な取扱いを禁止すべく法を執行すること

④ 組織

CFPB は、連邦準備制度内に独立した部局（bureau）に設立されている（12 USC 5491(a)）。

CFPB の局長（Director）は、上院の助言と同意に基づいて、大統領が任命（任期 5 年）する（12 USC 5491(b)）。

CFPB の本部は、ワシントン DC に置かれる。局長は、地方支部を設置することができる（12 USC 5491(e)）。2013 年 9 月末現在、地方支部は 3 ヶ所(シカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコ)に置かれている[40]。

---

[39] CFPB ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.consumerfinance.gov/the-bureau/

[40] CFPB 年次報告書（2013 会計年度）, p.8.

CFPB の組織図は以下のとおりである。

図表　米-26　　CFPB の組織図

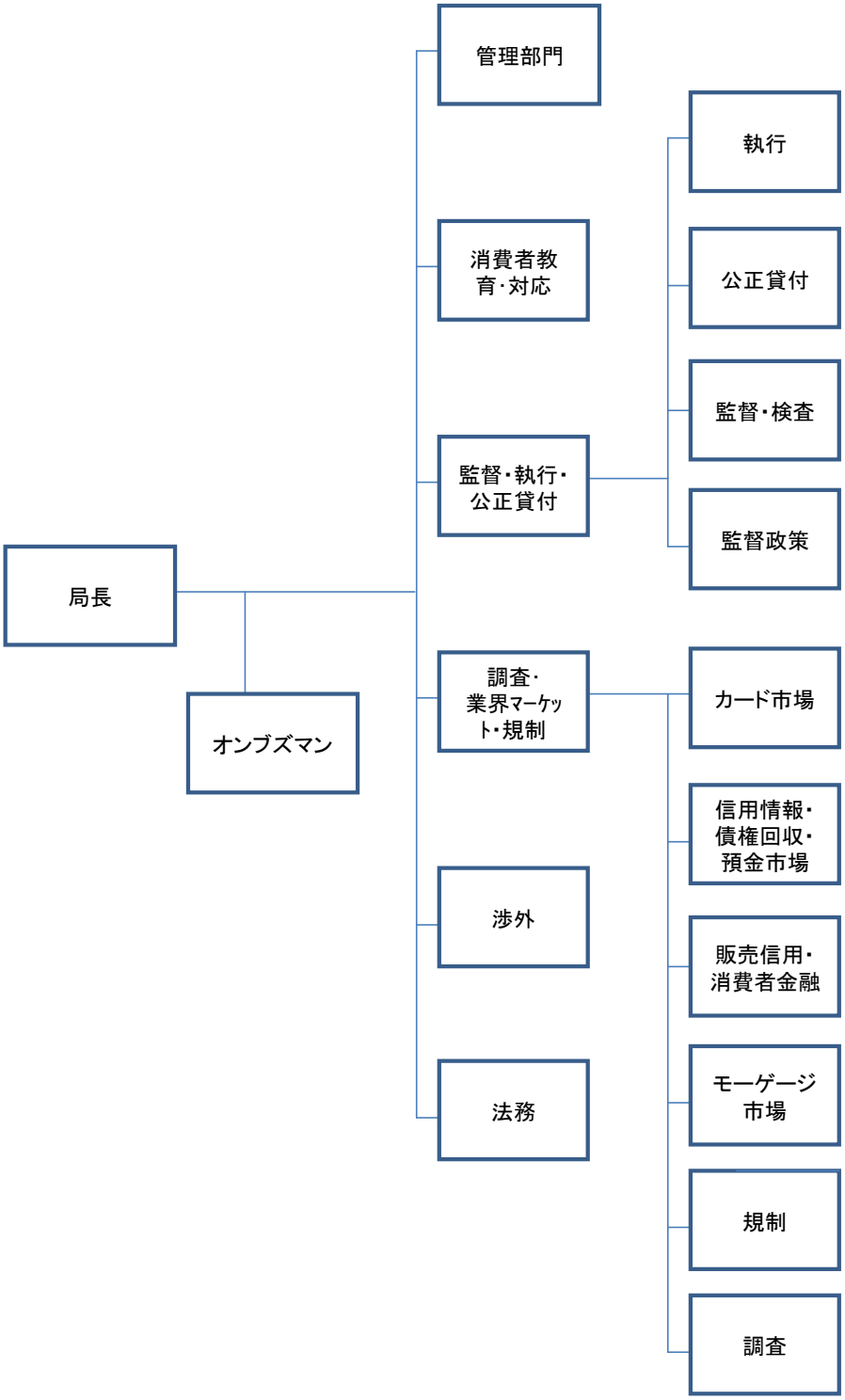

出所：CFPB ウェブページ等より作成

⑤ 職員数

CFPB の職員数は下表のとおりである。

図表　米-27　　CFPB の職員数
（2012 会計年度）

		職員数
全職員		970
うち	監督・法執行部門・公正貸付規制担当部門	455
	国際部門	−

出所：CFPB Financial Annual Report FY2012

⑥ 予算規模・予算源

CFPB の経費は、連邦準備制度の収益により賄う。CFPB 局長が必要と判断する額を四半期毎に連邦準備制度から移転する（12 USC 5497(a)(1)）

ただし、連邦準備制度からの年間の移転額は、同制度の 2009 年度における総経常支出額の一定割合を上限とする。上限値は以下のとおり。

- 2011 年は 10%
- 2012 年は 11%
- 2013 年以降は 12%

なお、上記上限は、公務員給与上昇率に照らして毎年調整される（12 USC 5497(a)(2)）。

図表　米-28　　CFPB の予算規模・予算源
（2012 会計年度）

（単位：100万ドル）

			金額
収入			378
	予算収入		375
		連邦準備制度からの財源移転	343
		民事制裁金からの繰入額	32
		州間土地売買に伴う手数料	0
	その他の収入		3
支出（事業運営費用）			246

出所：CFPB Financial Annual Report FY2012

（１０）連邦保険局（Federal Insurance Office, FIO）

① 根拠法令

連邦保険局（以下、FIO という）は、ドッド・フランク法に基づき設立された。

FIO に関する規定は、合衆国法典第 31 章第 313 条（31 USC 313）に置かれている。

② 目的

FIO は、保険業務に対する一般的な監督あるいは規制権限を持つ機関ではなく、連邦レベルで必要とされる保険の専門性を構築している[41]。

③ 業務内容

FIO の果たす機能は、以下のとおりである（31 USC 313(c)）。

- 保険業界全般をモニターする（保険規制の問題点や間隙の把握を含む）。
- マイノリティ、低所得層等が適切な保険商品にどの程度アクセスを有するかをモニターする。
- 保険会社の SIFC 認定について FSOC に提言を行う。
- 財務長官を助けてテロ保険プログラムを運営する。
- 保険業務の健全性に係る国際協議において、連邦レベルの作業を調整し、方針を策定する（保険監督者国際機構（IAIS）において米国を代表することを含む）。
- 保険業務の健全性に係る州の規定に国際的な取極めが優先するか否かを判断する。
- 保険関連の全国的な問題や保険業務の健全性にかかる国際的な問題について州と協議する。
- 保険を巡る国内・国際問題について財務長官に助言を行う。
- アドバイザーとして FSOC に参加する。

---

41 財務省ウェブサイトでの記述に基づく。
"Federal Insurance Office Created Under the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: Frequently Asked Questions"
http://www.treasury.gov/initiatives/wsr/Documents/FAQs%20-%20Federal%20Insurance%20Office%20-%20December%202010.pdf

④ 組織

FIO は、財務省内の部局として設立されている。局長は財務長官が任命する（31 USC 313(a), (b)）。

FIO 内部の組織図は、公表されていないものの、財務省の組織における FIO の位置づけの概要は下図のようになる。

図表　米-29　　FIO の組織図

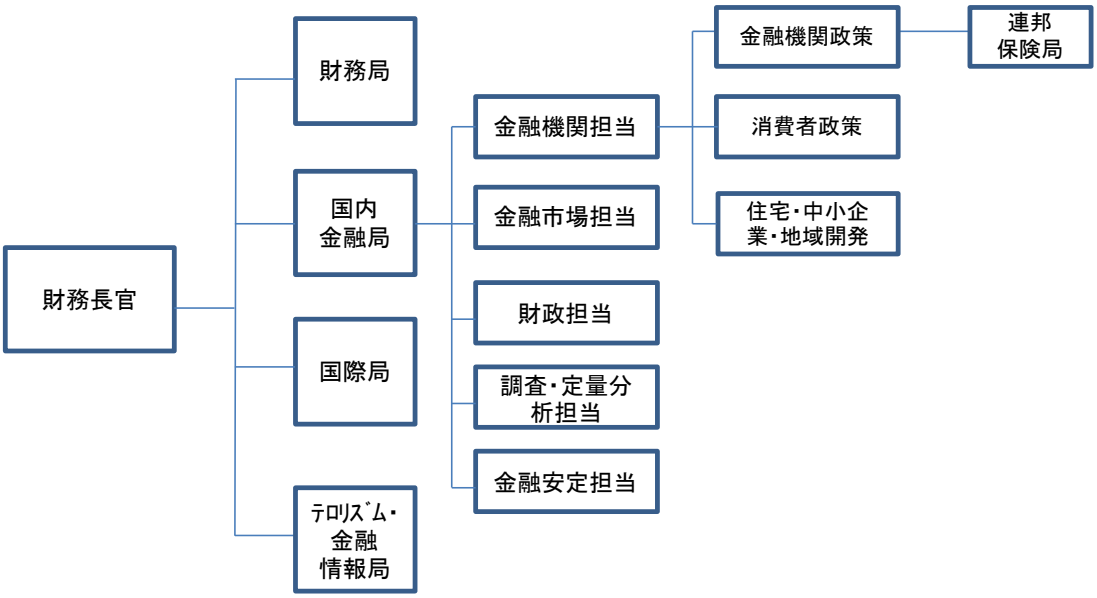

⑤ 職員数

FIO の職員数については、公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

FIO は、業務の遂行にあたって財務省の人員、施設、その他の資源を用いることとされている（31 USC 313(q)）。FIO の予算は、財務省の部局（Departmental Offices）の予算に含まれている。

ただし、FIO への予算の割当については、公表されていない。

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法律

アメリカの議会に法案を提出することができるのは、国会議員のみである。ただし、アメリカ憲法（第 2 編第 3 節）に、大統領の議会に対する国政報告と施策勧告が定められており、政府機関が提案し、議会に提出される法案も少なくない。法案は、法案が提出された後の審議の段階で、通常幾度も修正される。

各院議会に提出される法案の数は多いが、一議会で成立する法律の数は限られている。例えば、第 110 議会（2007 年 1 月 4 日から 2009 年 1 月 2 日まで）では、11,081 件の法案が提出され、成立した法律は、460 件だった。

背景としては、同じテーマに関する法案が提出され、審議過程で一本化されることが多いほか、法案提出によるメッセージ性に着目し、提出される場合もあるとされる。

（２） 法律に基づく規則

議会で定められた法律の下には規則（Rule または Regulation）が置かれており、ガイドライン的な性格をもつ通達（Circular 等）も多数発出されている。規則制定の改廃過程は行政手続法の手順によっている。金融監督機関による規則案の公表に際しては、事前にパブリック･コメントの提出機会が与えられた後、最終的な規則の制定がなされる。

法令に基づく規則制定の権限は、制度または具体的な監督規制事項に応じ、関連する連邦および州の金融監督機関にそれぞれ付与されており、以下のような規定振りとなっている。金融安定監督評議会および連邦保険局には、規則制定の権限はない。

① OCC（規制対象：国法銀行、連邦貯蓄金融機関）

通貨監督庁（OCC）は、明示的かつ排他的に他の監督当局に留保されている権限を除き、その責務を履行するために規則を制定する権限を有する（12 USC 93a）。

② FRB（規制対象：銀行持株会社、連邦準備制度（FRS）加盟銀行）

連邦準備制度理事会（FRB）は、銀行持株会社に関する規定を執行、遂行し、その脱法行為を防止するために必要とされる規則および命令を発する権限を有する（12 USC 1844(a), (b)）。

③ FDIC（規制対象：預金保険加入銀行）

連邦預金保険公社（FDIC）は、他の規制当局に付与されている権限を除き、FDICが管理および執行する責務を有する規定を実施するための規則を制定する権限を有する（12 USC 1819(a) Tenth）。

④ 州銀行局（規制対象：州法銀行）（例：ニューヨーク州）

銀行理事会は、この法律の条項を履行するために、５分の３以上の賛成をもって、法律に整合的な規則を制定、変更、改正する権限を有する（ニューヨーク州銀行法第 2 条第 14 項）。

⑤ SEC（規制対象：証券会社、投資顧問業者）

証券取引委員会（SEC）は、SEC が責任を負う本法の規定の実施または本法により与えられた職務の執行に必要または適当な規則を制定する権限を有する（15 USC 78w）。

⑥ 州保険局（規制対象：保険会社）（例：ニューヨーク州）

保険監督官は、以下のことに関して、本法の規定に整合的な規則を制定、廃止、または改正する権限を有する（ニューヨーク州保険法第 3 条第 301 項）。

a) 保険局に割り当てられた責務の管理
b 本法の規定に基づき様式または規則を制定するために付与された権限の行使
c) 本法の規定の解釈
d) 保険局の実務において従うべき手続きの管理

⑦ 消費者金融保護局（規制対象：消費者向けの金融商品・サービスを提供する機関・事業者）

消費者金融保護局長は、金融消費者保護に関連する連邦法の目的を実行し、連邦法違反を防ぐ上で必要、または妥当な規則の策定、および命令やガイダンスの発出を行うことができる（12 USC 5512(b)）。

４． 免許付与等

（１） 預金取扱金融機関

米国では二元銀行制度（Dual Banking System）の下、連邦法に基づく国法銀行と州法に基づく州法銀行とが併存しており、連邦機関である通貨監督庁（OCC）と州銀行当局とがそれぞれ、銀行に対する免許付与と監督とを排他的に実施している。

貯蓄金融機関と信用組合についても同様に、連邦法と州法による二元的な免許付与・監督が行われている。

① 国法銀行

a) 免許付与

i. 免許付与

国法銀行として銀行業務を営む免許を付与する権限は OCC にある（12 USC 27）。

ii. 免許付与要件

慎重な事実調査により、当該組織に銀行業務を開始する正当な権限を付与することが適当と認められる場合、OCC は当該組織が銀行業務を開始することについての免許を発行するとされている。

ただし、OCC は株主が本法に規定する正当な目的以外のために構成されたと推測するに足る理由があるときはいつでも、免許付与を留保することができる。（12 USC 27）。

b) 変更・取消

国法銀行の取締役が、本法の規定に故意に違反した場合、またはその役職員、代理人が本法の規定に故意に違反することを容認した場合には、当該銀行のすべての権利、特権は剥奪されるものとする。OCC が提起した訴訟の判決により当該違反の事実が確定した場合には、当該銀行の解散が宣言される（12 USC 93(a)）。

② 州法銀行

a) 免許付与（例：ニューヨーク）

i. 免許付与

州法銀行は、各州政府（銀行局）により州免許が付与される（ニューヨーク州銀行法第 2 条第 14 項(a)）。

州法銀行の FRS や FDIC への加盟の要否は、各州法の規定により異なる。

ii. 免許付与要件

州法銀行免許付与の要件は、各州法の規定により異なる。ニューヨーク州では、州法銀行免許の申請を認めるか否かについて、以下の規準に照らして判断するとしている（ニューヨーク州銀行法第 2 条第 24 項）。

- 経営者の適格性
- 申請者が銀行法の趣旨に沿って、誠実かつ効率的に業務を行えるかどうか
- 申請者への免許付与により、公衆の利便性や利益が向上するかどうか

b) 変更・取消（例：ニューヨーク）

ニューヨーク州では、州銀行監督官が免許取消に相当する理由があると考える場合には、当該銀行への通知および意見聴取の後、免許の取消を行うことができると規定している（ニューヨーク州銀行法第 2 条第 40 項）。

③ 銀行持株会社

a) 認可付与

i. 認可（approval）

法人が銀行持株会社になるためには、FRB による事前の認可が必要とされる（12 USC 1842(a)）。

認可を得た銀行持株会社は、FRB への登録を行わなければならない（12 USC 1844(a)）。

ii. 認可要件

銀行持株会社の認可は、以下の観点から総合的に審査される（12 USC 1842(c)）。

- 競争政策上の観点
- 銀行持株会社および銀行の財政的･経営的資源、将来展望、地域における便益の観点
- FRB が適切と考える資料など、FRB による監督上の観点
- マネー・ローンダリング対策の実効性の観点
- 米国の銀行システム、金融システムの安定性に対する集中リスクが増大しない

か、という観点　　／など

b)　変更・取消

銀行持株会社の登録取消に関する規定はない。

ただし、FRB は、銀行持株会社の活動、あるいは非銀行子会社の所有等により、当該銀行持株会社の銀行子会社に深刻なリスクが生じていると判断した場合は、銀行持株会社に対して、当該非銀行子会社、銀行子会社の売却等を行うように命令することができる（12 USC 1844(e)）。

④ 金融持株会社

a)　届出

i.　<u>届出（notice）</u>

銀行持株会社は、原則として銀行業や銀行及びその子会社の経営管理に関する業務又は子会社へのサービスの提供以外の業務を行うことができない。[42]

ただし、FRB に金融持株会社としての届出を行うことにより、FRB が規則によって定める金融の性質を有する業務[43]を行うことができる（12 USC 1843(k)(5)）。

ii.　<u>要件</u>

金融持株会社として非銀行業務に従事するには、以下の要件を充足していることが求められる（12 USC 1843(l)）。

- 当該持株会社の傘下にあるすべての預金取扱金融機関において、資本が充実しており（well capitalized）、経営管理が良好（well managed）であること。
- 当該持株会社自体の資本が充実しており、経営管理が良好であること。

b)　変更・取消

FRB は、金融持株会社が上記 ii の要件を満たしていないと判断した場合には、是正を要求する通達を発することができる。是正がなされない場合、FRB は当該金融持株会社に対し、銀行子会社の所有停止、あるいは非銀行業務の停止を要求することができる（12 USC 1843(m)）。

---

[42] アメリカⅡ１（１）②銀行持株会社を参照のこと。

[43] 金融持株会社が行うことのできる金融の性質を有する業務については、アメリカⅡ１（１）②銀行持株会社を参照のこと。

⑤ 連邦貯蓄金融機関

貯蓄金融機関の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許は OCC により付与、州法免許は州政府により付与される。

連邦貯蓄金融機関の免許に関する規定は以下のとおりである。

a) 免許（charter）付与

i. 免許

連邦貯蓄金融機関の免許は、OCC が付与する権限をもつことが定められている。（12 USC 1464(a)）

ii. 免許付与要件

免許は以下を全て充足する場合に限って許可される（12 USC 1464(e)）。

(1) 申請者が良い性質と責任感（good character and responsibility）を備えた人物であること。

(2) 当該コミュニティにおける必要性が認められること。

(3) 申請者が貯蓄金融機関として業務を行うことが、有益かつ持続可能なものになるという可能性が合理的に認められること。

(4) 既存の貯蓄金融機関等の事業を不当に侵害することなく設立可能であること。また、OCC が定める貯蓄金融機関の資本金要件（最低資本金額、または資産に対する資本比率）を満たすことも要求される（12 USC 1464(s)）。

b) 変更・取消

免許の変更・取消について、明文での規定はない。

⑥ 連邦信用組合

信用組合の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許はNCUAにより付与、州法免許は州政府により付与される。

連邦信用組合の免許に関する規定は以下のとおりである。

a) 免許付与

i. 免許

連邦信用組合への免許付与はNUCAが行う（12 USC 1754）。

ii. 免許付与要件

免許付与にあたっては、以下の点が考慮される（12 USC 1754）。

(1) 設立趣意書（organization certificate）が所定の要件を満たしていること。

(2) 申請者の性質が良好で業務適格性があること。

(3) 設立に関する経済的な裏付けがあること。

b) 変更・取消

NCUAは、連邦信用組合が破産、債務不履行の状態、または関連法規に違反していると判断した場合には（upon its finding）、NUCAの理事会（The Board）は、免許の停止、取消、清算手続きの開始と管財人の任命を要求することができる（12 USC 1766(b)(1)）。

（２） 証券会社（ブローカー・ディーラー）

a) 認可付与

i. 登録

SEC への登録を行わずに、ブローカーまたはディーラーとしての業務を行うことは違法である（15 USC 78o(a)(1)）。

ii. 登録要件

SEC は、登録の停止または取消の要件に該当すると認定した場合には、当該登録を拒否しなければならないとされている（15 USC 78o(b)(1)）。登録の停止・取消要件については、下記の b) 変更・取消において記載している。

b) 変更・取消

SEC は、ブローカーまたはディーラー、もしくはそれらと提携関係を持つ者が、次に定める事実に該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、ブローカーまたはディーラーとしての登録の停止または取消しをすることができる（15 USC 78o(b)(4)）。

- 登録の停止・取消要件
  - (A) 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと。
  - (B) 一定の罪について有罪宣告を受けたこと。
  - (C) 裁判所の命令または判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること。
  - (D) SEC 所管法令に故意に違反したこと。
  - (E) 他の者による SEC 所管法令への違反の幇助等を故意に行ったこと。
  - (F) ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと。
  - (G) 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと。
  - (H) 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、および連邦金融監督機関によって、違反等に対する最終処分の決定が下されたこと。

（３）　保険会社

保険会社に対しては、州当局が認可を付与する。

a)　認可付与（例：ニューヨーク州）

i.　認可

州政府の保険監督官の免許を受け、または、免許要件を免除されなければ、保険事業を営むことはできない(ニューヨーク州保険法第 11 条第 1102 項(a))。

ii.　認可要件

保険監督官は、以下の場合に免許の付与を拒否できる。

- 免許の付与・更新の拒否がニューヨーク州民にとって最上の利益になると判断した場合（ニューヨーク州保険法第 11 条第 1102 項（d))
- 申請者が、資本金をはじめ、定められた財務条件を満たしていない場合（同項(e)(1), (4))
- 発起人または取締役が有罪判決を受けていたり、信頼し得ぬ人物と認定したりした場合（同項(e)(2))
- 公衆を欺瞞または誤導しかねない名称で事業を行おうとすると判断した場合（同項(g)(1))

b)　変更・取消

保険監督官は、保険会社がこの法律上の要件を遵守できず、かつ、州民の利益を守るために必要と判断した場合、他州又は外国の保険会社に与えた免許を取り消すことができる。なお、当該取消原因がもはや存在しないと保険監督官が認定する場合には、免許を復活することができる（保険法第 11 条第 1104 項(a))。

（４）　投資運用業者

米国における投資運用業者は、投資ファンドの資産の運用指図を行う業者（アメリカⅡ１（４）投資運用業者を参照）であり、投資顧問業者としての登録を義務付けられている。

なお、投資顧問業者の登録義務については、アメリカⅡ４（５）投資顧問業者を参照。

（５） 投資顧問業者

a） 登録

i. 登録義務

SEC への登録を行わずに、投資顧問業者として州境を超えた業務を行うことは違法となる（15 USC 80b-3(a)）。ただし、以下の適用除外条件に該当した場合、SEC へ登録を行わなくても、州境を超えた業務が可能となる。

ア）適用除外

以下の者については、SEC への登録は任意となる。

- 州内顧問業（Intrastate Advisers）
  事業所も顧客も全て同じ州内にあり、かつ上場有価証券に関する助言を行わない場合
- 保険業に対する顧問業（Advisers to Insurance Companies）
  保険会社のみを顧客とする顧問業
- 在外私募顧問業（Foreign Private Advisers）
  米国内に拠点がなく、米国顧客が 15 人未満でかつそれらへの助言対象が私募ファンドに限定されている等の要件を満たす場合
- 慈善団体等（Charitable Organizations and Plans）
  慈善団体、あるいはその信託受託者、役員、従業員等が、それらの慈善団体等に対して助言を行う場合
- 商品投資顧問業（Commodity Trading Advisors）
  CFTC の管轄下にあり、（証券）投資顧問業としての実態がない場合
- 私募ファンドの顧問業（Private Fund Advisers）
  米国内の運用資産が$150 百万未満の私募ファンドのみを対象とする顧問業
- ベンチャーキャピタルへの顧問業（Venture Capital Advisers）
  ベンチャーキャピタルのみを顧客とする顧問業
- SBIC への顧問業（Advisers to Small Business Investment Companies）
  中小企業投資会社法（Small Business Investment Companies Act of 1958）に基づく免許を受けた投資ファンドのみを対象とする顧問業

イ）州法による規制

主たる事業所を構え、また事業を行うところの州による規制の適用を受ける投資顧問業者は、原則としてSECへの登録義務を負わない。ただし、以下の場合にはSECへの登録が必要となる（15 USC 80b-3a(a)）。

- 運用資産の額が2,500万ドル以上、またはSECが規則によって定める以上の額である場合
- 投資会社法に基づいてSECへの登録を行っている投資会社に対して顧問業を行う場合

ii. 登録要件

SECは、登録取消要件に該当する認定した場合には、登録を拒否しなければならないとされている（15 USC 80b-3(c)）。登録の停止・取消要件については、下のb）変更・取消において記載している。

b) 変更・取消

SECは、以下の場合に問責（censure）、12ヶ月を超えない期間にわたる業務の制限、登録の取消（revoke the registration）を行うことができる（15 USC 80b-3(e)）。

- 登録の取消要件
  - 申請・報告等において、重要な事実（material fact）に関する虚偽の、あるいは詐欺的な表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合
  - 一定の罪について有罪宣告を受けたこと。
  - 国内外の裁判所の命令または判決により、投資顧問業やその他の金融業務（証券業、銀行業、保険業、商品取引業など）の営業等を禁止されていること。
  - SEC所管法令に故意に違反したこと。
  - 他の者によるSEC所管法令への違反の幇助等を故意に行ったこと。
  - 投資顧問業務に関連して、SECによる排除、資格停止命令の対象となったこと。
  - 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと。
  - 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、および連邦金融監督機関によって、違反等に対する最終処分の決定が下されたこと。

（６） 保険仲介業者

保険仲介業者の認可については、州法の規定に従う。

a) 認可付与（例：ニューヨーク州）

i. 認可

保険の代理人（agent）および仲介人（broker）は、州政府による免許を必要とする（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2102 項）。

代理人とは、保険会社（an insurer）、共済組合（fraternal benefit society）、健康維持機構（HMO；health maintenance organization。州保健法 44 条に基づき承認されたもの）によって、公認・承認された代理人や復代理人等で、保険会社等に代わって勧誘、交渉、販売を行うものをいう（ただし、登録保険仲介人は除く）（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2101 項(a)）。

仲介人とは、自分自身以外の被保険者や登録保険仲介人に代わって保険契約に携わり、報酬等を得るものをいう（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2101 項(c)）。

ii. 認可要件

代理人に関しては、18 歳以上であること、監督者（ニューヨーク州保険局長）が指定する内容をあらかじめ届け出ること、筆記試験に合格すること等が要求されている（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2103 項）。

仲介人に関しては、18 歳以上であること、監督者（ニューヨーク州保険局長）が承認した講習過程を修了していること、直近 3 年間において通算 1 年以上、保険会社等に常勤雇用されていること等が要求されている（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2104 項）。

b) 変更・取消（例：ニューヨーク）

関連法規等の違反、認可の申請に際して提示された情報に重大な誤り、業務に関連する資金の流用があった場合などには、保険監督官は、認可の更新拒否、取消、一定期間の停止を決定することができる（ニューヨーク州保険法第 21 条第 2110 項）。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

① OCC

a) 報告徴求

すべての国法銀行は、OCC に対して、経営状況に関する報告をしなければならない。OCC は、定型様式による報告を、期限日に銀行から徴求することができるほか、OCC が監督に関する職務を遂行する上で必要と判断したときはいつでも、特定の銀行から特別報告書を徴求することができる（12 USC 161(a)）。

b) 検査

OCC は、財務長官の承認を得て、必要と認める都度すべての国法銀行を検査する検査官を任命しなくてはならない。検査官は、国法銀行に関するすべての事項について検査を行う権限を有しており、その過程において銀行等の役員等に対して質問することができる。

銀行が検査を拒んだ場合や検査の際に要求された情報の提出を拒んだ場合には、所要の手続に従い、国法銀行の行使できる権利（業務を実施する権利など）が剥奪されることがある。

検査官は検査対象銀行の経営状況について完全かつ詳細な検査報告書を OCC に対して提出しなければならない。

OCC は、検査結果に基づく勧告または提案を国法銀行に通知した後、120 日以内に当該銀行が OCC を満足させる内容の措置をとらない場合には、所要の手続を経てその検査報告書を公開することができる（12 USC 481）。

c) 処分

連邦銀行監督機関（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。このため、OCC は監督対象である国法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

i. <u>業務改善・停止命令（Cease and Desist Orders）</u>

連邦銀行監督機関は監督下の銀行について以下のような事由があるときは、所要の手続を経た上、当該銀行に対して業務改善・停止命令を発することができる（12 USC 1818(b)）。

- 銀行またはその経営者等が危険または不健全な業務運営を行ったとき。
- 銀行またはその経営者等が法令、当局が文書により課した条件、文書による合意事項に違反したとき。

ii. 一時業務改善・停止命令（Temporary Cease-and-Desist Orders）

以下の場合、連邦銀行監督機関は銀行に対し、一時業務改善・停止命令を発することができる（12 USC 1818(c)）。

- 預金受入金融機関または経営者等の法令違反がある場合（違反がおこる危険性のある場合も含む）。
- 危険な、あるいは不健全な取引により、以下のような状況が生じうると連邦銀行監督機関が判断した場合
  - 当該金融機関の支払不能
  - 当該金融機関の資産または収入の重大な毀損
  - 当該金融機関の財務状況の悪化
  - 預金者の権利に対する侵害

iii. 民事制裁金（Civil Money Penalty）

連邦銀行監督機関は、銀行が法令等に違反したときは、その態様（過失・故意の程度、損失・不当利得の額等）に応じて、違反の存続期間にわたって最大で 1 日当たり 100 万ドルまたは総資産額の 1%の民事制裁金の賦課を裁判所に申し立てることができる（12 USC 1818(i)）。

iv. 役職員等の解任・復職禁止命令

連邦銀行監督機関は、銀行の取締役・役職員等の関係者が、直接または間接に以下の行為を行い、当該行為が関係者の不誠実を伴う場合や銀行業務の安全性や健全性を故意にまたは継続的に軽視していると判断される場合には、文書により、これらの者の解任、当該役職に復帰することを禁ずることができる（12 USC 1818(e)）。

- 法令や業務改善・停止命令に違反した場合
- 銀行、またはその業務に関連して危険または不健全な行為を行った場合
- 信認義務に反する行為、不作為、または慣行を行った場合

d) 検査の実施状況[44]

i. 検査手法

ア）継続的監督（ongoing supervision）

継続的な監督は、対象となる銀行の規模に応じて行われる。

- 大規模な銀行
  - 対象となる銀行数は 19 行（2012 会計年度）[45]。
  - ワシントン DC にある OCC 本部が担当する。
  - 各銀行内に専属の監督官（examiner-in-charge, 以下 EIC という）が常駐し、対象銀行のリスク状況の把握、経営陣とのコミュニケーション、監督上の措置に対するフォローアップなどを行う。
- 中規模銀行、コミュニティバンク
  - OCC 支部（全米 60 以上の都市に設置）が担当する。
  - 各銀行について担当監督官（中規模銀行では EIC、コミュニティバンクでは portfolio manager と呼ばれる）が任命され、銀行のリスク状況の把握や、OCC と銀行とのコミュニケーションにあたる。

イ）立入検査（on-site examination）

立入検査には、全面的な（full-scope）立入検査と、特定の商品、機能、リスク分野等のみを対象とする選択的な（targeted）立入検査とがある。

ii. 検査頻度

法令により、連邦銀行監督機関は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、監督対象である預金取扱金融機関の全面的な立入検査を行わなければならないとされている（12 USC 1820(d)）。これに基づき OCC は、少なくとも 12 ヶ月に 1 度は国法銀行の立入検査を実施している。

ただし、以下の条件に該当する国法銀行は、18 ヶ月に 1 度まで検査の頻度を下げることができる（12 USC 1820(d)(4)）。

- 総資産が 5 億ドル未満である。

---

[44] 本項の記述は、以下の資料に基づく。
・OCC 年次報告書（2012 会計年度）、
http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/annual-reports/index-annual-reports.html
・OCC, “Comptroller’s Handbook: Bank Supervision Process” (September 2007)
http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/banksupervisionprocess.html

[45] OCC 年次報告書（2012 会計年度）p.8.

- 資本の充足状況が良い（well capitalized）[46]。
- 直近の検査において、以下の条件をともに満たしている。
  - OCC から、統一金融機関評価システム（Uniform Financial Institutions Rating System, UFIRS）の経営管理評点 1 または 2 を得ている。
  - OCC から、UFIRS の総合評点 1 または 2 を得ている。
- 現時点において、FDIC、OCC、FRS からの執行や命令を受けていない。
- 直近 12 ヶ月の間に、当該銀行の支配権を取得した者がいない。

iii. 検査官数

OCC の検査官の数は公開されていない。

② FRB

a) 報告徴求

FRB は、必要と考える場合にはその裁量によって、連邦準備制度（FRS）に加盟する各銀行に対し、会計帳簿や個別の関心事項に関する申告・報告を求めることができる（12 USC 248(a)）。

b) 検査

i. 一般的検査

FRB は、FRS に加盟する州法銀行に対する検査権限を持つ（12 USC 325）。

なお、連邦準備銀行の理事が承認した場合には、州当局が実施した検査の結果を、FRB の検査結果に代用することができる（12 USC 326）。

ii. 特別検査

州当局による検査結果で代用した場合であっても、FRB が必要とする場合には、自ら選定した検査官による特別検査を命じることができる（12 USC 326）。

c) 処分

連邦銀行監督機関（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。これに基づき、FRB は監督対象である FRS 加盟州法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）

[46] 資本の充足状況については、OCC 規則（12 CFR 6）によって定義されている。

- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカⅡ５（１）①OCC c)処分を参照のこと。

d) 検査の実施状況[47]

i. 検査手法

ア）立入検査（examination）

立入検査では、以下の点についての評価を行う。

- 経営者による企業統治の適切性についての評価
- リスク管理および内部統制プロセスの質についての評価
- 資本、資産のクオリティ、収益、流動性など、主要な財務ファクターについての評価
- 関連法令の遵守状況についての評価

イ）専門検査（specialized examination）

FRB は、IT 分野、信託業務、トランスファー・エージェント業務、公債のディーラー・ブローカー業務、証券金融業務について、専門検査を実施している。

ウ）継続的な監視

FRB は、FRS 加盟州法銀行の監督において、立入検査の実施後、次回検査までの間は、自動化されたスクリーニングシステムによって財務状況や業績の監視を行っている。

ii. 検査頻度

法令により、FRB は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、FRS 加盟州法銀行の全面的な立入検査を行わなければならないとされている（12 USC 1820(d)）。

ただし、所定の条件[48]を満たしている州法銀行については、検査の頻度を 18 ヶ月に 1 度まで下げることができる（12 USC 1820(d)(4)）。

iii. 検査官数

FRB の銀行監督・規制部門全体での職員数は、FRB 本部が 383 名（2012 年度末、定員ベース）、地区連銀が 3,725 名（2012 年度中の平均）で、合計すると 4,108 名となる。

---

[47] 本項の記述は、FRB 年次報告書（2012 会計年度）に基づく。

[48] 所定の条件については、アメリカⅡ５（１）①OCC を参照のこと。

③ FDIC

a) 報告徴求

連邦預金保険制度に加入、連邦準備制度（FRS）非加盟の州法銀行、および預金保険制度に加入する支店（連邦支店は除く）を持つ外国銀行は、FDIC に対し、FDIC の要求する内容・様式に則って、経営状況についての報告を行わなければならない（12 USC 1817(a)(1)）。

b) 検査

i. 一般的検査

理事会が必要を認めた場合、以下の金融機関に対し、任命された検査官による検査を行うことができる（12 USC 1820(b)(1), (2)）。

- 連邦預金保険制度に加入、かつ FRS 非加盟の州法銀行
- 連邦預金保険制度に加入する支店（連邦支店は除く）を持つ外国銀行
- 連邦預金保険制度への加入申請中の預金取扱金融機関
- 債務不履行の状態にある連邦預金保険制度加入の預金取扱金融機関

ii. 特別検査

検査官は、理事会が認める場合には上記の一般的検査に加え、連邦預金保険制度に加入する全ての預金取扱金融機関、FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社[49]、および大規模な銀行持株会社[50]を対象とする特別検査を行う権限を有する。

特別検査は、預金保険の対象となる機関の信用状況の見極め、あるいはこれらの機関の「秩序だった清算（orderly liquidation）」の実施に係る FDIC の権限の発動について決定するために行うものである（12 USC 1820(b)(3)）。

c) 処分

i. 連邦銀行監督機関に共通の権限

連邦銀行監督機関（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。

これに基づき FDIC は、預金保険制度に加入し、かつ、FRS 非加盟の州法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）

---

[49] FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社については、アメリカⅢ１（３）システミックな重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

[50] 連結ベース総資産が 500 億ドル以上の銀行持株会社が該当する（12 USC 5365(a)）。

- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカⅡ５（１）①OCC c)処分を参照のこと。

ii. 預金保険の終了

i)の権限に加え、FDIC は、預金保険制度への加入銀行が、以下のいずれかの事由に該当すると判断したときは、当該銀行の監督を行う連邦または州の銀行監督機関に対し、判断内容、判断に当たって考慮した事実・事情を通知し、所要の手続を経た上で、当該銀行の被保険者としての地位を終了することを決定することができる（12 USC 1818(a)(2), (3)）。

- 銀行またはその役員等が銀行業務に関連して危険または不健全な取引に従事したこと。
- 預金保険制度加入銀行として業務を続けるに当たり、当該銀行の財務内容が危険または不健全な状態にあること。
- 銀行またはその役員等が法令、命令等に違反したこと。

iii. バック・アップ権限

FDIC は、検査その他の情報に基づいて、当該銀行を監督する他の連邦銀行監督機関に対して、預金保険加入銀行、その持株会社、またはその役職員等に関する処分権限を発動するよう、文書により勧告することができる（12 USC 1818(t)(1)）。

FDIC による勧告を受けてから 60 日以内に他の連邦銀行監督機関がその勧告に沿った処分を行わなかった場合、FDIC は、理事会の決定を経て、勧告内容に沿った処分を自ら行うことができる。

ただし、FDIC が自ら処分を行うには、当該銀行の行為により預金保険基金がリスクにさらされる、または預金者の利益が侵害される、といった一定の要件に該当していることが必要とされる（12 USC 1818(t)(2)）。

d) 検査の実施状況[51]

i. 検査手法

FDIC の検査は、対象分野によって以下のように分かれている。

- リスク管理：金融機関の健全性について評価するもの。
- コンプライアンス：消費者保護関連法令および地域再投資法（Community Reinvestment Act）の遵守状況について評価するもの。

[51] 本項の記述は、FDIC 年次報告書（2012 会計年度）に基づく。

- 専門検査：信託業務、データ処理施設、銀行秘密法（反資金洗浄関連）など、特定分野についての検査

ii. 検査頻度

法令により、FDIC は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、監督対象である FRS 非加盟の州法銀行に対し全面的な立入検査を行わなければならない（12 USC 1820(d)）。ただし、所定の条件[52]を満たしている州法銀行については、検査の頻度を 18 ヶ月に 1 度まで下げることができる（12 USC 1820(d)(4)）。

iii. 検査官数

FDIC のリスク管理監督部門全体の職員数は 2,763 名（2012 年、フルタイム換算）である。

④ CFPB

CFPB は、銀行に対し、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況等について監督を行う権限を有している。

a) 報告徴求

i. 大規模な預金取扱金融機関[53]

大規模な預金取扱金融機関に対しては、CFPB は以下の(A)～(C)を目的として、定期的な報告を徴求する排他的な権限を持つ（12 USC 5515(b)(1)）。

(A) 金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況についての評価

(B) 上記法令および関連するコンプライアンス・システムまたは当該金融機関の内部部手続きの適用を受ける活動に関する情報の取得

(C) 消費者向けの金融商品およびサービスの消費者および市場に対する関連リスクの検知および評価

ii. その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の執行、預金取扱金融機関に対する検査の実施（下記 b)項参照）、消費者や消費者向け金融市場におけるリスクの評価や検知のために必要な範囲において、大規模な預金取扱金融機関の定義に当てはまらない預金取扱金融機関に対しても、報告を徴求することができる（12 USC 5516(b)）。

---

52 OCC による国法銀行の検査頻度の緩和と同じ基準が適用される。基準の詳細については、アメリカⅡ５（１）①OCC d) ⅱ. 検査頻度を参照。

53 総資産 100 億ドル以上の預金保険に加入する預金取扱金融機関および信用組合と、その関連会社とが対象になる（12 USC 5515(a)）。

b) 検査

i. 大規模な預金取扱金融機関

CFPB は、a)項であげた(A)～(C)の目的のために、大規模な預金取扱金融機関に対して、定期的な検査を行う排他的な権限を持つ（12 USC 5515(b)(1)）。

ii. その他の預金取扱金融機関

CFPB は、裁量によって、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況を評価するために、健全性監督機関（OCC, FRB, FDIC, NCUA）が実施する検査のいくつかを無作為に抽出し、CFPB の検査官を同行させることができる（12 USC 5515(c)）。

c) 処分

i. 大規模な預金取扱金融機関

CFPB が実施可能な処分については、CFPB が執行するそれぞれの法令[54]によって規定される。

なお、CFPB と他の連邦行政機関とが共に執行権を有している場合は、執行の対象が大規模な預金取扱金融機関であれば、CFPB が一義的な執行権者となる（12 USC 5515(c)）。

ii. その他の預金取扱金融機関

その他の預金取扱金融機関に対しては、金融消費者保護に係る連邦の執行は、当該金融機関を監督する健全性監督機関の権限となる。

また、CFPB は、預金取扱金融機関による法令違反が疑われる場合には、当該金融機関を監督する健全性監督機関に対して書面により通知し、適切と考える対応について勧告を行わなければならない（12 USC 5517(d)）。

（２） 銀行持株会社監督機関の権限

① 報告徴求

FRB は、財務状況および法令順守状況等に関して、銀行持株会社およびその子会社に対して報告を求めることができる（12 USC 1844(c)(1)）。

② 検査

FRB は、業務内容および財務状況等に関して、銀行持株会社およびその子会社に対して検査を行うことができる（12 USC 1844(c)（2)）。

[54] CFPB の執行する法令については、アメリカⅡ（８）消費者金融保護局を参照のこと。

③ 処分

a) 刑事処分

意図的に関連法規等に違反した者に対しては、1 年以下の懲役刑、または違反した期間 1 日あたり最高 10 万ドルの罰金刑、またはその双方が科せられる。また、詐欺的動機があった場合には、懲役の最高は 5 年、罰金の最高は 100 万ドルにまで引き上げられる（12 USC 1847(a)）。

b) 民事制裁金

法令違反を犯した銀行持株会社に対しては、その行為の悪質性等に応じて最大で違反期間 1 日当たり 2 万 5,000 ドル以下の民事制裁金が賦課される（12 USC 1847(d)）

c) 子会社保有の禁止、業務停止など

銀行持株会社による非銀行子会社の所有等または銀行持株会社自身の活動が、銀行子会社に対して深刻なリスクを生み出していると判断したときは、FRB は銀行持株会社に対し、当該非銀行子会社の所有または当該活動をやめること、または銀行子会社の所有をやめることを命令することができる（12 USC 1844(e)）。

また、従事することが認められていない業務に従事している金融持株会社が、FRB との間で取り交わした合意書に反して、認められていない業務から撤退しない場合、FRB は、銀行子会社の支配権を剥奪するか、認められていない業務を強制的に止めさせることができる（12 USC 1843(m)）。

④ 検査の実施状況[55]

a) 検査手法

i. <u>立入検査（inspection）</u>

立入検査では、以下の点についての評価を行う。

- 経営者による企業統治の適切性についての評価
- リスク管理および内部統制プロセスの質についての評価
- 資本、資産のクオリティ、収益、流動性など、主要な財務ファクターについての評価
- 関連法令の遵守状況についての評価

[55] 本項の記述は、FRB 年次報告書（2012 会計年度）に基づく。

ii. 統合的な監督（consolidated supervision）

FRB は、大規模機関監督調整委員会（Large Institution Supervision Coordinating Committee）を設置し、大規模金融機関の業務について総合的に把握・評価するために、以下のような手法を用いている。

- 水平的なレビュー（複数の金融機関に対し並行して検査を行い、機関間の比較分析を行うもの）
- 金融機関の個別の検査と継続的なモニタリング
- 金融監督機関間での情報共有と協調
- 金融機関の内部監査結果の活用

iii. 専門検査（specialized examinations）

銀行持株会社の監督において、FRB は、IT 分野やトランスファー・エージェント業務についての専門検査を実施している。

iv. 継続的な監視

FRB は、銀行持株会社の監督において、立入検査実施の中間となる期間については、自動化されたスクリーニングシステムによって財務状況や業績の監視を行っている。

b) 検査頻度

FRB のガイドラインでは、大規模な銀行持株会社や、規模が小さくても所有・支配関係等が複雑な銀行持株会社は、年 1 回の検査（inspection）を実施するとしている。

c) 検査官数

FRB の銀行監督・規制部門全体での職員数は FRB 本部が 383 名（2012 年度末、定員ベース）、地区連銀が 3,725 名（2012 年度中の平均）で、合計すると 4,108 名となる。

（３） 貯蓄金融機関監督機関の権限

ここでは、連邦貯蓄金融機関および州貯蓄金融機関に対する、連邦金融監督機関の権限について記述している。また、州貯蓄金融機関に対しては、州の貯蓄金融機関監督機関も監督権限を有している。

① 報告徴求

貯蓄金融機関による報告書類の提出義務についての規定はない。

ただし、管轄の連邦金融監督機関（連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融

機関に対しては FDIC）は、貯蓄金融機関の検査および監督や監視にあたり、当該貯蓄金融機関の関連する会計帳簿、記録、文書等に対し、迅速かつ完全なアクセスを要求することができるとされている（12 USC 1464(d)(1)(B)）。

② 検査

貯蓄金融機関の監督手段の一つとして、連邦貯蓄金融機関に対しては OCC が、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が、経営の安全性、健全性を検査することが定められている（12 USC 1463(a), 1464(d)）

③ 処分

連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が処分権を有する（12 USC 1464(d)）。

監督対象である貯蓄金融機関に対して、OCC および FDIC が課すことのできる処分は、連邦銀行監督機関が銀行に対して発動できるもの（12 USC 1818 に規定されているもの）と同様で、以下のとおりである。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカⅡ５（１）①OCC c)処分を参照のこと。

④ 検査の実施状況

OCC は、連邦貯蓄金融機関の監督にあたり、コミュニティバンクに対する監督方針を適用している[56]。OCC のコミュニティバンクに対する検査・監督の実施状況については、アメリカⅡ５（１）① d)検査の実施状況を参照のこと。

（４） 信用組合監督機関の権限

以下では、連邦信用組合に対する NCUA の権限について記載している。

① 報告徴求

連邦信用組合は、最低でも年 1 回、および NCUA が求める場合に、財務状況を報告

---

56 検査に係る旧貯蓄金融機関監督庁の監督方針は、OCC のコミュニティバンクに対する監督方針（OCC, “Comptroller’s Handbook: Community Banking Supervision”）に置き換えられている。
http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/ots/ots-exam-handbooks-compliance-oversight.html

しなければならない（12 USC 1756）。

② 検査

連邦信用組合は、NCUA による検査の対象となる。NCUA は連邦信用組合に対し、検査に必要な帳簿、記録の作成、開示を求めることができる（12 USC 1756）。

③ 処分

a) 免許の停止・取消、強制的な清算（12 USC 1766(b)）

NCUA は、連邦信用組合が破産ないし債務履行不能の状態、免許条件や関連法規に違反していると判断した場合、免許の停止・取消や、強制的清算を命じることができる（12 USC 1766）。

④ 検査の実施状況[57]

a) 検査手法

NCUA による連邦信用組合の検査は、以下の手法によって行われる。

- 実地検査とそのフォローアップ
- 定期報告データ（5300 Call Report）に基づくリスク評価（四半期ごとに実施）
- 財務業績報告（Financial Performance Reports）の分析（四半期ごとに実施）
- 信用組合の理事や経営者との経常的な連絡

b) 検査頻度

NCUA は、1 年に 1 度の頻度で検査を実施している。

c) 検査官数

NCUA で監督部門の職員数は 482 名（2012 年、フルタイム換算）である。

（５） 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

a) 報告徴求

ブローカーまたはディーラー等は、SEC が規則により公益、投資者保護またはその他の 1934 年証券取引法の目的の推進に必要または適当として定めるところに

[57] 本項の記述は以下の資料に基づく。
NCUA, “National Supervision Policy Manual” (November 2012)
http://www.ncua.gov/News/Pages/NW20121102SuperPolManual.aspx

従って、記録を作成して所定の期間保存し、その写しを提供し、かつ報告書を作成して配布しなければならない（15 USC 78q (a)）。

b) 立入検査

上記 a）報告徴求のとおり、SEC が規則により作成・保存を要求している記録は、SEC 等が公益、投資者保護またはその他の 1934 年証券取引法の目的の推進に必要または適当とみなして行う SEC 等による定期、特別のまたはその他の合理的な検査に服する（15 USC 78q (b)）。

c) 処分

SEC は、ブローカーまたはディーラー若しくはそれらと提携関係を持つ者が、次に定める事実に該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、戒告、活動、機能若しくは営業の制限、登録の停止若しくは取消しをすることができる（15 USC 78o(b)(4)）。

- 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと
- 一定の罪について有罪宣告を受けたこと
- 裁判所の命令または判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること
- SEC 所管法令に故意に違反したこと
- 他の者による SEC 所管法令への違反の幇助等を故意に行ったこと

d) 検査の実施状況[58]

i. <u>検査手法</u>

検査は実地検査によって行われる。

実地検査は通常、検査対象業者に事前の通告を行った上で実施されるが事前通告なしで実施検査が行われることもある。通告の時期は、検査実施の数日前から数週間前程度まで幅がある。

また、実地検査に先立って、サンプルとなる事業者に対し関連情報の提供を要請し、その分析を踏まえて検査が行われるようなケースもある。

ii. <u>検査頻度</u>

ブローカーおよびディーラーの検査は、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施され

[58] 本項の記述は、以下の資料に基づく。
SEC, National Exam Program Overview (February 2012)
http://www.sec.gov/about/offices/ocie/ocieoverview.pdf

ている。2012 会計年度には、SEC に登録を行っているブローカーおよびディーラーの 49%に対して検査が行われた[59]。

検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

iii. 検査官数

SEC の検査官数合計、およびブローカー・ディーラーの検査に従事する検査官数は公表されていない。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

a) 調査

SEC には、証券規制違反一般に関する調査権限が与えられている（15 USC 78u (a)）。

調査には非公式調査と正式調査がある。非公式調査は、召喚礼状（サピーナ（subpoena））が出されないまま行われる調査であり、調査対象となる者に調査への任意の協力が求められる。

調査の結果、SEC 職員が法令違反の疑いありと判断し、より多くの事実認定のために召喚礼状が必要と考え、委員がそれに同意した場合、委員会から正式調査命令が出される。

正式調査は、非公式調査と異なり調査対象者に調査への協力を正式に求めるものであり、調査対象者が召喚礼状に従わないと、SEC が裁判所に召喚礼状の執行を請求することもできる。

なお、調査の過程で、法執行対象者との和解によって、執行手続を終了させることが多い。

b) 差止・制裁等

調査結果を受け、委員会が法規執行手続きの開始を決定すると、正式手続きが開始される。法規執行手続きには、行政手続き、民事手続き、司法省への刑事訴追の通報があり、複数が同時に行われる並行手続きもあり得る。

行政手続きは、SEC 職員である行政法判事（Administrative Law Judge）の前で行われるヒアリングが中核をなす。

行政手続きによる決定には、登録停止・抹消や営業停止、民事制裁金、暫定的排除措置命令（以上は証券会社など規制対象者に命令可能）、不当利得の吐出し、排除措置命令（以上はあらゆる人に命令可能）、会計士等の専門家の資格停止等がある。

[59] SEC 年次報告書（2012 年度）p.41 による。自主規制機関が実施した検査も含む。

また、SEC は、連邦裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事手続きにより裁判所が被告に下し得る制裁には、差止命令（injunction）、不当利得の吐出しや資産凍結命令などの付随的救済命令（ancillary relief）、民事制裁金、取締役としての活動禁止などがある。

さらに、SEC は、調査で得た証拠を司法長官に送付し、違反者の刑事訴追を促すことができる。

（６） 保険監督機関の権限

保険監督機関の権限については、州法の規定に従う。以下はニューヨーク州の例である。

① 報告徴求

a) 定期的報告

保険監督官に対して、年次報告書、監査済み財務報告書を提出することが要求される（ニューヨーク州保険法第 3 条第 307 項(a) (1), (b) (1)）。

b) 特別報告

保険監督官は、認可保険者またはその役員に対して、その取引、状態またはそれに関する一切の事項について質問状を送付することができる。質問状を受けた会社または個人は、質問書に対し迅速かつ誠実に書面をもって回答しなければならない（ニューヨーク州保険法第 3 条第 308 項(a)）。

保険監督官は、年次報告書等による適合的な報告書に加えて、3 か月毎のまたは他の報告書の提出を要求できる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 308 項(b)）。

② 検査

認可州内共済組合および認可州内損害保険会社については、少なくとも 3 年に 1 回、その他認可州内保険会社については、少なくとも 5 年に 1 回実施されなければならない。ただし、損害保険会社については、5 年を超えない範囲まで延長することができる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 309 項(b)）。

保険監督官は、州民の利益を保護するために必要と認める都度、保険会社またはその他の保険者の業務について検査を行うことができる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 309 項(a)）。

③ 処分

保険監督官に、次のような処分権限が付与されている。

a) 他州または外国保険者が課せられている要件に従っていないと認定し、かつ州民の利益を守るために必要と認定する場合の免許取消し（ニューヨーク州保険法第11条第1104項）。

b) ニューヨーク州で免許を取得していない保険会社が発行する有価証券に関してニューヨーク州内での募集・販売を行う認可について、州民の利益をもっとも促進すると判断した場合の当該認可の取消し（ニューヨーク州保険法第12条第1204項）。

c) 他の保険者の株式所有・投資・取得・再保険契約等による他の保険者との共同経営、兼任取締役について、競争を著しく減退させたり、その独占をもたらしたりするおそれがある場合には、違反停止を命じる命令書を発行し、かつ、その命令において当該保有株式、資産処分、取締役の解任（ニューヨーク州保険法第第12条第1218項）。

d) 当該保険株式会社が配当付き保険事業の協定書（agreement）に従っていないと判断した場合の配当付き保険事業に係る許可の取消し。さらに、州内生命保険株式会社の場合は、合衆国内での配当付き新契約の停止。また、州外・外国保険会社の場合は、ニューヨーク州内での新契約締結の停止（ニューヨーク州保険法第42条第4231項）。

（7） 投資顧問業者の監督機関の権限

① 報告徴求

SEC は、登録を行っている投資顧問業者に対し、規則によって作成・保存を義務付けている記録の写しを提出するよう求めることができる（15 USC 80b-4(a)）。

② 検査

投資顧問業者の保有する記録は、いつ何時であっても、または適宜に、SEC による定期的検査、特別検査、またはその他の検査の対象となる（15 USC 80b-4(a)）。

③ 処分

SEC は、投資顧問業者法[60]およびこれに基づいて制定された規則に違反する行為に対し、以下のような処分を行うことができる。

a) 業務改善・停止命令（cease-and -desist order）

SEC は、違反を犯したあるいは犯そうとする者や、その原因となる行為や不作為に責任のある全ての者に対して、違反行為の停止、あるいはその原因の除去を命

[60] 15 USC 80b-1 et.seq.

じる権限をもつ。命令においては、特定の条件や期限を定めた上で、規制の遵守、あるいは法令遵守体制の改善を求めることができる（15 USC 80b-3(k)(1)）

b) 罰金（civil money penalties）

投資顧問業者に対する業務制限や登録取消処分[61]に伴って、対象者が以下に該当する場合、SEC は民事制裁金を課すことができる（15 USC 80b-3(i)(1)）。

(i) 1933 年証券法（15 USC 77a et seq.）、1934 年証券取引法（15 USC 78a et seq.）、投資会社法（15 USC 80a et seq.）または投資顧問業者法（15 USC 80b-1 et.seq.）や、これらに関連する SEC 規則を故意に犯した場合。

(ii) 他者による i.の違反行為を故意に支援、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した場合。

(iii) 投資顧問業者法に基づく登録申請や SEC への報告において、重要な事実（material fact）に関する虚偽のあるいは詐欺的な（false or misleading）表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合。

(iv) 関連法規に違反した指揮下の者に対して、妥当な指導を怠った場合

それぞれの違反行為に対する罰金の最大金額は、自然人に関しては 5,000 ドル、その他の法人に関しては 5 万ドルと定められている。

ただし、当該違反に関して、詐欺、虚偽、改竄（fraud, deceit, manipulation）あるいは規制上の要求に対する計画的または認識ある過失（deliberate or reckless disregard）が認められる場合、最大金額は自然人に対して 5 万ドル、その他の法人に対して 25 万ドルとなる。

さらに、違反の結果として他者に対する重大な損害やリスクが生じたり、違反者に相当な金銭的利益が生じたりした場合には、最大金額は自然人に対して 10 万ドル、その他の法人に対して 50 万ドルにまで引き上げられる（15 USC 80b-3(i)(2)）。

c) 訴追

i. <u>差止命令（injunctions）</u>

SEC は、いかなる者であっても、関連するあらゆる法令に違反した、あるいは違反しようとした、またはこれを支援、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した、あるいはしようとしたと判断した場合には、管轄の裁判所に対し、差止命令を請求することができる（15 USC 80b-9(d)）。

---

[61] 投資顧問業者に対する業務制限や登録取消の対象となる行為等については、アメリカⅡ４（５）b) 変更・取消を参照のこと。

ii. 民事制裁金（civil penalties）

SEC は、関連するあらゆる法令への違反や、業務改善・停止命令に際し、管轄裁判所に対して民事制裁金の支払命令を発出するよう提訴することができる（15 USC 80b-9(e)）。

④ 検査の実施状況

a) 検査手法

投資顧問業者に対する検査の手法は、ブローカー・ディーラーに対する検査手法と共通している。アメリカⅡ４（５）① d)検査の実施状況を参照のこと。

b) 検査頻度

投資顧問業者の検査は、ブローカー・ディーラーの場合と同様に、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

2012 会計年度には、SEC に登録を行っている投資顧問業者の 8%に対して検査が行われた[62]。

c) 検査官数

投資顧問業者と投資会社とを専門に担当する SEC の検査官、会計士、弁護士の数は、全米で約 450 名となっている[63]。

（８） 監督当局間の関係

① 連邦監督当局間の関係

二元的銀行制度の下では、法令や当局間の合意・強調、情報交換等の様々なレベルにおいて複雑な監督・検査体制から生じる相互の不公平や不整合を回避する工夫がなされている。OCC 長官、FRB 理事、FDIC 総裁等をメンバーとして 1978 年に設立された「連邦金融機関検査評議会（FFIEC: Federal Financial Institutions Examination Council）」がある。

FFIEC には以下の機能が与えられている（12 USC 3305）。

a) 連邦監督機関の検査に関する統一的な方針、基準を設定すること

b) 銀行およびその関連会社に関する統一的な報告制度を開発すること

---

[62] SEC 年次報告書（2012 年度）p.41 による。

[63] SEC ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.sec.gov/about/offices/ocie/ocie_offices.shtml

c)　他の監督事項に対し、その統一のための助言をなすこと

② 連邦金融監督機関と州銀行局との関係（州法銀行の監督）

州法銀行については、州政府および連邦金融監督機関による二重の検査・監督を受けることから、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避するため、連邦・州政府間の公式･非公式の合意による情報交換や両者による共同検査､交代での検査が行われるほか、問題銀行に対する是正措置等についても、両者が共同して行うことが少なくない 。

なお、FFIEC は、州政府の代表者 5 名によって構成される連絡協議会を設立・維持することとされており、連邦と州の検査に関する基準等の統一的な運用を目指している（12 USC 3306）。

③ 州銀行局と OCC との関係（国法銀行の監督）

原則として州銀行局が国法銀行の検査・監督について関与することはない。州銀行局は自州内にある国法銀行に関して､OCC との契約に基づく情報交換を行うことはあるが（主として州経済、雇用政策上の必要性や、地域における信用秩序維持の観点から）、個別に立入検査を行うことはできない[64]。

ただし、例外として、正当な権限を有する州の検査官、監査官は、正当な権利人がなく州法により州の資産となるべき財産があるにもかかわらず、国法銀行が当該州法を遵守していないと信じるに足る相当な理由があるときは、州法の遵守を確保するためにのみ､妥当な時期に通知をした上､その銀行の記録を審査することができる（12 USC 484）。

④ 第一義的金融監督機関

以下の金融監督機関は、第一義的金融監督機関（primary financial regulatory agency）として、それぞれの所管する金融機関を監督することとされている（12 USC 5301(12), 12 USC 1813(q)）。

- OCC
  - 国法銀行
  - 外国銀行の連邦支店および代理店
  - 連邦貯蓄金融機関
- FDIC
  - 連邦準備制度非加盟、かつ連邦預金保険制度に加盟する州法銀行
  - 連邦預金保険制度に加入する支店を持つ外国銀行

64　国法銀行は、連邦法により付与された権限（臨検の権限）、裁判所に属する権限、議会により行使される権限に基づく者を除き、いかなる者によっても立ち入られることはないとされている（12 USC 484）。

- 州貯蓄金融機関

- FRB
  - 連邦準備制度加盟州法銀行
  - 外国銀行の支店または代理店（連邦準備制度法の適用に関連して）
  - 連邦預金保険制度に加盟する支店を持たない外国銀行
  - 銀行持株会社およびその子会社（銀行子会社は除く）
  - 貯蓄金融機関持株会社およびその子会社（預金取扱金融機関子会社は除く）

- SEC
  - ブローカーおよびディーラー
  - 投資会社
  - 投資顧問業者
  - 格付機関
  - 証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント
  - 証券取引所

- 州保険監督局
  - 保険会社

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

１．　金融監督体制

（１）　金融監督体制の見直し

2010 年 7 月に成立した包括的な金融規制改革法である「ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, 以下、ドッド・フランク法という)」により、連邦銀行監督当局の監督権限は、以下のように再編された。

下線部が、ドッド・フランク法により変更された点である。

① FRB

- 銀行持株会社（bank holding company）およびその子会社（預金受入金融機関である子会社は除く）
- <u>貯蓄貸付持株会社（savings and loan holding company）およびその子会社（預金受入金融機関である子会社は除く）（12 USC 5412(b)(1)）</u>
- 連邦準備制度加盟州法銀行
- <u>システミックな重要性を持つノンバンク金融会社（12 USC 5323(a)）</u>

② OCC

- 国法銀行
- <u>連邦貯蓄金融機関（federal savings associations）（12 USC 5412(b)(2)(B)）</u>

③ OTS

- <u>廃止（12 USC 5413）</u>

④ FDIC

- 連邦準備制度非加盟・FDIC 加入州法銀行
- <u>州貯蓄金融機関（state savings associations）（12 USC 5412(b)(2)(C)）</u>

（２）　マクロ・プルーデンス監督

ドッド・フランク法により、マクロ・プルーデンス監督にあたる機関として、金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、FSOC）が設立された（12 USC 5321(a)）。

FSOC の概要については、アメリカⅡ２（８）金融安定監督評議会を参照のこと。

（３）　システミックな重要性を持つ金融機関への対応

ドッド・フランク法では、米国の金融安定にリスクを及ぼしうるノンバンク金融会社（nonbank financial companies）を FSOC が認定し、これらの金融会社に対する監督権限を FRB に付与した。

① 監督対象となるノンバンク金融会社の認定

FSOC は、深刻な財務困難に陥った場合、もしくはその性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社（以下、監督対象ノンバンク金融会社と仮称）は、FRB による監督の対象となる（12 USC 5323(a)）

ノンバンク金融会社とは、主として金融業務に携わる会社のことをいう（銀行持株会社、農業信用制度加盟機関、証券取引所、清算機関等を除く）（12 USC 5311(a)(4)）。「主として（predominantly）金融業務に携わる」とは、以下の(A)、(B)のいずれかに該当することをいう（12 USC 5311(a)(6)）。

(A) 連結ベース租収益の 85%以上が銀行持株会社法に定める「金融の性質を有する業務[65]」から生み出されていること

(B) 連結ベース総資産の 85%以上が同業務に関連していること。

a) 認定の基準

監督対象ノンバンク金融会社の認定にあたり、FSOC は以下の事項を考慮する（12 USC 5323(a)(2)）。

- レバレッジの程度
- 簿外エクスポージャーの程度と性質
- 他の主要な（significant）金融会社や銀行持株会社との取引・関係の深度と性質
- 当該会社の信用供与に対する家計・実業界・連邦および州政府の依存度、および当該会社の流動性供与に対する金融システムの依存度

[65] 「金融の性質を有する業務」については、アメリカⅡ１（１）預金取扱金融機関を参照のこと。

- 当該会社の信用供与に対する低所得層・マイノリティ等の依存度
- 資産を管理（「保有」ではない）している度合い、および管理下資産のオーナーシップの分散度
- 業務の性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・構成
- 第一義的金融監督機関[66]により規制を受けている度合い
- 金融資産の額と性質
- 負債の額とタイプ（短期資金への依存度等）、等

b) 他の金融監督機関との協議

FSOC は、監督対象として認定しようとするノンバンク金融会社ないしその子会社に第一義的金融監督機関が存在する場合は、認定について最終的な決定を下す前に当該監督機関と協議しなければならない（12 USC 5323(g)）。

② 監督対象ノンバンク金融会社の登録（registration）

FSOC から FRB による監督対象としての認定を受けたノンバンク金融会社は、FRB への登録を行わなければならない（12 USC 5324）。

③ 監督対象ノンバンク金融会社に対する監督

監督対象ノンバンク金融会社は、FRB による監督に服する。

FRB は、監督対象ノンバク金融会社およびその子会社への報告徴求や検査を実施する際には、重複を避けるために、子会社の第一義的金融監督機関への通知、協議を行わなければならないとされている（12 USC 5361(c)）。

a) 報告徴求

FRB は、監督対象ノンバンク金融機関およびその子会社に対し、財務状況、リスク管理体制、自社および子会社の業務が金融市場および米国の金融安定全体に及ぼすリスク、自社または子会社の法令遵守状況について報告を求めることができる（12 USC 5361(a)）。

b) 検査

FRB は、監督対象ノンバンク金融機関およびその子会社の検査を実施することができる（12 USC 5361(b)）。

c) 処分

FRB は、監督対象ノンバンク金融会社およびその子会社に対し、連邦銀行監督機関が同様に権限を与えられている、以下の処分を課すことができる。

---

66 第一義的金融監督機関については、アメリカⅡ５（８）④第一義的金融監督機関を参照のこと。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカⅡ５①OCC を参照のこと。

④ ノンバンク子会社の買収に係る届出義務

監督対象ノンバンク金融会社、連結ベース総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社（以下、大規模銀行持株会社という。）が、資産規模 100 億ドル以上のノンバンク（銀行持株会社法に定める「金融の性格を有する」非銀行業務に携わる会社[67]）を子会社として買収しようとする場合は、FRB への事前届出を要する（12 USC 5363）。

⑤ 監督上の要件の加重

a) 健全性基準の強化

FRB は自らの判断ないし FSOC の勧告（12 USC 5325 に基づく）により、監督対象ノンバンク金融会社および大規模銀行持株会社を対象として、より厳格な健全性基準を適用しなければならない（12 USC 5365）。

FRB は、以下の点について、監督対象ノンバンク金融会社および大規模銀行持株会社に対して適用されるより厳格な基準を設けなければならないとされている（12 USC 5364(b)(A)）。

(i) リスクベース自己資本規制
(ii) 流動性要件
(iii) 総合的なリスク管理上の要件
(iv) 破綻処理計画と信用エクスポージャーに係る報告の提出義務
(v) 与信集中制限

以下については、FRB による基準の策定は任意となっている（12 USC 5365(b)(1)(B)）。

(i) コンティンジェント資本要件
(ii) 情報開示義務の厳格化
(iii) 短期負債制限
(iv) その他

67 「金融の性格を有する」非銀行業務については、アメリカⅡ１（１）②銀行持株会社を参照のこと。

なお、FRB は資本構造、リスク度、複雑性、業務内容、規模等に応じて、個別金融機関毎ないし金融機関カテゴリー毎に柔軟に上記の健全性規準を運用してもよいとされている（12 USC 5365(a)(2)）。

b) ストレステスト

FRB は、監督対象ノンバンク金融会社と大規模銀行持株会社を対象として年に１回ストレステストを行い、それらの会社の連結ベース自己資本が経済環境悪化時に損失を吸収し得る水準にあるか否かを判断する（12 USC 5365(i)）。

c) レバレッジ制限

FSOC が特定の大規模銀行持株会社ないし監督対象ノンバンク金融会社について「米国の金融安定にリスクを及ぼしている」と判断した場合、当該銀行持株会社ないしノンバンク金融会社の資本に対する負債の比率（debt-to-equity ratio）は 15 対 1 までに制限される（12 USC 5365(j)）。

⑥ リスク緩和措置（mitigation actions）

FRB は、大規模銀行持株会社や監督対象ノンバンク金融会社が米国の金融安定を脅かしていると判断した場合、FSOC の承認を得て、以下の措置を実施しなければならない（12 USC 5331(a)）。

(1) 合併・買収等の制限
(2) 特定金融商品の提供制限
(3) 特定業務の停止
(4) 特定業務の運営方法に条件を賦課
(5) 上記(1)～(4)の措置では不十分であると FRB が判断した場合は、資産やオフバランス項目の売却等により非系列会社に移転することを要求

２． 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

（１） 破綻処理制度

ドッド・フランク法では、システミックな重要性を持つノンバンク金融会社に適用する破綻処理制度を導入した。

① 対象金融機関

本制度の対象となる金融会社（financial company）とは、以下に該当する連邦法または州法により設立または組織された機関を指す（12 USC 5381(a)(11)）。

(i) 銀行持株会社

(ii) FRB の監督を受けるノンバンク金融会社

(iii) 主として銀行持株会社法上の「金融の性格を有する」非銀行業務を行っている会社

(iv) 以上(i)～(iii)に該当する会社の子会社のうち、主として銀行持株会社法上の「金融の性質を有する業務」を行っている会社（被保険預金受入機関と保険会社を除く）

② システミック・リスクの認定

本制度は、FDIC と FRB が財務長官に勧告し、同長官が大統領と協議のうえシステミック・リスクを認定した場合に発動される（12 USC 5383）。

認定から漏れた金融会社の破綻は破産法に従って処理する。

a) 勧告（recommendation）

FDIC と FRB は、自らのイニシアティブないし財務長官の求めにより、財務長官に対して本制度の発動に関する勧告を行う。

対象となる金融会社、あるいはその最大の子会社が証券会社（ブローカー／ディーラー）である場合、当該勧告を行うのは SEC と FRB になる。金融会社あるいはその最大の子会社が保険会社である場合には、連邦保険局（FIO）[68]局長と FRB とが当該勧告を行う（12 USC 5383(a)(1)）。

[68] 連邦保険局については、アメリカⅡ２（１０）連邦保険局を参照のこと。

b) 認定（determination）

a)の勧告に基づき、財務長官は、大統領と協議の上、対象となる金融会社が以下の(1)～(7)をすべて満たす状況にあると認定すれば、本破綻処理制度に沿った措置をとることができる（12 USC 5383(b)）。

(1) 当該会社がデフォルト状態にある（ないしデフォルトが切迫している）。
(2) 当該会社を州法ないし連邦法に従って破綻処理した場合に米国の金融安定に甚だしい悪影響が及ぶおそれがある。
(3) デフォルトを防ぐための民間ベースの解決方法がない。
(4) 本措置により債権者・カウンターパーティ・株主・その他市場参加者の債権や利権に及ぶ影響が適度なものである。
(5) 本措置により悪影響を回避ないし緩和できる。
(6) 連邦金融監督機関が、行政命令によって転換可能な負債証券の転換を既に命令している。
(7) 当該会社が「金融会社」の定義（上記①を参照）を満たしている。

c) 破産管財人の任命

財務長官は FDIC と対象金融会社に上記 b)の認定を通知し、対象金融会社の取締役会が黙認ないし承認した場合は FDIC を破産管財人に任命する。

取締役会が異議を唱えた場合、財務長官は当該金融会社の本店が所在する地区ないしコロンビア地区の連邦裁判所に申立てを行い、同裁判所が「デフォルト判定や金融会社の定義に係る判定に偏りや恣意性がない」と判断した場合（もしくは 24 時間以内に判断を下さなかった場合）、FDIC を破産管財人に任命することができる（12 USC 5382(a)）。

d) 議会への報告

財務長官は FDIC を破産管財人に任命した日から 24 時間以内にシステミック・リスクの認定につき議会に通知する（12 USC 5383(c)(2)）。

③ FDIC による破綻処理

FDIC は、破産管財人として、ブリッジ金融会社への資産・負債の移転、他の金融会社との合併、資産の売却等により対象会社の清算処理を行う（12 USC 5390(a)(1)(F), (G)）。FDIC の管財期間は 3 年とする（1 年単位で 2 回まで延長可能）（12 USC 5382(d)）。

対象会社、その子会社や系列会社が保険会社である場合、当該保険会社は原則として、適用される州法に従って清算ないし再建される。システミック・リスク認定が確定した後 60 日を経過しても該当する規制当局が州の裁判所に当該保険会社の破産を申請しない場合は、FDIC が規制当局に代わって申請する（12 USC 5383(e)）

（２）　金融機関による再建・破綻処理計画の策定

FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社[69]、および連結ベース総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社は、FRB、FSOC、FDIC に対し、迅速で秩序ある破綻処理のための計画を定期的に報告しなければならないとされている（12 USC 5365(d)）。

３．破綻処理費用の負担

金融会社の破綻処理に係る費用は、FDIC が提供する（12 USC 5384(d)）。

要した費用は、当該金融会社の資産を処分することにより回収するか、あるいは賦課金（assessment）という形で金融業界が負担する（12 USC 5394(b)）。金融会社の破綻処理のために納税者資金を用いることは認められない（12 USC 5394 (c)）。

[69] FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社については、アメリカⅢ１（３）システミックな重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

４． 銀行の業務範囲に対する規制

（１） 金融機関による資本市場活動の制限

① 原則として禁止される業務

ドッド・フランク法では、銀行事業体（banking entity）が以下の業務を行うことを原則として禁止している（12 USC 1851(a)(1)）。銀行業事業体とは、FDIC に加入する預金受入機関、その預金受入機関を支配する会社、銀行持株会社、およびそれらの機関・会社の子会社や関連会社を指す（12 USC 1851(h)(1)）。

- 銀行事業体による実施が原則禁止される業務

1) 証券、デリバティブ、商品先物、それらの証券や契約のオプション等の自己勘定取引（proprietary trading）。
2) ヘッジファンドやプライベート・エクイティ（Private Equity、以下 PE という）ファンドのエクイティ、パートナーシップ、その他の持分を取得すること。またはそれらのファンドに対するスポンサー行為を行うこと。

また、FRB の監督対象であるノンバンク金融会社が自己勘定取引やファンド投資等を行っている場合、FRB の規則に基づき、当該業務について追加的な自己資本規制や量的規制が課される（12 USC 1851(a)(2)）。

② 例外

以下の業務については、上記①の原則禁止の例外とされる。ただし、連邦銀行監督機関、SEC、商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission, CFTC）は、規則によって追加的な制限を課すことができる（12 USC 1851(d)）。

- 例外として、銀行事業体が実施できる業務

(A) 連邦政府債、連邦政府機関債、Fannie Mae 債、Freddie Mac 債、州政府債、州以下の地方自治体政府債等の自己勘定取引
(B) 引受やマーケット・メーキングに関連して行われる証券およびその他金融商品の取引
(C) ヘッジ目的の取引
(D) 顧客の代理として行う取引
(E) 小企業向け投資会社等への投資、公共目的の投資等

(F) 保険会社が自己の一般勘定において行う証券その他金融商品の取引、および保険会社の関連会社が、保険会社の一般勘定のために行う証券およびその他金融商品の取引

(G) 信託サービス等に関連して行われるファンドの組成および募集
以下の(i)～(viii)の要件のすべてに該当する PE ファンドまたはヘッジファンドの組成および募集は可。

(i) 銀行事業体が善意の信託（bona fide trust）、受任者（fiduciary）、または投資顧問のサービスを提供する。

(ii) 当該ファンドは、善意の信託、受任者、または投資顧問のサービスの提供に関して、サービスの顧客に対してのみ組成、募集される。

(iii) 銀行事業体は「僅少な投資（下記③を参照）」に該当するものを除き、当該ファンドの持分を取得または保持していない。

(iv) 銀行事業体は、当該ファンドとの取引禁止などの制限を遵守する。

(v) 銀行事業体は、当該ファンドまたは当該ファンドが投資するいかなるヘッジファンドまたは PE ファンドに対しても、直接または間接に、債務や履行の保証、引受等を行わない。

(vi) 銀行事業体は当該ファンドと共通のマーケティングや販売促進を行わず、同じ名称を共有しない。

(vii) 当該ファンドに対する投資顧問サービスまたはその他のサービスに従事する者を除き、銀行事業体の役員または従業員が、当該ファンドの持分を取得または保持していない。

(viii) 銀行事業体は、当該ファンドの将来のまたは現在の投資家に対し、当該ファンドに発生する損失はその投資家が負担するものであり、銀行事業体が負担するものではないことを書面により開示する。

(H) 外国銀行による米国外での自己勘定取引
外国法に基づき設立され、業務の大半を米国外で行う銀行事業体、または米国で業務を行っておらず、米国法または州法に基づき設立された銀行事業体によって支配されていない銀行事業体が、米国外のみで行う自己勘定取引。

(I) 外国銀行によるヘッジファンドや PE ファンドの持分所得やスポンサー行為
ただし、これらのファンドの持分が米国の居住者に対して売り出されたり販売されたりすることがない場合に限る。

(J) 連邦銀行監督当局、SEC、CFTC が規則により認めるその他の業務

③ 僅少投資（de minimis investment）

銀行事業体は、自ら組成・募集するヘッジファンドまたは PE ファンドに対し、当該銀行事業体と関連のない者からの投資を集めるために必要な当初資本を供給する目的、

または僅少な投資を行う目的で、以下の制限の範囲内で、当該ファンドへの投資を行うことができる。(12 USC 1851(d)(4))。

(i) 自らの投資を(ii)の水準にまで引き下げ、または希薄化するため、関連会社以外の投資家を積極的に探すこと。

(ii) ファンドの組成後 1 年以内に、償還、売却または希薄化により、当該ファンドへの投資額を、ファンドの持分全体の 3%以内にまで削減すること。
および、当該投資は銀行事業体にとって重要なものではなく、いかなる場合でも全てのファンドへの投資総額が、当該銀行事業体の Tier 1 資本の 3%を超えないこと。

(iii) 資本要件規制に関し、本項に基づいて行うファンドへの投資は、当該銀行事業体の資本および資産から控除すること。また、控除額は、当該ファンドのレバレッジに比例して増加すること。

（２） 金融機関の規模制限

ドッド･フランク法では､FSOC が同法成立後 6 ケ月以内に行う調査と勧告に基づき、金融機関の大規模合併を制限するための規則を FRB が策定することとしている。

金融機関（預金保険に加入する預金取扱機関､銀行持株会社､貯蓄貸付機関持株会社､FRB の監督対象であるノンバンク金融会社等）は、他の金融機関との合併、資産の全面的ないしほぼ全面的買収等の結果、連結ベースの負債[70]が前年末時点の対象金融機関全体の負債の 10%を超える場合、当該合併・買収等は禁止される（12 USC 1852)。

（３） 証券化業務に対する規制

ドッド・フランク法では、連邦銀行監督機関および SEC の規則により、証券化事業者（securitizer）[71]に対し、資産担保証券（asset-backed securities, ABS）の発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部について経済的利害を保持することを義務付けるとしている（15 USC 78o-11)。

証券化業務に対する規制の内容には以下が含まれる。

- 証券化事業者が継続保有リスクを直接的ないし間接的にヘッジすることや､その他の方法で信用リスクを移転することは不可（15 USC 78o-11(c) (1)(A))。

[70] RWA から自己資本を差し引いた額（定義は、銀行持株会社に適用されるリスクアセット比率規制に準じる)。

[71] 1)ABS の発行者、および、2)発行者に対して資産の売却や移転（系列会社を経由するなど間接的な売却や移転を含む)を行うことによって ABS 取引を組成(organize)し開始(initiate)する者。

- 証券化事業者のリスク継続保有率は、原則として資産の信用リスクの 5%以上とするが、オリジネーター[72]が一定の引受基準を満たしている資産については 5%未満に軽減される。軽減を受けるための引受基準は、住宅モーゲージ、商業用不動産モーゲージ、商業貸出、自動車ローン等の資産カテゴリー毎に設定する（15 USC 78o-11(c) (1)(B)）。

- リスクの保有形態と最低保有期間は SEC の規則により定める（15 USC 78o-11(c)(1)(C)）。

- 適用免除規定
  - 連邦政府・連邦政府機関（Fannie Mae、Freddie Mac は連邦政府機関に含まない）が発行・保証した資産の証券化、州政府・州政府以下の地方自治体が発行・保証した ABS、その他公共の利益と投資家保護の観点から適当と判断される証券化は、全面的・部分的に適用対象外となる（15 USC 78o-11(c)(1)(G)）。
  - 農業信用制度加盟機関が供与・保証・購入した貸出等金融資産、政府・政府機関（Fannie Mae・Freddie Mac・連邦住宅貸付銀行は含まない）が保証する住宅・医療施設モーゲージ、それをベースにした証券化商品、、適格住宅モーゲージ（定義は連邦銀行当局、SEC、住宅・都市開発長官、FHFA 長官が協議の上決定）は、リスク継続保有義務を免除（15 USC 78o-11(e)(3)）。

- 連邦銀行監督機関と SEC は、本規制全般について適用除外・例外・調整措置をとることができる（特定の金融機関グループや資産グループに対してリスク継続保持やヘッジ禁止規定の適用除外・例外・調整措置を講じることを含む）（15 USC 78o-11(e)(1)）。

  オリジネーターが存在する場合は、連邦銀行当局と SEC が、オリジネーターに求められるリスクの継続保有義務の割合に応じて、証券化事業者の継続保有義務の割合を軽減する（15 USC 78o-11(d)）。

---

72 与信等によって ABS の担保となる金融資産を創造し、直接的ないし間接的に証券化事業者に資産を売却する者。

５． 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

（１） 清算機関・取引所利用の促進、OTC デリバティブの規制

ドッド・フランク法では、「スワップ（swap）」として定義されるデリバティブ取引に関し、①取引主体の登録義務、②取引主体に対する健全性規制、③中央清算機関での清算義務を導入した。

スワップとは、以下の何れかに該当する取極め、契約ないし取引を指す（7 USC 1a(47)）。

(i) 金利その他のレート、通貨、商品、証券、負債性取引手段、指数、量的指標、その他金融・経済上の権益や所有権の売買に係る、ないしそれらの価値に基づく、プット、コール、キャップ、フロアー、カラー、その他のオプション

(ii) 金融・経済・商業上の影響を齎すイベントや偶発事象の発生、非発生、発生の程度に依存する、売買、支払、引渡（株式の配当を除く）

(iii) 金利その他のレート、通貨、商品、証券、負債性取引手段、指数、量的指標、その他金融・経済上の権益や所有権、それらに含まれる権益の一部や価値に基づいて、確定的ないし偶発条件の下に支払を交換することにより、価値や水準の将来の変化に係るリスクを全面的、部分的に移転し、かつ、資産・負債の直接的所有権の移転は行わない取極め

（例）

- 金利スワップ
- レート・フロアー
- レート・キャップ
- レート・カラー
- クロスカレンシー・レート・スワップ
- ベーシス・スワップ
- 通貨スワップ
- 為替スワップ
- トータル・リターン・スワップ
- 株価指数スワップ
- 株式スワップ
- 負債指数スワップ
- 負債スワップ
- クレジット・スプレッド
- CDS
- クレジット・スワップ

- 天候スワップ
- エネルギー・スワップ
- 金属スワップ
- 農業スワップ
- 排出スワップ
- 商品スワップ

※ 商品・証券のフューチャーズ等はスワップの定義に含まれない。また、為替スワップ、為替フォワードは、財務長官が規制すべきでないとの判断を書面により下し、これを議会に提出した場合、スワップの定義から除外される。

スワップのうち、以下に基づくものは「証券ベース・スワップ（security-based swap）」として定義されている（15 USC 78c(a)(68)）。

(I) カバレッジの狭い証券指数
(II) 単一の証券もしくは貸出
(III) 単一の証券発行者もしくはカバレッジの狭い証券指数に含まれる証券の発行者に係るイベントの発生、非発生、発生の度合い

① 取引主体の登録義務

証券ベース・スワップのディーラーおよび主要参加者は、SEC への登録が義務付けられている（15 USC 78o-10(a)）。

それぞれの定義は以下のとおりである。

- 証券ベース・スワップ・ディーラー（security-based swap dealer）
  以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する者を証券ベース・スワップ・ディーラーという（15 USC 78c(a)(71)）。
  (i) ディーラーとして証券ベース・スワップに参加する者
  (ii) 証券ベース・スワップにおいてマーケットメイクを行う者
  (iii) 自己勘定のために通常業務として定期的に証券ベース・スワップを行う者
  (iv) 証券ベース・スワップにおいてディーラーまたはマーケットメイカーとみなされる行為を行う者
- 証券ベース・スワップへの主要参加者（major security-based swap participant）
  証券ベース・スワップ・ディーラー以外で、以下のいずれかに該当する者を証券ベース・スワップへの主要参加者という（7 USC 1a(33)）。

(I) いずれかの主要カテゴリーの証券ベース・スワップに大規模なポジションを有する者（商業リスクをヘッジ・緩和するためのポジション等を除く）。「大規模なポジション」の詳細な定義については、CFTC（証券ベース・スワップの主要参加者についてはSEC）が規則を制定する。

(II) 証券ベース・スワップ取引残高から生じるカウンターパーティー・リスクが米国銀行システム・金融市場の安定性に脅威を及ぼし得る者。

(iii) 自己資本水準に比してレバレッジが高く、いずれかの主要カテゴリーの証券ベース・スワップに大規模なポジションを有する金融機関（連邦銀行監督当局が設定した自己資本規制の適用を受けていないもの）。

証券ベース以外のスワップについては、スワップ・ディーラーおよび主要参加者に対し、商品先物取引委員会（CFTC）に登録する義務がある（7 USC 6(b), 6s(a)）。証券ベース・スワップ・ディーラーまたは証券ベース・スワップへの主要参加者としてSECに登録している者は、CFTCと二重に登録する必要がある。（7 USC 6s(c)）

② 取引主体に対する健全性規制

SECおよびCFTCは、それぞれに登録しているディーラーおよび主要参加者に対し、自己資本規制とマージン規制とを適用する（15 USC 78o-10(e)）。

他の金融監督機関による監督を受けている金融機関には、SECおよびCFTCによる健全性規制は適用されない。

なお、これらの金融機関のスワップ・ディーラーおよびスワップへの主要参加者としての活動は、それぞれの金融監督当局が、SECおよびCFTCとの協議の上で、自己資本要件や登録清算機関で清算されないスワップや証券ベース・スワップに適用されるマージン要件に関する規則を制定することとされている（15 USC 78o-10(e)(2)）。

③ 中央清算機関での清算義務

原則として、スワップは、CFTCに登録しているデリバティブ清算機関、証券ベース・スワップは、SECに登録している清算機関を介して清算することが義務付けられている（7 USC 2(h), 15 USC 78c-3(a)）。

（２） デリバティブ取引を行う金融機関に対する連邦セイフティネットの制限

CFTCまたはSECに登録しているスワップ・ディーラーおよびスワップへの主要参加者（以下、「スワップ機関（swap entity）」と言う）は、スワップや証券ベース・スワップ、その他のスワップ機関の活動に関して、連邦支援の対象外とする（15 USC 8305(a)）。

連邦支援（federal assistance）とは、以下の目的で、連邦準備銀行の信用ファシリティやディスカウントウィンドウからの貸出、FDIC の保険や保証を用いることをいう。但し、連邦準備法 13.3 条に基づいて広範に提供されるプログラムは含まれない（15 USC 8305(b)(1)）。

(A) スワップ機関への貸出、同関係者の株式・持分・負債証券の買入れ
(B) スワップ機関からの資産買入れ
(C) スワップ機関による借入や負債発行の保証
(D) スワップ機関との間の支援取極め、損失・利益の分担に係る取極め

預金保険に加入する預金取扱金融機関が、スワップや証券ベース・スワップを以下の範囲に限定していない場合にも、連邦支援の対象外となる（15 USC 8305(d)）。

(1) ヘッジ等、業務に直接関わるリスク削減行動としてのスワップ取引
(2) レートや国法銀行の投資対象として許容される参照資産に関わるスワップ取引のスワップ機関としての取引
(3) CDS のスワップ機関としての取引

預金保険に加入する預金取扱金融機関は、持株会社を通じてスワップ機関を関連会社とすることができる。但し持株会社が FRB の監督を受けていること、および、当該スワップ機関に連邦準備法 23 条 A および B（連邦準備制度加盟銀行と系列会社の取引に係る規制）が適用されていることが条件となる（15 USC 8305(c)）。

６． 役員報酬規制

① 有価証券発行会社一般を対象とする役員報酬規制

ドッド・フランク法では、証券取引所法を改正し、役員報酬に対する株主の監視権限を強める規制を導入した。

- 役員報酬を是認するか否かについて、年次株主総会等において少なくとも 3 年に 1 度、株主の決議を取らなければならない。ただし、同決議は会社や取締役会に対する拘束力を持つものではない（15 USC 78n-1(a), (c)）。
- 買収・合併・資産売却等の承認を株主に求める際は、当該買収等に伴う役員報酬取極め（ゴールデンパラシュート）を開示し、是認するか否かについて株主の決議を取らなければならない。ただし同決議は、会社や取締役会に対する拘束力を持つものではない（15 USC 78n-1(b),(c)）。
- SEC は以下のことを証券取引所に義務付ける規則を制定する。
  - 報酬委員会の独立性が確保されていることを株式の上場要件とすること（15 USC 78j-3）
  - 以下を全証券の上場要件とすること（15 USC 78j-4）
    - (1) 財務諸表において報告される業績に基づいて支給されるインセンティブベースの報酬に係る方針が開示されていること
    - (2) 不正確な財務諸表に基づいてインセンティブベースの報酬が役員に支払われた場合、財務諸表訂正に先立つ 3 年度分について、過剰に支払った報酬を回収すること

② 金融機関を対象とする役員報酬規制

ドッド・フランク法では、連邦金融監督機関に対し、同法成立後 9 ヶ月以内に、以下の事項について監督対象金融機関に適用される共通レギュレーションないしガイドラインを策定するよう求めている（12 USC 5641）。

(a) インセンティブベースの報酬に係る取決めに関するすべての構造を監督機関に開示すること。

(b) 役員・職員・取締役・大株主に過剰な報酬・手数料・利益を提供したり、当該金融機関に多大な損失をもたらしたりするインセンティブ報酬制度を禁じること。

７． シャドーバンキング問題への対応

シャドーバンキングの領域における潜在的なリスクへの対応として、米国ではこれまでに、①マネー・マーケット・ファンド（Money Market Fund, 以下 MMF という）、②トライパーティ・レポ市場、③証券化業務について改革が進められてきている[73]。

① MMF に対する規制改革

a) SEC 規則の導入

金融危機の後に策定された財務省による金融規制改革ロードマップ[74]に従い、SEC は MMF に対する規制改革に向けた短期的な対応として、新たな規則（17 CFR Parts 270 and 274）を導入した。同規則は 2010 年 5 月 5 日から施行されている。

同規則の主な内容は以下のとおりである。

- ポートフォリオの安全性を維持するための基準の強化
- ポートフォリオの流動性確保のための規定の導入
- 運用会社等による元本割れ回避策（ポートフォリオ資産の買取）を実施する上での制約の緩和
- 投資家および SEC に対する情報開示の強化

b) 大統領作業部会による報告書

財務省の規制改革ロードマップでは、MMF の構造的改革の必要性に関して、金融市場に関する大統領作業部会（President's Working Group on Financial Market, 以下、PWG という）が評価を行うことを要求している。これに基づき、PWG は 2010 年 10 月 21 日に、MMF 規制改革に関する報告書を公表した[75]。

PWG の報告書では、MMF 規制改革に向けたオプションとして、次の 5 点を提示している。

- MMF を特別目的銀行と位置づけて、規制を強化すること。
- MMF の元本確保に対する投資家からの過剰な期待を防ぐために、基準価額の算定方法を一般の投資信託と同様にすること。
- 民間資金による流動性供給ファシリティ、あるいは MMF 保険を創設すること。

---

[73] FSOC 年次報告書（2013 年度）p.20.
http://www.treasury.gov/initiatives/fsoc/studies-reports/Pages/2013-Annual-Report.aspx

[74] U.S. Treasury, "Financial Regulatory Reform: A New Foundation" (2009)
http://www.treasury.gov/initiatives/Documents/FinalReport_web.pdf

[75] President's Working Group on Financial Markets, "Money Market Fund Reform Options" (October 2010)
http://www.sec.gov/rules/other/2010/ic-29497.pdf

- 投資家から多額の解約請求が寄せられた場合に備えて、現金ではなく現物での支払を義務付けること。
- 規制の裁定を回避するため、MMF と同種の金融商品に対しても、MMF 規制と同様に強化すること。

c) FSOC による MMF 規制改革への勧告

FSOC は SEC 規則の導入や PWG の報告を踏まえ、ドッド・フランク法に基づく勧告（12 USC 5322(a)(2)）として、2012 年 11 月に MMF 規制改革に対する勧告案を公表した[76]。

FSOC は、MMF 規制改革に向け、3 つの選択肢を示している。

- 選択肢 1：変動 NAV（Net Asset Value）の導入
  現在、MMF の価額設定は、基準価額を安定させるための手法（安定的 NAV）として償却原価法（取得原価を基準に、組入証券の価格を算定すること）やセント単位調整法（最終的な基準価額をセント部分で四捨五入すること）を用いることが認められているが、これを廃止し、MMF の基準価額が裏づけ資産の実際の市場価値を反映したものにする。
- 選択肢 2：NAV バッファおよび「最低リスク残高（Minimum Balance at Risk）」の導入
  安定的 NAV は維持するが、MMF に対し、基準価額の日々の変動を吸収するために、資産の 1%相当の NAV バッファを保有することを義務付けるほか、持分保有者の償還請求に対し、基準値（最低リスク残高）を超える部分については、支払を繰り延べなければならない。
- 選択肢 3：NAV バッファおよびその他の手段の導入
  安定的 NAV は維持するが、資産の 3%相当の NAV バッファ保有を義務付けるとともに、バッファの有効性を向上させるためのその他の手段（投資対象の分散要件の強化、最低流動性レベルの引上げ、情報開示規制の強化、など）を組み合わせる。

d) SEC 規則案の公表

SEC は、2013 年 6 月に、MMF 規制改革に向けた新たな規則案を公表した[77]。

同規則案では以下の 2 つの案を提示し、それぞれを単独で採用することも、併せて採用することも可能であるとしている。

---

[76] FSOC, “Proposed Recommendations Regarding Money Market Mutual Fund Reform” Federal Register Vol.77, No.223 (November 19, 2012). http://www.treasury.gov/initiatives/fsoc/rulemaking/Documents/Proposed%20Recommendations%20Regarding%20Money%20Market%20Mutual%20Fund%20Reform.pdf

[77] SEC, “Money Market Fund Reform; Amendments to Form PF” (June 5, 2013) http://www.sec.gov/rules/proposed/2013/33-9408.pdf

- 変動 NAV の義務付け
  機関投資家向けの MMF では、変動 NAV の採用を義務付ける。
  ただし、主として政府債に投資する MMF（資産の 80%以上を現金、政府債、政府債を担保とするレポ取引として保有するもの）および個人投資家向けの MMF（1 日あたりの償還可能額が 100 万ドル以下に制限されているもの）では、引き続き安定的 NAV を採用することが可能である。
- 償還手数料とストレス時の償還停止
  所定の資産（現金、米国債、残存期間 60 日以内の他の政府債など）が 1 週間の間に現金化された額が総資産の 15%以下となった場合には、MMF に対し、償還時に 2%の償還手数料を徴求することを義務付ける。
  また、このような場合に MMF の取締役会は、30 日を上限として（延長は可能）償還の一時停止を行うことも可能とする。

② トライパーティ・レポ市場に対する規制改革

トライパーティ・レポ市場[78]の改革については、2009 年にニューヨーク連邦銀行の要請によりタスクフォース（Tri-Party Repo Infrastructure Reform Task Force）が結成され、検討が進められた。

同タスクフォースは 2012 年 2 月に、(1)清算銀行による裁量的な日中信用供与の利用を大幅に減らすこと、および(2)市場参加者の流動性管理および与信管理の慣行を向上させること、という 2 点の目的に向け、改革のためのロードマップを提示した。

本ロードマップを踏まえて、清算銀行や市場参加者により、トライパーティ・レポ市場における取引慣行の見直しが進められている[79]。

③ 証券化商品に対する規制改革

証券化業務については、ドッド・フランク法により、資産担保証券（asset backed securities, ABS）の発行者に対し、ABS の発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部について、経済的利害を保持すること（リスク・リテンション）が義務付けられている（アメリカⅢ４（３）証券化業務に対する規制を参照のこと）。

リスク・リテンションについては、2011 年 3 月、財務省、FRB、FDIC、SEC、連邦住宅金融局、住宅・都市開発省により、共同規則案が公表された[80]。

その他にも、SEC により、原資産の情報開示を求める規則、引受基準の厳格化（適

---

78 レポ取引のうち、証券の貸し手（証券会社）と資金の出し手（投資家）の間に第三者（クリアリングバンク）が入り、受渡処理や担保管理などのサービスを提供する取引形態。クリアリング・バンクが資金過不足分を証券会社に与信

79 ニューヨーク連邦銀行ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.newyorkfed.org/banking/tpr_infr_reform.html

80 Department of Treasury, etc. “Credit Risk Retention: proposed rule” (March 31, 2011)
http://www.sec.gov/rules/proposed/2011/34-64148.pdf

格モーゲージ規制の導入）などが進められている。

８． 格付機関の規制

格付機関に対する規制は、2006 年の格付機関改革法（Credit Rating Agency Reform Act）により導入された。同法では、「全国的に認知された統計的格付機関（Nationally Recognized Statistical Rating Organization, 以下 NRSRO という）」としての登録を行った格付機関に対する SEC の監督権限について規定している。

その後ドッド・フランク法により、NRSRO に対する SEC の監督権限の強化が図られた。

（１） NRSRO の監督

① 登録義務

格付機関はNRSROとして扱われるためには､SECに登録を行う必要がある（15 USC 78o-7(a)）。

② 監督機関

NRSRO として登録を行った格付機関に対する監督は SEC が行う（15 USC 78o-7(o)）。

SEC は、格付利用者や公衆の利益を保護すること、格付の正確性の向上、利益相反により格付が悪影響を受けることの防止を目的として、NRSRO の業務の監督を行うために、SEC 内に信用格付局（Office of Credit Ratings）を設け、同局は少なくとも年 1 回、NRSRO の検査を実施する（15 USC 78o-7(p)）。

（２） NRSRO への要求事項

① 内部管理体制の確立

NRSRO は、格付決定の方針、手続および手法の実施と遵守に係る内部コントロール体制を確立・維持・実施・文書化することが求められている（15 USC 78o-7(c)(3)）。

② 利益相反の防止

NRSRO は、自社の業務の性質を考慮して、業務上生じうる利益相反を特定し管理するための方針と手続きを策定、維持、実施しなければならない（15 USC 78o-7(h)）。

また、NRSRO の格付対象となっている者、NRSRO の格付対象となっている証券や金融市場商品の発行者・引受人・スポンサーの職員が、格付付与までの 1 年間に当該

NRSROの職員として何らかのかたちで当該格付作業に関与していた場合、当該NRSROは利益相反の有無を検証し、問題があれば格付を修正しなければならない（Look - back Requirement）。

各々のNRSROは、このための方針と手続きを策定・維持管理・実施する（15 USC 78o-7(h)(4)）。

③ 格付手法の透明性

NRSROは、SECが策定するフォーマットに沿って、以下の情報を開示しなければならない（15 USC 78o-7(s)）。

- 定性的情報
  - (i) 格付
  - (ii) 主な仮定と基本原則
  - (iii) 格付の潜在的限界、カバーされていないリスク
  - (iv) 格付の不確実性
  - (v) 第三者によるデュー・ディリジェンス
  - (vi) 債務者・発行者・証券・金融市場商品に係るデータの概要
  - (vii) 用いられている情報の総合的信頼性
  - (viii)当該NRSROが抱える利益相反、等
- 定量的情報
  - (i) 格付の潜在的ボラティリティ
  - (ii) 格付の長期的パフォーマンス、PD、LGD
  - (iii) 仮定に対する格付の感応度、等

９． 金融消費者保護

（１） 消費者金融保護局（CFPB）の設立

ドッド・フランク法では、金融消費者保護に関連する連邦法の下で、消費者向け金融商品･サービスの募集や供給を規制するための機関として､CFPB が設立された（12 USC 5491(a)）。

各連邦金融監督機関が有していた金融消費者保護関連の機能は､原則として CFPB に移管されている（12 USC 5581）。

CFPB の概要については、アメリカⅡ２（９）消費者金融保護局を参照のこと。

（２） 金融商品・サービスへのアクセス確保

ドッド・フランク法では、一般的な金融サービスから排除されている国民に向けた金融商品・サービスの提供を促進するために、財務長官に対し、補助金の交付や外部提携等による複数年のプログラムを実施する権限を与えている。

- 預金保険に加入する連邦免許の預金取扱金融機関に、中・低所得者が自らのニーズに合った預金口座を持てるようにすることを目的とするもの（12 USC 5623）。
- 消費者に対し、高コスト貸付の代替となる、低コストの小口貸付を提供することを目的とするもの（12 USC 5624）。

１０．　その他

（１）　自己資本規制

① ドッド・フランク法による自己資本規制の強化

ドッド・フランク法では、連邦銀行監督機関が、預金保険加入預金取扱金融機関、預金取扱金融機関の持株会社、および FRB による監督対象となるノンバンク金融会社に連結ベースで適用される自己資本要件として、以下の基準を策定することを定めている（12 USC 5371）。

- レバレッジ比率の最低基準（minimum leverage capital requirements）
  早期是正措置の対象となっている預金保険加入の預金受入金融機関に対して現在適用されている自己資本規準（平均総資産に対する Tier 1 資本の比率）よりも厳格なものとなるように設定しなければならない。

- リスクアセット比率の最低基準（minimum risk-based capital requirements）
  早期是正措置の対象となっている預金保険加入の預金受入金融機関に対して現在適用されているリスクアセット比率の基準よりも厳格なものとなるように設定しなければならない。

（２）　預金保険制度

銀行および貯蓄金融機関を対象とする連邦レベルでの預金保険制度としては、FDIC の運営する連邦預金保険がある。信用組合に対しては、全国信用組合出資金保険基金（National Credit Union Share Insurance Fund, NCUSIF）という別個の預金保険制度が設けられている。

以下では、FDIC の預金保険について記載している。

① 加入義務

以下の預金取扱金融機関には、FDIC への加入が義務付けられている。

- 国法銀行（12 USC 222）
- 連邦準備制度に加入する州法銀行（12 USC 1818(a)）
- 連邦免許貯蓄金融機関（12 USC 1818(a)）
- 州法により FDIC への加入が義務付けられている州法銀行（各州法の規定によ

る）

上記以外の銀行、貯蓄金融機関については、FDIC への加入は任意である。

② ガバナンス

FDIC は連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ（12 USC 1819(a), (b)）。

FDIC は 5 名の理事によって運営され、そのうち 1 名は OCC 長官、1 名は CFPB 局長、残り 3 名は上院の助言と同意を得て大統領が任命する。大統領任命理事のうち 1 名が、上院の助言と同意を得て、大統領により議長に指名される（12 USC 1812）。

③ 資金源

FDIC は連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と、米国債への投資収益を主な収入源としている[81]。

④ 保護上限額

預金保護の上限は、所定の預金カテゴリーごとに預金者 1 名あたり 25 万ドルとなっている（12 USC 1821(a)）。保護上限額は、2008 年 10 月に 2013 年末までの時限措置として、それまでの 10 万ドルから 25 万ドルに引き上げられたが、ドッド・フランク法によって当該措置が恒久化された。

[81] FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/

IV. 各論

１． 貸金業に対する規制

貸金業を規制する法律は、一義的には各州の法律であり、州法によって参入規制や、上限金利、貸付上限額、貸付期間等の取引規制が行われ、また信用供与者および債務者の救済方法等が定められている。

連邦レベルでは消費者金融保護局（CFPB）が、消費者向けに金融商品・サービスを提供する事業者に対し、金融消費者保護に関連する連邦法に基づいて規制・監督を行う権限を有している。

（１） 消費者信用

① 州監督機関による規制

以下ではニューヨーク州の例について記載している。

a) 根拠法・監督機関

ニューヨーク州では、免許貸金業者に関する規定を銀行法（New York Banking Law）に置き、金融サービス局（Department of Financial Services）が監督を行っている。

b) 参入規制

ニューヨーク州では、元本 2 万 5,000 ドルまでの個人向け融資を業として行い、一般的な民事上の法定金利（下記 c）項を参照）以上の利息を受け取る者は、金融サービス局長から免許を受けなければならない（銀行法第 9 条 340 項）。

無免許で貸金業務を行った場合は軽犯罪となり、その役員、従業員、代理人等は罰金・禁固刑の対象となる（銀行法 9 条 358 項、刑法 70.15 条＜禁固刑＞、刑法 80.05 条＜罰金刑＞）。

c) 金利水準規制

ニューヨーク州では、i. 一般的な民事法上の上限金利、ii. 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利、iii. 刑法上の上限金利、がそれぞれ別個に規定されている。

i. 一般的な民事法上の上限金利

ア）上限金利の水準

- 元本 25 万ドルまでの融資、および住宅を担保とする元本 250 万ドルまでの融資：16%（債権法第 5-501 条、銀行法第 14-a 条）
- 元本 25 万ドル超 250 万ドルまでの融資（住宅を担保とするものを除く）：25%（債権法第 5-501 条 6 項、刑法 190.40 条）
- 元本 250 万ドル超の融資：上限なし（債権法第 5-501 条 6 項）

イ）上限を超過した場合の効果

金利が上限を超えた貸付契約は無効となる（債権法第 5-511 条）。

金利上限を超えて支払われた利息については、借入人は裁判により、これを受け取った者またはその代理人から回復することができる（債権法第 5-513 条）

ii. 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利

ア）上限金利の水準

- 元本 2 万 5,000 ドルまでの個人向け融資：25%（銀行法第 351 条、刑法第 190.40 条）
- 元本 2 万 5,000 ドル超の個人向け融資：16%（銀行法第 353 条、再建法第 5-501 条）

イ）上限を超過した場合の効果

免許貸金業者が、金利が上限を超えていることを知りながら受け取ったり、保留したり、請求したりした場合には、金利の全額が没収される。

上限を超えて支払われた利息がある場合、支払者または法的代理人は、支払済の利息の 2 倍の金額を貸金業者から回復することができる（銀行法第 351 条 6 項(b)）。

iii. 刑法上の上限金利

ア）上限金利の水準

- 25%（刑法 190.40 条）

イ）上限を超過した場合の効果

金利が刑法上の上限を超えていることを知りながらこれを請求したり受け取ったりした場合、高利罪として重罪に相当し、4 年以下の禁固刑または罰金刑（犯罪による収益の 2 倍にあたる金額か、5,000 ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第 190.40 条）。

高利罪（未遂を含む）の前科、組織的な企み、または、事業の一環として刑法上の上限金利を超える貸付や回収を行った場合は、高利罪として重罪にあたり、15 年以下の禁固刑または罰金刑（犯罪による収益の 2 倍にあたる金額、5,000 ドルのいずれか高いほうを上限）の対象となる（刑法第 190.42 条）。

② CFPB による規制

a) 規制対象となる事業者・取引

CFPB による規制を受ける規制対象者（covered person）は、消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、およびその者の関係者（affiliate）[82]である（12 USC 5481(6)）。

預金取扱金融機関以外の規制対象者で、以下の条件のいずれかに当てはまる者は、CFPB により、定期的な情報徴求や検査を含む監督を受けなければならない（12 USC 5514(a)）。

(A) 個人が所有し、主に自己、家族または世帯による利用を目的とする不動産を担保とする貸付の実施、仲介、サービシングの募集、提供を行う者。およびこれらの貸付に関連して貸付条件変更や抵当差押え救済サービスを提供する者。

(B) CFPB の規則により、規制対象に指定された金融商品・サービスの市場における大規模事業者。

(C) 消費者からの苦情情報等に基づき、所定の手続きを経て、消費者にリスクをもたらす行為を行っていると CFPB が認定した事業者。

(D) 消費者向けに教育ローンを提供している事業者。

(E) 消費者向けにペイデイローンを提供している事業者。

(F) (A)～(E)の機関にサービスを提供する事業者。

b) 根拠法・監督機関

CFPB は、金融消費者保護に関する連邦法に基づいて規制・監督を行う。消費者信用に関連する連邦法としては、以下のようなものがある。

- 消費者リース法（Consumer Leasing Act of 1976, 15 USC 1667 et. seq.）
- 信用機会均等法（Equal Credit Opportunity Act, 15 USC 1691 et.seq.）
- 公正信用請求法（Fair Credit Billing Act, 15 USC 1666 et.seq.）
- 公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act, 15 USC 1681 et. seq.）
- 公正債権回収法（Fair Debt Collection Act, 15 USC 1692 et. seq.）
- 貸付真実法（Truth in Lending Act, 15 USC 1601 et. seq.）

[82]関係者とは、その者を支配する者、その者によって支配される者、その者と同じ者の支配下にある者を指す（12 USC 5481(1)）。

c)　参入規制

CFPB は、預金保険に加入する預金取扱機関、預金保険に加入する信用組合を除く規制対象者に対し、登録義務を課す規則を制定する権限を有する（12 USC 5513(c)(7)）。

ただし、2014 年 2 月現在、貸金業者に対する登録義務は設けられていない。

d)　金利水準規制

連邦レベルでは貸付真実法及びレギュレーション Z により、利用者に開示すべき実質金利の算定方法や表示方法等を定めているが、その上限については規定していない。

（２）　事業者信用

以下ではニューヨーク州の例について記載している。

① 規制対象となる取引

法人向けの与信の場合、規制対象となるのは「事業融資および商業融資（business and commercial loans）」である（銀行法第 9 条 340 項）。

② 根拠法・監督機関

ニューヨーク州では、事業者向けの免許貸金業者に関する規定を銀行法（New York Banking Law）に置き、金融サービス局（Department of Financial Services）が監督を行っている。

③ 参入規制

ニューヨーク州では、元本 5 万ドルまでの事業者向け融資を業として行い、一般的な民事上の法定金利（事項④ c）項を参照）以上の利息を受け取る者は、金融サービス局長から免許を受けなければならない（銀行法第 9 条 340 項）。

無免許で貸金業務を行った場合は軽犯罪となり、その役員、従業員、代理人等は罰金・禁固刑の対象となる（銀行法 9 条 358 項、刑法 70.15 条＜禁固刑＞、刑法 80.05 条＜罰金刑＞）。

④ 金利水準規制

ニューヨーク州では、a）一般的な民事法上の上限金利、b）免許貸金業者に対する民事法上の上限金利、c）刑法上の上限金利、がそれぞれ別個に規定されている。

a) 一般的な民事法上の上限金利

個人向けの貸付の場合と同一であるが、以下に再掲する。

i. 上限金利の水準

- 元本 25 万ドルまでの融資、および住宅を担保とする元本 250 万ドルまでの融資：16%（債権法第 5-501 条、銀行法第 14-a 条）
- 元本 25 万ドル超 250 万ドルまでの融資（住宅を担保とするものを除く）：25%（債権法第 5-501 条 6 項、刑法 190.40 条）
- 元本 250 万ドル超の融資：上限なし（債権法第 5-501 条 6 項）

ii. 上限を超過した場合の効果

金利が上限を超えた貸付契約は無効となる（債権法第 5-511 条）。

金利上限を超えて支払われた利息については、借入人は裁判により、これを受け取った者またはその代理人から回復することができる（債権法第 5-513 条）

b) 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利

i. 上限金利の水準

- 元本 5 万ドルまでの事業者向け融資：25%（銀行法第 351 条、刑法第 190.40 条）
- 元本 5 万ドル超の事業者向け融資：16%（銀行法第 353 条、再建法第 5-501 条）

ii. 上限を超過した場合の効果

免許貸金業者が、上限金利を超えていることを知りながらこれを受け取ったり、保留したり、請求した場合には、金利の全額が没収される。

すでに上限を超えて支払われた利息がある場合、これを支払った者またはその法的代理人は、支払済の利息の 2 倍の金額を貸金業者から回復することができる（銀行法第 351 条 6 項(b)）。

c) 刑法上の上限金利

個人向け貸付の場合と同一であるが、以下に再掲する。

i. 上限金利の水準

- 25%（刑法 190.40 条）

ii. 上限を超過した場合の効果

金利が刑法上の上限を超えていることを知りながら、請求したり受け取ったりした場合、高利罪として重罪に相当し、4 年以下の禁固刑または罰金刑（犯

罪による収益の 2 倍にあたる金額か、5,000 ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第 190.40 条）。

高利罪（未遂を含む）の前科、組織的な企み、事業の一環として刑法上の上限金利を超える貸付や回収を行った場合には、高利罪として重罪にあたり、15 年以下の禁固刑または罰金刑（犯罪による収益の 2 倍にあたる金額か、5,000 ドルのいずれか高いほうを上限）の対象となる（刑法第 190.42 条）。

２． 販売勧誘ルール

証券の勧誘・販売に関しては、1933 年証券法（Securities Act of 1993, 15 USC 77a et. seq.）に基づき、投資家への情報開示規制や不正取引の禁止規制が行われている。

（１） 規制の対象者

証券法では、直接または間接に、州際通商の手段または郵便によって有価証券の販売や配送を行おうとする者が規制の対象者となる（15 USC 77e(a)）。

以下の取引は、有価証券の登録義務や情報開示規制の対象からは除外される（15 USC 77d）。ただし、不正取引の禁止については、除外対象にはならない。

(1) 発行者、引受人（underwriter）、ディーラー（dealer）以外の者による取引
(2) 公募を行わない発行者による取引
(3) ディーラーによる取引（公募開始時の取引等は除く）
(4) 顧客注文に基づいて行われるブローカーによる取引
(5) 適格投資家（accredited investor）のみを対象として募集または販売が行われ、発行規模が小さい証券の取引（発行規模の基準については、SEC が規則によって定める）
(6) 発行者による有価証券の募集または販売取引で、以下に該当するもの
  (A) 12 ヶ月間の販売総額が 100 万ドル以下
  (B) 1 投資家への 12 ヶ月間の販売総額が、以下の基準を超えていないこと
    (i) 2,000 ドル、または当該投資家の年収の 5%のうちいずれか大きいほう（投資家の年収が 10 万ドル以下の場合）
    (ii) 当該投資家の年収の 10%、かつ最大でも 10 万ドルを超えないこと（投資家の年収が 10 万ドル超の場合）
  (C) 所定の条件を満たしているブローカー、または資金調達ポータルを通じて行われる取引であること。
  (D) 発行者が所定の条件を満たしていること。

（２） 対象商品・サービス

証券法による規制の対象となる「証券（security）」は、一般に『証券』として知られるあらゆる権利または手段、ないしこれらの権利や参加権等の証書として、金融派生商品等も含む幅広い定義がなされている（15 USC 77b(a)(1)）。

（３） 規制の内容

証券法には、有価証券の登録義務（15 USC 77f)、情報開示義務（15 USC 77j)、不正な州際取引の禁止（15 USC 77q）についての規定が置かれている。

① 誠実・公正義務

法令上、誠実・公正義務に関する明示的な規定はない。

② 顧客への情報提供義務

証券の募集・販売を行おうとする者が、勧誘に際して示す投資目論見（prospectus）は、法令による要件を満たすものでなければならない（15 USC 77f(b))。

投資目論見には、証券の登録証書（registration statement）に記載されている内容を含めなければならない（15 USC 77j(a))。登録証書で要求される情報については、15 USC 77aa の付属規定 A（Schedule A）にて規定されている。

③ 手数料開示規制

上記②の投資目論見に含めなければならない情報には、投資家が支払う手数料は含まれていない。

④ 適合性原則

適合性原則について法令による規定はなく、自主規制機関（金融取引業規制機構、Financial Industry Regulatory Authority, FINRA）の自主規制によっている。

⑤ 不招請勧誘規制

証券の募集・販売に特化した不招請勧誘規制はない。商取引一般を対象としたものとしては、電話消費者保護法（Telephone Consumer Protection Act）による電話、ファクシミリによる広告・勧誘の規制があり、証券の募集・販売にも適用される。

⑥ 広告規制

証券の募集・販売のための広告に記載してよい内容については、SEC が規則によって規定している（17 CFR 230.164(a))。

また、以下については広告に記載しなければならない（17 CFR 230.164(b))。

- 証券の登録証書が発効していない場合、その旨についての注意書き。
- 投資目論見の請求先

３． 外国銀行への規制

（１） 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

2014 年 3 月現在、米国では銀行に対する定量的な流動性基準は導入されておらず、銀行監督機関は監督プロセスにおいて、各銀行における流動性リスクの計測、モニタリングおよび管理手法の評価を個別に実施している。

ただし、OCC、FRB、FDIC は共同で、バーゼルⅢに沿った流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ration）規制の導入に向けた規則策定を進めている。2013 年 11 月 29 日には規則案が公開され、2014 年 1 月までパブリック・コメントの受付が行われた[83]。

② 外国銀行支店への適用状況

規則案では、規則の適用対象となる金融機関は以下のとおりである。

(i) 連結総資産が 2,500 億ドル以上の銀行

(ii) バランスシート上の海外エクスポージャーが 100 億ドル以上の銀行

(iii) 上記(i)または(ii)の条件に該当する会社の子会社であって、連結総資産が 100 億ドル以上の預金取扱金融機関

ただし、OCC は、規則案において、外国銀行の連邦支店および代理店を同規則の適用対象から除外する提案を行っている[84]。

（２） 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

OCC は、規則に基づき、連邦支店または代理店を設置している外国銀行に対して、一定の資産をこれらの支店や代理店が置かれている州内に保有するよう要求することができる（12 CFR 28.20）。

要求される資産の額は、当該連邦支店または代理店が支払う、またはこれらを通じて支払われる負債の総額を考慮して個別に決定される。連邦支店または代理店は、要求された資産を以下のいずれかの形で保有しなければならない。

- 現金

---

[83] OCC, FRB, FDIC, “Liquidity Coverage Ratio: Liquidity Risk Measurement, Standards, and Monitoring; Proposed Rule,” Federal Register Vol.78 No.230 (November 29, 2013), pp.71818-71868.
http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2013-11-29/pdf/2013-27082.pdf

[84] 前掲資料 p.71866.

- 債券
- 手形
- その他の負債証券
- その他の米国内で支払われる、あるいは米国内にある資金によって支払われる債権
- 米国内の資金に自由に転換できる資金（OCC の認可が必要）

（３） 大規模な外国銀行グループに対する監督上の要件の加重

ドッド・フランク法により FRB は、監督対象のノンバンク金融会社および大規模な銀行持株会社に対して、他の金融機関よりも厳格な健全性基準を適用することが要求されている（12 USC 5364(a)(2)）[85]。

このため、FRB は規則 YY（Regulation YY, 12 CFR Part 252）を策定して対象金融機関に適用される健全性基準の強化を行い、その一環として流動性要件についての基準を設けた。

さらに、国内金融機関と国外金融機関との競争条件の平等性を確保するため、一定以上の規模を持つ外国銀行グループに対しても当該規制を適用することとし、2014 年 2 月に最終規則が公表された。本規則の施行期限は 2015 年 1 月 1 日となっている。

① 規制対象

規則 YY による外国銀行グループに対する流動性規制は、2 段階に分かれている。

a) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル未満の外国銀行組織

b) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織

外国銀行組織（Foreign Banking Organization）とは、以下のものを指す（12 CFR 252.1(j)）。

(1) (i)～(iii)のいずれかの条件に合致する外国銀行（外国法に基づいて設立され、米国外で直接に銀行業務を行っている組織を指す。（12 CFR 211.21(n)））

(i) 米国内で支店、代理店、または商業貸付会社子会社（commercial lending company subsidiary）の営業を行っている。

(ii) 米国内の銀行を支配している。

(iii) 1987 年 3 月 5 日以降に取得したエッジ法会社[86]を支配している。

---

85 アメリカⅢ１（１）⑤監督上の要件の加重を参照のこと。

86 1919 年エッジ法（Edge Act）に基づき、連邦政府の免許を受けて国際金融業務を行う金融

(2) (1)に該当する外国銀行を子会社とする会社

② 流動性要件

a) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル未満の外国銀行組織

年に 1 度、連結ベース、あるいは米国内での営業活動についての内部的な流動性ストレステストを実施し、その結果を FRB に報告することが要求されている（12 CFR 252.145）。

b) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織

流動性リスク管理に関連して、以下の要件が課される（12 CFR 252.156）。

- 米国リスク委員会[87]に対する要件
  - 最低でも年に 1 度、米国内での営業活動全体と関連する流動性リスク許容度について評価を実施し、承認すること。
  - 米国における営業活動が、策定した流動性リスク許容度に沿って行われているか、また、米国の営業活動に関する流動性リスク許容度が、グループ全体の流動性リスク許容度と一貫しているか否かについて、少なくとも半年に 1 度、評価を実施すること。
  - 緊急時の資金調達計画について、少なくとも年に 1 度は承認を行うとともに、当該計画に変更を加える際には変更事項について承認すること。
- 米国リスク管理担当主席役員（U.S. chief risk officer）に対する要件
  - 米国での営業活動に関連して、経営陣の策定した流動性リスク管理に係る戦略、方針、手続きのレビューを行うこと。
  - 米国における営業活動が、策定した流動性リスク許容度に沿って行われているか否かを判断するためのレビューを行い、定期的に（少なくとも半年に 1 度）米国リスク委員会およびグループ全体のリスク委員会に報告すること。
  - 新商品や新規業務に関連して、流動性コストと便益、およびこれらの商品や業務が米国における営業活動に及ぼしうるリスクについて評価を行ったうえで、これらの商品や業務の導入を承認すること。

会社。

87 米国内での資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織に対しては、米国リスク委員会の設置、およびこれに関連する要件が定められている（12 CFR 252.155）。

- 少なくとも１年に１度、米国における主要な業務ラインや商品が予想外の流動性リスクを引き起こしていないか、確認を行うこと。
- キャッシュフロー予測、流動性ストレステストの手法と結果、流動性バッファの大きさや構成内容をレビューし、必要に応じて承認すること。

● 経営から独立したレビュー機能を設け、定期的に流動性リスク管理の適切性等についてのレビューを実施すること。

● キャッシュフロー予測
- 短期的なキャッシュフロー予測は日次で、長期的なキャッシュフロー予測は少なくとも月次で更新する必要がある。

● 緊急資金調達計画
- 米国での営業活動について、流動性ストレスイベントが発生した場合の流動性ニーズに対応するための資金調達計画を策定すること。
- 当該計画は少なくとも年に１度は見直しを行う必要がある。また、市場の状況が変化したり特異な状況が発生した際には、これに対応することが必要である。

● 流動性リスク限度
- 流動性リスクの源泉を監視し、米国での営業活動に関して流動性リスク限度（資金調達源の集中度、期日ごとの負債金額、簿外エクスポージャーの大きさ、など）を設定すること。

● 流動性リスクの監視
- 担保としうる資産をモニターするための方針および手続きを策定し、実施すること。
- 米国での営業活動に関し、各法人、通貨、業務ライン　内部の流動性リスク、および法人、通貨、業務ラインを横断しての流動性リスクを管理し、コントロールするための手続きを策定し、実施すること。
  なお、法人間で流動性の移転を行う際の法的な、および規制上の制約を勘案しなければならない。
- 日中の流動性エクスポージャーを監視するための手続きを策定、実施すること。

③ 流動性ストレステストと流動性バッファ

連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織に対しては、定期的な流動性ストレステストの実施と、それに基づく流動性バッファの保持が求められる。

a)　流動性ストレステスト

基準以上の資産規模を持つ外国銀行組織は、流動性ストレスシナリオがキャッシュフロー、流動性ポジション、収益性、支払能力に及ぼしうる影響を評価するために、少なくとも月次で、ストレステストを実施しなければならない（12 CFR 252.157(a)）。

ストレステストは、以下のレベルでそれぞれ実施することが必要である。

- 米国での営業活動合計
- 米国内の支店および代理店（合算ベース）
- 米国中間持株会社[88]

b)　流動性バッファ

基準以上の資産規模を持つ外国銀行組織は、米国中間持株会社、および米国内の支店および代理店については、それぞれ、所定の手法により算出される流動性バッファを保持することが義務付けられる。

流動性バッファとして保有できる資産は、現金、財務省証券などの流動性が高く、担保等に供されていないものに限られる。また、これらの資産は米国内の口座において保持していなければならない（12 CFR 252.157(c)）。

[88] 米国内の直接子会社の連結資産額（U.S. non-branch Assets，米国支店および代理店の資産は含まれない）が 500 億ドル超の外国銀行組織は、米国内に中間持株会社を設置することが義務付けられている（12 CFR 252.153）。

V.　資料

１．　金融機関の免許付与権限と監督等権限

		加盟・加入の有無		連邦金融監督機関						州監督機関
		FRS（注1）	預金保険（注2）	FRB	OCC	FDIC	NCUA	SEC	CFPB	
銀行持株会社 金融持株会社		－	－	●（注3）						
銀行	国法銀行	○（強制）	○（強制）		●	◇			◆	
	州法銀行	○（任意）	○（強制）	◎		◇			◆	●
		×	○（任意）			◎			◆	●
		×	×						◆	●
貯蓄金融機関	貯蓄金融機関持株会社	－	－	●（注4）						
	連邦貯蓄金融機関	－	○（強制）		●	◇			◆	
	州貯蓄金融機関	－	○（任意）			◇			◆	●
			×						◆	●
信用組合	連邦信用組合	－	○（強制）				●		◆	
	州信用組合	－	○（任意）				◇		◆	●
		－	×						◆	●
証券会社（ブローカー、ディーラー）		－	－					●（注5）		
保険会社		－	－							●
システミックな重要性を持つノンバンク金融会社		－	－	●（注6）						

●　免許付与（認可、登録）権限および第一義的監督権限
◎　第一義的監督権限
◇　連邦預金保険供与者としての検査権限
◆　金融消費者保護に係る監督権限

（注 1）中央銀行制度。国法銀行は、FRS、預金保険への加盟が義務付けられている。州法銀行の FRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRS に加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。
（注 2）銀行、貯蓄金融機関の預金保険は FDIC、信用組合の預金保険は NCUA が運営。
（注 3）銀行持株会社には FRB による認可取得義務、金融持株会社には FRB への登録義務がある。
（注 4）FRB への登録義務がある。
（注 5）SEC への登録義務がある。
（注 6）FRB への登録義務がある。

２． 検査・監督機関の概要

	OCC （通貨監督庁）	FRB （連邦準備制度理事会）	FDIC （連邦預金保険公社）	NCUA （信用組合監督庁）	SEC （証券取引委員会）	FSOC （金融安定監督評議会）	CFPB （消費者金融保護局）
設立	・1863 年	・1913 年	・1933 年	・1970 年	・1934 年	・2010 年	・2010 年
組織形態	・財務省の外局	・連邦政府の独立機関 ・中央銀行制度である FRS（連邦準備制度）の最高意思決定機関	・連邦政府の独立機関（公社）	・連邦政府の独立機関	・連邦政府の独立機関	・議長または構成員の過半数により招集	・FRS 内の独立部局
組織の長	・長官・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 4 年 ・大統領が 7 人の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 5 年 ・大統領が 5 名の理事のうち、OCC 長官、CFPB 保護局長以外の 3 名の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 6 年 ・大統領が 3 名の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・委員長・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 6 年 ・財務長官が務める	・局長・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要
監督対象金融機関	・国法銀行 ・連邦貯蓄金融機関 ・連邦外国銀行支店・代理店	・システム上重要なノンバンク金融会社 ・銀行持株会社 ・金融持株会社 ・貯蓄貸付組合持株会社 ・州法銀行（連邦準備制度加盟） ・州法外国銀行支店・代理店 ・FRB 登録証券金融業者	・州法銀行（連邦準備制度非加盟・連邦預金保険制度加盟） ・州法貯蓄金融機関 ・州法外国銀行支店・代理店（連邦預金保険制度加盟）	・連邦信用組合	・証券会社（ブローカー、ディーラー） ・投資顧問業者	・なし	・消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、およびその関係者 ・保険商品は対象外 ・直接の監督権限を持つ機関は以下のとおり －大規模預金取扱金融機関 －消費者向けモーゲージ関連事業者 －教育ローン事業者 －ペイデイローン事業者 －CFPB が個別に認定した事業者 －その他、CFPB の規則により規制対象に指定される市場での大

	OCC （通貨監督庁）	FRB （連邦準備制度理事会）	FDIC （連邦預金保険公社）	NCUA （信用組合監督庁）	SEC （証券取引委員会）	FSOC （金融安定監督評議会）	CFPB （消費者金融保護局）
							規模事業者
権限	・認可 ・監督 ・規制制定	・銀行持株会社の認可 ・監督対象金融機関の監督 ・規制制定	・監督 ・破綻処理における管財人 ・規制制定	・認可 ・監督 ・規制制定 ・信用組合を対象とする預金保険の引受 ・信用組合の破綻処理	・対象機関の登録 ・対象機関の監督 ・市場規制 ・規制制定	・FRB による監督対象となるノンバンク金融機関の指定 ・マクロプルーデンス監督	・監督 ・規制制定 ・CFPB 規則により、規制対象者の登録義務を設けることができる
職員数	・3,823 名（2012 年度）	・FRB：2,468 名 ・連邦準備銀行：18,300 名 （2012 年度）	・7,476 名（2012 年度）	・1,191 名（2012 年度）	・3,785 名（2012 年度）	・24 名（2013 年度）	・970 名（2012 年度）
財源	・監督対象機関からの賦課金が主	・中央銀行としての業務による収入が主 ・大規模銀行持株会社、ノンバンク金融会社への監督に関しては、賦課金を徴収可	・金融機関からの預金保険料と投資収入が主 ・監督対象機関からの賦課金も徴収	・監督対象機関からの賦課金が主	・有価証券の取引や登録に係る手数料収入が主	・財務省金融調査局の予算から支出 ・財務省金融調査局の財源は、大規模銀行持株会社、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社からの賦課金	・FRS の予算から支出
事務所	・本部：ワシントン DC ・地方支部局：66	・本部：ワシントン DC ・連邦準備銀行：12 ・支店総数：25	・本部：ワシントン DC ・地方局・地域局：8 ・分局：54	・本部：バージニア州アレキサンドリア ・地方支部局：5	・本部：ワシントン DC ・地方支部：11	－	・本部：ワシントン DC ・地方支部：3
他の組織との関連性	－	・国法銀行は強制加盟 ・州法銀行は任意加盟	・国法銀行、州法銀行の一部（FRS 加盟行、州法により加入義務のある州法銀行）、連邦貯蓄金融機関は強制加盟 ・上記以外の銀行、貯蓄金融機関は任意加盟	－	・銀行と証券会社を共に傘下にもつ金融グループに対しては、FRB が銀行持株会社に対する包括的監督実施 ・子会社銀行は銀行監督機関、証券子会社は SEC がそれぞれ機能別監督を実施	・連邦、州の各金融監督機関の代表により構成される ・州監督機関の代表は議決権を持たない	・規模の小さい預金取扱金融機関の監督は、当該機関を監督する健全性監督機関が実施 ・CFPB は、検査への同行、法令違反に対する措置についての勧告などを通じ、健全性監督機関による監督を補完

３． 米国の金融規制

		銀行		証券	保険
		国法銀行	州法銀行		
法規制		合衆国法典第12編	合衆国法典第12編 各州法	合衆国法典第15編	各州法
業務規制		○免許制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定	○登録制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定
相互参入	単体	他業禁止規定あり		他業禁止規定なし	他業禁止規定あり（注1）
	持株・子会社方式	金融持株会社のもとで銀行、証券、保険のグループ化可能			
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1 4.5% Tier1 6% 総資本 8% （OCC規則により規定）	○自己資本規制 （FRS加盟行） 普通株Tier1 4.5% Tier1 6% 総資本 8% （FRB規則により規定）	○自己資本規制 ネット・キャピタル・ルール 負債総額は純資産の15倍を超えてはならない（代替的基準あり） （SEC規則により規定）	○財務規制 RBC比率 リスク調整後の自己資本比率（全国保険監督官協会が作成した算出方法に沿って算出）に4段階の基準値（200%～70%）を設定し、基準を下回った場合の措置について規定 （州法により規定）
				FRBの監督を受けるノンバンク金融会社に対する自己資本規制は、FRB規則により規定	
		○大口融資規制 連邦法により規定	○大口融資規制 州法により規定		○大口融資規制 州法により規定
				FRBの監督を受けるノンバンク金融会社に対する与信集中規制は、FRB規則により規定	
					○最低資本金 州法により規定

（凡例）二重線：法律、実線：法律＋規則、点線：規則

（注 1）生損保の兼業は禁止。

４． 米国における金融機関の状況

			機関数	店舗数	預金量（単位：10億ドル）	
						シェア
商業銀行			5,828	90,004	10,406	92.6%
	国法銀行		1,137	46,826	7,048	62.7%
	州法銀行		4,691	43,178	3,358	29.9%
		FRS加盟	862	15,391	1,656	14.7%
		FRS非加盟	3,829	27,787	1,702	15.1%
貯蓄金融機関			924	8,380	786	7.0%
	連邦貯蓄金融機関		491	4,427	524	4.7%
	州貯蓄金融機関		433	3,953	261	2.3%
外国銀行の米国支店			10	10	50	0.4%
合計			6,762	98,394	11,242	100.0%

（注 1）FDIC 加入金融機関ベース。外国銀行の支店／代理店などの一部を除き、ほぼ全ての銀行・貯蓄金融機関は FDIC に加盟している。

（注 2）2014 年 3 月 27 日現在。

（出所）FDIC ウェブサイト, Bank Data and Statistics

イギリス

イギリスの金融制度

I.　概要

（１）　イギリスの金融監督体制

図表　英-1　　金融監督体制図

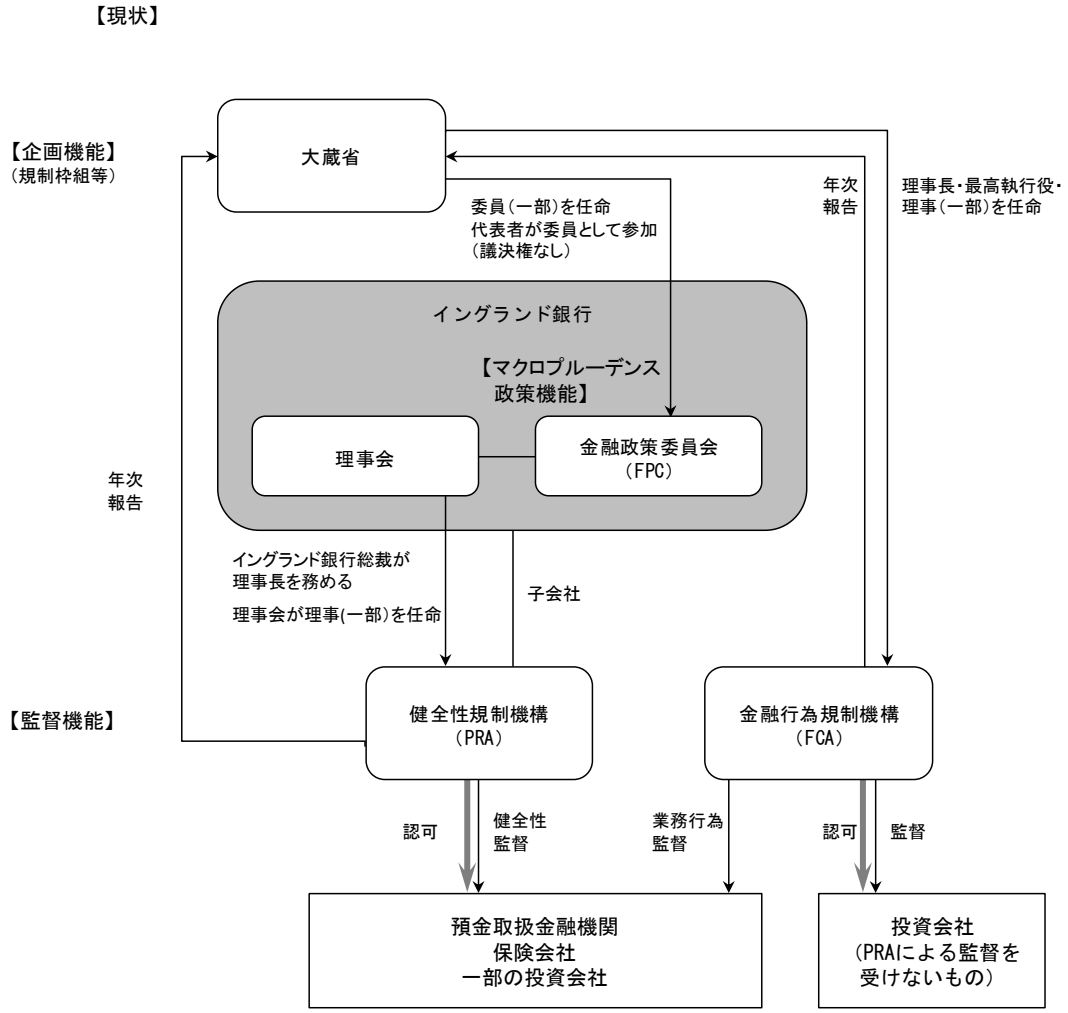

（２）　金融監督体制の変遷

図表　英-2　　金融サービス機構設立（1997 年）以前の金融監督体制

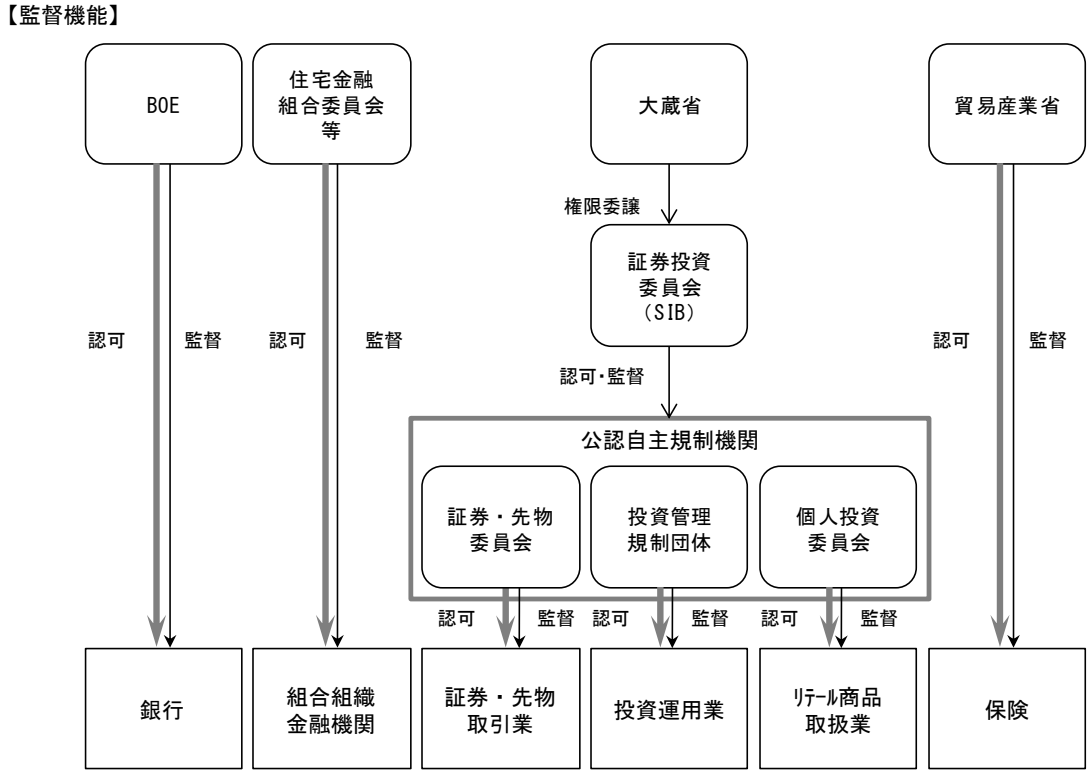

図表　英-3　　金融サービス市場法成立（2000 年）以降の金融監督体制

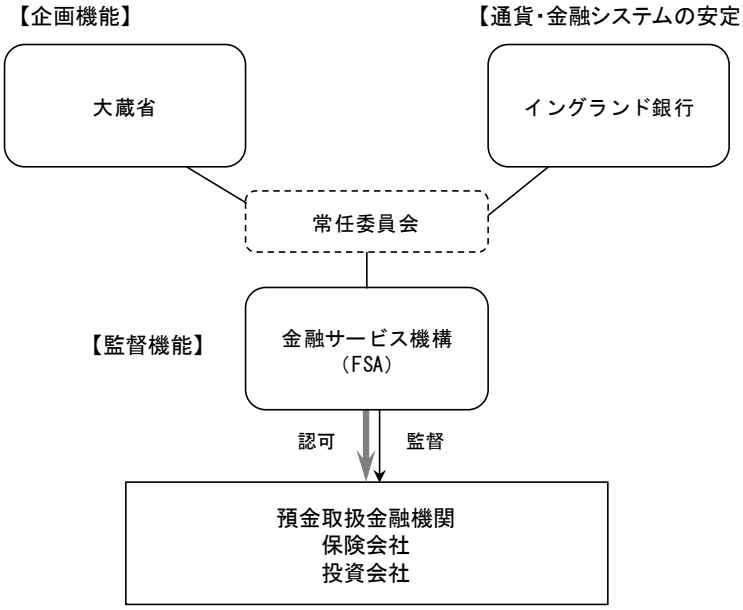

（３）　金融監督機関の人員数

図表　英-4　　金融監督機関の人数

監督機関名	職員数(人)		
		検査・監督部門	国際部門
健全性規制機構（PRA）	約 1,200	約 600	NA
金融行為規制機構（FCA）	2,848	2,672	80

※　健全性規制機構は 2013 年 4 月 1 日の概数、金融行為規制機構は 2013 年 3 月末現在

（４）　金融監督機関の本部と地方支部

図表　英-5　　本部と地方支部
（2013 年 12 月末現在）

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数(ヵ所)	職員数	予算
健全性規制機構（PRA）	ロンドン	NA	NA	NA	NA	NA
金融行為規制機構（FCA）	ロンドン	NA	NA	1	NA	NA

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　預金取扱金融機関

預金の受入を行う金融機関としては、①銀行、②住宅金融組合、③信用組合がある。

① 銀行

法令上、銀行の定義規定は置かれていないが、以下のものを指して「銀行（bank)」という用語が用いられている（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集[89]　用語集)。

- 英国において 2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000、FSMA、以下、金融サービス市場法という。）に基づき預金の受入を含む業務を行うための許可を得ている会社で、かつ、EU 法上の信用機関[90]に該当、あるいは、当該会社の得ている認可において、銀行に適用されるものと同等の健全性基準の遵守を要求されている会社。
- 欧州経済領域（EEA）内の銀行で、EU 法により信用機関に認められている業務をすべて行うことができるもの。

② 住宅金融組合

住宅金融組合（building society）とは、1986 年住宅金融組合法（Building Society Act 1986）に基づいて設立される金融機関で、住宅を担保とする貸付を主な業務とし、資金調達の大半を組合員から行う（住宅金融組合法第 5 条、第 119 条(1))。

③ 信用組合

信用組合（credit union）とは、信用組合法（Credit Union Act）上の認可業者である信用組合として、1965 年勤労共済組合法（Industrial and Provident Societies Act 1965）に基づき登録された団体法人をいう（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集用語集)。

信用組合は職域、居住地域等を単位として組合員を募集する（信用組合法第 1 条(4)）組合員からの出資以外の形による預金の受入は許されていない（同法第 8 条)。また、貸

---

[89] 金融行為規制機構（FCA）および健全性規制機構（PRA）が制定した規則を集めたもの。金融行為規制機構・健全性規制機構規則については、イギリス３（３）金融行為規制機構・健全性規制機構規則を参照のこと。

[90] EU における信用機関の定義については、EUⅡ１（１）信用機関を参照のこと。

付先は組合員に限定されている（同法第 11 条）。

（２） 投資会社

イギリスでは証券業務を行う事業者を「投資会社（investment firm）」といい、金融サービス市場法に基づく規制の対象となっている。投資会社は次のように定義されている（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集　用語集）。

(1) 第三者に対する投資サービスの提供を常時、業として行っている者。あるいはいずれかの投資活動を職業ベースで実施している者。

(2) EU 法の金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）上の投資サービス会社（MiFID investment firm）、または EEA 域内に本店を置いていれば金融商品市場指令上の投資サービス会社[91]に該当する者。

なお、金融サービス市場法に基づく認可を必要とする投資サービスは以下のとおりである[92]。

- 投資商品のディーリング（自己勘定取引、または代理人としての取引）
- 投資商品取引のアレンジ
- 多極的取引システム（multilateral trading facility, MTF）の運営[93]
- 投資商品の運用（investment management）
- 投資商品の保管管理
- 集団投資スキームの組成
- 投資商品に関する助言

（３） 保険会社

保険業務を営む企業を保険会社（insurance undertaking）という（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集　用語集）。なお、保険業とは保険契約を締結する、または遂行することをいう。

---

91 EU における投資サービス会社の定義については、EUⅡ１（２）投資サービス会社を参照のこと。

92 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、および大蔵省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

93 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムをさす（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集　用語集）。

（４）　投資運用業者

投資運用業者にあたるのは、金融サービス市場法に基づき「投資運用業務（managing investments）」を行う認可を受けている会社である。投資運用業務とは、有価証券への投資等から成る他者の資産を、与えられた裁量をもって運用することを指す（規制対象業務に関する大蔵省令[94]第 37 条）。

（５）　投資助言業者

投資助言業者にあたるのは、「投資助言業務（advising on investments）」を行う認可を受けている者である。投資助言業務とは、以下のような助言を行うことを指す（規制対象業に関する大蔵省令第 53 条）。

(a) 投資家あるいは潜在的な投資家となりうる者、あるいはこれらの代理人となりうる者に対し与えられる助言

(b) 以下のいずれかの行為を（本人として、あるいは代理人として）行うことの利点について与えられる助言

  (i) 特定の有価証券、または契約に基づく特定の投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりすること。

  (ii) 投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりする権利に対して投資し、当該権利を行使すること。

[94] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001.

２． 金融監督機関

2012 年金融サービス法（Financial Services Act 2012）に基づき、2013 年 4 月から導入された新たな金融監督体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離している。

前者はイングランド銀行（Bank of England）が担当し、後者は新たに設置される金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、FCA）が担当する。イングランド銀行内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融政策委員会（Financial Policy Committee）と、ミクロ・プルーデンス規制を担当する健全性規制機構（Prudential Regulation Authority、PRA）という 2 機関が新規に設置された。

（１） 金融政策委員会（Financial Policy Committee：FPC）

金融政策委員会はイングランド銀行内に設けられた独立した委員会で、マクロ・プルーデンス政策を担当する。

① 根拠法令

金融政策委員会についての規定は、1998 年イングランド銀行法（Bank of England Act 1998、2012 年金融サービス法（第 4 条）により改正）に設けられた。

② 目的

金融政策委員会の目的は以下のとおりである（イングランド銀行法第 9C 条(1)）

(a) イングランド銀行による金融の安定という目的（Financial Stability Objective）の達成に貢献すること。

(b) 大蔵省の経済政策（経済成長や雇用の促進に向けた目的も含む）を補助すること。

(a)の金融の安定に関し、金融政策委員会は主として、英国の金融システムの活力を保護・促進するために、システミック・リスクの特定とモニタリング、およびこれを除去・削減するための措置についての責任を負う（イングランド銀行法　第 9C 条(2)）。

③ 業務内容

金融政策委員会の果たす機能は以下のとおりである(イングランド銀行法　第 9G 条)。

- システミック・リスクの特定・評価のために金融システムの安定性をモニタリングすること

- マクロ・プルーデンス上の措置の実施に関し、金融行為規制機構や健全性規制機構に対して監督下にある金融機関への権限を行使するよう指図（direction）を発すること

  マクロ・プルーデンス上の措置（macro-prudential measures）とは、マクロ・プルーデンス政策実行のためのツール[95]のことを指し、大蔵省と金融政策委員会との事前協議の上で、大蔵省令によって定めることとされている（イングランド銀行法第 9L 条)。

  また、当該大蔵省令は、緊急の場合を除き、上下両院による承認を経なければならない（イングランド銀行法第 9N 条)。

  さらに、金融政策委員会は、金融機関に対して直接的な監督権限を持たないため、マクロ・プルーデンス上の措置を実施するためには、金融行為規制機構や健全性規制機構が監督下の金融機関に対して行使できる権限を利用する必要がある。

  そのため、金融政策委員会は、指図（direction）によって、金融行為規制機構および健全性規制機構に当該措置を実施するよう要求できるようになっている。

- 勧告（recommendation）を発すること

  金融政策委員会の発する勧告としては、以下のようなものがある。

  - イングランド銀行内への勧告（イングランド銀行法第 9O 条）

    イングランド銀行内への勧告としては、金融機関への金融支援の提供や、支払システム・決済システムや決済機関に関するイングランド銀行の機能の行使のような、金融システム全般に関わる対応に関するものが想定されている。

    ただし、特定の個別金融機関に対する対応（金融支援の提供や、特別整理制度[96]、銀行の破綻処理・公的管理におけるイングランド銀行の権限の行使を指す）についての勧告を発することはできない。

---

[95]導入に向けた検討が行われているマクロ・プルーデンス上の措置としては、カウンターシクリカル資本バッファ（counter-cyclical capital buffer: CCB）や部門別必要資本（sectoral capital requirements: SCR）がある。

[96] 特別整理制度については、イギリスⅢ２（１）破綻処理制度を参照のこと。

- 大蔵省に対する勧告（イングランド銀行法第 9P 条）
  マクロ・プルーデンス上の措置の指定や、FSMA の規制対象業務や健全性規制機構による規制対象となる業務の指定等に関し、大蔵省令（order）を発するよう勧告するものなどが想定されている。

- 金融行為規制機構および健全性規制機構に対する勧告（イングランド銀行法第 9Q 条）
  金融行為規制機構や健全性規制機構が監督対象としている金融機関全般、あるいは所定の条件に該当する金融機関に対し、監督上の権限を行使することを勧告するものである。
  ただし、特定の個別金融機関に対して金融行為規制機構や健全性規制機構がその権限を行使するよう勧告することはできない。

- 他の者に対する勧告（イングランド銀行法　第 9R 条）

● 「金融安定報告（financial stability report）」の作成

④ 組織

金融政策委員会は、イングランド銀行理事会（court of directors）の小委員会として設置され、以下の委員（計 9 名）によって構成される（イングランド銀行法第 9B 条(1)）。

(a) イングランド銀行総裁
(b) イングランド銀行副総裁
(c) 金融行為規制機構の最高執行役
(d) 大蔵大臣への諮問の後、イングランド銀行総裁が任命する委員 1 名
(e) 大蔵大臣が任命する委員 4 名
(f) 大蔵省の代表者 1 名

⑤ 職員数

金融政策委員会独自の職員はいない。

⑥ 予算規模・予算源

金融政策委員会独自の予算は設けられていない。

イングランド銀行外部からの委員に対する報酬（1 名につき年間 5 万 5,000 ポンド）[97]は、イングランド銀行の予算から支出されている。

[97] イングランド銀行年次報告書（2013 年度版）p.46 による。
http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/annualreport/default.aspx

（２） 健全性規制機構（Prudential Regulation Authority：PRA）

健全性規制機構は、運営上独立したイングランド銀行の子会社として設立され、健全性維持の上で重要性の高い金融機関（預金受入機関、保険会社、大規模な投資会社）の健全性規制・監督を担当する。

① 根拠法

健全性規制機構についての規定は、2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000：2012 年金融サービス法により改正。）に設けられた。

② 目的

健全性規制機構の全般的な目的は、「健全性規制機構が認可する者の安全性と健全性とを促進すること」と規定されている（金融サービス市場法第 2B 条(2)）。

この目的は、主として以下の(a)、(b)によって推進される（金融サービス市場法第 2B 条(3)）。

(a) 健全性規制機構が認可する者の事業が、英国の金融システムの安定性に対して有害な影響をもたらすことなく運営されるようにすること。

(b) 健全性規制機構が認可する者の破綻が英国の金融システムの安定性にもたらすと予想される有害な影響の最小化を目指すこと。

このほかに、保険に関しては「保険契約者および保険契約を結ぼうとする者の適度な保護を確保するために貢献すること」も健全性規制機構の目的として規定されている。健全性規制機構は保険業および保険契約について、妥当な範囲で、全般的な目的と保険に関する目的の双方と両立し、これらの目的を推進するためにもっとも適当な方法で活動しなければならない（金融サービス市場法第 2C 条）。

③ 業務内容

健全性規制機構の業務範囲は以下のとおりである。

- 健全性規制機構による規制の対象となる業務を行う認可の付与（金融サービス市場法第 55F 条）

  健全性規制機構による規制・監督の対象となる業務は、金融サービス市場法に基づく大蔵省令によって定められる（金融サービス市場法第 22A 条）。

  2013 年の大蔵省令（以下、健全性規制機構による規制対象命令という）[98]に

[98] The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

より、健全性規制機構による規制・監督の対象となる業務（PRA-regulated activities）は、以下のとおりとなっている。

(a) 預金の受入
(b) 保険契約の締結
(c) 保険契約の遂行
(d) 自己勘定での投資商品取引（※）
(e) ロイズ保険組合[99]において代理管理者として、引受団（syndicate）による保険引受の管理を行う業務
(f) ロイズ保険組合での、保険契約取引の仲介業務
(g) 上記以外の金融サービス市場法による規制対象業務で、ロイズ保険組合での活動に関連するもの、あるいはロイズ保険組合での活動のために行われるもの

（※）資本金が 73 万ユーロ相当以上の投資会社が、自己勘定での投資商品取引業務についてのみ認可を受けようとする場合、健全性規制機構は、当該投資会社を健全性規制機構による認可・監督の対象とするよう指定を行うことができる（指定がなければ、当該投資会社は、金融行為規制機構（イギリスⅡ２（３）金融行為規制機構を参照のこと）の認可・監督の対象となる）。
指定にあたり健全性規制機構が考慮する要因は以下のとおりである[100]。

- 投資会社の総資産が、過去 4 四半期にわたり、平均して 150 億ユーロを超えているか否か。
- 同一グループに属する投資会社の総資産の合計額が、過去 4 四半期にわたり、平均して 150 億ユーロを超えているか否か。
- 当該投資会社が、健全性規制機構による監督を受けているグループの一部であるかどうか。また、当該投資会社の収入、資産・負債の状況、リスク性向がグループ全体の収入、資産・負債の状況、リスク性向から見て突出していないか。

● 認可事業者に対する健全性の観点からの監督（金融サービス市場法第 2K 条）
健全性規制機構による認可を受けるのは預金取扱金融機関、保険会社、およ

[99] 1871 年ロイズ法（Lloyd's Act 1871）に基づいて設立された法人で、金融サービス市場法による認可を受けて再保険の引受における仲介、引受団の組成、および関連する事務処理サービスを行う（金融サービス市場法第 315 条）。

[100] 健全性規制機構が、認可・監督対象として投資会社を指定する際の方針については、以下を参照。
PRA, "Designation of investment firms for prudent supervision by the Prudential Regulation Authority: Policy Statement" (March 2013).
http://www.bankofengland.co.uk/pra/Pages/publications/designationinvestmentfirms.aspx

び一部の投資会社であり、これらの認可事業者に対する監督は健全性規制機構が実施する。

- 上記に関連する規則の制定（金融サービス市場法第 137A 条、第 137G 条）

④ 組織

健全性規制機構は、業者から徴収する負担金を財源とする非政府機関として組織される。健全性規制機構は政府の代理として機能しているとはみなされず、職員も公務員（Crown Servant）ではない（金融サービス市場法附則 1ZB(24)）。

健全性規制機構の意思決定機関である理事会（board）は、以下のメンバー（5 名以上）によって構成される（金融サービス市場法附則 1ZB(1)～(14)）。

- 理事長（chair）：イングランド銀行総裁が務める。
- 最高執行役（chief executive）：イングランド銀行副総裁（健全性規制担当）が務める。
- イングランド銀行副総裁（金融安定担当）
- 金融行為規制機構の最高執行役
- その他 1 名以上の理事：イングランド銀行理事会が、大蔵省の承認を経て任命する。

健全性規制機構の業務部門は、銀行監督部門、保険監督部門、政策部門に分かれている。

- 銀行監督部門
  国内で営業する英国の銀行、国際的に活動している英国の銀行、投資銀行、外国銀行の監督を行う。
- 保険監督部門
  英国の生命保険会社および損害保険会社の監督を行う。
- 政策部門
  政策の策定、および認可業者に適用される健全性基準をはじめとする規則の策定を行う。

健全性規制機構の組織図は下図のとおりである。

図表　英-6　　健全性規制機構の組織図

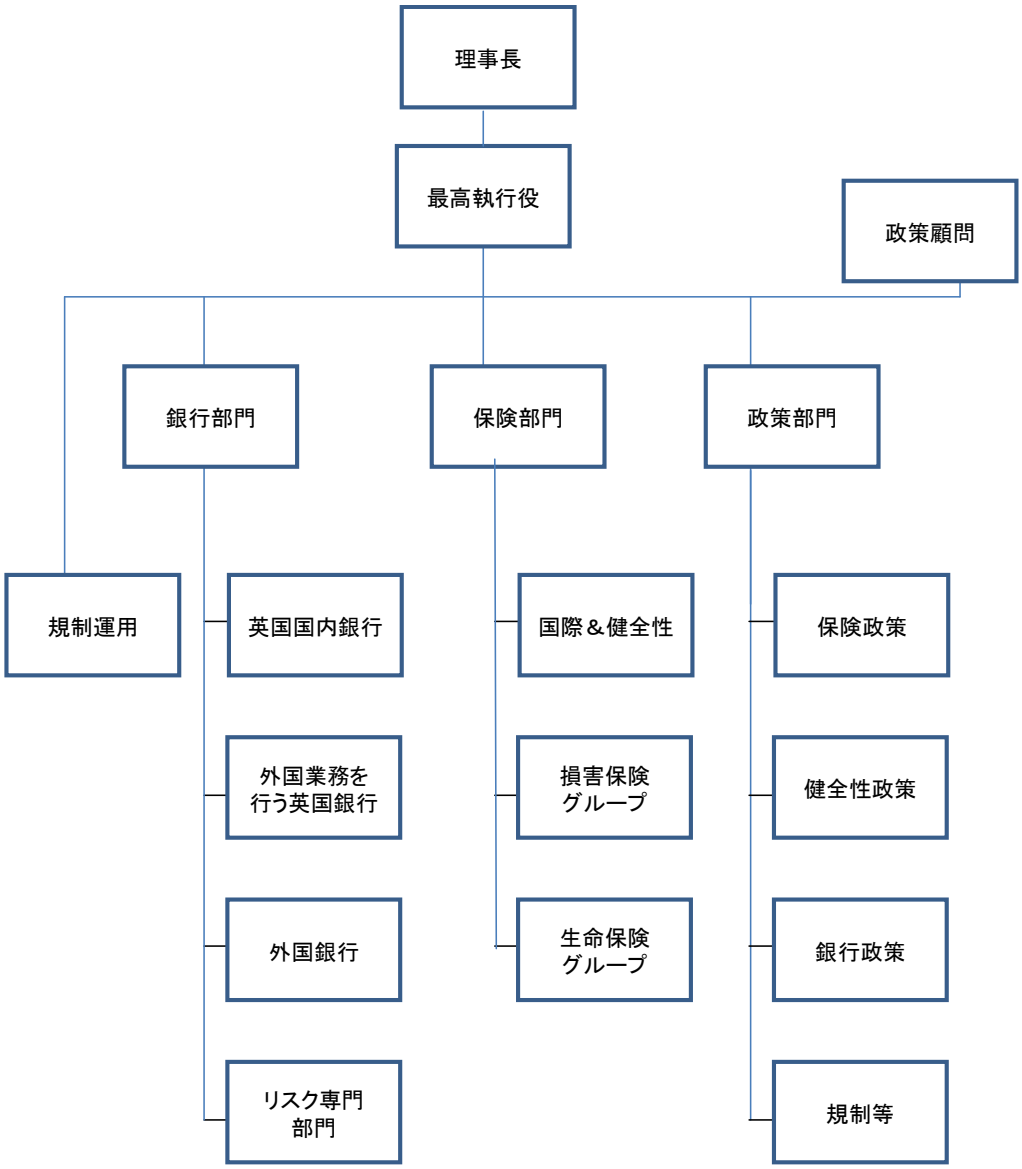

出所：PRA ウェブサイトより作成

⑤ 職員数

健全性規制機構の職員数は、下表のとおりである。

図表　英-7　　健全性規制機構の職員数
（2013 年 4 月 1 日、概数）

		職員数
全職員		約1,200
うち	検査に従事する職員	約600
	国際部門の職員	NA

出所：　イングランド銀行, ニュースリリース（2013 年 3 月 6 日）、
PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision” (April 2013)に基づき作成。
http://www.bankofengland.co.uk/pra/Pages/supervision/approach/default.aspx

⑥ 予算規模・予算源

健全性規制機構は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする（FSMA 付属規定 1ZB 第 31 条）。

（３）　金融行為規制機構（Financial Conduct Authority：FCA）

金融行為規制機構は、政府から独立した監督機関として設置され、健全性規制機構の監督を受けない金融機関（リテール商品の仲介業者、小規模な投資会社、電子マネー機関、決済サービス機関など）の健全性規制・監督、すべての認可業者の業務行為規制、市場規制を担当する。

① 根拠法

金融行為規制機構についての規定は、金融サービス市場法（2012 年金融サービス法により改正）に設けられた。

② 目的

金融行為規制機構の戦略的目的は、(a)金融市場、(b)規制対象となる金融サービスの市場、および(c)法に従って認可を受けずに規制対象業務を行う者によって提供されるサービスの市場の円滑な機能を確保することである（金融サービス市場法第 1B 条(2)、第 1F 条）。

この戦略的目的を補完するものとして、3 つの業務目的が設定されている（金融サービス市場法第 1B 条(3)）。

(a) 適切な程度の消費者の保護を確保すること（金融サービス市場法第 1C 条）
(b) 英国金融システムの完全性（integrity）の保護および促進（金融サービス市場法第 1D 条）
(c) 消費者の利益に資する有効な競争の促進（金融サービス市場法第 1D 条）

③ 業務内容

金融行為規制機構の業務範囲は以下のとおりである。

- すべての認可事業者（他の EU 加盟国で認可を取得し、英国で業務を行っている事業者も含む）を対象とする、業務行為の適切性についての監督
  対象となる業務行為には、リテール顧客向けの金融サービスの提供に係る業務行為と、ホールセール市場参加者との取引に係る業務行為の両方が含まれる。

- 市場規制
  市場参加者の行為や、ホールセール業務を行う認可事業者の内部統制や顧客取引に係る規制に加え、以下のような業務が含まれる。
  - 市場の完全性の強化、投資家の利益の保護、サービス提供における効率性の促進
  - 有価証券の発行者に対する規制
  - 市場取引の基盤の提供者（認定投資商品取引所（recognised investment exchange）[101]、多極的取引システム（multilateral trading facility, MTF）[102]の運営者、その他の取引設備の運営者など）に対する規制

- 規制対象業務[103]のうち、健全性規制機構による規制の対象にならないものを行う事業者に対する認可の付与、およびこれらの事業者に対する健全性の観点からの監督
  金融行為規制機構が認可・監督を担当する規制対象業務には、次のようなものがある。
  - 電子マネーの発行
  - 契約当事者としての保険契約の締結および遂行
  - 投資商品のディーリング（自己勘定取引、または代理人としての取引）：自己勘定取引を行う場合、EU 内での認可取得時に当初資本金として 73

[101] 認定投資商品取引所とは、金融サービス市場法に基づき、FSA から認定命令（recognition order）を受けている投資商品の取引所をいう（金融サービス市場法第 285 条）。
[102] 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムをさす（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集　用語集）。
[103] 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、および大蔵省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

万ユーロ以上を要求される投資会社は健全性規制機構による監督の対象となるため、除外される。

- 投資商品取引のアレンジ
- 住宅ローンのアレンジ
- 多極的取引システム（MTF）の運営
- 投資商品の運用（investment management）
- 保険契約のパフォーマンスの管理の補助
- 投資商品の保管管理
- 集団投資スキームの組成
- ステイクホルダー年金スキームの組成
- ステイクホルダー商品に関する基本的な助言の提供
- 投資商品に関する助言
- 住宅金融に関する助言
- ロイズ保険市場での活動
- 葬儀プラン契約の締結
- 住宅ローン契約の締結
- 住宅ローンの管理

このほか、2009 年決済サービス規則に基づく決済サービス機関の監督も金融行為規制機構が担当する。

④ 組織

金融行為規制機構は、旧金融サービス機構（FSA）を母体として組織されており、法人会社（body corporate）としての FSA を引き継いでいる（金融サービス市場法第 1A 条）。FSA と同様に、金融行為規制機構は政府の代理ではなく、職員も公務員（Crown Servant）ではない（金融サービス市場法附則 1ZA(16)）。

金融行為規制機構の意思決定機関である理事会（board）は、以下のメンバーによって構成される（金融サービス市場法附則 1ZA）。

- 理事長（chair）：大蔵省が任命する。
- 最高執行役（chief executive）：大蔵省が任命する。
- イングランド銀行副総裁（健全性規制担当）
- 関係する閣内大臣と大蔵省とが共同で任命する理事 2 名
- 大蔵省が任命する理事 1 名以上

金融行為規制機構の業務部門には、以下のようなものがある。

- 認可：認可申請の評価および処理

- 監督：認可事業者の業務行為に関する監督
- 市場：市場規制
- 政策・リスク・調査：リスクの特定・評価と政策対応の必要性
- 執行・金融犯罪：法令違反の調査・処分、金融犯罪防止のための対策
- 業務：情報システム、人事、財務など
- 広報・国際
- 総務：理事会や各委員会の運営・サポート

金融行為規制機構の組織図は以下のとおりである。

図表　英- 8　　金融行為規制機構の組織図

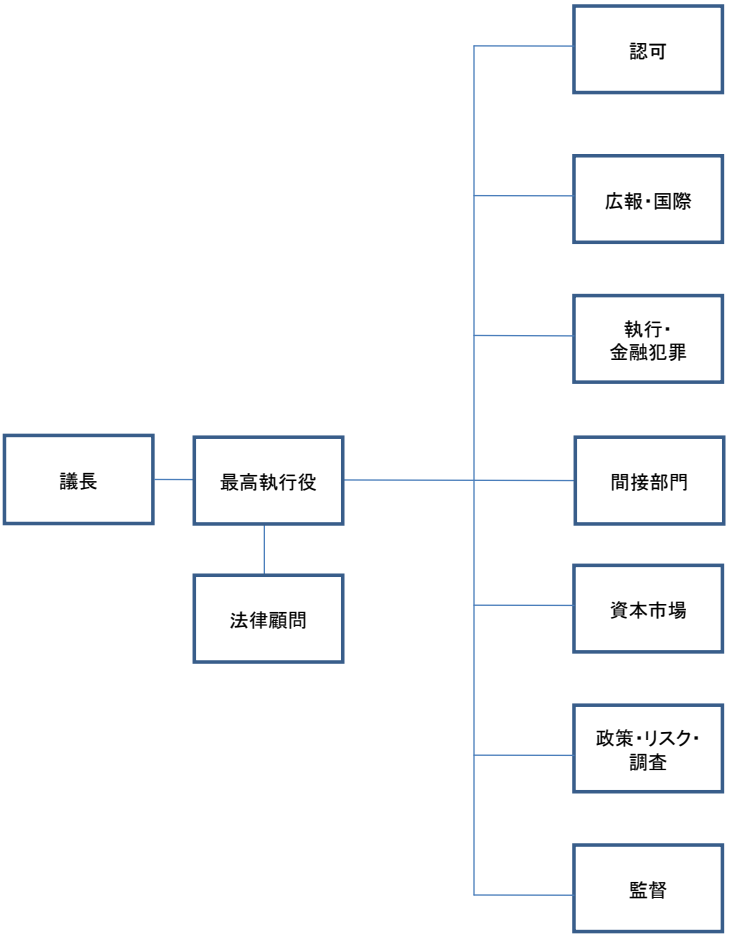

出所：FCA ウェブサイト等より作成

⑤ 職員数

金融行為規制機構の職員数は下表のとおりである。

図表　英-9　　金融行為規制機構の職員数
（2013 年 3 年末現在）

		職員数
全職員		2,848
うち	監督部門（監視業務を含む）	675
	監督実務の実施部門	1,997
	国際部門の職員（広報含む）	80

出所：FCA Business Plan 2013/14

⑥ 予算規模・予算源

金融行為規制機構は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする（金融サービス市場法付属規定 1ZA 第 23 条）。

図表　英-10　　金融行為規制機構の予算規模・予算源
（2013 年度、計画）

（単位：100万ポンド）

		金額
収入（計画）		451.6
	監督対象機関への賦課金	391.5
	罰金からの経費補填	40.6
	前年度繰越金	19.5
支出（計画）		451.6
	経常的な規制・監督業務に係る支出（ORA予算）	445.7
	資本支出（IT投資など）	5.9

出所：FCA Business Plan 2013/14 に基づき作成

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法律

政府および国会議員は、法律案をイギリス議会に提出することができるが、議員提出法案については、私的利益にかかわる私法律案（個別的法案）は提出できず、公共の利益にかかわる公法律案（一般的法律案）のみに限られている。政府提出法案は、各省庁において関係利益団体との事前協議を経て立案・提出されている。

また、金融制度の全体構造に関する企画・法制化については大蔵省が責任を負うこととなっており、金融サービス市場法の原案作成も大蔵省が担当し、議会答弁も財務大臣が行った。

（２） 大蔵省令

大蔵省は、金融サービス市場法により具体的な規定内容を定めた大蔵省令を制定することができる（金融サービス市場法第 428 条）。大蔵省令は、行政委任立法（statutory instruments）の形式をとる。これにより大蔵省には、必要に応じて法律改正を要せずに制度改正を行うことのできる余地が認められている。

（３） 金融行為規制機構／健全性規制機構規則

① 規則制定権

金融行為規制機構および健全性規制機構は、認可業者による規制対象業務の実施、および当該業者による規制対象業務以外の活動に関し、必要または適切と考えられる一般的な規則（general rules）を制定することができる（金融サービス市場法 第 137A 条、第 137G 条）。

金融行為規制機構、健全性規制機構には、一般的な規則に加え、それぞれ以下の諸規則を制定する権限が与えられている。

- 情報管理規則（金融サービス市場法第 137P 条）：金融行為規制機構、健全性規制機構とも制定可能
- 価格安定化規則（金融サービス市場法第 137Q 条）：金融行為規制機構が制定可能
- 金融商品勧誘規則（金融サービス市場法第 137R 条）：金融行為規制機構が制定可能
- 上場基準等の規則（金融サービス市場法第 73 条）：金融行為規制機構が制定可

能

上場基準等の規則、一般的ガイダンスの提供、特定の機能を遂行するに当たり指針となる一般的方針および原則を決定する等、上場に関する規則等制定の権限は金融行為規制機構が有する。

② 規則制定の手続き

金融行為規制機構および健全性規制機構は、規則の制定、変更、廃止を行う場合、遅滞なく大蔵省およびイングランド銀行に書面による通知を行わなければならない（金融サービス市場法第 138F 条）。

金融行為規制機構および健全性規制機構は規則を制定する前に互いに対して諮問を行い、その後、提案する規則案を公表する。規則案の公表にあたっては以下を添付しなければならない（金融サービス市場法第 138I 条、第 138J 条）。

(a) 費用・便益分析

(b) 提案する規則の目的に関する説明

(c) 相互会社（mutual society）とその他の認可業者とで、当該規則によって受ける影響にどのような差異があるかという点に関する金融行為規制機構・健全性規制機構の意見書

(d) 当該規則が金融行為規制機構・健全性規制機構の一般的責務と矛盾しない旨のステートメント

(e) 所定の期間内に当該案に対する意見表明を行うことができる旨の通知

４． 免許付与等

英国内において規制対象業務を行おうとする者は、認可を取得する必要がある（金融サービス市場法第 19 条）。規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定 2 および規制対象業務に関する大蔵省令[104]によって規定される。

金融サービス市場法ではいずれかの規制対象業務を行う認可業者は、すべて統一的な規制の枠組みに服することになっていたため、認可の付与や変更・取消に関して業態による違いは存在しなかった。

しかしながら、金融行為規制機構と健全性規制機構の創設により、業態ごとに認可・監督を実施する機関が分かれたため、認可の付与手続きや認可要件等は健全性規制機構と金融行為規制機構において、それぞれ規定されている。

（１） 預金取扱金融機関

① 認可付与

a) 認可

2013 年の大蔵省令[105]により、預金の受入業務は健全性規制機構による規制の対象とされたため、預金取扱金融機関を認可する権限は健全性規制機構にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

健全性規制機構は、申請者が金融サービス市場法付属規定 6[106]、および健全性規制機構の規則に定められた認可要件（threshold conditions、次項 b)を参照）を満たすよう確保した上で、認可を付与することができる（金融サービス市場法第 55B 条）。

ただし、健全性規制機構は申請者に認可を付与するにあたり、金融行為規制機構の同意を得なければならない（金融サービス市場法第 55F 条(2)）。

また、健全性規制機構は、認可の付与に際して、当該認可業者が実施できる業務について条件を課したり、業務の範囲を狭めたり広げたりすることができる（第 55F 条）

b) 認可要件

預金取扱金融機関は、健全性規制機構の認可要件と金融行為規制機構の認可要件とを共に満たす必要がある。

---

104 The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 (S.I.2001/No.544). その後、随時改正されている。

105 脚注 98 を参照。

106 金融サービス市場法付属規定 6 は、2013 年の大蔵省令（Financial Services and Markets Act 2000 (Threshold Conditions) Order 2013）により改正されている。次ページ以降では改正後の内容を記載している。

i. 健全性規制機構の認可要件

預金取扱金融機関の認可にあたり、健全性規制機構が考慮する認可要件は以下のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 5A 条～第 5F 条）。

- 会社形態：
  会社法人、またはパートナーシップでなければならない。
- 事業所の所在地：
  英国で設立された会社法人の場合、本社および登録事業所は、英国内に存在しなければならない。会社法人でなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。
- 健全な事業運営：
  適切な財務資源および非財務資源を有し、健全に事業を行わなければならない。
- 適格性：
  法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、認可対象業務を実施する上での適格性を備えていなければならない。
- 監督の実効性：
  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、健全性規制機構が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

ii. 金融行為規制機構の認可要件

健全性規制機構による規制対象となる業務を行う事業者の認可にあたり、金融行為規制機構が考慮する認可要件は以下のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 3A 条～第 3E 条）。

- 監督の実効性
- 非財務資源の適切性
- 適格性
- ビジネスモデル：
  金融行為規制機構の業務目的に照らして、事業者のビジネスモデルは、規制対象業務の実施に適したものでなければならない。

② 変更・取消

a) 認可事業者の申請による変更

健全性規制機構は、認可事業者からの申請により、認可の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の詳細の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55I 条）。

b) 健全性規制機構の主導による変更・取消

以下に該当する場合、健全性規制機構は、認可業者に対して付与された認可の変更（当該認可業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の詳細の変更）および取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

(a) 許可取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことができなくなりそうな場合

(b) 12 ヶ月以上にわたって、認可を受けた業務を遂行していない場合

(c) 健全性規制機構の目的のいずれか[107]を推進するために、認可の変更・取消を行うことが望ましい場合

なお、健全性規制機構は自らが付与した認可の変更・取消を行う場合、当該業者の業務行為に関する監督を担当している金融行為規制機構[108]に対し、事前に諮問を行わなければならない（金融サービス市場法第 55J 条(5)）。

（２） 投資会社

① 認可付与

a) 健全性規制機構による認可の必要な投資会社

i. 認可

以下の条件に該当する場合、投資会社は健全性規制機構から認可を受ける必要がある（金融サービス市場法第 55A 条、健全性規制機構による規制対象命令第 3 条）。

- 自己勘定での投資商品取引業務を行う認可を取得しようとしている場合。
- 資本金が 73 万ユーロ相当以上である場合。
- 健全性規制機構が、当該投資会社を健全性規制機構による認可・監督の対象とするよう指定した場合。指定にあたっては、当該投資会社単体、および当該投資会社が属するグループの資産規模、および収入、資産・負債の状況、リスク性向が考慮の対象となる。

ii. 認可要件

健全性規制機構の認可を受ける投資会社の認可要件は、預金取扱金融機関と同じである。イギリスⅡ４（１）預金取扱金融機関を参照のこと。

---

107 健全性規制機構の目的については、イギリスⅡ２（２）②目的を参照のこと。

108 健全性について健全性規制機構の監督を受ける認可事業者は、業務行為については金融行為規制機構の監督を受ける。健全性規制機構と金融行為規制機構による二重監督については、イギリスⅡ５（６）④二重監督の対象となる認可事業者への監督を参照のこと。

b) 金融行為規制機構が認可を付与する投資会社

i. 認可

健全性規制機構による認可の必要な者以外の投資会社に対しては、金融行為規制機構が認可の権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

金融行為規制機構は、申請者が金融サービス市場法付属規定 6、および健全性規制機構の規則に定められた認可要件（threshold conditions）を満たすよう確保した上で、認可を付与することができる（金融サービス市場法第 55B 条）。

申請者が、健全性規制機構から認可を受けている金融機関と同一のグループに属している場合には、金融行為規制機構は認可を付与する前に、健全性規制機構に諮問を行わなければならない（金融サービス市場法第 55E 条(3)）。

ii. 認可要件

金融行為規制機構が、認可の付与にあたって考慮する認可要件は以下のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 2A 条～第 2F 条）。

- 事業所の所在地：
  英国で設立された会社法人の場合、本社および登録事業所は英国内に存在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合、および登録事業所のない会社法人で本社が英国内にある場合には、英国内で営業しなければならない。
- 監督の実効性：
  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループ構造、連結監督の対象か否か、企業結合の状況などから見て、金融行為規制機構が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 経営資源の適切性：
  認可対象となる業務を行う上で、適切な経営資源（経営管理者の能力や経験、法令遵守体制などの非財務資源も含む）を有していなければならない。
- 適格性
  消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、経営の健全性、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行えるだけの適格性を有していなければならない。
- ビジネスモデル
  経営の健全性、消費者の利益、英国の金融システムの統合性等の観点から、認可対象業務の実施に適したビジネスモデルでなければならない。

② 変更・取消

a) 健全性規制機構が認可を付与した投資会社

健全性規制機構の認可を受けた投資会社の認可変更・取消に関しては預金取扱金融機関と共通している。イギリスⅡ４（１）②変更・取消を参照のこと。

なお、投資会社については以下の場合も認可取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

(a) 認可を受けた投資サービスを 6 ヶ月以上にわたって遂行していない場合
(b) 虚偽の申告、またはその他の不正な手段によって認可を取得した場合
(c) 投資サービスに関連して、EU 法で定められている認可要件を満たしていない場合
(d) EU 法で定められている投資サービスの営業条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

b) 金融行為規制機構が認可を付与した投資会社

i. 認可事業者の申請による変更

金融行為規制機構は、認可事業者からの申請により、認可の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の詳細の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55H 条）。

ii. 金融行為規制機構の主導による変更・取消

以下に該当する場合、金融行為規制機構は、認可業者に対して付与された認可の変更（当該認可業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の詳細の変更）および取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

(a) 許可取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことができなくなりそうな場合
(b) 12 ヶ月以上にわたって、認可を受けた業務を遂行していない場合
(c) 金融行為規制機構の業務目的の 1 つ以上を推進するために、認可の変更・取消を行うことが望ましい場合

また、投資会社の場合には、以下の場合も認可取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

(a) 認可を受けた投資サービスを 6 ヶ月以上にわたって遂行していない場合
(b) 虚偽の申告、またはその他の不正な手段によって認可を取得した場合
(c) 投資サービスに関連して、EU 法で定められている認可要件を満たしていない場合

(d) EU 法で定められている投資サービスの営業条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

なお金融行為規制機構は、健全性規制機構から認可を受けている認可業者およびそのグループの構成者に対して、自らが付与した認可の変更・取消を行う場合には、事前に健全性規制機構に対して諮問を行わなければならない（金融サービス市場法第 55J 条(4)）。

（３） 保険会社

① 認可付与

a) 認可

2013 年の大蔵省令[109]により、保険契約の締結業務および保険契約の遂行業務は健全性規制機構による規制の対象とされたため、保険会社を認可する権限は健全性規制機構にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

健全性規制機構による保険会社の認可についての規定は、預金取扱金融機関と共通である。イギリスⅡ４（１）預金取扱金融機関を参照のこと。

b) 認可要件

保険会社は、健全性規制機構の認可要件と金融行為規制機構の認可要件とを共に満たす必要がある。

i. 健全性規制機構の認可要件

保険会社の認可にあたり、健全性規制機構が考慮する認可要件は以下のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 4A 条～第 4F 条）。

- 会社形態：
  会社法人（有限責任パートナーシップを除く）、登録友愛組合、またはロイズの構成員でなければならない。
- 事業所の所在地：
  英国で設立された会社法人の場合、本社および登録事業所は英国内に存在しなければならない。会社法人でなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。
- 健全な事業運営：
  適切な財務資源および非財務資源を有し、健全[110]に事業を行わなければ

[109] 脚注 98 を参照。

[110] 保険会社の健全性に係る基準は、金融行為規制機構／健全性規制機構規則集「保険会社の

ならない。

- 適格性：
  法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、認可対象業務を実施する上での適格性を備えなければならない。
- 監督の実効性：
  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などから見て、健全性規制機構が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

ii. 金融行為規制機構の認可要件

保険会社の認可にあたって金融行為規制機構が考慮する認可要件は投資会社と共通している。投資会社に対する金融行為規制機構の認可要件については、イギリスⅡ４（２）①b）金融行為規制機構が認可を付与する投資会社を参照のこと。

② 変更・取消

保険会社に対する認可事業者の認可の変更・取消は、預金取扱金融機関と共通している。イギリスⅡ４（１）②変更・取消を参照のこと。

（４） 投資運用業者

「投資運用業務（managing investments）」は金融行為規制機構による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者に対しては金融行為規制機構が認可権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

金融行為規制機構による認可付与については、イギリスⅡ４（２）投資会社①b）金融行為規制機構が認可を付与する投資会社を参照のこと。

（５） 投資助言業者

「投資助言業務（advising on investments）」は金融行為規制機構による規制の対象となる業務であるため、投資助言業者に対しては金融行為規制機構が認可の権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

なお、金融行為規制機構による認可付与については、イギリスⅡ４（２）投資会社①b）金融行為規制機構が認可を付与する投資会社を参照のこと。

ための健全性ソースブック（Prudential sourcebook for Insurers, INSPRU）」において規定されている。

（６）　保険仲介業者

保険仲介業務は「保険契約の管理および遂行における補助（assisting in the administration and performance of a contract of insurance）」にあたるものとして、規制対象業務に加えられている（規制対象業務命令[111]第 39A 条）。

保険仲介業務は、金融行為規制機構による規制の対象となる業務であるため、保険仲介業者に対しては金融行為規制機構が認可の権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

なお、金融行為規制機構による認可付与については、イギリスⅡ４（２）b）金融行為規制機構が認可を付与する投資会社を参照のこと。

[111] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Amendment) (No.2) Order 2003 (S.I. 2003/No.1476)第 7 条により改正。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

預金取扱金融機関は健全性規制機構から認可を受けるため、健全性規制機構と金融行為規制機構の両方から監督を受けることになる。健全性規制機構が健全性規制に関する監督を担当し、金融行為規制機構が消費者保護や競争促進など、業務行為に関する監督を担当する（金融サービス市場法第 1L 条、第 2K 条）。

① 報告徴求

健全性規制機構および金融行為規制機構は、書面による通達をもって、金融サービス市場法に基づく機能の行使に関係して合理的に必要とされる情報の提供、または指定する文書の作成を、認可業者およびその関係者に対して要求することができる（金融サービス市場法第 165 条）。

また健全性規制機構は、英国の金融システムの安定性に関連すると判断した場合には、以下の者に対しても書面による通達により、健全性規制機構が指定する情報の提供、または文書の作成を要求することができる（金融サービス市場法第 165A 条）。

(a) 投資ファンドの資産に対し、法的または実質的な所有権（interest）をもつ者。
(b) 投資ファンドの管理に責任を有する者。
(c) 認可業者に対して、何らかのサービスを提供する者。
(d) その者の行為または不作為が、英国の金融システムに重大な脅威となっている、またはその可能性があるとして、大蔵省令による指定を受けた者。
(e) 上記(a)～(d)に該当する者の関係者[112]。

② 検査（investigation）

a) 一般的検査

健全性規制機構および金融行為規制機構は、認可業者の性質、行為または営業状況、認可業者の業務の内容、認可業者の所有または支配に関連して検査を行う十分な理由があると判断した場合に、検査官を指名して当該認可業者（以前に認可を受

---

112 「関係者」とは、以下のように定義される。
(a) ある者（A）が属するグループのメンバー
(b) A に対する支配力を有する者（controller）
(c) A がメンバーになっているパートナーシップの他のメンバー
(d) A に関係する金融サービス市場法付属規定 15 第 1 部に掲げられた者
法人の場合は(a)当該法人または親会社の役員、(b)当該法人の従業員、(c)当該法人または親会社の代理人、
自然人の場合はその従業員または代理人を指す。

けていた者も含む）やその関係者[113]への面談および尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 167 条、第 170 条、第 171 条）。

b) 特定事案の検査

禁止事項への違反、または市場における不正行為等の特定事案の場合、健全性規制機構および金融行為規制機構は認可業者やその関係者でない者にまで調査対象を拡大し、面談および尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 168 条、第 172 条、第 173 条）。

c) 海外規制機関の要請による検査

健全性規制機構および金融行為規制機構は、他国の規制機関から要請があり、検査権限を行使することを決定した場合、検査官を指名することができる。検査官は、上記 a)一般的検査と同等の検査権限を有する。（金融サービス市場法第 169 条）

d) 令状に基づく施設立入検査

主務大臣（Secretary of State、大蔵大臣が該当）、健全性規制機構、金融行為規制機構、および任命された検査官は、治安判事（justice of the peace）の発行する捜査令状を得て、令状により特定された施設に立入り、関連文書、若しくは情報を押収等する措置をとることが認められている（金融サービス市場法第 176 条）。

③ 処分

a) 認可業者に対する制裁権限

金融行為規制機構および健全性規制機構は、認可業者が金融サービス市場法または大蔵省令にて指定する EU 法によって課された要件に違反していると判断した場合、当該認可業者に対して以下のような制裁措置をとることができる。

- 公表（public censure）
  当該違反行為に関するステートメントの公表（金融サービス市場法第 205 条）。
- 制裁金（financial penalties）
  金融行為規制機構および健全性規制機構が、当該違反行為に対して妥当と考える制裁金の賦課（金融サービス市場法第 206 条）。
- 業務停止（suspending permission）
  金融行為規制機構および健全性規制機構は、妥当と考える期間、当該認可業者が規制対象業務を遂行する許可を停止する、あるいは当該認可業者による業務遂行に制限ないし制約を課すことができる（金融サービス市場法第 206A 条）。

[113] 脚注 112 を参照。

b) 健全性規制機構・金融行為規制機構主導による認可の変更・取消

健全性規制機構や金融行為規制機構による認可の変更・取消については、イギリスⅡ４．免許付与（１）預金取扱機関②変更、取消を参照のこと。

c) 個人に対する制裁権限

- 禁止命令

  金融行為規制機構および健全性規制機構は、規制業務に関する職務を遂行するのに適任ではないと判断した個人に対して、(a)認可業者、(b)認可取得を免除されている業者、または(c)指定専門家業者において職務を行うことを停止するよう命じることができる（金融サービス市場法第 56 条）。

- 承認（approval）の撤回

  金融行為規制機構および健全性規制機構は、金融サービス市場法第 59 条に基づいて最高執行役、取締役等の役割に対する適格者としての承認を与えた者に対し、その職務を遂行するのに適任ではないと判断した場合には承認を撤回することができる（金融サービス市場法第 63 条）。

- 経営者等[114]に対する制裁権限（金融サービス市場法第 66 条）

  金融行為規制機構および健全性規制機構は、次に掲げる場合に該当し、処分することが適切であると判断する場合、当該経営者等に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すこと、またはその被承認者の不正行為に関するステートメントを公表することができる。

  - ポリシー・ステートメントを遵守しなかった場合、または
  - 認可業者が金融サービス市場法に基づく要求事項に違反し、その違反に当該経営者等が関与した場合

d) 差止命令（injunctions）の申請

金融行為規制機構、健全性規制機構および主務大臣（大蔵大臣が該当）は、金融サービス市場法または大蔵省令にて指定する EU 法により課される要件に違反する可能性が高い者（認可業者以外の者も含む）、実際に違反行為を行い、違反が継続または、繰り返される可能性が高い者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所[115]に申請することができる。

---

114 認可事業者の経営等の任に当たる個人は、金融サービス市場法に基づき、金融行為規制機構または健全性規制機構から認可を受ける必要がある。就任者が個人として認可を取得する必要がある職務の範囲については、金融行為規制機構および健全性規制機構の規則によって定めることになっている（金融サービス市場法第 59 条）。

115 イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置をとるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 380 条）。

e) 原状回復に関する権限

i. 原状回復命令の請求

金融行為規制機構、健全性規制機構および主務大臣（大蔵大臣が該当）は、要求事項に違反した者、違反に故意に関与した者が、違反の結果として利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合に、これらの利益や損失に相当する金額を支払うという裁判所命令を請求することができる（金融サービス市場法第 382 条）。

ii. 金融行為規制機構・健全性規制機構による原状回復命令

認可業者が要求事項に違反、違反に故意に関与することにより利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合には、当該業者を認可した機関（金融行為規制機構または健全性規制機構）から当該認可業者に対して、正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(1)）。

④ 検査の実施状況

預金取扱金融機関に対しては、健全性規制機構が健全性について、金融行為規制機構が業務行為についての監督・検査を行う。

a) 健全性規制機構による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関の監督に関する健全性規制機構の方針は、「健全性規制機構の銀行監督へのアプローチ[116]」と題する文書において公表されている。

i. 検査手法

健全性規制機構は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは金融機関によって異なる。そのため、健全性規制機構が用いる監督手法は画一的なものではなく、下記のような手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

ア 情報の収集・分析

[116] PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision” (April 2013)
http://www.bankofengland.co.uk/pra/Pages/supervision/approach/default.aspx

健全性規制機構は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（金融機関の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、金融機関から付加的な情報を特別に徴求することもある。

イ　経営者・従業員との面談

健全性規制機構は金融機関に対して、上級レベルおよび現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

ウ　実地検査

実地検査は、特定の分野（例えばトレーディング業務、リスク評価やリスクウェイトへのアプローチ、ストレステストなど）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

エ　外部監査人の利用

外部監査人は、監督対象金融機関に関連するデータや情報を健全性規制機構に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、金融機関に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、健全性規制機構に対して注意喚起することを期待されている。

オ　特別報告の徴求および特別調査

報告書類の検証や破綻処理計画の検証などの目的のために、健全性規制機構は金融機関に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求したり、外部機関に調査の実施を委託することができる。

カ　金融行為規制機構からの情報提供

健全性規制機構では、監督対象金融機関の業務行為に係るリスク（資金洗浄に関するものも含む）や金融行為規制機構の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、金融行為規制機構が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

ii. <u>検査頻度</u>

検査の頻度は、各金融機関が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさに応じて個別に決定する。単独では金融システムの混乱を引き起こす可能性が低リスクの金融機関に対しては、定期的な実地検査は実施せず、報告徴求書類の分析においてリスクの兆候が見られた場合にのみ検査を実施する。

iii. 検査官数

健全性規制機構では 2013 年 4 月の発足にあたり、預金取扱金融機関、健全性規制機構の監督対象となる投資会社、保険会社を合計して 600 名程度の検査官を配置することを計画していた。

このうち、金融システムに与えうるリスクが最も大きい金融機関（約 25 機関）を担当する検査官が 250 名、中程度のリスクを持つ金融機関（約 50 機関）を担当する検査官が 200 名、リスクの小さい金融機関（約 1,300 機関）を担当する検査官が 150 名程度となっている。

b) 金融行為規制機構による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関は、業務行為については金融行為規制機構の監督を受ける。認可業者の監督に関する金融行為規制機構の方針については、金融行為規制機構のファクトシート[117]に記されている。

i. 検査手法

認可業者の業務行為に関する金融行為規制機構の監督は、認可業者の業務行為リスク分類（C1～C4 の 4 段階）に応じて行われる。リスク分類は以下の 2 点に基づいて決定され、認可業者に通知される。

- 金融行為規制機構の業務目的である消費者の保護、英国金融システムの完全性、および競争環境に対する影響の大きさ：
  これは、金融行為規制機構に蓄積されたデータに基づいて判定される。
- 当該業者のリテール顧客の数

ア 業務行為リスク分類が C1, C2 の認可業者

業務行為監督上のリスクが比較的高いと判断された認可業者であり、各業者に対して専任の監督官が任命される。

これらの認可業者に対しては、以下のようなアプローチで監督が行われる。

- ビジネスモデルおよび戦略の分析（Business Model and Strategy Analysis, BMSA）：
  当該認可業者のビジネスモデルに固有の業務行為リスクの特定を目的として行われる。
- 経営陣との面談、経営情報の分析、顕在化しているリスクの分析を通じた予防的な監督の実施（proactive supervisory engagement）
- 金融行為規制機構の懸案領域（例えば、当該認可業者の商品政策や販売プロセスなど）についての掘り下げ（deep dives）

[117] "FCA FACTSHEET" (March 2013)
http://www.fca.org.uk/firms/being-regulated/fca-firm-classification

イ　業務行為リスク分類が C3 の認可業者

業務行為監督上のリスクが比較的低いと判断された認可業者であり、専任の監督官は付かない。これらの認可業者に対しては、業種ごとの専門家チームが監督を担当する。

これらの認可業者に対しては、定期的な評価が行われる。評価にあたっては、業務内容、業務運営の状況、業務統制の状況が重視される。

ウ　業務行為リスク分類が C4 の認可業者

業務行為監督上のリスクがごく低いと判断された認可業者であり、専任の監督官は付かず、業種ごとの専門家チームが監督を担当する。

これらの認可業者に対する評価は、リスク分類 C3 の業者に対するよりも軽減された形で実施される。当該認可業者へのリスク評価に応じ、集合形式（roadshow）、面談、電話、オンラインでの評価等の手法が用いられる。

ii. 検査頻度

監督サイクルは業務行為リスク分類に応じて決定される。リスク分類 C1 の認可業者は 1 年サイクル、C2 の認可業者は 2 年サイクル、C3、C4 の認可業者は 4 年サイクルとなる。

C1、C2 の認可業者には監督サイクル中に少なくとも 2 度、懸案領域に関する調査や検査が実施される。

iii. 検査官数

2013 年 4 月の発足にあたり、金融行為規制機構の監督部門 675 名、監督実施部門 1,997 名の職員（フルタイム換算）の配置が計画されていた[118]。

監督部門および監督実施部門において、金融行為規制機構が監督対象とするすべての認可業者に対する監督を担当している（市場規制、法執行および金融犯罪は除く[119]）。

（２）　証券監督機関の権限

① 認可業者に対する権限

投資会社の健全性に係る監督は、健全性規制機構の指定を受けている投資会社[120]については、健全性規制機構が行う一方、証券サービスを提供するその他の認可業者につい

---

118 FCA, “Business Plan 2013/14” http://www.fca.org.uk/news/firms/business-plan-2013-14

119 金融行為規制機構における市場規制、法執行および金融犯罪に関する監督の担当部門については、イギリスⅡ２（３）④組織を参照のこと。

120 健全性規制機構の監督を受ける投資会社の指定については、イギリスⅡ２（２）健全性規制機構およびイギリスⅡ４（２）投資会社を参照のこと。

ては、金融行為規制機構が行う。

また、金融行為規制機構は、すべての認可業者の業務行為に関する監督を実施する（金融サービス市場法第 1L 条、第 2K 条）。

a) 報告徴求

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）①報告徴求を参照のこと。

b) 立入検査

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）②検査を参照のこと。

c) 処分

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）③処分を参照のこと。

d) 検査の実施状況

i. 健全性規制機構の指定を受けている投資会社

健全性規制機構の指定を受けている投資会社に対する監督・検査の実施は、預金取扱機関に対するものと共通しており、健全性規制機構が健全性について、金融行為規制機構が業務行為についての監督・検査を行う。イギリスⅡ５（１）④検査の実施状況を参照のこと。

ii. 証券サービスを提供するその他の認可業者

i 以外の証券サービスを提供する認可業者は、健全性・業務行為の両方について金融行為規制機構による監督・検査を受ける[121]。

ア 健全性に関する金融行為規制機構の監督

－ 検査手法

認可業者の健全性に関する金融行為規制機構の監督は、認可業者の健全性リスク分類（P1～P4 の 4 段階）に応じて行われる。リスク分類は、主として認可業者からの報告書類に基づいて行う。

・ 健全性リスク分類が P1、P2 の認可業者

無秩序な破綻が起こった場合に市場に与える影響が大きく、健全性規制上の重要性が大きいとされる認可業者で、資本の充足状況や流動性について、定期的な評価の対象となる。健全性に焦点を絞った実地検査の実施対象となる。

[121] 本項の記述は、金融行為規制機構のファクトシート（脚注 117 を参照）に基づいている。

・ 健全性リスク分類が P3 の認可業者
破綻した場合の市場に対する影響がそれほど大きくなく、健全性規制上の重要性が比較的小さい認可業者は、財務要件の遵守状況について、認可業者の自己評価を重視する。
金融行為規制機構は、不整合の発生や要件の未達のような異常事態が生じていないかという観点から、モニタリングを実施する。
P3 の事業者に対する金融行為規制機構の健全性評価は、業界全体に対するレビューの一環として、不定期に実施される。

・ 健全性リスク分類が P4 の認可業者
特別管理下にある、あるいは破綻処理中の認可業者であり、破綻処理スキームの中での監督が行われる。

－ 検査頻度
公表情報では、検査頻度については言及されていない。

－ 検査官数
イギリスⅡ５（１）④ a)ⅲ.検査官数を参照。

イ 業務行為に関する金融行為規制機構の監督
業務行為に関する金融行為規制機構の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。イギリスⅡ５（１）④ b)金融行為規制機構による監督・検査の実施状況を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

インサイダー取引や市場操作などの市場における不正行為（market abuse）に関する法執行権限は金融行為規制機構が有する。

a) 調査
金融行為規制機構または主務大臣（大蔵大臣が該当）は、市場における不正行為が行われた可能性のある状況が存在する場合、調査員を指名して調査（investigation）を実施させることができる（金融サービス市場法第 168 条）。
調査員は、調査の対象者、その関係者、およびそれ以外の者に対して、面談および尋問、情報提供、文書の作成、調査へのあらゆる協力を要求することができる（金融サービス市場法第 172 条、第 173 条）。

b) 差止・制裁等

i. 制裁金（penalties）

金融行為規制機構は市場における不正行為を行った者（作為または不作為によって他の者に市場における不正行為を行うよう要求あるいは教唆した者を含む。以下同様）に対し、適切と判断する金額の制裁金を課すことができる（金融サービス市場法第 123 条）。

ii. 差止命令（injunctions）の申請

金融行為規制機構は、市場における不正行為を行った者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所[122]に申請することができる。また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置をとるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 381 条）。

iii. 原状回復命令の請求

金融行為規制機構は、市場における不正行為を行った者が、不正行為の結果として蓄積した利益、または他者に与えた損害等に相当する金額を支払うという裁判所命令を請求することができる（金融サービス市場法第 383 条）。

iv. 金融行為規制機構による原状回復命令

市場における不正行為により利益を蓄積、あるいは他者に損害等を与え多者に対しては、金融行為規制機構から正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(2)）。

（３） 保険監督機関の権限

① 報告徴求

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）銀行監督機関の権限を参照のこと。

② 立入検査

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）銀行監督機関の権限を参照のこと。

---

122 イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

③ 処分

健全性規制機構・金融行為規制機構の有する権限は、預金取扱機関の監督に係るものと共通している。イギリスⅡ５（１）銀行監督機関の権限を参照のこと。

④ 検査の実施状況

保険会社に対しては、健全性規制機構が健全性について、金融行為規制機構が業務行為についての監督・検査を行う。

a) 健全性規制機構による監督・検査の実施状況

保険会社の監督に関する健全性規制機構の方針は、「健全性規制機構の保険監督へのアプローチ[123]」と題する文書において公表されている。

i. 検査手法

健全性規制機構は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは保険会社によって異なる。そのため、健全性規制機構が用いる監督手法は画一的なものではなく、利用可能な手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

ア　情報の収集・分析

健全性規制機構は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（保険会社の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、保険会社から付加的な情報を特別に徴求することもある。

イ　経営者・従業員との面談

健全性規制機構は金融機関に対して、上級レベルおよび現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

ウ　実地検査

実地検査は、特定の分野（内部統制やリスク管理の体制、資産負債管理、取締役会の実効性など）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

エ　外部監査人･保険数理人の利用

[123] PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to insurance supervision” (April 2013)
http://www.bankofengland.co.uk/pra/Pages/supervision/approach/default.aspx

外部監査人や保険数理人は、監督対象保険会社に関連するデータや情報を健全性規制機構に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、保険会社に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、健全性規制機構に対して注意喚起することが期待されている。

保険数理人は、監督官との対話を通じて、保険会社内部の保険数理上の判断について監督官が理解し、重要な局面において監督官が保険会社内部の判断に対し意見を付すことができるようにするための役割を果たすことが求められている。

オ　特別報告の徴求および特別調査

健全性規制機構は保険会社に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求、外部機関に調査の実施を委託することができる（金融サービス市場法第 166 条）。

カ　金融行為規制機構からの情報提供

健全性規制機構では、監督対象の保険会社の業務行為に係るリスクや金融行為規制機構の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、金融行為規制機構が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

ii. <u>検査頻度</u>

検査の頻度は、各保険会社が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさや、当該保険会社が取り扱っている保険種別に由来するリスクの差異等に応じて個別に決定する。

iii. <u>検査官数</u>

イギリスⅡ５（１）④ a）iii.監督官数を参照のこと。

b)　金融行為規制機構による監督・検査の実施状況

業務行為に関する金融行為規制機構の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。イギリスⅡ５（１）④ b)金融行為規制機構による監督・検査の実施状況を参照のこと。

（４）　投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業者に対しては、金融行為規制機構が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。イギリスⅡ５（２）①認可業者に対する権限を参照のこと。

（５）　投資助言業者の監督機関の権限

投資助言業者に対しては、金融行為規制機構が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。イギリスⅡ５（２）①認可業者に対する権限を参照のこと。

（６）　監督当局間の関係

金融サービス市場法では健全性規制機構および金融行為規制機構に対し、各々が果たす役割、双方の監督業務の調整について、覚書（Memorandum of Understanding）を作成するように要求している（金融サービス市場法第 3E 条）。

金融サービス市場法第３E 条に基づき作成された金融行為規制機構と健全性規制機構との覚書[124]では、両者の関係について以下のように規定している。

① 情報共有

金融行為規制機構および健全性規制機構は、他方の監督機関の保有する情報が自らの監督業務に関連している場合、当該情報の共有を要請することができる。

また、金融行為規制機構および健全性規制機構は、自らの収集した情報が他方の監督機関にとって重大な利害を有すると考える場合、積極的に当該情報を他方の監督機関に提供する。

② 政策・規則の策定

金融行為規制機構および健全性規制機構は、それぞれ、その目的を達成するための政策・規則の策定を行う。

政策・規則が他方の監督機関の目的に関して重大な影響を及ぼす可能性のある場合には、早い段階で互いに諮問を行う。

金融行為規制機構と健全性規制機構の政策担当役員は、四半期に一回、定期的な会合を行い、構想している政策が監督機関双方に及ぼしうる影響についての議論や、実際に行っている調整の有効性についての評価を実施する。

③ 事業者の認可

健全性規制機構による規制・監督の対象となる業務を行おうとする者に対しては、健全性規制機構が金融行為規制機構の同意を得た上で認可を付与する。それ以外の規制対象業務を行おうとする者には、金融行為規制機構が認可を付与する。

---

[124] Memorandum of Understanding (MoU) between the Financial Conduct Authority (FCA) and the Prudential Regulation Authority (PRA)
http://www.bankofengland.co.uk/about/Documents/mous/moufcapra.pdf

④ 二重監督（dual regulation）の対象となる認可事業者への監督

健全性について健全性規制機構の監督を受ける認可事業者は、業務行為については金融行為規制機構の監督を受けることになる。

通常時には、健全性規制機構と金融行為規制機構は、それぞれ別個に監督行為を実施する。それによって得られた情報や結論は、他方の監督機関の目的に関して重大性がある場合のみ、監督機関間で交換される。

健全性規制機構と金融行為規制機構とは、必要に応じて個々の認可業者やグループについての「監督カレッジ（supervisory colleges）」を組成し、当該認可業者やグループの有するリスクやリスクの緩和措置が、監督機関双方に対してどの程度の影響を与えうるかについての評価を行う。

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

１．　金融監督体制

（１）　金融監督体制の見直し

英国では従来、大蔵省（HM Treasury）、金融サービス機構（Financial Services Authority：以下、FSA という）、イングランド銀行（Bank of England：以下、BOE という）の 3 機関による金融監督体制が敷かれており、それぞれ以下のような役割を分担していた（1997 年 10 月 28 日　大蔵省、FSA、BOE の関係についての覚書）。

- 大蔵省：規制・制度の全体構造の整備、およびそれに適用される法制化。
- FSA：事業者に対する許認可・監督の実施や金融市場と決済システムの監督など、実際の規制・監督を行う。
- BOE：通貨制度の安定、支払決済システムの基盤整備など、金融システムの全般的な安定性の確保。

しかし 2007 年からの金融危機においては、大蔵省、FSA、BOE とも金融システム全体に蓄積しつつあるリスクを検知できず、適切な対処が行えなかったことから、従来の金融監督体制には不備・欠陥があるとの見方がなされるようになった。

具体的には、監督責任が 3 機関に分散していることによって、以下のような機能不全が生じたと指摘されている[125]。

- BOE、は金融の安定についての責任を負っていたものの、それを実現するための手段が限られていた。
- FSA は、金融の安定を実現するための規制上の手段を有していたものの、規制・監督の対象となる範囲が広範（消費者保護、公衆の啓発、市場の信認、金融犯罪の削減といったものまでが含まれる）であったために、金融安定の問題に対し、十分な焦点を当てていなかった。

[125] HM Treasury, “A new approach to financial regulation: building a stronger system” February 2011, p.4.

- 事業者レベルでの安定と金融システムの安定との関係性が、各監督機関の責任領域の隙間にあたってしまい、この問題に対処する監督機関が存在しないという状況が生じていた。

こうした中、2010 年 5 月に保守党・自由民主党の連立政権が誕生し、前政権（労働党）が導入した制度の欠陥を正し、金融監督の失敗による危機の再発を防止することを目的として、金融監督体制の抜本的な改革についての検討が行われた。

その結果、2012 年に金融サービス法（Financial Services Act 2012）が成立し、2013 年 4 月から同法に基づく新たな金融監督体制が発足している。

新体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離し、前者は BOE が担当し、後者は新設された金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）が担当する。

BOE 内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）と、ミクロ・プルーデンス規制を担当する健全性規制機構（Prudential Regulation Authority, PRA）が新たに設置された。

各機関の役割は以下のとおりである。

- イングランド銀行（BOE）
  - 英国の金融システムの安定を守り、強化すること。
  - 他の関連機関（大蔵省、健全性規制機構、金融行為規制機構を含む）との協力を推進すること。
  - 特別整理制度[126]の対象となる破綻金融機関の破綻処理にあたること。
- 金融政策委員会（FPC）
  - システミック・リスクを特定し、当該リスクを取り除くための措置を講じること。
- 健全性規制機構（PRA）
  - 健全性規制機構の監督対象となる金融機関の安全性と健全性とを促進することにより、金融安定を強化すること。
  - 金融機関の破綻による影響を最小化すること。
- 金融行為規制機構（FCA）
  - 金融サービスの効率性を高め、サービスを選択できるようにすることで、英国の金融システムに対する信認を強化すること。
  - 適度な消費者保護を確保すること。
  - 英国の金融システムの統合性（integrity）を守り、強化すること。

[126] 特別整理制度については、イギリスⅢ２（１）破綻処理制度を参照のこと。

- 大蔵省
  - 規制・制度の全体構造の整備、およびそれに適用される法制化。
  - 危機的な状況が発生した際の財政出動に係る決定は大蔵省が行うこととされており、具体的には、以下のような責任がある[127]。
    - イングランド銀行からの提案に基づき、特定の個別金融機関に対して、緊急流動性供給（Emergency Liquidity Assistance）を行うことを認可すること。
    - 金融安定化に向けた措置によって公的資金への影響が生じうる場合（既に財政出動が行われている金融機関に対して何らかの措置を実施する場合など）、当該措置の実施を認可すること。
    - 銀行または銀行持株会社の一時的な公有化（Temporary Public Ownership）を実施すること。
  - また、大蔵省は、危機に対応するための措置について議会および市民への報告を行うほか、これらの措置が、英国の国際的な義務に反していないかについての評価を実施する。

（２） マクロ・プルーデンス監督

上述のとおり、2012 年金融サービス法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として BOE 内に金融政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）が設置された。

金融政策委員会の概要については、イギリスⅡ２（１）金融政策委員会を参照のこと。

[127] 危機管理に係る大蔵省の権限・責任については、以下の資料に基づく。
HM Treasury, Bank of England and Prudential Regulation Authority, “Memorandum of Understanding on financial crisis management”
http://www.bankofengland.co.uk/about/Pages/mous/default.aspx

２． 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

（１） 破綻処理制度

英国では 2009 年 2 月 12 日に成立した 2009 年銀行法（Banking Act 2009）により特別整理制度（special resolution regime, SRR）が導入され、預金取扱金融機関を対象とする特別破綻処理の枠組みが整備された。

これは、預金取扱金融機関が深刻な経営難に陥った場合に、イングランド銀行、大蔵省、健全性規制機構、金融行為規制機構が介入し、a）民間による買収、b）ブリッジバンクへの営業譲渡、c）公的部門への一時的な譲渡のいずれかの措置により安定化を図るというものである。

なお、2012 年金融サービス法により、投資会社の破綻処理にも特別整理制度が適用できるようになった（金融サービス法第 101 条）。

（２） 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

① 再建計画（recovery plan）

健全性規制機構の規則に基づき、すべての銀行、住宅金融組合、健全性規制機構の監督対象である投資会社は、再建計画を策定し、健全性規制機構に提出しなければならない（健全性規制機構規則集[128] 再建と破綻処理(Recovery and Resolution, RR) 2.1、2.2）。

② 破綻処理計画（resolution plan）

健全性規制機構は、イングランド銀行の特別整理担当部署（Special Resolution Unit, SRU）とともに、監督対象の金融機関の破綻処理を実施できるか否かについての評価を行う。評価にあたっては、以下のような事項を考慮する。

- 当該金融機関が属するグループの構造
- 当該金融機関が持つ経済的機能の重要性
- 当該経済的機能の譲渡可能性、あるいは代替可能性
- 金融サービス補償制度[129]による預金払戻が可能であるか

この評価に基づき、健全性規制機構とイングランド銀行とは、当該金融機関の破綻処

---

[128] 健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）は、健全性規制機構の監督対象金融機関にのみ適用される健全性規制機構の規則集である。健全性規制機構は、従来の規則集（Handbook）から本規則集への置き換えを進めている。
http://fshandbook.info/FS/prarulebook.jsp

[129] 金融サービス補償制度については、イギリスⅢ 9 金融消費者保護を参照のこと。

理計画を策定する。計画は必要に応じて更新される。

金融機関は、健全性規制機構の規則に基づき、破綻処理計画策定のために必要な情報を健全性規制機構に提出しなければならない（健全性規制機構規則集　再建と破綻処理 3.1、3.2)。具体的には、次の情報を含む文書の提出が求められている。

(a) 以下のような場合にとられる措置に関連する情報
  (i) 自社の業務（または業務の一部）が破綻する可能性の高い状況が生じた場合
  (ii) 自社の業務（または業務の一部）が破綻した場合
(b) 破綻の結果として、大蔵省による財政出動や、イングランド銀行による特別整理など、自社以外の者による措置が講じられる場合に、当該措置の実施に資する情報

３． 破綻処理費用の負担

英国政府は 2011 年度予算から銀行税（bank levy）を導入した（2011 年財政法付属規定 19）。銀行税は、銀行の破綻や、その結果生じる消費者および投資家の信頼喪失が英国の金融システムおよび経済全般へのリスクを鑑み、銀行に対してリスクを反映した拠出を求めるという趣旨で導入された[130]。

（１） 対象金融機関

銀行税の課税対象となる金融機関は以下のとおりである（2011 年財政法付属規定 19 第 4 条）。

- 英国の銀行および住宅金融組合
- 外国銀行および外国銀行グループの英国銀行子会社および英国内の支店
- 非銀行グループの英国内の銀行子会社

（２） 税額の算出

① 課税ベース

銀行税は、金融機関の資本および負債に対して課税される（2011 年財政法付属規定 19 第 6 条）。

ただし、以下にあげるような項目は課税ベースから控除される（同法付属規定 19 第 28 条）。

- TIER1 資本
- 預金保険の対象となるリテール預金[131]
- 政府債権を担保とするレポ
- 銀行グループ内のリテール保険業務における保険契約者負債　　／など

控除後の資本および負債の総額が 200 億ポンド以下の金融機関および金融機関グループに対しては、銀行税は課税されない（同法付属規定 19 第 6 条）。

さらに、資本・負債の長期・短期比率に応じた控除額を控除して、課税ベースとする

---

130 HM Treasury, “Bank Levy: a consultation” (July 2010) p.5. http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130129110402/http://www.hm-treasury.gov.uk/consult_bank_levy.htm

131 預金保険により補償される限度額については、イギリスⅡ１０（２）預金保険制度を参照のこと。

（同法付属規定 19 第 6 条）。

② 連結範囲

英国の銀行および住宅金融組合は、海外のグループ会社等を全て含むグループ全体の連結勘定に基づいて税額を算出する。

外国銀行および外国銀行グループは、英国内の銀行子会社および支店の勘定に基づいて税額を算出する。当該外国銀行および外国銀行グループが英国内に別の非銀行子会社を有している場合には、これも連結対象に含まれる。

非銀行グループの英国内銀行子会社は、当該銀行子会社の勘定に基づいて税額を算出する。当該銀行子会社が英国内にグループ会社を有している場合には、これも連結対象に含まれる。当該非銀行グループが英国外に銀行子会社を有しており、当該銀行子会社が英国内でも業務を行っている場合には、その業務に応じて資本を割り当て、これを合算する。

③ 税率

銀行税は、長期資本および負債と短期資本および負債とにそれぞれ異なる税率が適用される。

2011 年の導入時の税率は、長期資本および債務に対しては 0.039%、短期資本および債務に対しては 0.078%であった（2011 年財政法第 6 条）。

税率は毎年の予算を決定する財政法により改定される。英国政府（英国歳入局）は、毎年最低でも 25 億ポンドの税収増となるよう、銀行税の引き上げを図るという意図を示している[132]。

[132] HM Revenue & Customs, “Bank Levy 2014 rate change” http://www.hmrc.gov.uk/budget2013/tiin-4004.pdf

４． 銀行の業務範囲に対する規制

銀行の業務範囲に対する規制に関しては、2010 年 6 月に設置された独立銀行委員会（Independent Commission on Banking ,ICB）がリテール銀行業務とホールセール銀行業務の分離（リングフェンス）導入についての勧告を行い、これに対応する形で法制化に向けた準備が進められていた。

その後、2013 年 12 月 18 日に 2013 年銀行改革法（Financial Services (Banking Reform) Act 2013）が成立し、リングフェンスが導入されることとなった。

- リングフェンス銀行の定義

  金融サービス市場法または大蔵省令により指定される「コア業務（core activities）」のいずれかを行う英国の金融機関を「リングフェンス銀行（ring-fenced body）」という（金融サービス市場法第 142A 条、第 143A 条（2013 年銀行改革法により改正））。

  銀行改革法では、英国内または英国外で行う預金の受入業務をコア業務として指定している（金融サービス市場法第 143A 条）。

  ただし、住宅金融組合、および大蔵省令により除外される金融機関は、リングフェンス銀行に含まれない（金融サービス市場法第 142A 条(2)）。

- リングフェンス銀行に対し禁止される業務

  リングフェンス銀行に対しては、「除外業務（excluded activities）」を行うこと、および「禁止事項（prohibitions）」への違反が禁止される（金融サービス市場法第 142G 条）。

  - 除外業務

    銀行改革法では、自己勘定での投資商品のディーリングを除外業務として指定している。

    ただし、大蔵省令により、リングフェンス銀行が、英国内におけるコア業務の提供の継続に重大な影響を与えない範囲で自己勘定でのディーリング業務を行える条件を規定することができる。また、大蔵省令により除外業務を追加指定することも可能である（金融サービス市場法第 142D 条）。

  - 禁止事項

    以下のような事項がリングフェンス銀行に対するリスクとなり、英国におけるコア業務の継続に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合には、大蔵省令により、リングフェンス銀行がこれを実施することを禁ずることができる（金融サービス市場法第 142E 条）。

    (a) 特定の種類に該当する取引の実施、あるいは特定の種類に該当する者との取引の実施。

(b) 特定の国または地域に支店を設立、または維持すること。

(c) 特定の状況において、特定の会社の株式または議決権を保有すること。

- リングフェンス銀行に対する損失吸収力（loss-absorbency）の強化

英国では、EU レベルでの自己資本規制である第 4 次資本要件指令（Capital Requirement Directive, CRD IV）と資本要件規則（Capital Requirement Regulation, CRR）、策定中の破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD）に沿って、銀行が破綻した際に損失を十分に吸収できるだけの資本、適格負債保有義務（minimum eligible liabilities）の導入を検討している[133]。

銀行改革法では、大蔵省令により、監督機関（健全性規制機構）がリングフェンス銀行、その他の預金受入金融機関、およびこれらのグループ会社に対して所定の負債性債券を発行するよう要求できるとする規定が設けられた（金融サービス市場法第 142Y 条）。

５． 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は、EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した「欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation, EMIR）は、規則（regulation）という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっている。

英国では、大蔵省令[134]により、欧州市場インフラ規則の英国内での施行について規定している。

欧州市場インフラ規則による店頭デリバティブ規制の概要については、EUⅢ５．店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

---

133 HM Treasury, “Sound banking: delivering reform” (October 2012), p.15. なお、リングフェンス銀行に対してはシステミックな重要性を持つグローバルな銀行（G-SIBs）とともに、一般の銀行よりも高い損失吸収力（Primary Loss Absorbency Capacity, PLAC）の基準（リスク勘案後資産の 17%）を課すことが想定されている。

134 欧州市場インフラ規則の国内施行に関して、2 つの大蔵省令が発せられている。
The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) Regulations 2013 (S.I. 2013/504)
The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) (No. 2) Regulations 2013 (S.I. 2013/1908)

６． 役員報酬規制

金融機関の役員、従業員またはその他の者に対する報酬に関しては、金融行為規制機構および健全性規制機構に規則制定の権限が与えられている（金融サービス市場法 137H 条）。

これに基づき、金融行為規制機構／健全性規制機構規則「上級経営陣における計画、システム、および統制（Senior Management Arrangements, Systems and Controls、以下 SYSC という）」において報酬規制に関する規定が設けられた。

（１） 適用対象となる金融機関

以下の金融機関が報酬規制の対象となる（SYSC 19A.1.1R）。

(a) 住宅金融組合

(b) 銀行

(c) 投資会社

(d) 以下に該当する外国金融機関

  (i) EEA 域内において認可を受けていない。

  (ii) EEA 域外に本店を置いている。

  (iii) 英国内であれば住宅金融組合、銀行、投資会社として認可が必要となる業務を行っている。

（２） 要求事項

規制の対象となる金融機関は、堅固で有効なリスク管理と整合性があり、これを促進するような報酬政策、およびそのための手続きや実務を策定、実施、維持しなければならない（SYSC 19A.2.1R）。

金融機関の策定する報酬政策は、以下の原則に沿ったものでなければならない。

- 原則 1：報酬政策は堅固で有効なリスク管理と整合性があり、これを促進するものでなければならず、金融機関のリスク耐性の水準を超えたリスクテイクを促すものであってはならない（SYSC 19A.3.7R）。

- 原則 2：報酬政策は、金融機関の事業戦略、目的、価値および長期的な利益に沿ったものでなければならない（SYSC 19A.3.8R）。

- 原則 3：報酬政策は、利益相反を回避するための手段を備えていなければならない（SYSC 19A.3.9R）。

- 原則 4：報酬政策の一般原則は、金融機関において監督機能を持つ経営管理組織によって採択されなければならない。当該経営管理組織は、報酬政策の一般原則について定期的に見直しを行い、当該政策の実施責任を負う（SYSC 19A.3.10R）。

  また、金融機関は報酬規制に関する金融行為規制機構／健全性規制機構規則の遵守について、自社ウェブサイト上で説明しなければならない（SYSC 19A.3.12AR）。

- 原則 5：金融機関は、統制に従事する従業員の独立性や適切な権限を確保し、適切な報酬を支給しなければならない（SYSC 19A.3.14R）。

- 原則 6：変動給の総額が、金融機関の資本基盤強化の妨げとならないようにしなければならない（SYSC 19A.3.18R）。

- 原則 7：政府による介入を受けている金融機関は、報酬に関し、以下の事項を遵守しなければならない（SYSC 19A.3.20R）。

  (1) 変動給は、堅固な資本ベースを維持し、政府の援助を終了する上で不適当である場合には、純収入に対する割合として厳格に制限される。

  (2) 堅固なリスク管理と長期的な成長という目的に適合するよう、報酬体系の再構築を行う。経営者報酬の適切な制限を確立することも含まれる。

  (3) 経営者への変動給は、これを正当化できる理由がないかぎり、支給してはならない。

- 原則 8：変動給の算出に用いる査定手段は、以下に沿っていなければならない（SYSC 19A.3.22R）。

  - 現在および将来のあらゆるリスクに対する調整を行い、必要とされる資本や流動性のコストを考慮に入れること。
  - 将来受け取るはずの収入が支払われるタイミングや確率に関し、継続性があるか否かを考慮に入れること。

- 原則 9：年金政策は、当該金融機関の事業戦略、目的、価値及び長期的な利益と一致していなければならない（SYSC 19A.3.29R）。

- 原則 10：従業員が、報酬に関する取り決めが持つリスク調整効果を損なう個人的なヘッジ戦略や、報酬または債務に関係する保険契約を行うことがないようにしなければならない（SYSC 19A.3.30R）。

- 原則 11 : 本規則の回避を容易にするような手段や方法によって変動給を支給してはならない（SYSC 19A.3.31R）。
- 原則 12 : 報酬政策では、従業員の職務経験や組織上の責任に応じて支給される固定給と、雇用契約や職務内容記述書での要求水準を超えて達成した業績によって支給される変動給とを明確に区別しなければならない（SYSC 19A.3.35AR）。

  報酬支給額全体に占める固定給と変動給の割合は、適切なバランスがとれていなければならず、固定給に対する変動給の割合が 1：1 を超えてはならない（SYSC 19A.3.44R）。

  ただし、株主、所有者、または組合員による承認を得れば、固定給に対する変動給の割合を 1：2 まで増加させることができる（SYSC 19A.3.44AR）。

７． シャドーバンキング問題への対応

金融政策委員会（マクロ・プルーデンス政策を担当）では、シャドーバンキングから生じる潜在的なシステミック・リスクの特定、管理を同委員会の中期的な優先事項と位置づけている[135]。ただし、2013 年末の段階では、シャドーバンキング・セクターへの規制・監督に関する具体的な対応は行われていない。

８． 格付機関の規制

2011 年 7 月 1 日以降、欧州証券監督機関（ESMA）が欧州レベルで格付機関の規制を実施している（EU 規則 1060/2009 号）。EU での格付機関規制については、EUⅢ８．格付機関の規制を参照のこと。

９． 金融消費者保護

金融サービス市場法では、以下の 2 つの消費者保護のための制度が設けられていた。金融監督体制の変更に伴い、これらの消費者保護制度に係る監督機関の権限が新設された機関に移管されているが、制度の枠組み自体に変更はない。

- 金融サービス補償制度（Financial Services Compensation Scheme, FSCS）（金融サービス市場法第 15 部）

[135] Bank of England, “Financial Stability Report” Issue No.34 (November 2013), pp.42-48. http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/fsr/2013/fsr34.aspx

金融サービス補償制度は、認可業者の債務不履行が生じた場合に、消費者に対して一定額までの補償金を支払う制度である。本制度は、預金、投資商品、保険契約、住宅ローンアドバイス・仲介を包括的にカバーしており、預金保険や投資家保護スキームを包含するものとなっている[136]。

また、預金制度である金融サービス補償制度の運営は、政府から独立した会社法人（金融サービス補償制度会社）において行われており（金融サービス市場法第 212 条）、金融行為規制機構および健全性規制機構の定める規則に従って運営されている（金融サービス市場法第 213 条）。

さらに、預金、保険契約に係る補償は、健全性規制機構が、規則の制定権を持ち、その他の金融サービスに係る補償は、金融行為規制機構が規則の制定権を持つ（金融サービス補償制度に係る 2013 年大蔵省令[137]第 2 条、第 3 条）。

なお、金融行為規制機構と健全性規制機構は、共同で、金融サービス補償制度の運営に関する責任を持ち、金融サービス補償制度会社の理事長や理事の任命を行う（金融サービス市場法第 212 条）。

- 金融オンブズマンサービス（Financial Ombudsman Service, FOS）（FSMS 第 16 部）

消費者に対し、金融商品に関する苦情処理や裁判外紛争解決（alternative dispute resolution, ADR）サービスを提供する制度である。

金融サービス市場法に基づく認可業者の営んでいる規制対象業務に係る苦情は、金融オンブズマンサービスにおいて取り扱う（金融サービス市場法第 226 条）。

金融オンブズマンサービスは、包括的な金融 ADR 機関として、金融サービス市場法による規制対象となる金融業務全般に関する苦情・紛争を取り扱うほか、独立した会社法人によって運営され（金融サービス市場法第 225 条）、運営や財源に関する規則の制定権は、金融行為規制機構が有している（金融サービス市場法第 226 条、第 234 条）。

136　預金に関する補償限度額については、イギリスⅢ１０（２）預金保険制度を参照のこと。

137 Financial Services and Markets Act 2000 (Financial Services Compensation Scheme) Order 2013 (S.I. 2013/No.598)

１０．　その他

（１）　自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて資本要件指令の改正という形で進められ、2013 年 6 月に改正資本要件指令（第 4 次資本要件指令、4th Capital Requirement Directive）および資本要件規則（Capital Requirement Regulation）が成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主に CRR に規定が置かれている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EU の指令（directive）に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、資本要件指令は加盟国に対して直接効力を持つ規則（regulation）という形式をとっている。

英国では、健全性規制機構が健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）によって第 4 次資本要件指令の国内法化を行い、2014 年 1 月から施行している。

（２）　預金保険制度

英国の預金保険は投資サービスや保険契約と共通の保護制度である金融サービス補償制度（Financial Services Compensation Scheme, FSCS）の一部として運営されている。

① 加入義務

他の欧州経済圏加盟国で設立され、相互承認に基づいて英国内での業務を行っている機関を除き、英国内のすべての認可業者が制度に参加することになっている（金融サービス市場法第 213 条(10)）。

② ガバナンス

金融サービス補償制度は、金融サービス市場法に基づいて設立された会社法人（body corporate）である金融サービス補償制度会社（Financial Services Compensation Scheme Limited）が運営している。同社の会長および取締役は、健全性規制機構と金融行為規制機構とが共同で任命する。会長については、大蔵省の承認も必要である（金融サービス市場法第 212 条）。

③ 資金源

金融サービス補償制度は、加入する認可業者から徴収する賦課金によって運営されて

いる（金融サービス市場法第 213 条）。賦課金の額は、健全性規制機構の規則によって定められている。

④ 保護上限額

預金に関しては、保護上限額は 8 万 5,000 ユーロとなっている（健全性規制機構規則集 COMP10.2.3R）。

Ⅳ. 各論

１． 貸金業に対する規制

（１） 消費者信用

① 規制対象となる取引

英国では消費者信用契約（consumer credit agreement）と消費者賃貸借契約（consumer hire agreement）とがともに「消費者信用」として規制対象になっている。

a) 消費者信用契約

消費者信用契約とは、個人である債務者とその他の者である債権者との間で、当該契約により債権者が債務者に何らかの金額の信用を供与するもののことをいう（1974 年消費者信用法第 8 条）。

ここで「信用」とは、現金貸付その他あらゆる方式の資金融通を含むとされる（同法第 9 条）ため、消費者向けの金銭貸付や割賦販売はいずれも消費者信用契約に相当する。

b) 消費者賃貸借契約

消費者賃貸借契約とは、ある者が、賃借人である個人との間で賃借人に対する物品の寄託のために締結する契約であり、買取権付賃貸借契約[138]ではなく、３月を超えて存続しうるものと定義されている（1974 年消費者信用法第 15 条）。

消費者向けのリースは消費者賃貸借契約に相当する。

② 根拠法・監督機関

1974 年に制定された 1974 年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）が、消費者信用を規制する根拠法となっている。その後、2006 年消費者信用法（Consumer Credit Act 2006）が成立し、消費者信用事業者に対する免許制度等について、大幅な改正が行われた（以下では、改正法による改正も含め「消費者信用法」と総称する）。

消費者信用法では、公正取引庁（Office of Fair Trading：以下、OFT という）が監督機関として消費者信用事業者の監督にあたっていた。しかし、2012 年に成立した金融サービス法（Financial Services Act 2012）により、消費者信用事業者の監督権限は金

138 買取権付賃貸借契約（ハイアーパーチェス契約）とは、販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で賃貸借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引のことをいう。1974 年消費者信用法では、買取権付賃貸借契約は消費者信用契約に含まれる（第 9 条）。

融行為規制機構に移管されることになった（金融サービス法第 107 条）。

OFT から金融行為規制機構への業務移管は、2014 年 4 月 1 日をもって行われることになっている[139]。

③ 参入規制

2012 年金融サービス法により、従来は消費者信用法に基づき免許の取得が必要とされていた以下の業務は、金融サービス市場法の規制対象業務となった（金融サービス法第 107 条）。

- 規制対象となる業務
  - 消費者信用
  - 消費者賃貸借
  - 信用仲介
  - 債務整理
  - 債務相談
  - 債務回収
  - 債務管理
  - 信用情報提供サービス
  - 信用情報機関の運営

上記の業務を行おうとする事業者は、金融サービス市場法に基づき金融行為規制機構から認可を取得する必要がある（金融サービス市場法第 55A 条）。

④ 金利水準規制

a) 不公正な関係に対する規制

消費者信用法では、金利水準に関する制限は設けられていない。ただし、金利や手数料などの契約条件や、販売方法、契約後の取立行為などに関して事業者による不適切な行為があった場合には、「不公正な関係（unfair relationship）」に該当するとして契約者の救済を可能にする仕組みが設けられている。

具体的には、2006 年消費者信用法に「不公正な関係」に関する規定が設けられ、個別のケースについて裁判所が不公正な関係に該当すると認めた場合には、裁判所の命令により以下のような措置をとることが可能になった（消費者信用法第 140A 条～第 140D 条）。

- 既に払い込まれた元本および利息（全部または一部）の返還
- 今後の支払額（元本および利息）の減額や免除

139 金融行為規制機構ウェブサイトでの記述による。
http://www.fca.org.uk/firms/firm-types/consumer-credit

- 借入人の契約上の義務の減免
- 契約条件の変更
- 保証人への財産の返還
- 事業者による特定行為の実施や禁止　　／など

b)　高コストの短期与信に対する金利制限

英国では、貸金業における高金利の問題に対応するため、「不公正な関係」に対する規制により個別のケースについて救済を図る仕組みを導入していた。

しかし、ホーム・クレジット・ローン[140]やペイデイローン[141]のような高金利の消費者信用が社会的に問題視される中で、2013 年に成立した銀行改革法により、高金利の短期与信に対する金利規制を導入することとなった。

銀行改革法では金融行為規制機構に対し、2015 年 1 月 2 日を期限として、高コストの短期与信（high-cost short-term credit）の供与を伴う規制対象消費者信用契約に対し、過度な手数料から適度に債務者を保護するための規則を制定しなければならないと規定している（銀行改革法第 131 条）。

（２）　事業者信用

事業者向けの割賦販売業務、リース業務、ファクタリング業務は金融サービス市場法の規制対象業務[142]ではない。他にこれらを規制する業法もなく、行政機関による規制は行われていない。

140　業者が利用者の自宅を訪問して貸付・回収を行う訪問貸付のことをいう。

141　期日まで小切手の取立を行わないという条件で借入人が小切手を業者に預け、額面から割引いた金額を貸付けるもの。借入金の返済と引換えに借入人は預けた小切手の返却を受けるが、返済されない場合には、業者は小切手の取立てによって貸付金を回収する。

142　規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定 2 および大蔵省令（規制対象業務命令）によって規定される。

２． 販売勧誘ルール

金融サービス市場法では、金融商品の販売勧誘に関する規則（financial promotion rules）を制定する権限を金融行為規制機構に与えている（金融サービス市場法第 137R 条）。

これに基づき、金融行為規制機構は以下のとおり、商品別の規則を制定している。

- 業務行為ソースブック（Conduct of Business Sourcebook、COBS）
- 保険業向け業務行為ソースブック（Insurance: Conduct of Business Sourcebook、ICOBS）
- 抵当貸付および住宅金融向け業務行為ソースブック（Mortgage and Home Finance: Conduct of Business Sourcebook、MCOB）
- 銀行業向け業務行為ソースブック（Banking: Conduct of Business Sourcebook、BCOBS）

それぞれの規則による規制の対象となる業務と機関、および規制の内容は以下のとおりである。

（１） 業務行為ソースブック（COBS）

① 対象業務および対象機関

業務行為ソースブックは、以下の業務に関して、英国内において当該業務を行う認可業者、および認可業者から業務委託を受けている代理人（appointed representative）に対して適用される（COBS1.1.1R）。

(1) （削除）

(2) 大蔵省令[143]により FSMS の規制対象としての指定を受けた投資サービス業務[144]

(3) 生命保険契約に関連する長期保険業務

業務行為ソースブックの一部（隔地販売、および契約取消に関する規則）は、電子マネー発行業務に対しても適用される（COBS1.1.1BR）。

---

143 Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 (SI 2001/544).

144 FSMS の規制対象である投資サービス業務には、次のようなものがある。
投資商品のディーリング（自己勘定取引、または代理人としての取引）、投資商品取引のアレンジ、多角的取引システムの運営、投資商品の運用、投資商品の保管管理、集団投資スキームの組成、投資商品に関する助言。

② 規制の内容

業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 誠実・公正義務（COBS2.1）
- サービス提供前の情報開示義務（COBS2.2）
- 開示内容（業者、サービス内容、手数料）に関する義務（COBS6）
- 適合性原則
  - 適合性（suitability）の評価（COBS9）
    投資商品について顧客に対し個別に推奨を行う業者、および投資運用を行う業者は、顧客から当該投資に関する知識や経験、顧客の財政状況、投資目的に関する情報を入手し、当該顧客に適合した推奨や決定を行わなければならない。
  - 適格性（appropriateness）の評価（COBS10）
    投資商品についての顧客に対する個別の推奨、および投資運用以外の投資サービスについて、業者は、顧客から当該投資商品やサービスに関する知識や経験に関する情報を入手し、当該顧客が当該投資商品やサービスに係るリスクを理解できるだけの知識、経験を有しているか否かの判定（適格性の評価）を行わなければならない。
    顧客がプロ顧客（professional client）に分類される場合、当該顧客は適格性を有しているとみなしてよい。
- 不招請勧誘に対する規制（COBS4.8）
  リテール顧客に対する個別訪問、電話、またはその他の双方向手段による勧誘（cold call）は、以下の場合を除き、実施してはならない。
  - 当該顧客との間に既存の取引関係があり、勧誘を受けることを顧客が予期している場合。
  - 一般的に販売されるパッケージ商品[145]の勧誘である場合。ただし、価格変動の大きなファンド、価格変動の大きなファンドにリンクする生命保険は除く。
  - 勧誘対象となる投資サービスが認可業者によるものであり、関連する投資商品が容易に売却可能な有価証券（ワラントは除く）、および一般的に販売される、レバレッジのかかっていない（non-geared）パッケージ商品である場合。
- 消費者の契約取消権（COBS15）

---

145 パッケージ商品（packaged products）とは、生命保険契約、規制対象となっている集団投資スキームのユニット、投資信託貯蓄スキームの持分、ステイクホルダー年金スキーム、個人年金スキームのいずれかを指す。

集団投資スキームのユニットの購入、および隔地販売による投資サービスおよび電子マネーの契約には、14 日間のクーリングオフ期間が認められている。

（２） 保険業向け業務行為ソースブック（ICOBS）

① 対象業務および対象機関

保険業向け業務行為ソースブックは、投資性のない保険契約に関する以下の業務について、英国内で当該業務を行う認可業者、および認可業者から業務委託を受けている代理人に対して適用される（ICOBS1.1.1R）。

(1) 保険仲介業務
(2) 保険契約の実行業務
(3) ロイズのマネージング・エージェントとして行う、ロイズ・シンジケートの引受の管理業務
(4) 勧誘における情報伝達、または勧誘の実施権限を与えること

② 規制の内容

保険業向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 開示内容（業者、サービス内容、手数料）に関する義務（ICOBS4）
- 商品情報に関する義務（ICOBS6）
- 消費者の契約取消権（ICOBS7）
  死亡保障のみの長期生命保険契約や債務返済プラン（payment protection plan）等の保険契約については 30 日、その他の保険契約または隔地契約については 14 日のクーリングオフ期間が認められている。
- 苦情対応に関する義務（ICOBS8）

（３） 抵当貸付および住宅金融向け業務行為ソースブック（MCOB）

① 対象業務および対象機関

抵当貸付および住宅金融向け業務行為ソースブックは、以下の業務を行う認可業者に対して適用される（MCOB1.2.1R）

- 住宅金融業務（住宅金融仲介業務、住宅金融提供業務、または住宅金融取引の管理業務を指す）
- 抵当貸付（qualifying credit）、住宅購入プラン（home purchase plan）、住宅転換プラン（home reversion plan）、またはレントバック契約（sale and rent

back agreement）[146]の勧誘における情報伝達、または勧誘の実施権限を与えること

② 規制の内容

抵当貸付および住宅金融向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 助言および販売に関する規範（MCOB4）
- 申し込み前の情報開示（MCOB5）
- 提供段階での情報開示（MCOB6）
- 契約開始時および販売後の情報開示（MCOB7）
- 年利の算出方法（MCOB10）
- 責任ある貸付（responsible lending）に関する義務（MCOB11）顧客の返済能力
- 不公正あるいは過剰な手数料に対する規制（MCOB12）
- 延滞時および担保処分に関する規制（MCOB13）

（４） 銀行業向け業務行為ソースブック（BCOBS）

① 規制業務および対象機関

銀行業務向け業務行為ソースブックは、顧客預金の受入業務およびこれに関連する業務に関して、英国内において当該業務を行う認可業者に対して適用される（BCOBS1.1.1R）。

② 規制の内容

銀行業務向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 顧客への情報開示内容に関する規定（BCOBS4）
- 販売後の義務（BCOBS5）
- 消費者の契約取消権（BCOBS6）

  個人顧客の銀行取引には、14 日間のクーリングオフ期間が認められている。

146 不動産取引の一形態で、不動産（主に住宅）を業者に売却するのと同時に、居住者が住宅に住み続けられるように賃借契約を結ぶもの。レントバック契約は金融サービス市場法の規制対象業務になっている。

３． 外国銀行への規制

（１） 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

銀行に対する流動性規制に関しては、健全性規制機構／金融行為規制機構規則「銀行、住宅金融組合、投資会社のための健全性ソースブック（Prudential sourcebook for Banks, Building Societies and Investment Firms、以下 BIPRU という）」に規定が置かれている。

規制対象金融機関には、BIPRU で規定された手続きに従って金融機関が十分な流動性を確保しているか否かについての評価を行うことが要求されており（BIPRU12.5）、単純に定量的な基準が適用される形ではない。

ただし、所定の基準に合致する金融機関に対しては、簡便な定量的基準の適用が認められている。これらの金融機関には、以下の合計額の 50%以上の流動資産バッファを常時保有することが要求されている（BIPRU12.6）。

- ホールセール業務でのキャッシュ・アウトフロー純額
  算出方法は以下のとおり。
  - ホールセール業務において、満期を迎える資産や負債に係る現金流出額（純額）を日次で計算する。
  - 3 ヶ月先までの営業日ごとに、当該営業日から 3 ヶ月先まで、現金流出額の日額を合計する。
  - 算出した合計額のうち最小のものが、基準値となる。
- リテール預金および中小企業[147]預金の一定割合（預金の性質ごとに 10%または 20%）
- 住宅担保貸付、当座貸越、クレジットカード与信の未使用の貸越枠の 25%（クレジット・パイプライン）

② 外国銀行支店への適用状況

a) 流動性規則の適用対象

BIPRU の流動性規制（BIPRU 12）の適用対象となる機関は以下のとおりである（BIPRU12.1.1R）。

[147] 年間売上額が 100 億ポンド未満の企業等が中小企業に該当する（金融行為規制機構/健全性規制機構規則集　用語集）。

(1A)英国の銀行
(1B)住宅金融組合
(1C)英国の指定投資会社
(2) 欧州経済領域内で認可を受けており、英国内に支店を持つ信用機関
(3) 欧州経済領域外（第三国）に本社を置き、英国内に支店を持つ金融機関（BIPRU の適用対象である銀行、住宅金融組合、投資会社に相当する業務を行っている者）

上記(2)に該当する欧州経済領域内の信用機関、および(3)に該当する第三国の金融機関については、英国内の支店の業務に関してのみ、英国の流動性規制の対象となる（BIPRU12.1.7R）。

b) 外国銀行支店への適用

欧州経済領域内の信用機関、および第三国の金融機関（銀行、住宅金融組合、投資会社に相当する業務を行っているもの）の英国内支店に対しては、英国の流動性規制が適用される（BIPRU12.1.7R）。

（２） 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

BIPRU の流動性規制では、欧州経済領域内の信用機関、および第三国の金融機関に対し、直接的に英国内に資産を保有するよう義務付けたり、国外への回金を制限するような規定はない。

ただし、これらの外国銀行の支店が英国内で行う業務に関して、業務上必要となる流動性を英国内に維持させることを目的として、当該支店の流動性の適切性を評価するにあたっては、流動性の裏づけとなる資産が、以下の条件をすべて満たすものであることを要求している（BIPRU12.2.3R, 12.2.4G）。

(1) 当該資産が、英国内支店の上級経営者による日常的な統制の下にあること。
(2) 独立した英国支店名義のカストディ口座に保管されていること。
(3) 担保権が付いていないこと（unencumbered）。
(4) 全体的な流動性評価の際に、英国内支店の貸借対照表に経常されていること。

V. 資料

１．検査・監督機関の概要

	PRA（健全性規制機構）	FCA（金融行為規制機構）	FPC（金融政策委員会）
設立	・2013 年	・2013 年	・2013 年
組織形態	・イングランド銀行（BOE）子会社	・独立法人 ・政府機関ではない	・イングランド銀行（BOE）理事会の小委員会
組織の長	・理事長 ・BOE 総裁が務める	・理事長 ・大蔵省が任命	・議長は BOE 総裁が務める
監督対象金融機関	・預金取扱金融機関 ・保険会社 ・自己勘定での投資商品取引を行う投資会社（PRA による指定を受けた会社）	・PRA の監督対象以外の認可業者（PRA による指定を受けない投資会社、投資運用業者、投資助言業者、保険仲介業者等）	・なし
権限	・預金取扱金融機関など、PRA の監督対象機関の認可及び健全性監督 ・規制制定	・投資会社、投資運用業者など、FCA の監督対象機関の認可及び健全性監督 ・PRA の監督対象も含め、すべての認可事業者の業務行為監督 ・市場規制 ・規制制定	・マクロ・プルーデンス監督 ・PRA、FCA に対する指図（監督下にある金融機関への監督措置を実行するよう要求すること） ・BOE、大蔵省、PRA、FCA その他に対する勧告
職員数	・約 1,200 名（2013 年 4 月の発足時概数）	・2,848 名（2013 年 4 月の発足時）	・不明
財源	・監督対象機関からの賦課金	・監督対象機関からの賦課金	・BOE の予算に含まれる ・BOE の政策機能に係る支出は、金融機関からの無利子預け金の運用益が財源。
事務所	・本部：ロンドン	・本部：ロンドン ・地方支部：1	―
他の組織との関連性	・PRA の監督対象機関は、業務行為については FCA の監督を受ける。 ・通常時には、PRA と FCA はそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・PRA の監督対象機関は、業務行為については FCA の監督を受ける。 ・通常時には、PRA と FCA はそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・理事には、FCA、PRA の代表者が含まれる。 －FCA の最高執行役 －BOE 総裁は PRA の理事長が兼務

２． 英国の金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀行</th><th>証券</th><th>保険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法規制</td><td colspan="3">金融サービス市場法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>○免許制
法律により規定</td><td>○免許制
法律により規定</td><td>○免許性
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単体</td><td colspan="2">同一機関による預金受入業務と投資商品の自己勘定取引業務の実施は不可
（グループ会社での実施は可）</td><td>他業禁止規定あり
生・損保兼営は実質的に禁止（注2）</td></tr>
<tr><td>持株・子会社方式</td><td colspan="3">金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">健全性規制</td><td>○自己資本規制
EU規則を直接適用</td><td>○自己資本規制</td><td>○財務規制
保険債務の額およびリスクに応じた技術的準備金の保持
（PRAの規則により規定）</td></tr>
<tr><td>○大口信用規制
EU規則を直接適用</td><td>○大口信用規制</td><td>○大口信用規制
同一の投資先（グループ企業等も含む）に対するエクスポージャーのうち、事業総額に対する所定の割合を上回る額は、規制資本から控除しなければならない（PRAの規則により規定）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○必要資本要件
保険種別に応じた基準以上の資本の維持
（PRAの規則により規定）</td></tr>
</table>

（凡例）太線：EU 法、二重線：英国法、点線：規則

（注 1）法律によって付与されている一般規則制定権限に基づき、金融監督機関（健全性規制機構および金融行為規制機構）が規則を制定。

（注 2）生損保の兼業禁止については明文での規定はない。ただし認可権限を持つ健全性規制機構は EU 指令に基づき、同一の事業者に対して生命保険業務と損害保険業務（再保険に限定される場合は除く）の両方の認可は付与しないというガイダンスを発している。

３． 英国における金融機関の状況

	機関数
銀行	233
住宅金融組合	47
合計	280

		預金量 （単位：100万ポンド）
要求払預金		1,438,385
	金融機関	215,428
	公的部門	14,030
	その他の英国居住者	1,062,927
	非居住者	146,000
定期性預金		1,377,019
	金融機関	314,836
	公的部門	17,360
	その他の英国居住者	827,075
	非居住者	217,748
合計		2,815,404

（注 1）機関数には、他の EU 加盟国で取得した認可に基づき英国内で営業している金融機関（EEA Authorised）を含む。

（注 2）預金量はポンド建預金ベース。なお、2010 年 1 月以降、預金量の銀行・住宅金融組合別データは作成されなくなった。

（注 3）機関数：2013 年 3 月末現在。預金量：2013 年 12 月末現在。

（出所）機関数：金融サービス機構 2012-13 年度年次報告書（Annual Report 2012/13）

預金量：イングランド銀行統計（Bankstats）

ドイツ

ドイツの金融制度

I.　概要

（１）　ドイツの金融監督体制

図表　独-1　　金融監督体制図

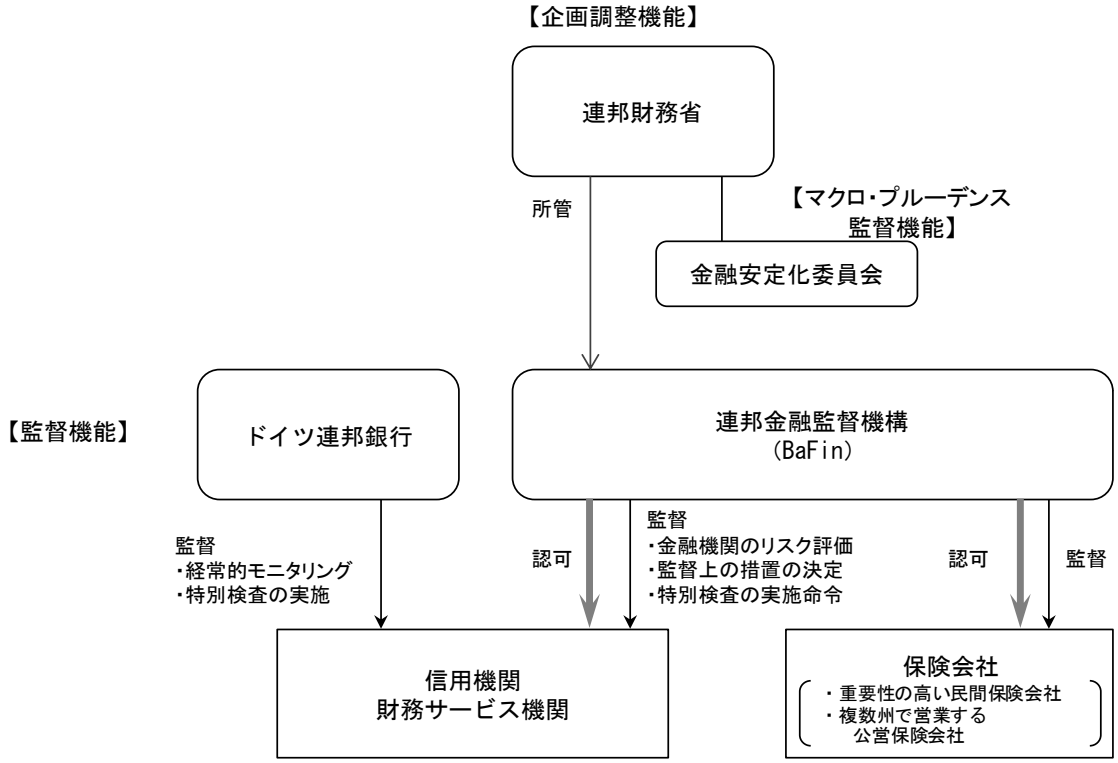

（２）　金融監督体制の変遷

図表　独-2　　連邦金融監督機構設立（2002 年）以前の金融監督体制

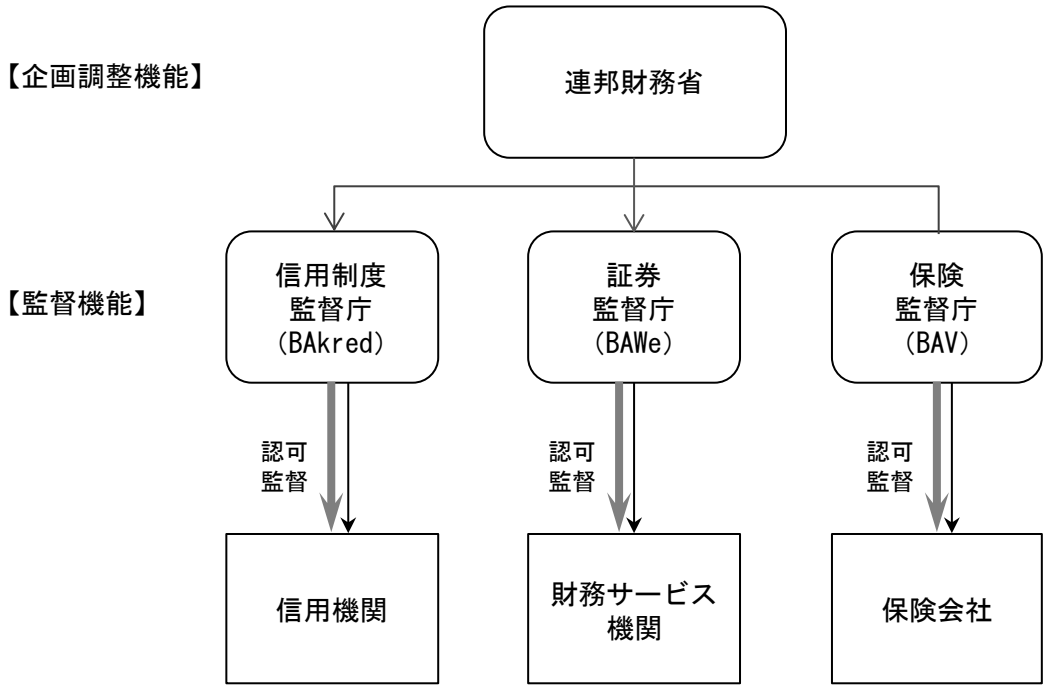

（３）　金融監督機関の人員数

図表　独-3　　金融監督機関の人数
（2012 年末現在）

（単位：人）

監督機関名	職員数		
		検査・監督部門	国際部門
連邦金融監督機構（BaFin）	2,336	約 1,000	NA
ドイツ連邦銀行	9,543	NA	NA

（４）　金融監督機関の本部と地方支部

図表　独-4　　本部と地方支部
（2012 年末現在）

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数 (人)	予算 （百万€）	設置数 （ヶ所）	職員数 (人)	予算
連邦金融監督機構（BaFin）	ボン（銀行・保険担当）	1,735	224.4	なし	--	--
	フランクフルト（証券・資産管理担当）	601				
ドイツ連邦銀行	フランクフルト	4,025	NA	地方支部：9	2,624	NA
				支店：41	2,893	NA

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　信用機関（Kreditinstitute）

銀行業務を商業的に営む企業、または商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という（信用制度法[148]第１条第１項）。

銀行業務とは以下のものを言う（同法第１条第１項）。

1　預金業務
1a　担保付債券業務（カバードボンド業務）
2　信用業務
3　手形・小切手の割引業務
4　第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行うこと（プリンシパル・ブローキング・ビジネス）
5　カストディ業務
6　（削除）
7　満期前ローン獲得業務
8　信用保証業務
9　小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務
10　証券引受業務
11　（削除）
12　有価証券取引における中央清算業務

連邦金融監督機構では、信用機関を以下の４つに区分している[149]。

①商業銀行、②貯蓄銀行グループ、③協同組合銀行グループは、いずれも、専業規定のある業務（保険業務、④の専門銀行が実施する業務）を除き、証券業務や保険商品の販売等の業務も行うことができ、いわゆる「ユニバーサルバンク」として営業を行っている。

---

148 信用制度法については、ドイツⅡ３（１）①法律を参照のこと。

149 連邦金融監督庁年次報告書（2012 年版）p.132 による。
http://www.bafin.de/DE/DatenDokumente/Dokumentlisten/ListeJahresberichte/liste_jahresberichte_node.html

① 商業銀行（Kreditbanken）

民間の商業銀行、および外国銀行の支店が含まれる。

② 貯蓄銀行グループ（Institute des Sparkassensektors）

貯蓄銀行グループは、単体の貯蓄銀行、州銀行（Landesbank）、ドイツ自治体銀行（DekaBank）の 3 層で構成されている。貯蓄銀行には公営のものと独立系のものとがある。ドイツ自治体銀行は貯蓄銀行グループの中央機関として、グループ内の各機関に対し資金サービスを提供している。

③ 協同組合銀行グループ（Institute des Genossenschaftssektors）

協働組合法に基づいて設立される協同組織金融機関である。協同組合銀行グループは、単体の協同組合銀行と 2 つの中央機関（DZ Bank および WGZ Bank）、特定のサービスを提供する関連機関、住宅協同組合（貯蓄スキームを提供するもの、Wohnungsbaugenossenschaften mit Spareinrichtung）で構成されている。

④ その他の銀行（sonstige Institute）

以下の機関が含まれる。

- 建築貯蓄金庫（Bausparkassen）
  不動産購入用の貯蓄性預金を集めて住宅・自治体関連の融資を行う。
- ファンドブリーフ銀行（Pfandbriefbanken）
  土地・船舶・航空機に対する抵当権や自治体の保証等を担保に金融債を発行して信用供与を行う。
- 証券取扱銀行（Wertpapierhandelsbanken）
- 連邦および州営の開発銀行（Förderbanken des Bundes und der Länder）

（２） 財務サービス機関（Finanzdienstleistungsinstitute）

商業的に財務サービス業務を他者に対して提供する企業、または商業的に組織された事業体を必要とする規模で財務サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを財務サービス機関という（信用制度法第 1 条第 1a 項）。

財務サービス業務とは以下のものを言う（同法第 1 条第 1a 項）。

1　投資仲介業務

1a　投資助言業務

1b　多角的取引集中組織の運営

1c　分売業務

2　約定仲介業務

3　財務ポートフォリオ管理（投資一任契約によるものを含む）
4　仕切売買（自己取引）
　顧客注文によらない自己勘定での金融商品の売買も財務サービスに含まれる
5　第三国預金仲介（ここでいう第三国とは欧州経済圏外の他国）
6　（削除）
7　外貨取引業務（外貨両替商）
8　（削除）
9　ファクタリング業務
10　ファイナンスリース業務
11　投資運用業務（投資ファンドへの投資者との一任契約に基づく金融商品の売買）
12　限定的な保管業務

（３）　保険会社（Versicherungsunternehmen）

保険会社とは、保険業務を営む公立または私立の企業（社会保険制度等を除く）を指す（保険監督法第 1 条）。

同業組合・商工会議所・自治体組合の組合員向け保険、公務員共済、地縁的な講は、保険監督法上の監督には服さない（保険監督法第 1 条）。「小規模な（保険相互）会社」（共済）は、監督法の一部規定を免除される（保険監督法第 53 条、53b 条）。

保険会社の兼業は禁止されている（保険監督法第 7 条）。従って「銀行業」も保険引受業務を兼営できないが、「保険商品」の「販売」（契約仲介業務）に制約が課されているわけではないので、代理店契約で保険契約の仲介（窓口販売）ができる。

保険業も本体では預金引受けなどの金融業務はできないが、外務員組織を用いて建築貯蓄預金や投資信託などの金融商品の販売（契約仲介）を行っている。

（４）　投資運用業者（Kapitalverwaltungsgesellschaften）

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を、投資運用業者（Kapitalverwaltungsgesellschaften）として、投資法（Kapitalanlagegesetzbuch - KAGB）に基づく規制を行っている。

同法では、投資運用業者を次のように定義している（投資法第 17 条第 1 項）。

- 投資運用業者とは、定款に基づく所在地および本部をドイツ国内に置く企業であり、ドイツ国内および EU の投資資産（Investmentsvermögen）または外国のオルタナティブ投資ファンドを運用することを営業目的としているものを指す。

（５） 投資助言業者

ドイツでは、投資助言業務は信用制度法で定義される「財務サービス業務」の１つであり、当該業務を行う事業者は財務サービス機関として同法に基づく規制を受ける[150]。

信用制度法における「投資助言業務」および「投資助言業者」の定義は次のとおりである（信用制度法第１条第 1a 項）。

- 投資助言業務とは、顧客またはその代理人に対して個人的になされる、特定の財務手段（Finanzinstrument）を扱う事業に関する助言（Empfehlung）のことを指す。

  ただし、投資者の個人的な状況の審査を根拠とし、投資者にとって適切であるとされ、かつ、専ら情報普及経路（Informationsverbreitungskanale）を通じて公表されるのでも、一般に向けて公表されていない助言に限る。

- 投資助言業者とは、他社のために、職業的に投資助言を提供し、または、商業的に設立された営業（Geschäftsbetrieb）を必要とする程度に投資助言を提供し、かつ、信用機関でない会社（Unternehmen）を指す。

150 財務サービス業務および財務サービス機関については、ドイツⅡ１（２）財務サービス機関を参照のこと。

２． 金融監督機関

（１） 連邦金融監督機構

連邦金融監督機構（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、BaFin）は、2002 年 5 月 1 日に、従来の信用制度、保険、証券取引の各監督庁を統合して設立された。

① 根拠法令

連邦金融監督機構の設立について規定しているのは、2002 年 4 月に成立した「金融監督統合法（Finanzdienstleistungsaufsichtsgesetz - FinDAG）」である（金融監督統合法第 1 条）。

② 目的

連邦金融監督機構は、ドイツの金融システムの適切な機能、安定性、および統合性を確保し、これによってすべての市場参加者の信認を得るために、関連する監督法に従って、銀行部門、保険部門、証券部門の監督を行うことを目的としている[151]。

③ 業務内容

連邦金融監督機構は、旧連邦銀行監督局、連邦保険監督局、連邦証券監督局の有していた機能を継承している（金融監督統合法第 4 条）。

銀行監督、証券監督、保険監督における連邦金融監督機構の業務はそれぞれ以下のとおりである[152]。

a） 銀行監督

銀行監督において連邦金融監督機構の果たす機能は、信用制度法（Kreditwesengesetz - KWG）において規定されている。

- 信用機関への認可の付与（信用制度法第 32 条、第 33 条）
- 信用制度法の条項に従っての信用機関の監督（信用制度法第 6 条第 1 項）
  - 資本要件
  - 流動性要件

---

[151] Grundsätze für die Ausübung der Rechts- und Fachaufsicht des Bundesministeriums der Finanzen (BMF) über die BaFin
http://www.bafin.de/SharedDocs/Aufsichtsrecht/DE/Satzung/aufsicht_bmf_bafin.html

[152] この項の記述は、BaFin ウェブサイトによる。
http://www.bafin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html

- 金融機関におけるリスク管理の適切さ　　など

b)　証券監督

証券監督において連邦金融監督機構の果たす機能は、証券取引法（Wertpapier-handelsgesetz - WpHG）および信用制度法において規定されている。

- 証券取引法の遵守状況の監視、およびその執行のために適切かつ必要な命令の発出（証券取引法第 4 条）
  - インサイダー取引や市場操作の禁止
  - 情報開示規制
  - 財務サービス機関への業務行為規制
  - 会社買収
  - 会計報告
  - 国内投資運用業者の認可・監督
- 財務サービス機関への認可の付与（信用制度法第 32 条、第 33 条）
- 信用制度法の条項に従っての財務サービス機関の監督（信用制度法第 6 条第 1 項）
  - 財務健全性に係る監督

c)　保険監督

保険監督において連邦金融監督機構の果たす機能は、保険監督法（Versicherungs-aufsichtsgesetz - VAG）において規定されている。

- 保険会社の認可（保険監督法第 5 条）
- 保険監督法の条項に従っての保険会社の監督（保険監督法第 81 条）
  - 保険会社の業務の適切性
  - 生命保険における契約者への一時金の支払
  - 保険料水準の適切性
  - 保険会社の投資（資産）内容
  - 保険会社の業務行為に関する原則の遵守状況
  - 適切な自己資金の確保
  - 再保険の適切性

④ 組織

連邦金融監督機構は、法人格を持ち公法による統制を受ける連邦機関であり、連邦財務省の監督に服する（金融監督統合法第 1 条、第 2 条）。

図表　独-5　　連邦金融監督機構の組織図

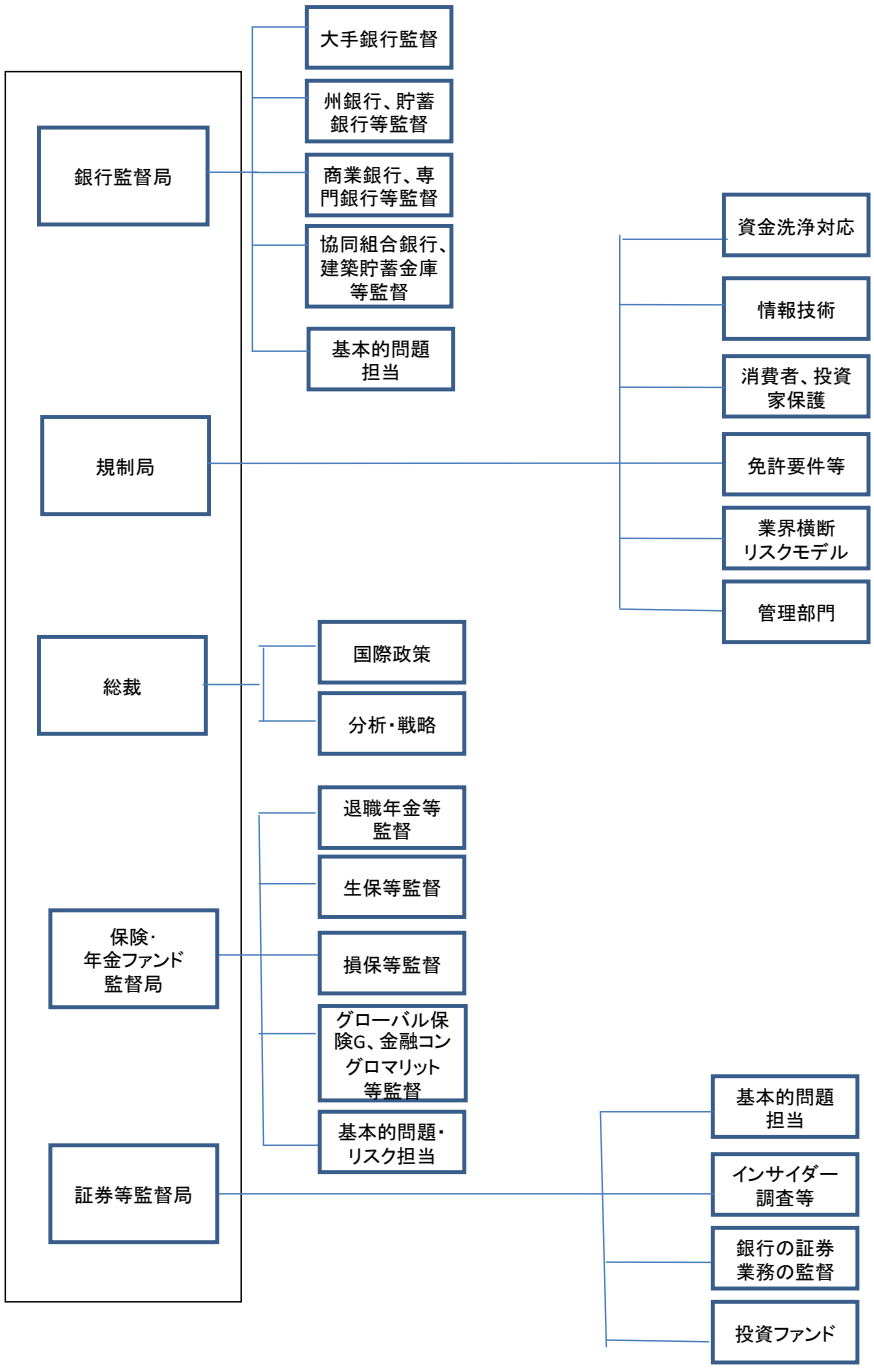

出所：BaFin, Annual Report 2013 等より作成

⑤ 職員数

連邦金融監督機構の職員数は、下表のとおりである。

図表　独-6　　連邦金融監督機構の職員数
（2012 年末現在）

（人）

		職員数
全職員		2,336
うち	金融機関、保険会社、証券取引の監督に従事する職員	約1,000
	部門間横断業務に従事する職員	約750
	国際部門の職員	NA

出所：BaFin, Annual Report 2012

⑥ 予算規模・予算源

連邦金融監督機構は、自身の収入によって経費を賄わなければならない（金融監督統合法第 13 条）。

連邦金融監督機構の収入としては、以下のものがある。なお、過料も連邦金融監督機構の収入となるが、経費を賄うための収入として過料を勘案してはならない（同法第 13 条第 1 項）。

- 監督対象金融機関への賦課金（金融監督統合法第 14 条）
- 清算人の任命、業務監査の実施等に要した経費の実額請求（同法第 15 条）
- 賦課金により経費を賄えない場合、連邦財務省の省令により、不足額を監督対象金融機関から追加徴収することが認められている（同法第 16 条）。

図表　独-7　　連邦金融監督機構の予算規模・予算源
（2012 年、実績）

（単位：100万ユーロ）

		金額
収入		224.4
	うち、監督対象機関からの賦課金	200.8
	その他の収入（料金、利息など）	23.6
支出		224.4
	人件費	152.4
	物件費	58.4
	資本支出	8.8
	交付金・助成金（投資を除く）	4.8
	債務支払い	0.0
	IT費	0.0

出所：BaFin, Haushaltsplan 2014

（２） ドイツ連邦銀行

ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）は、1957 年に創設された、ドイツ連邦共和国の中央銀行である[153]。

① 根拠法令

ドイツ連邦銀行の設立について規定しているのは、ドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank - BBankG）である。

② 目的

ドイツ連邦銀行の活動は、物価水準の安定と金融システムの安全を維持することを目的としている。

③ 業務内容

金融監督行政においてドイツ連邦銀行は、連邦金融監督機構が同行と合意の上で発するガイドライン[154]に基づき、金融機関の経常的なモニタリングを実施する（信用制度法第 7 条）。

また、監督上の措置として行われる特別検査は、連邦金融監督機構の命令に基づき、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

---

153 この項の記述は、ドイツ連邦銀行ウェブサイトによる。
http://www.bundesbank.de/Navigation/DE/Bundesbank/Aufgaben_und_Organisation/Aufgaben/aufgaben.html

154 BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie)”（ドイツ連邦銀行による信用機関および財務サービス機関の経常的監視の実施および品質確保のための指針。以下、監督指針という）2013 年 5 月 21 日

④ 組織

ドイツ連邦銀行は、公法に基づく法人格を持つ連邦機関である。資本金は 250 億ユーロであり、ドイツ連邦共和国がこれを保有する（ドイツ連邦銀行法第 2 条)。

図表　独-8　　ドイツ連邦銀行の組織図

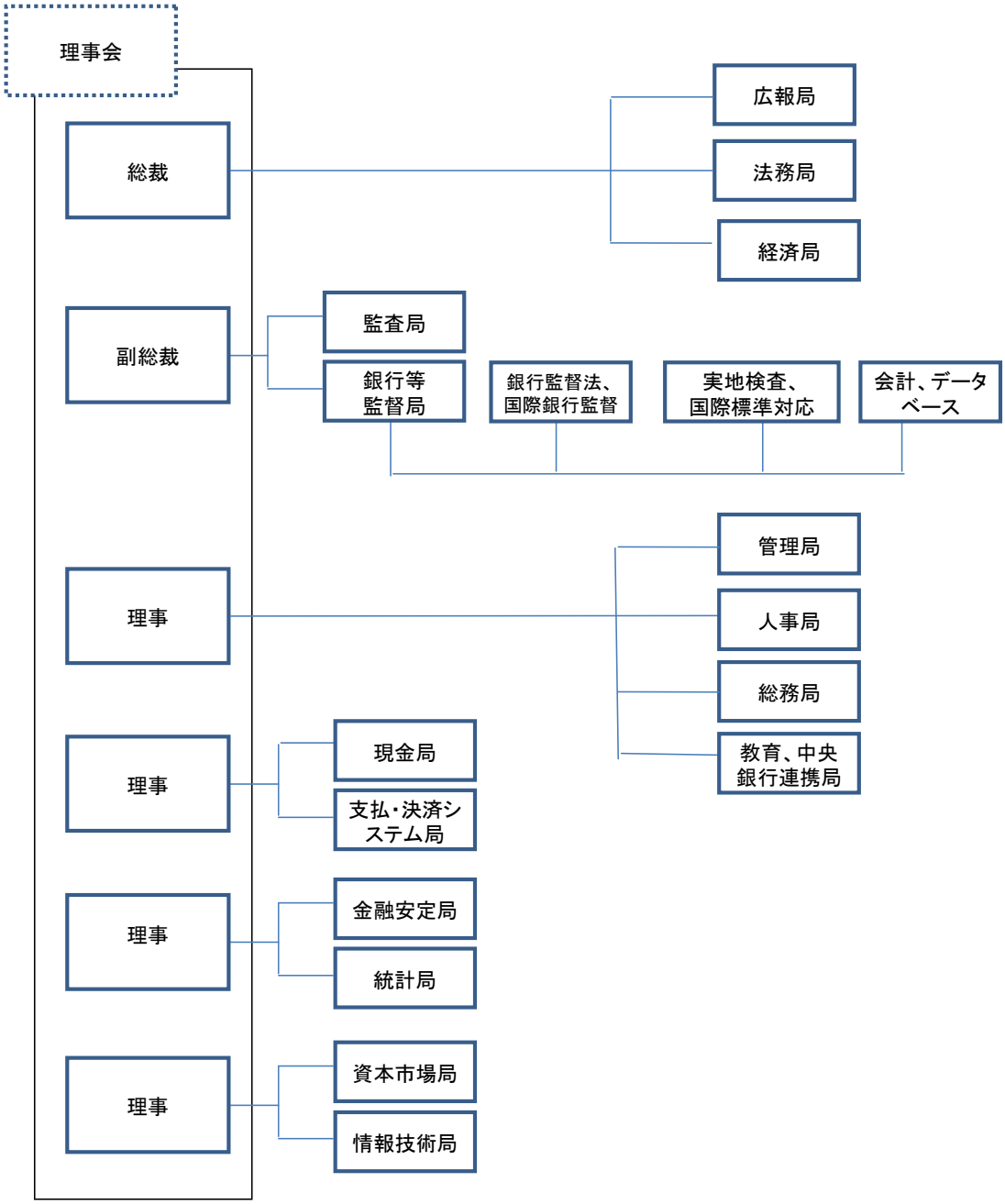

出所：ドイツ連邦銀行ウェブサイト等より作成

⑤ 職員数

ドイツ連邦銀行の職員数は下表のとおりである。

図表　独-9　　ドイツ連邦銀行の職員数
（2012 年末現在）

（人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		9,543
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

出所：Bundesbank, Annual Report 2012

⑥ 予算規模・予算源

ドイツ連邦銀行の収入源は、中央銀行としての業務の実施に伴う各種の収入である。同行の純利益は、その 20%（2 億 5,000 万ユーロを下限とする）を将来の損失に備えるための法定準備勘定に繰入後、国庫に収められる（ドイツ連邦銀行法第 27 条）。

図表　独-10　　ドイツ連邦銀行の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：百万ユーロ）

		金額
収入		2,100
	うち、監督対象機関からの賦課金（純額）	42
	その他の収入	2,058
支出		1,437

出所：Bundesbank, Annual Report 2012

（３） 金融安定化委員会

金融安定化委員会（Ausschuss für Finanzstabilität）は、2013 年 3 月 18 日に、従来の金融市場安定常設委員会（Ständiger Ausschuss für Finanzmarktstabilität）に替わり、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として発足した。

① 根拠法令

金融安定化委員会は、2013 年 1 月 1 日に発効した金融安定化法（Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität - FinStabG）に基づいて設立された（金融安定化法第 2 条第 1 項）。

② 目的

金融安定化委員会は、金融安定化の分野における連携を強化することを目的としている（金融安定化法第 2 条第 1 項）。

③ 業務内容

金融安定委員会の業務としては、特に以下のものが挙げられる（金融安定化法第 2 条第 2 項第 1 号～第 5 号）。

1. 金融安定化のために重要となる状況について討議すること。
2. 金融危機の際に、委員会内の代表機関の連携を強化すること。
3. 欧州システミック・リスク理事会による警告および助言への対応に関して協議すること。
4. ドイツ連邦議会に毎年 1 回報告を行うこと。
5. 特定の者に対し、金融安定性を損ねるようなリスクに対して注意を促すための警告や、そのようなリスクを回避するために取るべき措置についての助言を発し、またこれらの警告や助言を公表すること。

④ 組織

金融安定化委員会は、連邦財務省に設置され（金融安定化法第 2 条第 1 項）、以下の委員により構成される（金融安定化法第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号）。

- 連邦財務省の代表 3 名
- ドイツ連邦銀行の代表 3 名
- 連邦金融監督機構の代表 3 名
- 金融市場安定化庁（Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung - FMSA）の運営委員会の代表 1 名（議決権なし）

⑤ 職員数

金融安定化委員会は、ドイツの金融システムの監視に係る機関の代表者による委員会であり、独自の職員は持たない。

⑥ 予算規模・予算源

金融安定化委員会は、独自の予算を持っていない。

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法令

① 法律

ドイツ連邦レベルの金融に関する総合的な企画調整機能は、連邦財務省にある。連邦法の定めない部分は、州の管轄であり、各州の大蔵省・経済省に権限がある（州貯蓄銀行法、州立銀行法等）。企画・立案の際は、EU 指令に沿って国内法制を整えねばならない。

主な金融監督法規は、以下のとおりである。

- 銀行監督分野
  - 信用制度法（Kreditwesengesetz - KWG）[155]
    信用機関および財務サービス機関の監督法規。預金者・投資家の保護、信認に敏感である金融セクターの機能の確保を目的としている。
- 証券監督分野
  - 有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz - WpHG）[156]
  - 有価証券の買付と引受に関する法律（Wertpapiererwebs-und -Übernahmegesetz -WpÜG）
  - 有価証券の目論見書に関する法律（Wertpapier-Verkaufsprospektgesetz - VerkProspG）
- 保険監督分野
  - 保険業監督法（Versicherungsaufsichtsgesetz - VAG）[157]

② 法規命令

信用制度法では、連邦財務省の「法規命令（Rechtsverordnung）」をもって細則を定めるべき事項について、個別に規定を置いている。

例えば、金融機関および金融機関グループ、金融持株グループの適格自己資本（信用制度法第 10 条第 8 項第 8 文）や流動性要件（同法第 11 条第 1 項）は、連邦財務省が連邦銀行への諮問の上で、法規命令により細則を定める権限を与えられている。

---

155 http://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/index.html
156 http://www.gesetze-im-internet.de/wphg/index.html
157 http://www.gesetze-im-internet.de/vag/index.html

細則の制定権限は、法規命令により連邦財務省から連邦金融監督機構に委任可能なものもある。例えば、適格自己資本についての細則制定は、連邦財務省がドイツ連邦銀行の同意を得て発する法規命令により、連邦金融監督機構への委任が可能である（同法第10条第1項第10文）。

４． 免許付与等

（１） 信用機関・財務サービス機関

信用制度法では信用機関と財務サービス機関とを合わせて「機関（Institut）」といい（信用制度法第 1 条第 1b 項）、認可に関しては同一の規定が適用される。

① 認可付与

a) 認可

銀行業または財務サービスを営む者は、連邦金融監督機構からの認可（Erlaubnis）を要する（信用制度法第 32 条第 1 項）。

b) 認可要件

信用制度法では認可拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には認可を拒絶することができないとしている（信用制度法第 33 条第 4 項）。認可拒絶事由には i. 絶対拒絶事由と ii. 任意拒絶事由とがある。

i. <u>絶対拒絶事由</u>

以下の事由に該当する場合は、認可を拒絶しなければならない（信用制度法第 33 条第 1 項）。

1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、営業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき

2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき

3 出資元に信頼がおけず堅実な経営が妨げられると思われるとき

4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき

4a 経営者に業務を遂行するに足りる時間が欠けるとき

4b 認可を取得した後に金融持株会社、または混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき

5 信用機関または財務サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する認可を受ける場合、または老齢年金契約を提供する認可を受ける場合で、最低 2 名の専門的業務執行権者を持たないとき

6 ドイツ国外に本社を持つとき

7　適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、もしくはそのような準備を行える状況にない場合

8　外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある外国の金融監督当局が支店設立の許可を与えていない場合

ii. 任意拒絶事由

連邦金融監督機構は、機関の有効な監督が阻害される可能性がある事実が認められる場合は、認可を拒絶してもよい（信用制度法第 33 条第 3 項）。

特に以下の場合には、拒絶の事由となりうる（同法第 33 条第 2 項第 2 文）。

1　所有関係や経済的な不透明さ等により有効な監督が損なわれるとき

2　当該企業に適用される欧州経済域外の国の法令により、有効な監督が阻害されるとき

3　欧州経済域外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で有効な監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融監督機関が連邦金融監督機構に対して十分に協力的でないとき

また、申請書類に不備がある場合にも、認可拒絶事由となりうる（同法第 33 条第 3 項第 3 文）。

② 変更・取消

a)　失効

以下に該当する場合、機関[158]の認可は失効としなければならない（信用制度法第 35 条第 1 項）。

1　交付した認可が一年以内に利用されないとき

2　当該機関が預金保険料等の未納により預金保険・投資家保護法の第 11 条に基づき預金保険・投資家保護機構から排除されたとき

b)　取消

以下に該当する場合、連邦金融監督機構は行政手続きに則って、機関の認可を取り消すことができる（信用制度法第 35 条第 2 項）

1　認可された業務の営業が 6 か月超にわたり行われていない。

2　信用機関が単独商人の法形態で営まれている。

3　認可の拒絶事由（「①免許付与」の項を参照）に該当するという事実が判明する。

[158]信用制度法では、信用機関と財務サービス機関とを合わせて「機関（Institut）」といっている（信用制度法第 1 条第 1b 項）。

4　機関に対する倒産処理手続が開始された、あるいは以下の(a)または(b)のような状況により債務・預金の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない。

(a)　損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる。

(b)　3 年連続して損失が責任自己資本の 10%を超えている。

5　有価証券取引業者において、自己資金が一般的管理経費の 4 分の 1 未満となった

6　機関が信用制度法、証券取引法、またはこれらに基づいて発せられる法規命令や命令に慢性的に違反している。

7　EU の第 4 次資本要件指令（2013/36/EU）において行政処分の対象とすべきとされている事項（同指令 67 条 1 項に規定されているもの）に違反している。

8　EU の資本要件規則（Regulation No. 575/2013）において規定されている自己資本要件（同規則 92～403 条）、流動性要件（同規則 411～428 条）、および第 4 次資本要件指令（2013/36/EU）に基づき、連邦金融監督機構により付加的に課される自己資本要件および流動性要件（同指令 104、105 条）を満たしていない。

（２）　保険会社

① 認可付与

a)　認可

保険会社は、監督官庁の認可を得ずに業務を行ってはならない（保険監督法第 5 条）。

認可は、保険監督法にて規定されている保険種類別に与えられる。

認可期間は、営業計画書において期限を定めていない限り、無期限である（保険監督法第 6 条）。

b)　認可要件

i.　<u>会社形態</u>

保険会社は、認可を得るために、公開有限会社、相互会社、または公法に基づく公社または機関でなければならない。また、本社をドイツ国内に置く必要がある（保険監督法第 7 条）。

ii. 認可拒絶事由

保険監督法では認可拒絶事由を規定しており、これに該当しない場合には認可を拒絶することができないとしている（保険監督法第 8 条第 4 項）認可拒絶事由には、ア. 絶対拒絶事由とイ. 任意拒絶事由とがある。

ア　絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、認可を拒絶しなければならない（保険監督法第 8 条第 1 項第 1 文）。

1　経営陣が信頼性に欠ける、あるいは業務知識や業務経験の上での適格性を充足していないことを示す証拠がある場合。

2　保険元受会社の参加型持分保有者が信頼性に欠けること、または（理由の如何を問わず）保険元受会社の堅実な運営を担保するための妨げとなることを示唆する証拠がある場合（参加型持分の取得を目的とするファンドが、犯罪行為によって取得された場合にも適用される）。

2a　認可を付与した場合に、保険元受会社が、保険持株会社の子会社もしくは混合金融持株会社になり、当該持株会社の業務執行権者が信頼性に欠けるもしくは当該持株会社の業務執行に必要とされる専門的資質を欠いていることを示す証拠がある場合。

3　営業計画書およびその他の認可取得のための提出書類が、被保険者の利益が適切に保護されることを示していなかった場合、あるいは保険契約に基づく債務が常に遂行されうることを示す明確な証拠を提示できなかった場合。

4　疾病保険（Krankenversicherung）を扱う場合、被保険者がグループ内の保険会社が提供する同種の保険保護の疾病保険に変更しようとする際に、被保険者の利益が十分に保証されないような保険料[159]が導入されているということを示す証拠がある場合。

5　監査役会の構成員が、監査役としての適格要件（同法第 7a 条第 4 項に既定されているもの）を満たしていないことを示す事実が存在する場合。

イ　任意拒絶事由

保険会社の有効な監督が阻害されるであろうことを示す証拠がある場合には、認可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（保険監督法第 8 条第 1 項第 2 文）。

1　保険元受会社が、所有構造や不透明な経済的関係によってつながる人脈を通じて他の者や会社と連携し、実効性のある保険監督を阻害する場合。

[159] このような場合の保険契約者保護について規定している保険契約法（Versicherungsvertragsgesetz）第 204 条に反しているものを指す。

2　これらの（連携する）他の者や会社が、欧州経済域外国の法令や行政規則に服することによって、実効性のある保険監督が阻害される場合。

3　これらの（連携する）他の者や会社の本拠地において実効性のある保険監督が欠如している、あるいは、管轄権をもつ監督機関がドイツの保険監督官庁に対して協力的でないなどの理由によって、実効性のある保険監督が阻害される場合。

また、申請書類に不備がある場合にも、認可拒絶事由となりうる（同法第8条第1項第3文）

② 変更・取消

監督官庁は、以下に該当する場合、保険種類の一部または全ての営業活動に対する認可を取り消すことができる（保険監督法第87条第1項）

1　当該保険会社が、認可の要件を満たさなくなった場合。

2　当該保険会社に、法令や営業計画書に対する重大な義務違反が生じた場合。

3　事業の継続によって被保険者の利益に危機が生じるほどに深刻な、不法行為の証拠がある場合。

また、以下の場合にも認可取消の対象となる。

- 保険会社の支払余力が基準を満たしていない場合に作成する資金調達計画を期限内に達成できない場合、営業活動すべてに対する認可を取り消すことができる（保険監督法第87条第2項）。
- 保険会社の倒産処理手続が開始されたときには、認可を取り消さなければならない（同法第87条第2a項）。

（３）　投資運用業者

① 認可付与

a)　認可

投資運用業者の営業は、連邦金融監督機構の書面による認可を必要とする。また、連邦金融監督機構は当該認可を、特定の種類の国内における投資財産（Investmentvermögen）の運用に制限することができる。（投資法第20条第1項）。

b)　認可要件

投資法では投資運用業者の認可拒絶事由について規定しており、これに該当する場合は認可を拒絶しなければならない（投資法第23条）。

1. 所定の当初資本金（Anfangskapital）とそれに付加される自己資金（zusätzliches Eigenmittel）が欠如しているとき。
2. その投資運用業者が、少なくとも 2 人以上の営業主任（Geschäftsleiter）を有しないとき。
3. 投資運用業者の営業主任が信頼に足らない、または、運用指揮のために要求される専門的適性を有しないことを示す事実が存在するとき。
4. 重要な資本参加の所有者が信頼に足らない、または、その他の理由で投資運用業者の安定的かつ慎重な営業のための要求が満たされないことが、事実によって立証されるとき。
5. 連邦金融監督機構による監督機能の遂行を阻害する自然人または法人と投資運用業者との間に、強い結びつきが存在するとき。
6. 連邦金融監督機構による合法的な監督機能の遂行を阻害する第三国の法規と運用規則に服する自然人または法人と投資運用業者との間に、強い結びつきが存在するとき。
7. 投資運用業者の本部（Hauptverwaltung）または定款に基づく所在地が国内に存在しないとき。
8. 投資運用業者が、投資運用業務の規則に即した執行のために要求される組織上の事前対策を実現する準備がない、またはそのための能力を欠き、かつ、本法律に定める要求を遵守する能力を欠くとき。
9. 投資運用業者がポートフォリオの運用およびリスク管理を行わずに、専ら、管理業務、自らの投資分配、または、オルタナティブ投資ファンドの投資対象に関する行為だけを行うとき。
10. 運用業者が、リスク管理を行わずに、ポートフォリオの運用を行うとき。
11. 第 1 号から第 10 号に掲げる本法律に基づく認可付与の要件以外の要件を満たさないとき。

② 変更・取消

a) 失効

以下のいずれかの場合に該当するとき、投資運用業者に対する認可は失効する（投資法第 39 条第 1 項第 1 文）。

1. 認可が下りてから 1 年以内に、その認可を利用しない場合
2. 6 ヵ月間以上、当該認可の対象である営業を行わない場合
3. 認可を明確に放棄する場合

b) 取消

連邦金融監督機構は、以下に該当する場合には、行政手続法（Verwaltungsverfahrengesetzes）の規定によることなく、投資運用業者の認可を取り消すことができる（投資法第 39 条第 3 項）。

1. 投資運用業者が、虚偽の申告により、または、違法な方法で認可を受けた場合。
2. 投資運用業者の自己資金が所定の基準を下回り、かつ、連邦金融監督機構によって定められた期限内にこの欠如を補填できなかった場合。
3. 認可拒絶事由に該当する事実が明らかになった場合。
4. 投資ファンドからの一任契約により当該ファンドの運用を行う投資運用業者が、財務ポートフォリオ運用の認可を受けている場合に、EU の資本要件規則（Regulation No.575/2013）の要件を充足できない場合。
5. 投資運用業者が、持続的に投資法の規定に反する場合。

なお、連邦金融監督機構が投資運用業者の認可を取り消し、または認可が失効した場合、当該投資運用業者には信用制度法第 38 条が準用され、解散命令が出される。

（４） 投資助言業者

投資助言業務は、信用制度法で定義される「財務サービス業務」に該当するため、当該業務を行う事業者は財務サービス機関として連邦金融監督機構の認可を受ける必要がある。

財務サービス機関の認可については、ドイツⅡ４（１）信用機関・財務サービス機関を参照のこと。

ただし、投資助言サービスを、本来の職業活動の一部として、個別の報酬を受け取ることなく提供する者は財務サービス機関とはみなされず、認可を取得する必要はない（信用制度法第 2 条第 6 項第 1 文第 15 号）。

（５） 保険仲介業者

① 登録

a) 許可および登録

保険仲介業者は、取引規制法（Gewerbeordnung - GewO）[160]および保険仲介者令（Verordnung über die Versicherungsvermittlung und -beratung - VersVermV）

[160] http://www.gesetze-im-internet.de/gewo/index.html

[161]に基づき、知識登録の合格と資格要件による許可を得た上で、登録を行うことが義務付けられている。

保険仲介を行おうとする者は、商工会議所の実施する知識試験に合格し、所管の商工会議所の許可を受けた後、商工会議所の登録簿に登録しなければならない（取引規制法第 34d 条第 7 項）。登録のためには、登録記録簿の記載項目の届出を行う（保険仲介者令第 6 条）。

b) 許可要件

以下の事由に該当する場合は、保険仲介業を行う許可が与えられない（取引規制法第 34d 条第 2 項）。

1 過去 5 年間に、犯罪により有罪が確定している者
2 破産手続きがなされているなど、資産状態に適正を欠く者
3 職業賠償責任保険に加入していない者
4 知識試験で、保険仲介者として必要な知識を持っていることが証明されない者

c) 適用除外

専属代理店で、保険会社が仲介業務に対する無制限の賠償責任を引き受けた保険代理店など、一定の条件を満たす場合には、商工会議所の許可を取得する必要はなく、商工会議所への登録のみで保険仲介業務を行うことができる（取引規制法第 34d 条第 3 項、第 4 項）。

また、以下に該当する場合には、許可の取得、商工会議所への登録とも不要である（取引規制法第 34d 条第 3 項、第 9 項）。

- 本業の付随的業務として行う保険契約仲介
- 建築貯蓄積立契約に付随する団体信用保険契約仲介
- 消費貸借契約等に付随する年間 500 ユーロ以下の保険料の残債保険契約仲介

② 変更・取消

保険仲介業者の登録の変更・取消に関しては、特に規定がおかれていない。

[161] http://www.gesetze-im-internet.de/versvermv/

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

信用機関の監督は、連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行とが共同で実施する（信用制度法第 7 条）。監督の実施にあたり、両機関が有している権限は以下のとおりである。

① 報告徴求

a) 定期的報告

信用機関および財務サービス機関（以下、機関という）には、以下のような定期的報告の義務が課されている。

- 月次会計報告（信用制度法第 25 条）
  月次報告は、ドイツ連邦銀行に対して提出する。

- 年次会計報告（同法第 26 条）
  機関は、作成時および承認後の年次会計書類および経営報告を連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行とに提出する。年次報告には、監査証明または監査証明を差し控えるという監査意見を添付しなければならない。

- 監査報告（同法第 26 条）
  年次会計書類の監査を実施した監査人は、監査終了後、連邦金融監督機構およびドイツ連邦銀行に対し監査報告書を提出する。

b) 特別報告

機関またはその上位企業、機関の経営機関の構成員および従業員は、連邦金融監督機構、連邦金融監督機構がその機能を果たす上で用いている者、機関、およびドイツ連邦銀行に対し、その求めに応じて、すべての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない（信用制度法第 44 条第 1 項）。

② 立入検査

立入検査の権限を有しているのは連邦金融監督機構であり、機関およびその上位企業に対し、特別な理由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる。ドイツ連邦銀行は、連邦金融監督機構からの委託により、立入検査を実施することが可能である（信用制度法第 44 条第 1 項）。

③ 処分

a) 是正命令

連邦金融監督機構は、機関およびその経営者に対し、規制に違反する行為の差し止め、防止、機関が委託されている資産の安全性を脅かしたり、銀行業務や財務サービスの提供における適切な行いを損なうなど、望ましくない事態の防止や克服のために適切かつ必要な命令を発することができる（信用制度法第 6 条第 3 項）。

b) 強制執行

連邦金融監督機構は、法律に従って発する命令を執行するにあたり、当該命令の履行を確保するために、行政執行法（Verwaltungs -Vollstreckungsgesetz - VwVG）の定めに従って強制執行を実施することができる（金融監督統合法第 17 条）。

行政執行法の定める強制執行の手段は、代執行（行政執行法第 10 条）、強制金（同法第 11 条）、直接強制（同法第 12 条）がある。

なお、金融監督統合法では、強制制金（Zwangsgeld）の上限額を 25 万ユーロとしている（金融監督統合法第 17 条）。

c) 過料（行政上の秩序罰）

連邦金融監督機構は、行政規則違反に関する法律（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関（Verwaltungsbehörde）として、信用制度法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（信用制度法第 60 条）。

信用制度法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 56 条に列挙している。過料の上限額は、違反の内容により、500 万ユーロ以下、50 万ユーロ以下、20 万ユーロ以下、10 万ユーロ以下の 4 段階に分けられている（信用制度法第 56 条第 6 項）。

d) 刑事罰

禁止されている営業行為の実施および無認可営業（信用制度法第 54 条）、支払不能・債務超過の報告義務違反（同法第 55 条）、大口融資先に関する情報の無資格盗用（親告罪）および無資格漏洩（親告罪）（同法第 55a 条、第 55b 条）は、刑事司法手続きを経て、自由刑または罰金刑が科される。

④ 検査の実施状況

a) 検査手法

信用機関および財務サービス機関（以下、機関という）の監督を実施する上での情報収集は、以下のような手段によって行われる。

i. 経営陣との面談

機関の経営陣との定期的な面談は原則として、ドイツ連邦銀行が年次で実施している。面談には連邦金融監督機構も参加することができる。

支払能力に問題がなく、監督上の重要性が低い機関（特に、規模の小さい機関）は、定期的な面談の実施を省略することができる。

機関において重大な事態が発生し、特別な評価を実施する必要がある場合には、臨時の面談が行われる。ドイツ連邦銀行と連邦金融監督機構のいずれもが、臨時の面談を開始することができる[162]。

ii. 第三者との面談

ドイツ連邦銀行および連邦金融監督機構は、機関の経営陣との面談と同様に、監査人や当該機関と関係のある第三者との面談を実施することができる[163]。

iii. 報告徴求書類の分析

機関は、ドイツ連邦銀行に対し、年次会計報告書、監査報告書等を提出することが要求されている（信用制度法第 26 条）。

また、ドイツ連邦銀行は連邦金融監督機構の同意を得た上で、追加的な情報収集を行うことができるほか、例外的ではあるが、連邦金融監督機構が直接情報収集を行うことも可能である[164]。

iv. 特別検査

特別検査は、信用制度法第 44 条に基づき、連邦金融監督機構の命令発出により実施される。特別検査の実施は、ドイツ連邦銀行の地方支部や第三者に委託されている[165]。

特別検査は、法令によって実施スケジュールが決まっているもの[166]を除き、機関からの要請か連邦金融監督機構の決定に基づいて実施される。

v. 銀行業務検査

信用制度法第 7 条第 1 項に基づき、機関の資本の適正性とリスク管理プロセスについての検査を行うものである。

銀行業務検査は通常、ドイツ連邦銀行の地方支部が実施している。

---

162 監督指針（脚注 154 を参照）第 13 条
163 監督指針第 14 条
164 監督指針第 16 条
165 監督指針第 17 条
166 ファンドブリーフ銀行は、ファンドブリーフ法により、2 年に 1 度定期的な検査を実施しなければならないと定められている。

vi. ストレステスト

連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行は、欧州銀行監督機構（EBA）における要件に従って、共同でストレステストを実施する。ドイツ連邦銀行は必要に応じて、付加的なストレステストを定期的に実施する[167]。

b) 検査頻度

a)項で記載したとおり、通常の監督は主に報告書類の評価および機関の経営陣との面談によって行われる。その結果に基づいて必要と判断される場合に連邦金融監督機構が検査命令を出し、特別検査が実施される[168]。

c) 検査官数

連邦金融監督機構において信用機関の検査に従事する検査官の数は非公開である[169]。

（２） 証券監督機関の権限

① 財務サービス機関に対する権限

財務サービス機関に対する連邦金融監督機構およびドイツ連邦銀行の権限は、信用機関に対するものと共通している。

「（１）銀行監督機関の権限」①～④を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

a) 調査

i. 一般的調査

連邦金融監督機構は、有価証券取引法の遵守状況について監視するため、必要な範囲において、情報の提供、文書の提出、文書の写しの引渡しを何人に対しても要求することができ、また、査問や質問を行うことができる（有価証券取引法第 4 条第 3 項）。

ii. 立入調査

連邦金融監督機構の職員、および連邦金融監督機構の委託を受けた者は、その機能を果たすために必要な限りにおいて、通常の営業時間内に、第 3 項

[167] 監督指針第 19 条
[168] 監督指針第 3 条第 3 項
[169] 連邦金融監督機構への照会に基づく。

に基づき情報の提供を要求された者の地所、あるいは、事業所に立ち入ることができる（有価証券取引法第 4 条第 4 項）。

b) 差止め・制裁等

i. 差止め

連邦金融監督機構は、有価証券取引法の禁止事項や要求事項の遵守について監視し、その執行のために適切かつ必要な命令を発することができる。

連邦金融監督機構は、特定の金融商品の取引を一時的に停止することができるほか、金融商品が取引されている市場において特定の金融商品の取引を中止するよう命令することができる（有価証券取引法第 4 条第 2 項）。

ii. 制裁

ア 過料

連邦金融監督機構は、行政規則違反に関する法律（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関（Verwaltungsbehörde）として、有価証券取引法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を課す権限を有する（有価証券取引法第 40 条）。

イ 刑事罰

インサイダー取引および相場操縦は、犯罪行為として刑事訴追の対象となる（有価証券取引法第 38 条）。

これらの犯罪行為が疑われる事実に関しては、連邦金融監督機構は遅滞なく所轄の検察官に当該事実を報告しなければならない（同法第 4 条第 5 項）。

（３） 保険監督機関の権限

① 報告徴求

a) 定期的報告

i. 投資総額およびその内訳

保険会社は、保険監督機関（連邦金融監督機構、または州保険監督局）が要求する形式および頻度で、すべての投資について報告を行わなければならないとされている（保険業監督法第 54d 条）。

ii. 年次会計報告

保険会社は、法的代表者によって準備された年次会計報告を直ちに保険監督機関に提出し、さらに、承認された年次会計報告と事業報告書とを提出しなければならない（保険業監督法第 55 条第 2 項）。

また、保険会社は、監査人を選任し、その監査報告書の写しを経営会議および監査役会の注釈とともに、保険監督機関に提出しなければならない（同法第 58 条、第 59 条）。

b) 特別報告

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営会議の構成員およびその他の経営者、および保険会社を支配する者に対し、保険会社のすべての業務に関する情報を提供すること、およびすべての業務文書を提出するよう要求することができる（保険業監督法第 83 条第 1 項第 1 号）。

② 立入検査

保険監督機関は、特別な理由がなくても、保険会社の地所において、当該保険会社の業務の監査を実施することができる（保険業監督法第 83 条第 1 項第 2 号）。

③ 処分

a) 業務改善命令

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営会議の構成員およびその他の経営者、および保険会社を支配する者に対し、不法行為の防止または是正のために必要な、あらゆる命令を発することができる（保険業監督法第 81 条第 2 項）。

また保険監督機関は、保険会社から委託を受けて業務を行っている者や保険会社に対してサービスを提供している者に対しても直接、業務改善命令を発することができる（同法第 81 条第 4 項）。

b) 特別管理官の任命

以下の条件に該当する場合、保険監督機関は特別管理者を任命し、保険会社の経営管理機関が法律、定款等に基づいて有している権限を当該特別管理者に委譲することができる（保険業監督法第 83a 条）。

- 1 名以上の経営者が、保険監督法上要求される要件を満たしていないという証拠がある場合
- 保険会社が、保険監督法やその施行のための規則、命令に絶えず違反している場合
- 保険会社の、保険契約上の債務を常時履行する能力が危機に瀕していることを示す証拠がある場合

- 1名以上の監査役会構成員が、保険監督法上要求される要件を満たしていないという証拠がある場合

c) 認可取消・役員の解任

以下に該当する場合、保険監督機関は、保険会社に付与した認可を、一部の保険種別について、あるいは全ての業務について、取り消すことができる（保険業監督法第87条）。

- 保険会社が、もはや認可要件を満たしていない場合
- 保険会社による、法令あるいは業務計画書に基づく義務への重大な違反がある場合
- 保険会社が業務を継続すると、被保険者の利益に重大な害が及ぶような、深刻な不法行為の証拠がある場合

d) 過料

保険監督機関は、行政規則違反に関する法律（Gesetz über Ordnungs-widrigkeiten）第36条第1項第1号に定められている行政機関（Verwaltungsbehörde）として、保険業監督法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有している（保険業監督法第145a条）。

e) 刑事罰

以下の行為は、犯罪行為として禁固、あるいは罰金の対象となる。

- 認可申請時の虚偽告知（保険業監督法第134条）
- 会計監査人による虚偽報告（同法第137条）
- 守秘義務違反（同法第138条）
- 保険数理士、保証資産管理の任にある信託受託者による虚偽の証明（同法第139条）
- 無認可営業（同法第140条）
- 支払不能の報告義務違反（同法第141条）
- 相互会社における理事会または監査会構成員、公認代理人、破産管財人による虚偽報告・事実隠蔽（同法第143条）

犯罪行為の訴追は所轄の検察官が行うが、保険監督機関は自らが持つ情報を、当該事件を管轄する検察官や裁判所に提供することができる（保険業監督法第84条第4項）。

④ 検査の実施状況

a) 検査手法

保険会社の検査は、報告書類の分析と実地検査とによって行われている。

b) 検査頻度

保険会社の検査頻度は、各保険会社の市場に対する影響力の大きさに応じて決定される。具体的な検査頻度は非公開である[170]。

c) 検査官数

連邦金融監督機構において保険会社の検査に従事する検査官の数は非公開である[171]。

---

170 連邦金融監督機構への照会に基づく。

171 連邦金融監督機構への照会に基づく。

（４） 投資運用業者の監督機関の権限

① 報告徴求

a) 定期的報告

投資運用業者に対しては、商法典第 340a 条から第 340o 条までの規定が準用され、年次会計報告書、情況報告書（Lagebericht）および監査報告書の提出義務が課される。

また、信用制度法第 26 条も準用され、投資運用業者は作成時および承認後の年次会計書類および経営報告を連邦金融監督機構に提出しなければならない（ドイツ連邦銀行への提出義務は除外）。年次報告には、監査証明または監査証明を差し控えるという監査意見を添付しなければならない（投資法第 38 条）。

b) 特別報告

連邦金融監督機構は必要に応じて、「すべての者から情報を得、書類の提出および複写の譲渡を要求し、人を召喚し、および尋問」することができる（投資法第 5 条第 6 項第 3 文第 1 号）。

また、信用制度法第 44 条第 1 項および第 44b 条を準用し、投資運用業者、その上位企業、経営機関の構成員および従業員は、連邦金融監督機構（および連邦金融監督機構が監督機能を果たす上で用いている第三者）の求めに応じて、すべての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない（投資法第 14 条）。

② 立入検査

信用制度法第 44 条第 1 項の準用により、連邦金融監督機構は投資運用業者およびその上位企業に対し、特別な理由の有無にかかわらず立ち入り検査を実施することができる（投資法第 14 条）。

③ 処分

a) 業務改善命令

連邦金融監督機構は、「職務の遂行のために適当かつ必要な命令を下すことができる」（投資法第 5 条第 6 項第 1 文）。さらに、連邦金融監督機構は、「監督の一環として、投資条件、規程、業者契約に予定されている諸規定の遵守を確保するために、適当かつ必要なあらゆる命令を下すことができる」（同項第 2 文）。

b)　認可取消・役員の解任

認可拒絶事由（ドイツⅡ４（３）①認可付与を参照のこと）に該当する事実が明らかになった場合、連邦金融監督機構は、投資運用業者の認可の取消、あるいは責任を有する営業主任ら（Geschäftsleiter）の解任を要求し、および同人らに対して活動を禁止することができる（投資法第 40 条第 1 項）。

連邦金融監督機構による投資運用業者の認可取消については、ドイツⅡ４（３）②変更・取消を参照のこと。

営業主任を解任した場合には、投資運用業者が新たな営業主任らを有するまでの間、監督庁は、特別管理官を任命することができる（投資法第 40 条第 2 項）。

c)　過料

連邦金融監督機構は、行政規則違反に関する法律（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関（Verwaltungsbehörde）として、投資法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（投資第 340 条第 6 項）。

投資法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 340 条に列挙している。

d)　刑事罰

無認可営業や支払不能の報告義務に違反した者は、3 年以下の自由刑または罰金刑の対象となる（投資法第 339 条第 1 項）。

（５）　投資助言業者の監督機関の権限

投資助言業者は、財務サービス機関として連邦金融監督機構の監督を受ける。財務サービス機関に対する連邦金融監督機構の監督権限については、ドイツⅡ５（２）①財務サービス機関に対する権限を参照のこと。

（６） 監督当局間の関係

① 連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行の関係

信用機関および財務サービス機関の監督は、連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行とが共同で実施する（信用制度法第 7 条）。各監督機関はそれぞれ、以下のように役割を分担している[172]。

- 経常的なモニタリング
  経常的なモニタリングは、ドイツ連邦銀行が行う。ドイツ連邦銀行では、信用機関および財務サービス機関が定期的に提出する報告書類を分析し、資本の水準およびリスク管理体制が適切であるか評価を実施する。また、信用機関および財務サービス機関の経営陣との定期的な面談もドイツ連邦銀行が行っている。

- リスク評価と監督上の措置の決定
  連邦金融監督機構は、ドイツ連邦銀行の実施した分析結果等に基づき、信用機関および財務サービス機関のリスクについて最終的な評価を行い、監督上の措置を決定する。

- 検査の実施
  連邦金融監督機構は、信用機関および財務サービス機関のリスク評価を行う上で必要と判断した場合には、特別検査の実施命令を発する。実際の検査は、連邦金融監督機構からの委託を受けて、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

② 保険監督における連邦金融監督機構と州保険監督局の関係

保険業の監督は、連邦金融監督機構と各州の保険監督局により行われる。連邦金融監督機構は、ドイツ国内で営業する、経済的な重要性の高い民間保険会社、および複数の州にわたって営業を行い、民間事業者と競合関係にある公営の保険会社の監督を行う。

単一の州内で営業活動を行う公営保険会社、および経済的な重要性の低い民間保険会社の監督は、各州の保険監督局が実施している[173]。

---

[172] この項の記述は、監督指針（脚注 154 を参照のこと）および BaFin ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.bafin.de/DE/Aufsicht/BankenFinanzdienstleister/bankenfinanzdienstleister_node.html

[173] BaFin ウェブサイトによる。
http://www.bafin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/Versicherungsaufsicht/versicherungsaufsicht_node.html

III.　リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

１．　金融監督体制

（１）　マクロ・プルーデンス監督

2013 年 1 月 1 日に発効した金融安定化法（Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität - FinStabG）により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として金融安定化委員会（Ausschuss für Finanzstabilität）が設立された（第 2 条）。

金融安定化委員会の概要については、ドイツⅡ２（３）金融安定化委員会を参照のこと。

（２）　システム上重要な金融機関に対する監督

システミックな重要性を持つ信用機関および財務サービス機関に対しては、2008 年 2 月の監督指針第 6 条に基づき、監督を強化する方針が打ち出されている。特に、リスクの詳細な分析と、金融機関のリスク耐性に対する影響の分析に重点を置いている。さらに、連邦金融監督機構とドイツ連邦銀行との協力関係も強化されている。

２． 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

（１） 破綻処理制度

ドイツでは、2010 年 12 月 9 日に「銀行再編法（Restrukturierungsgesetz）[174]」が公布され（施行は 2011 年 1 月 1 日）、信用機関の破綻処理手続きについて定められた。

概要は以下のとおりである[175]。

① 信用機関の再生手続および更生手続

銀行再編法の第 1 条において、「銀行更生法（Kreditinstitute-Reorganisationsgesetz - KredReorgG）」が制定され、信用機関が経営危機に陥った場合の危機管理手続きについて規定している。

銀行更生法では、信用機関における経営危機に際して、信用機関自身が自らの意思に基づいて行う再生及び事業清算の手続きが定められており、a）再生手続と b）更正手続の 2 段階に分かれる。

a） 再生手続（銀行更生法第 2 条～第 6 条）

信用機関が深刻な経営危機に陥った際に、倒産前の段階で早期かつ自主的に開始する手続きの第一段階が再生手続である。

信用機関は、自ら再生が必要だと判断する場合には、連邦金融監督機構に対して再生手続き開始の届出を行う。信用機関が経常的に流動性規制や資本規制を満たすことができないような状況が生じた場合、再生手続きが必要であるとみなされる。

当該信用機関は、その後再生計画を作成し、再生管財人を指名する。連邦金融監督機構及びフランクフルト上級地方裁判所がこれらを審査した上で、手続きの開始

---

174 正式名称は「銀行の再編および法的整理、銀行再編基金の設立ならびに株式法上の法人賠償責任の時効延長に関する法律（Gesetz zur Restrukturierung und geordneten Abwicklung von Kreditinstituten, zur Errichtung eines Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute und zur Verlängerung der Verjährungsfrist der aktienrechtlichen Organhaftung）」という。
同法は全 17 条から成り、第 1 条が銀行更正法の制定、第 2 条が信用制度法の改正、第 3 条が銀行再編基金法の制定を行うものとなっている。

175 この項の記述は、以下の文献を参考にしている。
BaFin 年次報告書（2010 年版）p.127～130.
http://www.bafin.de/DE/DatenDokumente/Dokumentlisten/ListeJahresberichte/liste_jahresberichte_node.html
渡辺富久子「ドイツにおける銀行再編基金法の制定－銀行税の導入－」『外国の立法 248』（2011 年 6 月）、国立国会図書館調査及び立法考査局
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480003.pdf

を決定する。再生手続きにより、早期に、正式な司法による保護のもとで、信用機関の財務状況を改善するための広範な手段を実施することができる。

b) 更生手続（銀行更生法第 7 条～第 23 条）

信用機関が、a)の再生手続が成功する見込みがないと自ら判断する場合、あるいは実際に再生手続が失敗した場合には、連邦金融監督機構に対して更生手続の届出を行うことができる。

この場合において、当該信用機関は、更生管財人を指名し、信用機関の存続に向けてどのような措置を講じることを計画しているか、これらを実際に実施する際の手順の詳細について記載した更生計画を提出しなければならない。

更生計画では、再生手続においては実施されない第三者の権利に影響する措置も含めることができる。例えば、負債返済の繰り延べや削減、減資、あるいは新株引受権のない増資といった手段のほか、DES や資産の一部／全部譲渡といった手段をとることも可能となる。

連邦金融監督機構が、当該信用機関の存続可能性とこれによる金融システム全般に対する脅威を認定した場合、更生計画及び更生管財人の任命の可否に関する最終判断は、フランクフルト上級地方裁判所によって下されることになる。

裁判所が更生手続の開始を命じた場合、株主と債権者は、更生計画への賛否に関する投票を行った上で、賛成多数の場合には、裁判所の確認を経て、更生手続が完了となる。

② 連邦金融監督機構による早期介入権限

銀行再編法第 2 条では信用制度法を改正し、経営危機に陥った信用機関に対する連邦金融監督機構の権限を強化している。

具体的には、以下のような権限が追加された。

- 信用機関の自己資本または流動性が不足している場合の早期介入（信用制度法第 45 条）
- 特別受託者（Sonderbeauftragter）を指名し、信用機関の個別の状況において必要で適切な任務を委任（同法第 45c 条）
- 資産譲渡命令

  システミックな重要性を持つ信用機関が経営危機に陥り、金融市場全体に対して深刻な脅威が存在するおそれのある場合には、連邦金融監督機構は当該信用機関に対して資産譲渡命令を発し、当該銀行の資産の全部または一部を既存の銀行または国の承継銀行に譲渡させることができる（同法第 48a 条～第 48t 条）。

（２） 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

金融機関による再建・破綻処理計画策定については、2013 年 8 月 7 日に公布された「分離銀行法（Trennbankengesetz）[176]」によって義務付けられた。

同法により信用制度法が改正され、金融システムに害を及ぼす可能性があると判断された信用機関および金融グループに対し、経営状況が悪化した場合の再建計画（Sanierungsplan）を策定することが義務付けられた（信用制度法第 47 条）。

① 対象機関

再建計画の策定が義務付けられる「金融システムに害を及ぼす可能性がある」信用機関および金融グループは、信用機関の規模、国内および国際的な業務内容、国内およびグローバルな金融システムとの関連性および当該機関が提供しているサービス・金融インフラの代替可能性を鑑み、量的および質的な分析に基づいて、ドイツ連邦銀行への諮問を経て、連邦金融監督機構が指定する（信用制度法第 47 条）。

② 再建計画の内容

再建計画では、以下の事項について規定しなければならない（信用制度法第 47a 条第 2 項）。

1. 信用機関もしくは金融グループの再建能力の評価を含む、再建計画の重要な内容の要約
2. 信用機関もしくは金融グループの戦略的分析
   a) 企業構造と業務モデルの図解
   b) 基本的な業務活動および危機的な業務活動の名称
   c) 国内および国外のネットワーク構造の説明
3. 信用機関もしくは金融グループが、危機的状況において財政上の安定性を回復するにあたって、選択しうる対策
4. 選択しうる対策の実行にあたっての前提や基本的な措置
5. 選択しうる対策の実行可能性を狭めたり排除したりする可能性のある障害、および、それらの障害をどのように克服するかについて
6. 危機的状況を引き起こす可能性がある深刻なストレスシナリオ、および、それらのシナリオが信用機関もしくは金融グループに及ぼす影響

---

[176] 正式名称は「信用機関と金融グループのリスクからの保護と清算・再建計画のための法律（Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung von Kreditinstituten und Finanzgruppen）」という。
http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/508/50871.html

7. 今後起こりうる危機的状況を公的な安定化措置に頼らずに自力で克服できるようにするための、信用機関もしくは金融グループの財政上の安定性の回復に向けた「早期対策」の実行を可能にするような指針
8. ストレスシナリオに基づく、再建計画の有効性と実効性の検討
9. 対策の実行に関する国内および国外の情報伝達計画および情報計画
10. 信用機関もしくは金融グループが、再建計画の実行の負担を軽減するため準備した、あるいは準備することを予定している措置

３． 破綻処理費用の負担

銀行再編法第 3 条において「銀行再編基金法（Restrukturierungsfondsgesetz - RStruktFG）」が制定され、信用機関の破綻処理に際して必要となる資金を信用機関自身が負担するための仕組みが導入された。

具体的には銀行再編基金を設立し、各信用機関からの拠出金を積み立てて、将来の金融システムの危機に備えるというものである[177]。

① 銀行再編基金設立の経緯

サブプライムローン危機や、リーマンショックによって生じた金融市場の混乱により、ドイツにも重大な影響が及んだ。当初は、経営危機に陥った個別の信用機関が現れるたびに、当該機関と関係が深い公的主体等（IKB ドイツ産業銀行に対しては復興金融金庫、ザクセン州立銀行に対しては貯蓄銀行連合及び州政府、ヒポ・レアル・エステートに対しては連邦政府）が関与することにより救済が進められた。

金融システム全体への信頼が揺らぐ中、信用機関の経営危機に対して個別に措置を講ずることでは対処しきれないという問題意識のもと、信用機関の破綻処理に対する抜本的な対策が検討され、公的資金を原資とし、信用機関への自己資本の注入と債務保証を行う金融市場安定化基金（Sonderfonds - Finanzmarketstabilisierung - SoFFin）が設立された（当初は 2008 年 10 月から 2009 年末、その後、2010 年末まで延長）。

こうした中、金融市場安定化基金を通じて国が信用機関を救済することにより、金融部門において市場メカニズムが働かなくなる事態を招く可能性が懸念されていたため、金融市場安定化基金は、一時的な措置として位置づけられ、対応が模索されていた。

その結果、金融システムの危機に際して将来的に生じうる新たな財政負担に関する国民の懸念を払拭する一方で、信用機関経営における自己規律を維持するために、信用機関自身がその経営リスクに応じて資金を拠出し、システム上重要な信用機関が経営危機に陥った場合に備える仕組みとして、銀行再編法と併せて銀行再編基金が設立された。

---

177 この項の記述は、以下の文献を参考にしている。
BaFin 年次報告書（2010 年版）p.127～130.
渡辺［2011］pp.42～53.

② 拠出金

a) 拠出義務を有する銀行

銀行再編基金法においては、ドイツのすべての内国銀行（銀行業を営む金融機関）が資金を拠出することが定められている。（銀行再編基金法第 2 条）

ドイツ連邦銀行、投資振興銀行（ドイツ復興金融公庫など）及びこの法律に基づいて設立される承継銀行は拠出義務を有しない（同法第 2 条）。

b) 拠出額の決定方法

拠出金の総額は、銀行の経営危機及び金融システムの危機を克服するために必要な承継銀行の設立及び株式取得、保証、資本注入等の措置並びに再編基金の事務費用を賄うことができるように算出する（銀行再編基金法第 12 条 1 項）。

年間拠出金は毎年 9 月 30 日に支払うもので、拠出義務を有する銀行の金融市場における取引量、経営規模及び金融システムとの関係度合に基づいて算出される。金融システムと関連しリスクが大きい取引が多い銀行においては、拠出金負担率が高くなる。（同法第 12 条 2 項）

また、再編基金は、資金が不足する場合には特別拠出金を徴収することができる（同法第 12 条 3 項）。

③ 銀行再編基金の任務と使途

再編基金は、銀行の経営危機及び金融システムの危機を克服し、金融市場の安定化に資することを目的とする（銀行再編基金法第 3 条）。「経営危機」とは、是正措置をとらなければ当該銀行の倒産の恐れがある危機をいう（信用制度法第 48b 条）。

また、「金融システムの危機」とは、銀行の経営危機が金融部門の他の企業、金融市場、預金者その他の市場関係者の金融システムの機能に対する信用に甚大な影響を与える場合をいう（信用制度法第 48b 条）。

資金の使途は以下のとおりである。

- 承継銀行の設立及び株式取得（銀行再編基金法第 5 条）
- 保証（同法第 6 条）
- 資本注入（同法第 7 条）
- その他の措置（同法第 8 条）

これらの措置は、連邦金融監督機構が経営危機に陥った銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう命令（譲渡命令）[178] を発した場合、または組織変更法上の

[178] BaFin が発する「譲渡命令」とは、信用制度法第 48a 条に基づくものであり、BaFin が経営危機に陥った銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう命令することができるというものである。引受主体は、既存の銀行の場合と、再編基金により金融市場安定化機構に設立される

（umwandlungsrechtlich）契約及び私法上の契約では経営危機及び金融システム危機を確実に収束できない場合に行われる。

承継銀行の場合とがある。

４． 銀行の業務範囲に対する規制

銀行の業務範囲に対する規制は、2013 年 8 月 7 日に公布された「分離銀行法[179]」によって導入された。

同法により信用制度法が改正され、自己勘定での取引ポジションが基準値を超える信用機関およびそのグループに対し、自己勘定業務を経済的、組織的、法的に独立した会社（金融取引機関）に移管することが義務付けられた（信用制度法第 25f 条）。

当該措置は、自己勘定での取引ポジションが、1,000 億円ユーロ超、あるいは過去 3 期の基準日における取引ポジションが 900 億ユーロ以上、かつ、決算総額の 20%を超える信用機関およびそのグループに対して適用される（信用制度法第 3 条第 2 項）。

５． 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

2013 年 2 月 16 日に EMIR 施行法（EMIR-Ausführungsgesetz）が発効し、ドイツ国内においても欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation - EMIR）に基づく店頭デリバティブ取引規制が行われることとなった[180]。

欧州市場インフラ規則に基づく店頭デリバティブ取引・市場規制の概要については、EUⅢ５．店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

６． 役員報酬規制

2010 年 7 月 21 日に公布された「機関および保険会社の報酬システムに対する監督上の要求に関する法律（Gesetz über die aufsichtsrechtlichen Anforderungen an die Vergütungssysteme von Instituten und Versicherungsunternehmen）」に基づき、「機関の報酬に関する規則（Instituts-Vergütungsverordnung – InstitutsVergV、以下、機関報酬規則という）」、「保険会社の報酬に関する規則（Versicherungs-Vergütungsverordnung - VersVergV）」が制定され、金融安定化委員会の「健全な報酬慣行に関する原則」など、国際的な基準に則した報酬規制が導入された[181]。

機関に対する報酬規制の概要は、以下のようなものである。

---

[179] 同法については、脚注 176 を参照のこと。
[180] BaFin 年次報告書（2012 年版、前掲）p.170～171 による。
[181] この項の記述は、BaFin 年次報告書（2010 年版、前掲）p.132～136 に基づく。

① 適用対象となる金融機関

機関の報酬に関する規則は、信用制度法で定義される「機関」、すなわち信用機関と財務サービス機関を対象にしている。また、ドイツ国外にある法的に独立した信用機関と財務サービス機関の拠点も対象になる（機関報酬規則第 1 条第 1 項）。

② 一般的な要求事項

全ての機関が満たすべき一般的な要求事項としては、以下のようなものがある（機関報酬規則第 3 条、第 7 条）。

- ガバナンス
  - 上級経営層による報酬システムの適切性の確認。
- リスクと報酬の整合性
  - 報酬システムに、不当に高いリスクを避けるインセンティブがあるかについての検証の必要性。
    固定給と変動給の比率には適切な上限を設定すること。
  - 変動給の保証に対する制限（役務提供契約や雇用契約の初めなどに、1 年程度を限度とすること）。
- 情報開示
  - 上級経営層や従業員に対し、文書による報酬システムの通知。
  - 経営･監督委員会等に対する機関全体の報酬システムの周知（1 年に 1 度以上）。
  - 報酬システムに関する諸原則をガイドラインとして開示。
  - 自社ウェブサイトでの報酬に関する情報開示（部門ごとの開示、1 年に 1 度以上の更新が必要）。
    1. 報酬システムの構造、特に重要なパラメータや報酬の構成および支払形態
    2. 固定と変動に分類した報酬総額、および変動給を受ける者の人数

    なお、外部のコンサルタントや利害関係者が関わる場合には、その事実を明記しなければならない。

③ 大規模機関に対する要求事項

a) 大規模機関の定義

大規模機関とは、総資産の過去 3 年間の平均値が 150 億ユーロ以上であり、ただし、機関自身が、自ら実施するリスク分析に基づいて大規模でないと証明したものを除く（機関報酬規則第 17 条第 1 項）。

リスク分析では、機関の規模、報酬の構成、業務の性質、範囲、複雑さ、リスクの内容および国際的な規模を特に重視する（同規則第 17 条第 5 項）。

大規模な機関は、自らのリスク分析によって、機関のリスク・プロファイル全体に対して重大な影響を与える従業員を特定しなければならない。特定された従業員及びシニアマネージャーは、一般的な要求事項をはるかに超えた特別な規則の対象となる（同規則第 18 条第 1 項、第 2 項）。

b) 大規模機関に対する要求事項

大規模機関に対しては、以下の事項が要求される。

- 変動給に関する要求事項（同規則第 5 条）
  1. 機関全体の業績だけでなく、可能な限り当該部門や個人の貢献度合いも考慮すべきであること。
  2. 内規の遵守状況や資格取得状況等、非財務的パラメータも考慮されるべきであること。
  3. 想定されるリスクとその持続期間、および資本コスト、流動性維持コストも考慮する必要があること。
  4. 職責等に応じて変動給の最低 40%は 3～5 年にわたる繰り延べ払いとすべきこと。
  5. 上級経営層等の場合には、3～5 年を超える適切な期間を定めて最低 60%を繰り延べるべきこと。

／等

- 報酬委員会の設置（同規則第 6 条）
  1. 報酬システムが適切であるよう監視する助言組織として報酬委員会を設置
  2. 委員会には人事、機能部門（特に市場部門）、統制部門、監査部門の各従業員が含まれるべきこと、
  3. 機関の報酬システムの適切性を評価する報告を最低年一回、上級経営層、経営・監督委員会等に対して行うべきこと、等

- 情報開示（同規則第 8 条）

  一般的要求事項に加え、以下の情報についても開示が求められている。
  - 報酬委員会の構成、機能、組織的統合
  - 以下の事項につき、事業部門別、上級経営者／従業員別の情報
    1. 固定と可変に分類した報酬総額、および可変給を受ける者の人数
    2. 保証付き可変給の総額と年度あたりの受給者数
    3. 繰り延べ対象となる可変給の総額と支払い済みの額　　／等

７． シャドーバンキング問題への対応

シャドーバンキングの問題に対しては、ドイツ連邦銀行と連邦金融監督機構は、各々の内部、合同リスク委員会の枠組において、監視を強化している[182]。

８． 格付機関の規制

2011 年 7 月 1 日以降、欧州証券監督機関（ESMA）が欧州レベルで格付機関の規制を実施している（EU 規則 1060/2009 号）。EU での格付機関規制については、EUⅢ８．格付機関の規制を参照のこと。

９． 金融消費者保護

2013 年に発効した金融安定化法により金融監督統合法が改正され、金融監督における消費者保護の強化が図られた[183]。

① 消費者諮問委員会（Verbraucherbeirat）

消費者諮問委員会は、消費者の視点から連邦金融監督機構に助言と見識とを提供するための機関として設けられた。

消費者諮問委員会は、連邦財務大臣の任命する 12 名の委員により構成される。委員には、学識経験者、消費者団体や投資家保護団体のメンバー、裁判外紛争解決機関のスタッフ、連邦食料・農業・消費者保護省の職員が含まれる（金融監督統合法第 8a 条）。

② 苦情処理手続

金融安定化法では、顧客や消費者から得られる知見を、連邦金融監督機構の監督業務のために活用することを目的として、苦情処理手続に関する規定を設けた。

連邦金融監督機構の監督を受ける金融機関の顧客および連邦司法庁への登録を行っている消費者保護団体は、連邦金融監督機構の監督する規制に対する違反行為が疑われる場合に、連邦金融監督機構に対し苦情の申立を行うことができる。

---

182 Financial Stability Board, National/regional responses on Progress in the Implementation of the G20 Recommendations: Germany (19 June 2012), p.2 http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120619nr.htm

183 この項の記述は、BaFin ウェブサイトによる。 http://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Fachartikel/2013/fa_bj_2013_01_finstabg.html

連邦金融監督機構は、苦情に対し、妥当な期間内にコメントする義務があり、必要な場合には問題となっている業者に対し、苦情に回答するように求めてもよい（金融監督統合法第 4b 条）。

１０．　その他

（１）　自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて第 4 次資本要件指令（Capital Requirements Directive）および資本要件規則（Capital Requirements Regulation）として進められている[184]。

資本要件規則は、信用機関や財務サービス機関の健全性規制において、国内法化を経ずに直接適用される初の EU 規則となる。そのため、資本要件規則の施行にあわせて、競合する国内規定の改廃が必要となる。

2013 年 3 月現在、第 4 次資本要件指令および資本要件規則の施行スケジュールが確定していないため、ドイツ国内での対応についても未定の状況である。

（２）　預金保険制度

ドイツの預金保険制度は業態別に異なるものとなっている[185]。

- 商業銀行

  商業銀行は、法定の預金保険機関（ドイツ銀行補償機構）への加盟が強制されているのに加え、業界団体が運営する任意加盟の預金保険機関による保護を受けている。

  預金保険機関は、法定機関、任意加盟機関とも、民間商業銀行の業界団体であるドイツ銀行協会（Bundesverband Deutscher Banken）と、公的商業銀行の業界団体であるドイツ公共銀行協会（Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, VÖB）[186]とがそれぞれ、加盟銀行向けに運営している。

- 貯蓄銀行・協同組合銀行

  貯蓄銀行および協同組合銀行は、ネットワークに加盟する銀行の相互扶助や地方

184　この項の記述は、BaFin 年次報告書（2012 年版）p.119～120 による。

185　Financial Stability Board, “Thematic Review on Deposit Insurance System” (8 February 2012), p.39.
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120208.htm

186　VÖB には、州営の開発銀行やポストバンクが加盟している。

政府の支援により経営を保全する制度を備えているため、当該制度が加盟銀行を有効に保護している限りにおいては、預金保険制度への加盟が義務付けられていない（預金保証及び投資家補償法第 12 条）。

連邦金融監督機構は、上述のようなネットワークの支援制度が、必要な条件を満たしているかどうかについての監督のみを実施している。

以下では、民間商業銀行向けの預金保険制度として、法定の預金保険機関であるドイツ銀行補償機構と、ドイツ銀行協会の預金保護基金についての概要を述べる。

① ドイツ銀行補償機構

ドイツ銀行補償機構（Entschädigungseinrichtung deutscher Banken GmbH）は、預金保証及び投資家補償法（Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz - EAEG）に基づいて設立された、法定の預金保険機関である。

a) 加入義務

以下の信用機関には、法定の預金保険機関への加盟により預金債務を保護することが義務付けられている（預金保証及び投資家補償法第 1 条、第 2 条）

- 信用制度法に基づく認可を受け、預金を受け入れている信用機関
- 信用制度法に基づく認可を受け、貯蓄債券を発行している信用機関

欧州経済域内国に本店を持つ外国銀行のドイツ国内支店に対しては、ドイツ銀行補償機構への加盟は任意となっている（預金保証及び投資家補償法第 13 条）。

一方、EEA 域外に本店を持つ外国銀行のドイツ国内支店は、信用機関としての認可を取得する必要があるため、ドイツ銀行補償機構への強制加盟の対象となる。

b) ガバナンス

ドイツ銀行補償機構は私法上の法人であり、財務大臣の法規命令によって法定預金保険機関としての機能と権限とを付与されている。ドイツ銀行補償機構の業務遂行状況や保険金の原資となる資産については、連邦金融監督機構が監督を実施する（預金保証及び投資家補償法第 7 条）。

c) 資金源

ドイツ銀行補償機構の資金源は、加盟銀行の拠出金による（預金保証及び投資家補償法第 8 条）。

d) 保護上限額

保護の上限は、以下の合計額となる（預金保証及び投資家補償法第 4 条第 2 項）。

- 預金のうち 10 万ユーロ相当額。金融債は預金と同等とみなされる。

- 証券取引から生じる債務の 90%および 2 万ユーロ相当額。

上記の保護上限額は、預金者 1 人についての上限である。複数の口座を保有していたり、口座の通貨や所在地が異なっていたり、金融商品の種類が複数にわたっていたりする場合、すべて合算される（同法第 4 条第 4 項）。

ただし、EU 加盟国以外の通貨建ての預金は、保護対象にならない（同法第 4 条第 1 項）。

② ドイツ銀行協会預金保護基金

ドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken）の預金保護基金（Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken、以下、預金保護基金という）は、同協会の会員である民間商業銀行を対象とする任意加盟の預金保険制度である[187]。

a) 加入義務

以下の 1)、2)の例外を除き、銀行協会に属する会員は、預金保護基金に参加しなければならない（預金保護基金規約第 2a 条）。

1) 別の国内の保護スキーム（①のドイツ銀行補償機構は除く）に加盟している場合
2) 外国銀行の支店

b) ガバナンス

預金保護基金は、ドイツ銀行協会に付属する特別基金として設けられている（預金保護基金規約第 1 条）

ドイツ銀行協会は、預金保護基金の業務執行にあたる機関として、会員銀行の代表 7 名から成る預金保険委員会を置いている（預金保護基金規約第 7 条）。

c) 資金源

参加銀行は、毎年 6 月 30 日より前に到来する最新の決算日の財務報告における貸借対照表上の対顧客負債残高の 0.06%を、年間保険料として銀行協会に対して支

---

187 本項の記述は以下の文献による。
Bundesverband deutscher Banken, “The deposit protection scheme of the German private commercial banks” (December 2012)
http://germanbanks.bankenverband.de/booklets/index_html/shopitem/37591fd160ceb4e78a1fe0fea7c8b651
同, “By-laws of the Deposit Protection Fund of the Association of German Banks” (July 2013)
http://germanbanks.bankenverband.de/booklets/index_html/shopitem/ef7665f5602d5596f0836c581f918111

払う。加えて、全銀行は、通常 35,000 ユーロの管理コストを負担し、負担額は、当該銀行の年間保険料を上限とし、10,000 ユーロを下限としている。

参加銀行は、規約 4a 条に基づき、年に一度、（一定の基準に則った）格付を与えられる。格付が A 以下の場合には追加の保険料負担を求められる一方、AA+以上の場合は、保険料を減額されることになる。なお、実際に適用される保険料の増減率は、最終的には代表会合によって決定されている。

d) 保護上限額

保護上限額は、預金者 1 人につき当該銀行の責任自己資本の 30%と定められている。この保護上限額は、2015 年 1 月 1 日以降は 20%、2020 年 1 月 1 日以降は 15%、2025 年 1 月 1 日以降は 8.75%へと、段階的な引き下げが予定されている。

なお、預金保護基金は、ドイツ銀行補償機構の保護上限額を超える部分に対して保護を提供するものであり、一般公衆にとっては事実上、預金は全額保護されるという状況になっている。

Ⅳ. 各論

１． 販売勧誘ルール

金融商品の販売勧誘については、有価証券取引法に規定がおかれている。これは、EU の金融商品市場指令に準じて改正されたものである。

（１） 規制の対象者

証券サービス業者（Wertpapierdienstleistungsunternehmen）が対象となる（有価証券取引法第 1 条第 1 項）。

有価証券取引法における証券サービス業者とは、信用機関（credit institutions）、財務サービス機関（financial services institutions）、および投資サービス業務を行う外国金融機関のドイツ国内支店を指す。この際、投資サービス業務が単独で行われるか、他の商取引等に附随して行われるかは問わない。

（２） 対象商品・サービス

有価証券取引法の規制対象となる金融商品（Finanzinstrument）が対象となる（有価証券取引法第 1 条）。

有価証券取引法における金融商品とは、第 1 項に定める証券、1a 項に定める短期金融市場商品、第 2 項に定める金融派生商品および証券の引受権を指す。

（３） 規制の内容

① 誠実・公正義務

証券サービス業者は、(1)必要な専門知識を用い、注意深く、顧客の利益のために、証券サービスならびに証券付随サービスを行うこと、(2)利益相反の回避に努める。

また、法第 33 条第 1 項 2 文 3 号に基づく組織的な措置が充分でない場合には、取引を実行する前に顧客に対して利益相反の一般的発生原因を明示すること、という義務を負っている（有価証券取引法第 31 条第 1 項）。

② 顧客への情報提供義務

証券サービス業者は、顧客に提示した、あるいは顧客が希望した金融商品や証券サービスの性質ならびにリスクに関して、顧客の投資決定に資するように、適時に、かつわかりやすい方法で情報を提供する義務を負っている（有価証券取引法第 31 条第 3 項）。

提供すべき情報は、「証券サービス業者ならびに提供されるサービス」、「金融商品の種類ならびにそれに伴うリスク」、「注文の執行場所」、「費用ならびに付随費用」の 4 項目である[188]。

③ 手数料開示規制

上記②の情報提供義務において、「費用ならびに付随費用」として明記されている（有価証券取引法第 31 条第 3 項）。

④ 適合性原則

a) 投資助言・投資運用業務における適合性の評価

投資助言（Anlageberatung）あるいは財務ポートフォリオ管理（Finanzportfolio-verwaltung）を行う証券サービス業者は、顧客の知識、経験、投資目的、財産状態に関するあらゆる情報を、必要な範囲内で顧客から収集したうえで適合性（Geeignetheit）を判断し、顧客に適した金融商品を推奨する義務を負う（有価証券取引法第 31 条第 4 項）。

b) その他の証券サービス業務・付随サービス業務における適格性の評価

前記第 31 条第 4 項における投資助言や財務ポートフォリオ管理に該当しない取引は、「助言を行わない取引（beratungsfreies Geschäft）」と呼ばれ、助言を行わない旨を業者が明示し、顧客が承諾した上で開始された取引（ディスカウントブローカー業務など）が対象となる。

この取引において業者は、顧客の知識や経験に関する情報[189]を必要な範囲内で顧客から収集した上で、当該金融商品や証券サービスに関する顧客の適格性（Angemessenheit）を判断する義務を負う（有価証券取引法第 31 条第 5 項）。

---

[188]顧客に提供すべき情報の具体的内容は「証券サービスの行為ならびに組織命令（Wertpapierdienstleistungs- Verhaltens- und Organisationsverordnung - WpDVerOV）」第 5 条において詳細に定められている。

[189]投資助言・投資運用業務における適合性評価に比べ、業者が顧客から申告を要求すべき情報の範囲が「知識、経験」に限定され、「投資目的、財産状態」が除外されており、後者に関する適合性を判断する義務はなくなっている。

c) 適合性原則適用の軽減措置

i. 注文執行のみの取引（有価証券取引法第 31 条第 7 項）

有価証券取引法第 31 条第 5 項における顧客情報収集義務、適合性判断義務、適格性判断義務を全て免除され、第 3 項の説明義務のみを負う「注文執行のみの取引」に関する定めがある。

これに該当するためには、以下の 2 つの要件を具備する必要がある。

- 顧客の主導により注文の執行のみを求めること（顧客が自ら進んで適格性判断による保護を放棄することが必要で、業者側から提案した場合は要件を満たさないと解されている）
- 業者が事前に適合性判断や適格性判断をしない旨を顧客に対して指摘すること

ii. プロ顧客へのサービス提供（有価証券取引法第 31 条第 9 項）

プロ顧客を相手方とする取引については、第 4 項の適合性判断義務に際して、「顧客が必要な知識、経験を有しており、リスクが顧客の投資目的との関係で財産的に負担可能であることを前提にすることができる」とする特則を定めている。

ここでは、業者は、顧客の情報に関する申告を要求する必要はなくなり、投資目的を確認したうえで、投資目的に適した金融商品を推奨すれば足りることになる。

プロ顧客とは、第 31a 条第 2 項第 1 号に列挙された証券サービス業者、保険会社、年金基金などの金融機関のほか、①総資産額が 2 千万ユーロ以上、②売上高が 4 千万ユーロ以上、③自己資本が 2 百万ユーロ以上、という 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを満たした事業者を指す。

⑤ 不招請勧誘規制

金融商品の販売についての不招請勧誘禁止規定は特に設けられていない。

⑥ 広告規制

証券サービス業者が顧客に提供するあらゆる情報は、宣伝広告（Werbemitteilungen）の場合も含め、信頼できる内容で、明確であり、かつ、誤解を招かないものでなければならない。また、宣伝広告はそれが広告宣伝であることが明確でなければならない（有価証券取引法第 31 条第 2 項）。

また、監督機関は証券業界団体や消費者支援団体等からの意見を聴取した上で、特定のタイプの宣伝を禁止する権限を有する（同法第 36b 条）。

２． 外国銀行への規制

（１） 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

信用制度法では、信用機関および財務サービス機関が常時、支払義務を果たすために適当な流動性を確保することを義務付けている（信用制度法第 11 条)。流動性リスク比率の算出方法や規制上の下限などの細則については、2006 年に制定された流動性規則（Begründung: zur Liquidiätsverordnung - LiqV）に定められている。

② 外国銀行支店への適用状況

a) 流動性規則の適用対象

流動性規則の適用対象は以下のとおりである（流動性規則第 1 条第 1 項)。

1 信用機関

2 以下に該当する財務サービス機関

a. 自己勘定取引を行っている機関、または

b. 投資ブローカー、取引ブローカー、またはポートフォリオ管理者として、顧客の資金または有価証券の所有権または保持を取得する認可を得ている、または自己勘定での金融商品取引を行う認可を得ている機関

b) 外国銀行支店への適用

i. <u>EEA 域内に本店がある外国銀行の支店</u>

他の EEA 参加国に本店を置く信用機関の支店は、以下の条件を満たしていれば流動性規則の適用を受けない（流動性規則第 1 条第 2 項)。

1 当該国の監督当局が監督義務を負っており、かつ連邦金融監督機構との間で流動性規制に関する相互承認を行っていること

2 当該支店が、本店における流動性管理策のもとで完全に一体運営されていること

3 本店が連邦金融監督機構に対して、書面によって、当該支店の流動性が常に確実に保たれることを表明すること

4 上記 1～3 が充足していることを、連邦金融監督機構が書面によって確認していること

ii. EEA 域外に本店がある外国銀行の支店

EEA 域外に本店がある外国銀行の支店は、信用機関としてドイツ国内の信用機関と同等に、流動性規制の適用対象となる[190]。

ただし、当該支店が業務の性質から見て監督を必要としない場合には、連邦金融監督機構は個別のケースについて、信用制度法の適用を免除する決定を行うことができる（信用制度法第 2 条第 4 項）。この決定によって外国銀行の支店が流動性規制の適用免除を受けることはありうる。

このような適用免除決定は、原則として、当該金融機関が本国の金融監督機関によって、国際的に認知された基準に沿った有効な監督を受けており、当該国の金融監督機関と連邦金融監督機構との間に十分な協力関係がある場合に限られる[191]。

（２） 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

流動性規則では、信用機関および財務サービス機関に対して、所定の流動性比率基準を満たすことを要求している（第 2 条）。一方、ドイツ国内での資産保有の義務付けや、国外への回金制限といった措置は特にとられていない。

---

190 ドイツ国外に本店があり、ドイツ国内で銀行業務や財務サービスを提供する外国銀行支店は、信用制度法上は信用機関、財務サービス機関として扱われる（信用制度法第 53 条）。

なお、EEA 域外に本店がある外国銀行がドイツ国内市場に向けて銀行業務や財務サービスの提供を行う場合には、以下のいずれかの形をとらなければならない。

・ドイツ国内に子会社を設立し、BaFin から信用機関または財務サービス機関としての認可を取得する（信用制度法第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項）。

・ドイツ国内に支店を設置し、BaFin から信用機関または財務サービスとしての認可を取得する（信用制度法第 32 条第 1 項、第 58 条第 1 項）。

191 この項の記述は、BaFin, “Merkblatt - Hinweise zur Erlaubnispflicht nach § 32 Abs. 1 KWG in Verbindung mit § 1 Abs. 1 und Abs. 1a KWG von grenzüberschreitend betriebenen Bankgeschäften und/oder grenzüberschreitend erbrachten Finanzdienstleistungen” (April 2005) による。
http://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Merkblatt/mb_050401_grenzueberschreitend.html?nn=2818474

V.　資料

１．検査・監督機関の概要

	BaFin（連邦金融監督機構）	ドイツ連邦銀行	金融安定化委員会
設立	・2002 年	・1957 年	・2013 年
組織形態	・法人格を持つ連邦機関	・法人格を持つ連邦機関	・連邦財務省に設置
組織の長	・総裁 ・財務大臣の承認が必要	・総裁 ・連邦政府の指名に基づき、大統領が任命	・議長 ・連邦財務省の代表のうち１名が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・財務サービス機関 ・一部の保険会社	・信用機関 ・財務サービス機関	・なし
権限	・認可 ・監督（リスク評価、監督上の措置の決定、検査実施の命令） ・市場規制 ・規制制定（連邦財務省から委任を受けたもの） ・破綻処理	・監督（経常的なモニタリング、検査の実施）	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・2,336 名（2012 年末）	・9,543 名（2012 年末）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金	・中央銀行業務による収入が主	・独自の予算はない
事務所	・本部：フランクフルト（証券監督を担当） ボン（銀行監督、保険監督を担当） ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：9 ・支店：41	－
他の組織との関連性	・信用機関、財務サービス機関の監督は、ドイツ連邦銀行と共同で実施 －経常的なモニタリングはドイツ連邦銀行が実施 －BaFin はリスク評価を行ない、監督上の措置を決定 －BaFin が検査実施を命令。ドイツ連邦銀行は、BaFin からの委託により検査を実施する場合もある。	・信用機関、財務サービス機関の監督は、ドイツ連邦銀行と共同で実施 －経常的なモニタリングはドイツ連邦銀行が実施 －BaFin はリスク評価を行ない、監督上の措置を決定 －BaFin が検査実施を命令。ドイツ連邦銀行は、BaFin からの委託により検査を実施する場合もある。	・BaFin、ドイツ連邦銀行の代表がそれぞれ参加

２． ドイツの金融規制

		銀行	証券	保険	
法規制		信用制度法		保険監督法	
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制（BaFin） 法律により規定	免許制（州当局） 法律により規定
相互参入	単体	一定規模以上の自己勘定取引業務は別会社（金融取引機関）での実施を義務付け		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり	
	持株・子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能			
健全性規制		○自己資本規制 EU規則を直接適用	○自己資本規制	○ソルベンシー・マージン規制 所定の必要額以上のソルベンシー・マージン（広義の自己資本）の維持 （基準額および算出方法は財務省の法規命令で規定）	
		○大口信用規制 EU規則を直接適用	○大口信用規制	○大口信用規制 法律の根拠規定に基づき、財務省の法規命令により規定	
				○保証積立金 ソルベンシー・マージン必要額の1/3を保証積立金とし、保険種別ごとに設定された最低限度額以上の保持を義務付け （法律の根拠規定に基づき、財務省の法規命令により規定）	

（凡例）太線：EU 法、二重線：ドイツ法、実線：法規命令

フランス

フランスの金融制度

I.　概要

（１）　フランスの金融監督体制

図表　仏-1　　金融監督体制図

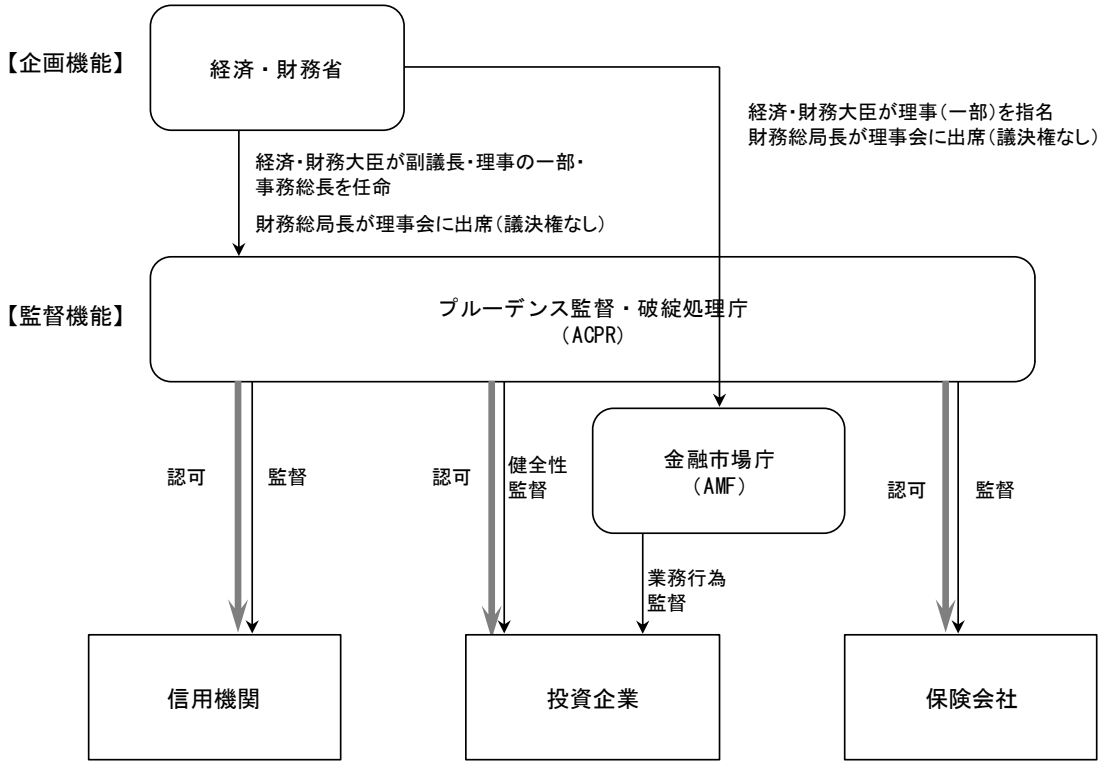

（注）2014 年 3 月 28 日現在

（２）　金融監督体制の変遷

図表　仏-2　　プルーデンス監督庁[192]創設（2010 年）以前の金融監督体制

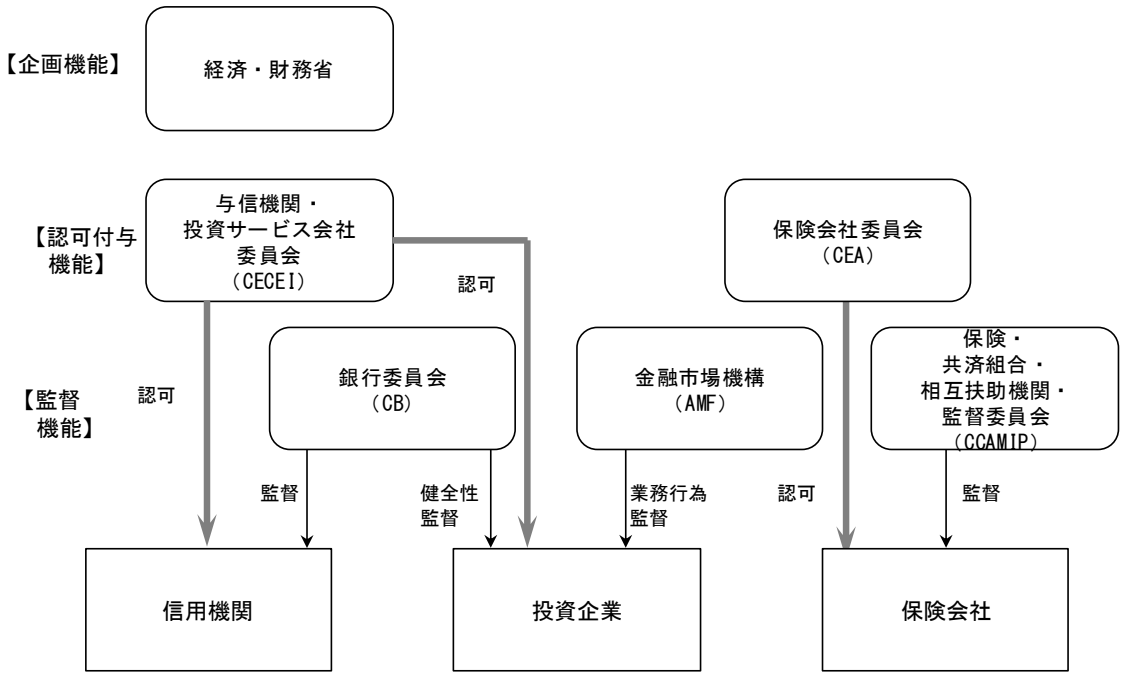

192 プルーデンス監督・破綻処理庁の前身である監督機関。

（３）　金融監督機関の人員数

図表　仏-3　　金融監督機関の人数

（単位：人）

監督機関名	職員数		
		検査・監督部門	国際部門
プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）	1,092	666	197
金融市場庁（AMF）	447	NA	NA

※　プルーデンス監督・破綻処理庁は、前身のプルーデンス監督庁の職員数（2012 年末現在）。金融市場庁については、2012 年の年間平均。

（４）　金融監督機関の本部と地方支部

図表　仏-4　　本部と地方支部

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数	職員数	予算
プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）	パリ	NA	NA	NA	NA	NA
金融市場庁（AMF）	パリ	NA	NA	NA	NA	NA

II.　金融制度及び検査監督

１．金融機関の種類

（１）　信用機関（Les établissements de crédit）

職業として銀行業務（opération de banque）を行う法人を「信用機関」という（通貨金融法典[193]L511-1 条）。

銀行業務とは、以下のものを指す（同 L311-1 条）。

1. 公衆の資金の受取り
2. 貸付業務
3. 支払サービス業務

また、信用機関は銀行業務に付随する業務として、以下の業務を行うことができる（同 L311-2 条、L-511-3 条）。

1. 両替（為替）取引
2. 金・貴金属・硬貨に関する取引
3. 有価証券および全金融商品（produit financier）の分売・引受・購入・管理・保管・販売
4. 資産管理に関する助言および援助
5. 資産管理、金融エンジニアリング、企業の設立および成長に資するあらゆる役務に関する助言および支援、
6. リース取引を行うことが認められた企業に対する不動産または動産の単純賃貸借
7. 支払サービス業務
8. 電子マネーの発行と管理

信用機関は、以下の①～⑤に分類される。

① 銀行（Banque）

銀行は、すべての銀行業務を行うことができる。なお、要求払預金、および期間 2 年以内の定期預金の受入は、銀行、相互・協同組織銀行（下記②）、市町村信用金庫（下記

[193] Code monétaire et financier

③）にのみ認められている（通貨金融法典 L511-9 条）。

② 相互・協同組織銀行（Banque Mutualiste ou Coopérative）

相互・共同組織銀行は、個別の法令による制約がない限り、要求払預金および期間 2 年以内の定期預金の受入を含め、すべての銀行業務を営むことができる（通貨金融法典 L511-9 条）。

相互・協同組織銀行には、以下のものがある。

a) バンク・ポピュレール（Banque Populaire）

商工業者・専門職業人の事業性取引しか対象としてはならないが、会員および相互保証会社の保証する取引は実行できる。預金は、個人、法人でも組合でも受け入れることができる（同 L512-2 条）。

バンク・ポピュレールの中央金庫は、公務員、サラリーマン、自営業者に対する貸付を集中管理するほか、傘下機関の執行役および定款の認可権、系統全体の戦略立案権、余裕資金の調整義務などを法律で与えられている（同 L-512-107 条）。

b) クレディ・アグリコル（Crédit Agricole）

原則として農業従事者等を会員とするが、銀行取引をした相手を会員とする定款をおくことができる（同 L512-22 条）。

クレディ・アグリコルの中央金庫は、地域金庫の理事の任命の認可権および解任権を有する。理事は中央金庫の許可を得ずに商工業に従事したりアルバイトをしたりしてはならない（同 L512-40 条）。中央金庫には、加盟機関の検査・監督権が与えられている（同 L512-51 条）。

c) クレディ・ミューチュエル（Crédit Mutuel）

いかなる個人または法人からも預金の受入を行うことができ、会員でない第三者に対しても、定款の定める範囲内において、銀行サービスを提供することができる（同 L.512-55 条）。

中央機構は、クレディ・ミューチュエル全国連合会であり、傘下の機関を組織・技術・財務の面で監督する。

d) クレディ・ミューチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（Crédit Mutuel Agricole et Rural）

クレディ・アグリコルに対する規定が準用されるが、中央機構は、クレディ・ミューチュエル全国連合会である（同 L-512-60 条）。

e) ソシエテ・コオペラティフ・ド・バンク（Société Coopérative de Banque）

いかなる個人または法人からも預金の受入を行うことができるが、貸付の 80%以上は、会員、会員の傘下会員、協同組合組織、相互組織、保険法典の適用を受け

る相互組織、非営利組織、公的機関、または準公的機関に対するものでなければならない（同 L512-63 条）。

f) クレディ・マリティーム・ミューチュエル（Crédit Maritime Mutuel）

海洋漁業用の信用組合である。会員のためにすべての銀行業務を営むことができ、いかなる者からでも預金や証券の受入を行うことができる（同 L512-68 条）。海洋漁業担当大臣の方針に従うとともに通貨金融法典の特別規程に服する。

g) ケス・デパルニュ（Caisse d'épargne）

あらゆる銀行業務を行うことができる（同 L512-88 条）。単体貯蓄銀行、地域貯蓄組合、全国貯蓄銀行連盟、および持株会社により構成されるネットワークを持つ（同 L512-86 条）。

③ 市町村信用金庫（Caisse de Crédit Municipal）

地域における公的貸付および福祉機能を担う信用機関である。他の信用機関との取引、個人および法人からの資金の受入、支払手段の提供、および銀行業務に付随する業務を行うことができる（同 L514-1 条）。

④ 金融会社（Société de Financement）

当局より認可された範囲の銀行業務のみを行うことができる。また、経済大臣が定める条件に基づいて二次的に認可を取得しない限り、要求払預金および期間 2 年未満の定期預金を公衆から受け入れることができない（同 L515-1 条）。

リース会社、相互保証会社、不動産金融会社、住宅金融会社などが該当する。

（２） 投資企業（Entreprises d’investissement）

投資企業とは、信用機関以外のもので職業として投資サービスを提供する法人をいう（通貨金融法典 L531-4 条）。

「投資サービス」とは、金融商品を対象とする以下の活動からなる（同 L321-1 条）。

- 他人勘定のための注文の受付および伝達（媒介）
- 他人勘定のための注文の執行（代理）
- 自己勘定取引
- 他人勘定のためのポートフォリオ管理
- 投資に関する助言
- 引受（la prise ferme）・保証つきの売出（le placement garanti）
- 保証なしの売出（le placement non garanti）

- 多角的売買システム[194]の運営（l'exploitation d'un système multilatéral de négociation au sens de l'article L. 424-1）

「金融商品（instruments financiers）」とは、以下のものを指す（同 L211-1 条）。

- 有価証券（titres financiers）
  1. 株式会社の発行した資本性証券
  2. 負債性証券（ただし商業手形、貯蓄債券（bons de caisse）を除く）
  3. 集合投資スキーム（投資信託等）の持分または株式
- 金融先物契約（contrats financiers）
  金融先物契約にあたる金融商品については、デクレ[195]で定める。

投資企業は、投資サービス、および投資サービスに付随するサービス（後掲）を行うことができる。これ以外の活動を業として行うには、経済担当大臣の定める条件の範囲内で行わなければならない（同 L531-7 条）。

投資サービス付随サービスとは以下の活動からなる（同 L321-2 条）。

1 金融商品の保管および管理
2 金融商品に係る取引を実行しようとする投資者が当該取引を実行できるよう信用または貸付を供与すること（信用取引の際に与える信用）
3 企業財務や買収・合併等に関するコンサルティング
4 投資調査、財務分析、または金融商品の取引に関する全般的な推奨
5 金融商品の引受に関連するサービス
6 投資サービスの供与に付随する外国為替サービス
7 投資サービスや付随サービスの供与に関連して提供される、金融先物の原資産の取引に係る投資サービスや付随サービスに類似する活動
8 信用格付業務

194 金融商品の取引を実行するために、所定の運営規則に従って、複数の第三者間での金融商品の売りと買いを引き合わせる規制市場以外のシステムをいう（通貨金融法典 L424-1 条）。
195 デクレについては、フランスⅡ３（２）行政命令を参照のこと。

（３）　保険会社

国家による監督の対象となる保険会社は、以下に該当するものである（保険法典 L310-1 条）。

a)　直接保険の形式で、人の生命の持続に依拠して執行される契約を結ぶ企業、結婚または出産の場合につき一定金額を給付する旨を契約する企業、またはカピタリザシオン[196]の一覧払貯金を募集しかつその目的のために契約を締結する企業

b)　直接保険の形式で、事故および疾病による傷害のリスクをカバーする企業

c)　直接保険の形式で、救助役務を含むその他のリスクをカバーする企業

（４）　投資運用業者

フランスで投資運用業者に相当する事業者は、ポートフォリオ管理会社（Sociétés de Gestion de portefeuille, SGP）と呼ばれ、通貨金融法典では以下のように定義されている。

> ポートフォリオ管理会社とは、主たる業務として、他人勘定のためのポートフォリオ管理、または 1 つ以上の集団投資スキームを運用する投資企業のことをいう（通貨金融法典 L532-9 条）。

（５）　投資助言業者

投資助言業者とは、以下のサービスを業務として営む個人および法人をいう（通貨金融法典 L541-1 条）。

1.　投資助言
2.　（抹消）
3.　投資サービスと関連する助言
4.　様々な金融資産の取引執行に関連する助言

196　資本貯蓄を目的として、拠出金の一時払込みまたは定期払い込みにより一定期日に一定額の資金を給付する契約。危険担保を目的としないため保険ではないが、国家の監督下にある保険企業によって営まれる。
（三好義之助「フランス保険市場の動向」『同志社商学』第 47 巻第 3・4 号（1996 年 1 月））

２． 金融監督機関

（１） プルーデンス監督・破綻処理庁[197]

2010 年 3 月 9 日に、フランスの銀行部門および保険部門の監督を行う独立行政機関（autorité administrative indépendante）としてプルーデンス監督庁（Autorité de Contrôle Prudentiel, ACP）が設立された。

プルーデンス監督庁は、2013 年 7 月に改組され、プルーデンス監督・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution, ACPR）となった。

① 根拠法令

プルーデンス監督･破綻処理庁については､通貨金融法典第 6 編第 1 章第 2 節（L612-1 条～L612-50 条）に規定がある。

② 目的

プルーデンス監督・破綻処理庁は、金融システムの安定の維持、およびその監督対象である者の顧客、保険契約者、加入者、ならびに受益者の保護を目的としている（通貨金融法典 L612-1 条Ⅰ）。

③ 業務内容

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督対象である金融機関等に対し、以下の業務を実施する。（通貨金融法典 L612-1 条Ⅱ）

- 法令にしたがって免許や認可を付与すること
- 監督対象機関の財務状況や営業状況について継続的な監督を実施すること
- 顧客保護を目的とする規則の遵守状況を監督すること
- 金融危機の予防と破綻処理対策の開発と実施

プルーデンス監督･破綻処理庁の監督対象となる者の範囲は､以下のとおりである（通貨金融法典 L612-2 条）。

- 銀行部門、支払サービス部門、投資サービス部門

1 信用機関

---

197 この項の記述は、特に注記のない限り、ACP 年次報告書（2012 年版）による。
http://www.acpr.banque-france.fr/publications/rapports-annuels.html

2　投資企業（ただし、投資運用業者（ポートフォリオ管理会社）を除く）、規制市場の運営管理会社、清算機関の会員、金融商品の保護預かりおよび管理業務を行う者
3　支払機関
4　金融持株会社および混合金融持株会社
4の2　金融会社を傘下に持つ混合金融持株会社
5　両替業者
6　マイクロクレジットを提供する組合・基金
7　政府との契約に基づき、雇用促進のための活動を行う法人
8　電子マネー機関
9　金融会社

なお、プルーデンス監督・破綻処理庁は、銀行取引および支払サービスに係る仲介業者も監督下におくことができる。

- 保険部門

1　直接保険の形式で保険業務を行う保険会社
2　再保険業務を行う、フランス国内に本社を持つ会社
3　相互保険会社および組合、連邦保証システムの管理を行う組合、相互保険持株会社
4　相互保険会社および組合の代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社および組合（反資金洗浄規制、および宝くじ・賭博規制に関連する範囲に限り監督を実施）
5　共済機関・組合・集団
6　保険会社グループ、混合保険会社グループ
7　賃料リスクをカバーする保証基金
8　保険リスクを包含する証券化ビークル

また、プルーデンス監督・破綻処理庁は以下の者についても監督下におくことができる。

1　保険業務を行う企業から保険の引受または管理業務を行う、あるいは集団保険契約の引受を行うことの承認を受け、保険や再保険の仲介業務を行っている個人または法人。
2　直接または間接に、相互保険会社（組合）と、その代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社および組合とを仲介する個人または法人。
3　銀行取引や支払サービスの仲介者

④ 組織

2013 年 3 月末の組織図は以下のとおりである（同時点ではプルーデンス監督庁）。

図表　仏-5　　プルーデンス監督庁（2013 年 3 月末時点）の組織図

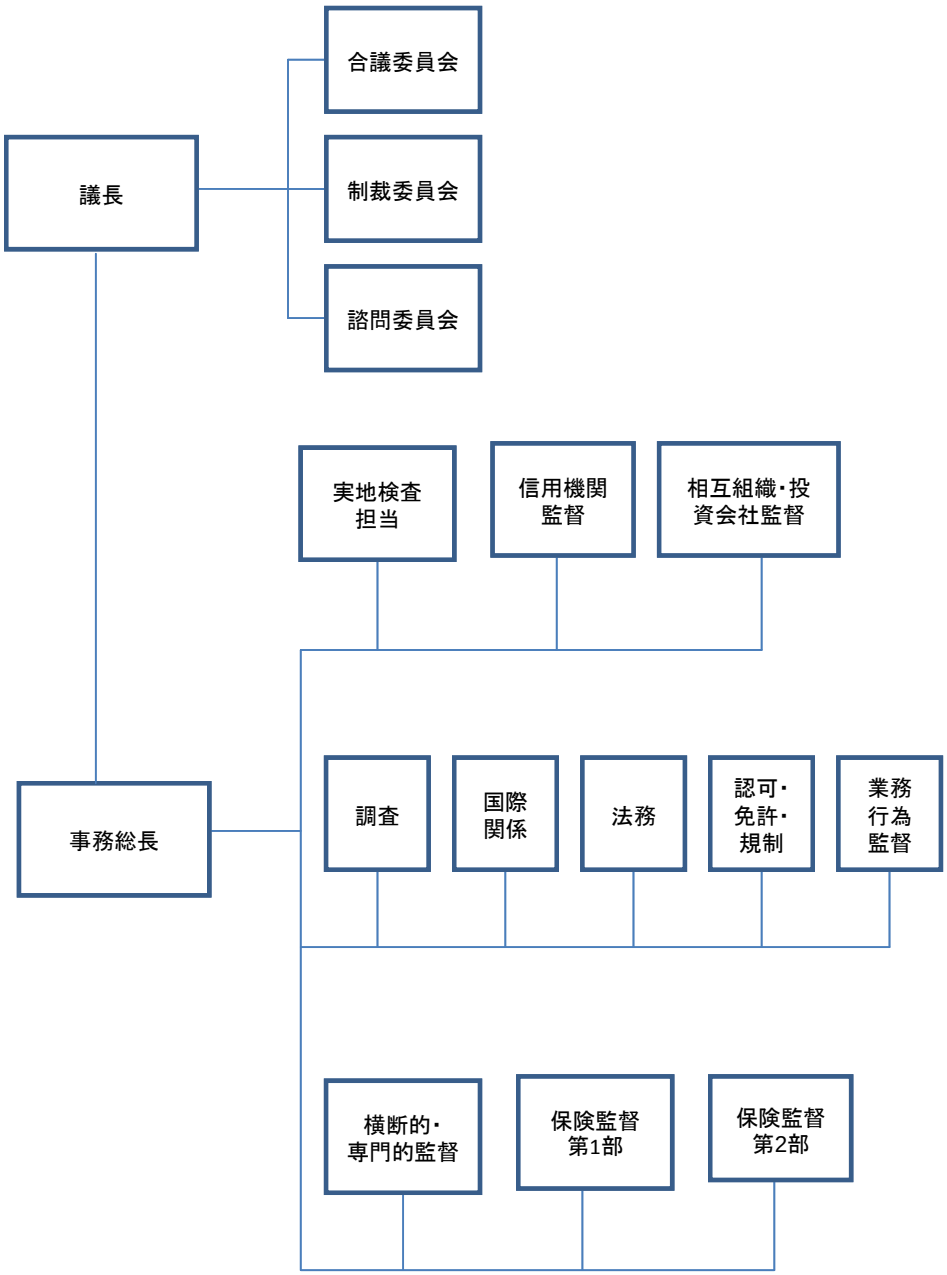

出所：ACP, 2012 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

プルーデンス監督・破綻処理庁の職員数はまだ公表されていないため、前身のプルーデンス監督庁の職員数は下表のとおりである。

図表　仏-6　　プルーデンス監督・破綻処理庁の職員数
（2012 年末現在）

			職員数
全職員			1,092
うち	検査に従事する職員		
		銀行部門の監督	415
		保険部門の監督	175
		業務行為の監督	76
	国際部門の職員（※）		197

※）他の部門間横断業務（マクロプルーデンス監督、法務など）との合計

出所：ACP, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

プルーデンス監督・破綻処理庁は、財政的に自立しており、監督対象金融機関への賦課金、前年度からの繰越金、フランス銀行からの付加的な割当金を収入源とする（通貨金融法典 L612-18 条）。

図表　仏-7　　プルーデンス監督・破綻処理庁の予算規模・予算源
（2012 年、実績）

（単位：100万ユーロ）

		金額
収入		180.9
	うち、監督対象機関からの賦課金	178.3
	その他の収入	2.6
支出		186.7

（注）前身であるプルーデンス監督庁の実績

出所：ACP, 2012 Annual Report

（２） 金融市場庁

金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers、AMF）は、2003 年に法人格を持つ独立行政機関として設立され、フランスの金融市場の参加者および商品の規制を行っている[198]。

① 根拠法令

金融市場庁については、通貨金融法典第 6 編第 2 章（L621-1 条～L621-35 条）に規定がある。

② 目的

金融市場庁は、以下の目的のために規制を実施する（通貨金融法典 L621-1 条）。

- 金融商品への投資の保護
- 投資家への適切な情報開示の確保
- 金融市場の秩序ある運営

③ 業務内容

金融市場庁は、以下の業務を行う権限を与えられている。

- 規則（金融市場庁総合規則）の制定（通貨金融法典 L621-7 条、L621-8 条）
- 市場参加者および金融商品の認可、情報開示の規制
  - 市場および市場インフラ
    - 規制市場の規則の承認（金融市場庁総合規則 511-1 条～511-13 条）
    - 市場インフラ（清算機関、決済システム運営業者、証券決済機関など）の運営規則の承認（通貨金融法典 L621-7 条第 4 項第 2 号）
    - 市場インフラにおいて、取引の監視や会員の監督に従事する者への職務許可を発行すること（通貨金融法典 L621-7 条第 4 項）
- 上場企業等の証券発行者
  - 有価証券等規制市場を通じた資金調達手段の公開発行の認可（通貨金融法典 L621-7 条第 1 項）
  - 投資信託等金融商品の発行認可（通貨金融法典 L214-3 条）
  - 投資家への情報開示に係る規制の実施（ 金融市場庁総合規則 211-1 条～

---

198 この項の記述は、特に注記のない限り、AMF, “Facts & Figures 2012”（http://www.amf-france.org/en_US/Publications/Rapports-annuels/Faits-et-chiffres/Derniers-publies.html）ならびに金融市場庁ウェブサイト（http://www.amf-france.org）による。

216-1 条 ）

- 金融サービス専門職
  - ポートフォリオ管理業者の認可（通貨金融法典 L532-9 条、金融市場庁総合規則 311-1 条～311-3 条）
  - 投資企業の業務プログラムについて、プルーデンス監督・破綻処理庁に意見を発出すること（金融市場庁総合規則 311-9 条）
  - 投資企業、投資運用業者のトレーダー、決済担当者、内部管理担当コンプライアンス・オフィサー、アナリストに、職務許可を発行すること（金融市場庁総合規則 313-29～313-47 条）
  - 金融投資アドバイザーの職能団体の認可（金融市場庁総合規則 325-14 条～325-25 条）
- 集団投資商品
  - 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成および投資家への販売の認可に関する規則（通貨金融法典 L621-7 条第 5 項）
  - 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成および投資家への販売の認可（通貨金融法典 L214-35 条、金融市場庁総合規則 411-1 条～411-19 条）
- 市場および市場参加者を監督、監視し、調査や検査を実施すること（通貨金融法典 L621-9 条、金融市場庁総合規則 142-1 条～144-4 条）
- 規制への違反を処分すること（通貨金融法典 L621-13 条～L621-17-7 条）
- 当事者からの要請に基づき、小口投資家と投資サービス提供者または上場会社との紛争解決を斡旋すること（通貨金融法典 L621-19 条）

④ 組織

金融市場庁の組織図は以下のとおりである。

図表　仏-8　　金融市場庁の組織図

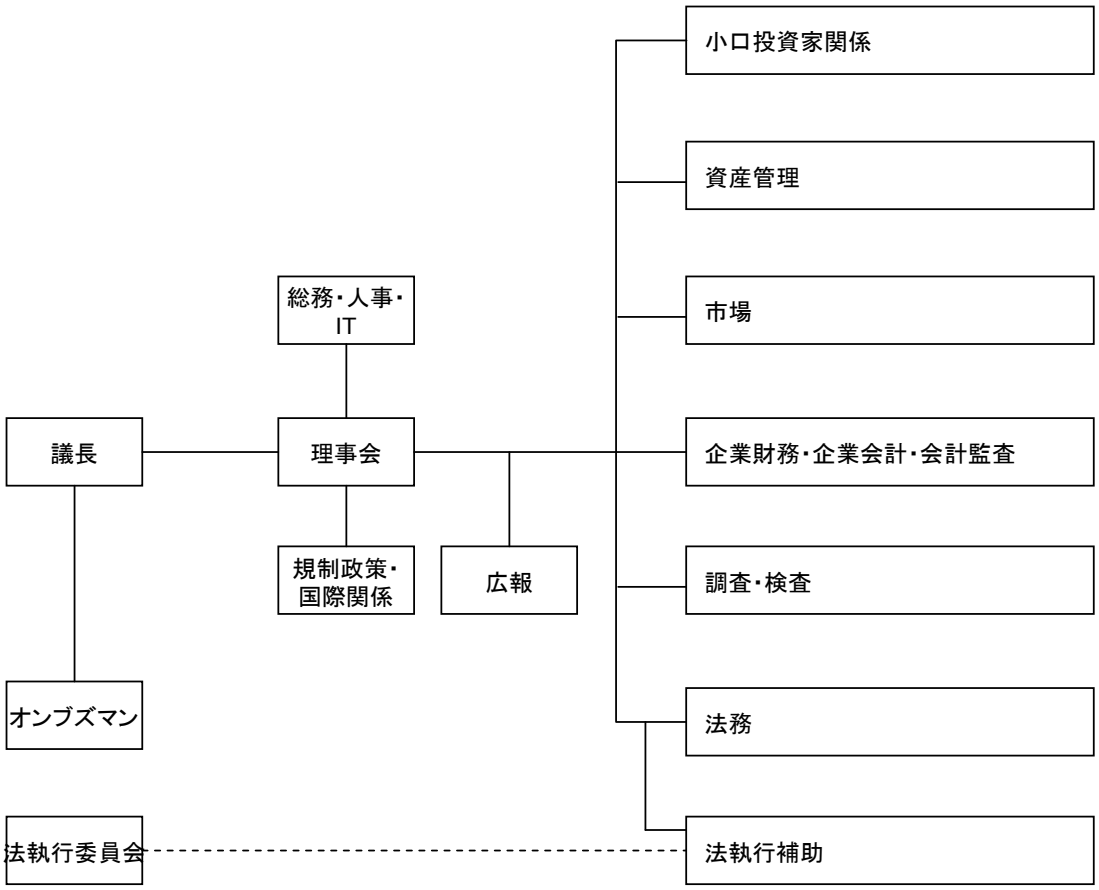

出所：AMF, Facts & Figures 2012

⑤ 職員数

金融市場庁の職員数は下表のとおりである。

図表　仏-9　　金融市場庁の職員数
（2012 年、年間平均）

		職員数
全職員		447
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

出所：AMF Facts&Figures 2012

⑥ 予算規模・予算源

金融市場庁は財政的に自立している。金融市場庁の予算は事務局からの提案に基づき、理事会が決定する（通貨金融法典 L621-5-2 条）。

図表　仏-10　　金融市場庁の予算規模・予算源
（2012 年、実績）

（単位：100万ユーロ）

		金額
収入		82.28
	監督対象金融機関に対する賦課金	80.49
	副次的活動による収入	0.67
	減価償却・準備金に関する引当金	1.11
支出		82.91
内訳：		
物品・必需品の備蓄外購入		0.81
その他の外部負担		23.12
—一般外部委託		0.35
—賃貸料（動産・不動産）		8.44
—保全修理・メンテナンス		1.92
—文書管理・会議・セミナー		1.78
—仲介者への報酬・企業内の外部スタッフ		1.84
—諸経費（保険・接待・郵便および電気通信費用）		8.79
税・税相当の払い込み		6.09
スタッフへの報酬		31.20
社会的負担・共済組合・金額増加その他		13.26
給与の利益分配		2.90
減価償却・備蓄への割り当て		5.53

出所：AMF, Rapports annuels 2012

（３） 金融安定化高等評議会

金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière）は、フランスにおけるマクロ・プルーデンス監督機関である[199]。

マクロ・プルーデンス監督を担う機関として、2010 年に金融規制・システミック・リスク理事会（Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique、以下 Corefris という）が創設されたが、2013 年 7 月 26 日付法 2013-672 号（Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires：以下、「銀行業務の分離および規制に関する法」という）により金融安定化高等評議会に改称された。

こうした中、金融安定化高等評議会は、金融機関に対して直接、自己資本に関する義務を課すことができるようになるなど、権限が強化されることとなった。

① 根拠法令

金融安定化高等評議会については、通貨金融法典第 6 編第 3 章第 1 節の L631-2 条～L631-2-3 条にて規定されている。

② 目的

金融安定化行動評議会は、フランス銀行と協調して、フランス金融システムの安定を確保する（銀行業務の分離および規制に関する法第 29 条）。

③ 業務内容

理事会は、マクロ・プルーデンス政策を定義し、次の業務を実行する。（L631-2-1 条）

1. 各 EU 加盟国の金融政策機関との協力と情報の交換を行う。
2. セクターの状況や金融市場に起因するシステミック･リスクの性質および程度を特に、関連する欧州の金融機関の意見や提言を考慮して、識別・評価する。プルーデンス監督・破綻処理庁と金融市場庁は、この目的のために、職務上の機密情報を理事会に提供することができる。
3. すべてのシステミック・リスクおよび財政の安定に対するすべての脅威を警告する見解または勧告を表明する。理事会はその見解または勧告を公開することができる。
4. フランス中央銀行総裁の提案に基づき、過度の信用成長を回避、金融制度の不安定化より高まったリスクについて警告するために、信用機関、投資会社、市場運営会社、手形交換所会員、金融手段の管理・保管業者に、経済担当大臣が発布す

[199] 本項の記述は、特に注釈のない限り、Corefris ウェブサイトに基づく。
https://www.tresor.economie.gouv.fr/corefris

る流動化、支払能力および財務構造のバランス等を規定するアレテ[200]による管理規準よりもさらに強制的な自己資本に関する義務を課すことができる。

5. フランス中央銀行総裁の提案に基づき、あらゆる性質の資産価格の高騰や経済主体の過度の負債の動きの出現を防ぐために、信用機関および保険会社による信用供与の条件を定めることができる。
6. フランスの金融の安定を脅かすシステミック ・ リスクの防止のため必要な措置の採用を推薦する見解を、管轄する欧州各国の規制当局に対して発することができる。
7. 金融セクターに適用される国際基準、欧州基準の発展のため、その加盟各国の規制当局間の連携を容易にし、この問題に関する見解を発することができる。

④ 組織

a) 理事

金融安定化高等評議会は、以下の 8 名の理事により構成される（通貨金融法典 L631-2 条）。

1 経済担当大臣（議長）
2 フランス銀行総裁
3 プルーデンス監督・破綻処理庁議長（プルーデンス監督・破綻処理庁副議長がこれを補佐する）
4 金融市場庁議長
5 フランス会計基準局（Autorité des Normes Comptables）議長
6 上下院議長、経済担当大臣が任命する金融政策、金融業務、経済分野の専門家 3 名（任期は 5 年）

b) 事務局

金融安定化高等評議会は、国庫局（Direction générale du Trésor）が運営している[201]。

⑤ 職員数

金融安定化高等評議会は、独自の組織を持たず、職員はいない。

⑥ 予算規模・予算源

金融安定化高等評議会は、独自の組織を持たず、独自の予算を持っていない。

---

200 アレテについては、フランスⅡ３（２）行政命令を参照のこと。
201 Corefis ウェブサイトの記述による。
http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/341485

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法律

国会で制定される法規（loi）。国会の議決で内容が確定し、大統領の審署で官公庁を拘束し、公布により国民を拘束する。

（２） 行政命令

命令 R（règlement レグルモン）： フランスと日本との大きな違いは、第五共和制以降、執行権（行政）は、法律事項として国会の立法権に属することについては、法律に基づく従属命令を、立法権に属さないことについては、法律に基づかない命令事項を制定できることとなっている。

また、命令は、政令 D（décret、以下、デクレと言う）、省令 A（arrêté、以下、アレテと言う）があり、制定者によって名称が異なる。大統領や首相の制定するものはデクレ、大臣や知事の制定するものをアレテと呼ぶ。

なお、デクレは、「国務院の議を経たデクレ」は、「国務院のデクレ」とも称され、デクレ制定の際、国務院（法務局・行政裁判所に相当する）の担当部の意見を徴することが義務付けられるものである。

金融機関に関する行政命令は経済担当大臣に、以下の事項に関し、制定権が与えられている。

- 信用機関に対する以下の事項（通貨金融法典 L611-1 条）

1 最低資本金額
2 信用機関または財務機関への資本参加の取得・増加・譲渡の条件
3 店舗設置条件
4 当該機関が資本参加を行うための条件
5 信用機関が行うことのできる取引に係る条件（特に対顧客関係および競争条件に関するもの）
6 共通業務組織（相互・協同組織銀行の中央機構が持つ総務機能や支店統括機能等のこと）
7 信用機関が遵守すべき行為規範（特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための）および連結ベースでの規制（親会社がフランス外にあるときを含む）
8 権限ある当局に対する計算書類および情報の開示

9 信用供与を行う手段および規制（ただし欧州中央銀行制度の任務に矛盾しないようにする）
10 預金者保護に関する規制
11 経理組織、管理会計メカニズム、情報分野の安全性、内部監査手続に適用される規制

- 支払機関に対する最低資本金、認可要件の変更など（同 L611-1-1 条）
- 支払機関の代理人に対する適格性要件、登録手続き（同 L611-1-2 条）
- 投資サービス業者、市場の運営管理会社、金融商品の清算業者、金融商品の保護預かりや管理を業とする者に対する以下の事項（同 L611-3 条）
  - 最低資本金額
  - 信用機関が行うことのできる取引に係る条件（特に対顧客関係および競争条件に関するもの）
  - 共通業務組織（相互・協同組織銀行の中央機構が持つ総務機能や支店統括機能等のこと）
  - 信用機関が遵守すべき行為規範（特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための）および連結ベースでの規制（親会社がフランス外にあるときを含む）
  - 権限のある当局に対する計算書類および情報の開示
  - 預金者の保護に関する規制
- 銀行取引、支払サービス、貯蓄商品、グループ生命保険の販売勧誘を行う者に対する業務行為規則（同 L611-3-1 条）

なお、経済担当大臣は、銀行部門、投資サービス部門、保険部門に関する行政命令を制定するにあたり、金融法規審議会（Comité Consultatif de la Législation et de la Réglementation Financières, CCLRF）に意見を求めなければならない（通貨金融法典 L614-2 条）。

（３） 行政規則

行政規則（règlement d'administration publique, RAP）は、施行令に相当するもので、法律の授権を受けて国務院の議を経て制定する。

金融分野では、金融市場庁に対し、金融商品取引や市場に関する行政規則の制定権が与えられている（通貨金融法典 L621-6 条）

（４）　法典

法典（code）は、法律および行政命令を体系的に編纂したものである。法典では条番号が、法令の種類（法律 L、施行令 R、省令 A）、編・章・節から始まる番号で構成されている（なお、本章での参照条文では、原則として法典における条番号を使用している）。

銀行・証券・保険については、通貨金融法典（code monétaire et financier）、保険法典（code des assurances）が基本法典である。相互協同組合組織については、相互組織法（code de la mutualité）も関係し、保険については社会法典も関係する。

４． 免許付与等

（１） 信用機関

① 免許付与

a) 免許（agrément）

信用機関は、活動を始める前にプルーデンス監督・破綻処理庁から免許を得なければならない（通貨金融法典 L511-10 条）。

b) 免許付与要件

プルーデンス監督・破綻処理庁は、申請者が以下の各要件を満たすか、または、法的形態が信用機関としてふさわしいかを確認した上で免許を付与する。

- 資本金要件（通貨金融法典 L511-11 条）
- 統治機構に関する要件（同 L511-13 条）
- 純資産要件（同 L511-40 条）

なお、プルーデンス監督・破綻処理庁は、申請者の財務構成と銀行システムの適切な機能とのバランスを維持するために、免許に条件を付すことができる（同 L511-10 条）。

② 変更・取消

a) 免許の撤回（retrait）

免許の撤回は、当該機関の申し出によってプルーデンス監督・破綻処理庁が決定する。

また、プルーデンス監督・破綻処理庁は、免許付与要件や、免許付与に際して付された条件を満たすことができない場合、12 ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6 ヶ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、一切の協議を経ることなく、プルーデンス監督・破綻処理庁免許の撤回を決定することができる（通貨金融法典 L511-15 条）。

b) 免許の取消（radiation）

プルーデンス監督・破綻処理庁は、懲戒のために、免許を取り消すことができる（通貨金融法典 L511-17 条）。

（２） 投資企業

① 免許付与

a) 免許（agrément）

投資企業は、投資サービス[202]を提供するには、プルーデンス監督・破綻処理庁から免許を得なければならない。

投資サービスのうち、ポートフォリオ管理、および投資に関する助言に関する免許を得るには、申請時に提出する運営計画に関して、金融市場庁による承認を得なければならない。

なお、ポートフォリオ管理を主たる業務とする投資会社は、ポートフォリオ管理会社として金融市場庁による免許を取得する（フランスⅡ４（４）ポートフォリオ管理会社を参照のこと）（通貨金融法典 L532-1 条）。

b) 免許付与要件

認可に際して、プルーデンス監督・破綻処理庁は、以下の検証を行う（通貨金融法典 L532-2 条）。

1. フランス国内に登録事業所と実効性ある経営機構が存在するか。
2. 業務の性質に応じ、経済財政省が適切と定める額の当初資本と、適切な財源をもっているか。
3. プルーデンス監督・破綻処理庁が当該企業の健全性を評価できるよう、主要な株主の身分を明らかにしているか。
4. 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重な経営が期待できるか。
5. 当該サービスを提供する方法や取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか。
6. 証券補償スキームに参加しているか。

② 変更・取消

a) 免許の撤回（retrait）

投資企業の免許の撤回は、ポートフォリオ管理会社[203]の場合を除き、当該投資企業からの申し出に基づいてプルーデンス監督・破綻処理庁が決定する。

また、プルーデンス監督・破綻処理庁は、当該投資企業が免許付与要件を満たすことができなくなった場合、免許付与の際の付帯条件を達成できなかった場合、12 ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6 ヶ月以上の期間にわたって取引を実行し

[202] 投資サービスの定義については、フランスⅡ１（２）投資企業を参照のこと。
[203] ポートフォリオ管理会社の定義については、フランスⅡ１（４）投資運用業者を参照のこと。

なかった場合、あるいは免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合、一切の協議を経ることなくプルーデンス監督・破綻処理庁免許の撤回を決定することができる（通貨金融法典 L532-6 条）。

b) 免許の取消（radiation）

プルーデンス監督・破綻処理庁は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、懲戒のために投資企業の免許を取り消すことができる（同 L532-7 条）。

（３） 保険会社

① 免許付与

a) 免許（agrément）

保険会社は、プルーデンス監督・破綻処理庁から行政上の免許を得てからでなければ、業務を行うことができない（保険法典 L321-1 条）。

b) 免許付与要件

認可の可否を判断するに際しては、以下の点を考慮する（保険法典 L321-10 条）。

- 専門的技術および財源が、事業計画と見合っているか
- 経営責任者の道徳心、専門性、経験
- 資本構成と株主の状況

② 変更・取消

a) 免許の取消

事業停止の状態が長く続く場合、財源と事業内容との衡平が崩れた場合、株主構成や経営機構が大きく変化し、公益性の観点から看過できない場合には、免許の取消ができる（保険法典 L325-1 条）。

（４） ポートフォリオ管理会社

① 免許付与

a) 免許

ポートフォリオ管理会社への免許付与の権限は、金融市場庁にある（通貨金融法典 L532-1 条、L532-9 条）。

b) 認可付与要件

ポートフォリオ管理会社への免許付与に際しては、以下の点を検証する（通貨金融法典 L532-9 条）。

1. フランス国内に登録事業所と実効性のある経営機構が存在するか
2. 適切な額の当初資本と、適切な財源をもっているか
3. 当該企業の健全性を評価できるよう、主要株主の身分を明らかにしているか
4. 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重な経営が期待できるか。
5. 投資サービスを提供する方法や経営体制、取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか
6. 証券補償スキームに参加しているか。

② 変更・取消

a) 免許の撤回

ポートフォリオ管理会社の免許の撤回は、当該会社からの申し出に基づいて金融市場庁が命じる。

また、金融市場庁は、当該会社が免許付与要件[204]を満たすことができなくなった場合、免許付与の際の付帯条件を達成できなかった場合、12 ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6 ヶ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合は、一切の協議を経ることなく、免許の撤回を決定することができる（通貨金融法典 L532-10 条）。

b) 免許の取消

金融市場庁は、懲戒のためにポートフォリオ管理会社の免許を取り消すことができる（同 L532-12 条）。

[204] 金融市場庁総合規則 312-3 条に定める最低資本金 125,000 ユーロを設立時に全額払い込むこと、認可の次年度以降 2.5 億ユーロ以上の管理資産がある場合は 125,000 ユーロに加えて資産額の 0.02%相当額以上の資本金（上限 1 千万ユーロ）があることを証明しなければならない等の規定に反した時。

（５） 投資助言業者

① 登録

a) 登録

投資助言業者は、通貨金融法典 L541-1-1 条において、届出登録する義務を負っている。この登録はORIAS[205]が運営するRegistre des intermédiaires en assurance, banque et finance（保険・銀行・金融仲介業登録簿）に対して行われる。

年間登録料は、250 ユーロ以下と定められている（通貨金融法典 L546-1 条）。

b) 登録要件

投資助言業者として認可を受けるためには、一定の年齢と金融市場庁総合規則で定められた専門能力要件[206]を満たす必要がある。投資助言業者は、フランスに設立された法人またはフランス在住でなければならない（通貨金融法典 L541-2 条）。

また、投資助言業者は、職業義務に違反した場合、職業上の民事責任を補償する保険契約を常に締結していなければならない（同 L541-3 条）。

加えて、登録された投資助言業者は、金融市場庁が認可した業者団体のいずれか一つに所属しなければならない（同 L541-4 条）。

② 変更・取消

年間登録料を納付しない場合、ORIAS の登録簿から除名され、当該除名者は公表される（通貨金融法典 L546-2 条第 2 項）。

---

[205] ORIAS とは 2002 年の保険に関する EU 指令に基づき、保険仲介業を登録するために 2007 年に国税局の監督下で設立された協会であるが、2010 年 10 月 22 日の法 2010-1249 号による通貨金融法典改正に伴い 2013 年 1 月 15 日より金融機関、決済機関、投資会社の仲介業者も登録対象とするよう拡大された。
（参考：https://www.orias.fr/welcome）

[206] 金融市場庁総合規則第 325-10-1 条にて規定。学歴・職務経験に係る資格要件、および欠格事由について規定している。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

信用機関の監督にあたるプルーデンス監督・破綻処理庁が、監督対象機関の検査・監督を行う上で有している権限は、以下のとおりである。

① 報告徴求

a) 定期的報告

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督を受ける者が定期的に提出しなければならない報告文書や情報の一覧、様式、提出頻度および期限を定める（通貨金融法典 L612-24 条）。

b) 特別報告

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督に服する者に対し、監督上必要なあらゆる情報や文書を求めることができるほか、その説明や証明を要求することができる。また、会計監査役（Commissaires aux comptes）の報告書やあらゆる会計書類を要求することができ、必要な場合にはその証明を求めることもできる（通貨金融法典 L612-24 条）。

② 立入検査

プルーデンス監督・破綻処理庁は、書面検査と立入検査を編成する。

プルーデンス監督・破綻処理庁は、その検査のため、外部の監査機関、会計検査士、検査対象分野のエキスパート、同分野専門の法人、同分野の権威又は検査対象者が加入する業界団体を用いることができる（通貨金融法典 L612-23 条）。

立入検査は、信用機関や投資企業の子会社に拡大することができる。立入検査は、直接・間接に信用機関、投資企業を支配する法人、当該法人の子会社および同一企業集団構成企業のすべてにも拡大することができる（同 L612-26 条）。

立入検査の結果は、以下の者に通知される（同 L612-27 条）。

- 被検査法人の取締役会、執行役会、監査役会またはその他の議決機関
- 被検査法人の会計監査役
- 被検査法人が属するグループを統制する企業
- 相互・協同組織金融機関の場合、被検査法人が属する中央機構

③ 処分

a) 行政処分（Mesures de police administrative）

プルーデンス監督・破綻処理庁は、同庁と対象者とが相対しての意見陳述（対審手続き）[207]を行った後に、以下の行政処分の発出について決定することができる（通貨金融法典 L612-35 条）。

ただし、緊急に保全措置をとる必要のあるときは、暫定的に処分を下し、ただちに対審手続きをとって当該暫定処分の調整又は追認を行う（同 L612-35 条）。また、これらの処分の決定は、当該企業の親会社、中央機構等に連絡することができる（同 L612-36 条）。

i. 警告

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督権に服する者がその顧客等に害を与えうるような業界の実務規則に違反する実務をしていると認めるときは、その経営者に弁明の機会を与えた後で、当該行為を停止するよう警告を発することができる（通貨金融法典 L612-30 条）。

ii. 業務改善命令

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督権に服するすべての者に対し、監督のためにプルーデンス監督・破綻処理庁が課している義務の遵守を達成するために必要となる措置を、一定期限内に速やかに実行するよう命ずる（mettre en demeure）ことができる（通貨金融法典 L612-31 条）。

プルーデンス監督・破綻処理庁は、監督権に服するすべての者に対し、その財務状況を健全化または強化し、管理方法を改善し、または、業務もしくは発展のために組織を十分なものとするために適切な措置をとるよう督促する（exiger）ことができる（同 L612-32 条）。

iii. 保全措置

プルーデンス監督・破綻処理庁の監督権に服する者の支払能力又は流動性、その顧客等の財産が危機に瀕している又はその疑いがあるとき、プルーデンス監督・破綻処理庁は、次の各号の必要な保全措置をとることができる。（通貨金融法典 L612-33 条）。

1 その者の特別監視処分。

2 その者の一定の業務（預金・保険料の受け取りを含む）の実行の一時的禁止又は制限。

[207]プルーデンス監督・破綻処理庁が行政処分を行うための対審手続きは、司法裁判ではなく、行政手続きとして行われる。

3 その被監督者の一部又は全部の資産の処分の一時的禁止、制限又は凍結。
4 保険会社、相互会社、共済について、買戻証券の払出、裁定取引の能力、契約にかかる前貸しの払い込み、又は、権利放棄の能力を、限定又は凍結する命令。
5 保険会社、相互会社、共済について、保険契約又は共済約款に係る持分の一部又は全部の職務を移転する宣言。
6 株式配当又は社員持分に係る収益配当の分配を限定又は禁止する決定。
7 被監督者の一人又は複数の役員の職務停止。

プルーデンス監督・破綻処理庁の監督権が及ぶ法人については、プルーデンス監督・破綻処理庁が暫定管理人を任命し、代表権、業務執行権等を移転させることができる。中央機構は、この措置をプルーデンス監督・破綻処理庁に求めることができる（同 L612-34 条）。

b) 懲罰（例外行政裁判）

プルーデンス監督・破綻処理庁には懲罰委員会（Commission des Sanctions）が設置されており、ここでの手続きを経て、監督下にある金融機関や保険会社に対し、以下の懲罰（sanction disciplinaire）を適用することができる（通貨金融法典 L612-38 条、L612-39 条）。

1 警告（譴責）（l'avertissement）
2 戒告（le blame）
3 懲罰の対象となった業務実施の禁止及び活動実行におけるその他のあらゆる制限：一部業務停止（最長 10 年）
4 一人または複数の役員等（ハイブリッド活動[208]を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員）の停職処分（暫定管理人の任命を伴ってもよい）：一時停職（最長 10 年）
5 一人または複数の役員等（ハイブリッド活動を行う支払い機関の場合は支払いサービス活動に責任を有する役員）の解任処分（暫定管理人の任命を伴ってもよい）：強制解任
6 認可の一部取消
7 金融機関等の登録簿抹消（清算人の任命を伴ってもよい）：免許取消

プルーデンス監督・破綻処理庁は、上記の懲罰に代えてまたは併科して、1 億ユーロ以下の罰金（sanction pécuniaire）[209]を科すことができる。罰金は国庫に納付し国家予算に組み入れられる。

[208] 他の事業との兼営すること：支払機関は両替業、支払処理に関するデータ登録・処理・保存、支払処理の保証業との兼営が認められている。（通貨金融法典 L522-2 条 I）

（２） 証券監督機関の権限

フランスの証券監督において、業務監督にあたるのはプルーデンス監督・破綻処理庁および金融市場庁（投資企業の監督はプルーデンス監督・破綻処理庁、その他の機関の監督は金融市場庁が行う）、市場監督にあたるのは金融市場庁である。検査・監督の実施にあたってそれぞれの監督機関が有している権限は以下のとおりである。

① 投資企業に対する権限

プルーデンス監督・破綻処理庁が投資企業の検査・監督を行う上で有している権限は、信用機関に対するものと共通している。

フランスⅡ５（１）銀行監督機関の権限を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

金融市場庁は、証券規制への違反行為について、以下のような権限を有している。

a) 調査

i. 総合調査

金融市場庁の事務局長は、金融市場庁総合規則[210]に定める方法により調査員に資格を付与し、調査手続きの開始を決定する（通貨金融法典 L621-9-1 条）。

調査員は、調査に必要なすべての資料（電子媒体等を含む）の引渡しを求めること、その謄本をとること、情報提供の可能性のあるすべての者を招致して聴聞すること、専門職業に用いられている場所（インターネット回線上に情報が流れた場合は、そのプロバイダも含む）に立ち入ることができる（同 L621-10 条）。

招致された者は、助言人を選任し補佐させる権利を有する（同 L621-11 条）。

ii. 家宅捜索

インサイダー取引および市場操作（通貨金融法典 L465-1 条および L465-2 条）の違反を調査するためには、理由を付した事務局長の許可請求により、立入検査場所を管轄する大審裁判所長が、調査員にすべての場所への立入および資料の差し押さえを許可することができる。

裁判官は、許可申請（機構が持つ違反の手がかりとなる情報すべてを含まなければならない）を確認する。

---

[209] 罰金の上限金額はデクレにより指定される。現行の上限金額については ACPR のウェブサイトを参照した。
http://www.acpr.banque-france.fr/commission-des-sanctions/la-procedure-disciplinaire.html

[210] 金融市場庁が通貨金融法典に基づいて定める行政規則。金融市場庁の規則制定権については、フランスⅡ３（３）行政規則を参照のこと。

立入りは、許可した裁判官の権限および監督下に行われる。裁判官は、調査作業を補佐する司法警察職員を指名する。また、立入りの間、その場所に赴くことができ、いつでも立入の停止または中止を決定できる（同 L621-12 条）。

b) 差止め・制裁等

i. 仮差押命令の請求

地方裁判所の裁判長（président du tribunal de grande instance）は、金融市場庁の長官（président）、事務局長（secrétaire général）による相当の理由ある請求があった場合には、金融市場庁が追求対象とする個人、その他の主体の所有するファンド、証券、証書その他の権利について、所有者が誰であるかによらず仮差押を命じることができる（通貨金融法典 L621-13 条）。

ii. 違反行為の停止命令

金融市場庁の理事会は、当人に釈明の機会を与えた上で、インサイダー取引、価格操縦、風説の流布その他から投資家を保護するための諸規則に関する違反行為や、その他のあらゆる投資家保護や市場の秩序維持に反する行為について、フランスの内外を問わず停止するよう命じることができる（通貨金融法典 L621-14 条Ⅰ）。

また、金融市場庁長官は、違反行為に対する責任を有する個人が、法令を遵守し、違反行為を終了、その効果を消去するように要求する命令を発するよう、裁判所[211]に請求することができる（通貨金融法典 L621-14 条Ⅱ）。

iii. 制裁

ア）証券業者等に対する制裁措置

認可を受けて投資サービスを提供している者やその代理人をはじめ、証券業務に従事する事業者等[212]に対しては、以下の制裁措置をとることができる（通貨金融法典 L621-15 条 III a 項）。

---

[211] パリ地方裁判所（tribunal de grande instance de Paris）が管轄裁判所となる。

[212] 具体的には、以下の者となる。

1. フランスで認可された、またはフランスでの活動を認可された投資サービス提供者またはその代理人
2. L542-1 条に規定される理財手段の保管と運用活動を行うことを認可された者
3. 証券集中保管機関と、理財手段の決済・授受機関
4. 規制市場のメンバーで投資サービス提供者以外の者
5. 市場運営会社
6. 理財手段の清算機関
7. L214-1 条Ⅰに規定された共同投資と、L543-1 条に規定される管理会社

- 警告
- 戒告
- 業務停止または職業証明書の取消
- 過料

単独で、または上記制裁措置との併科も可能。

上限は1億ユーロ、または場合によっては実現した利益の10倍以下。

過料は、制裁を受ける者の属する保証基金（所属する基金がないときは国庫）へ支払わせる。

イ）証券業務に従事する個人に対する制裁措置

ア）の者の監督下または計算で行動する自然人に対しては、以下の制裁措置をとることができる（通貨金融法典L621-15条III b項）。

- 警告
- 戒告
- 一時または永久の職業資格証の剥奪
- 一時または永久のすべてのまたは一部の活動禁止
- 過料

単独で、または上記制裁措置との併科も可能。

上限は情報操作などの市場不正行為の場合、1,500万ユーロまたは実現利益の10倍とする。それ以外の場合の上限は、30万ユーロ以下または実現利益の5倍となる。

ウ）ア)、イ）以外の者

1億ユーロ以下、または実現利益の10倍の過料を科すことができる（通貨金融法典L621-15条III c項）。

7-2. 他のEU加盟国内に設立された管理会社またはEEAに関する協定によってフランスでの活動が開始された管理会社で、フランスに支店を有するかフランスで業務を行っているもので、一つまたは複数の、欧州指令2009/65/CEに準拠すると認可された、フランス法上の投資信託（OPCVM）を管理しているもの。

7-3. 他のEU加盟国内に設立された管理会社または第三国に設立された管理会社で、フランスに支店を有するかフランスで業務を行っているもので、一つまたは複数の、欧州指令2011/61/UEに準拠すると認可された、フランス法上のオルタナティブ投資ファンドを管理しているもの。

8. 多種の財産の売買仲介業務

11. 上記1-7の各号に規定されるものを除いて、投資分析レポートを作成し、配信するもの。

12. L214-1条に規定された共同投資の受託者

15. L545-1条に規定されるエージェント（代理業者）

16. （廃止）

17. L541-4条に規定される認可を受けた金融投資相談業者協会

iv. 送検

市場の透明性の侵害（インサイダー取引）、相場操縦の罪を疑うときは、パリ大審裁判所（通常司法裁判所）付共和国検事に送付する。同検事は、職権で当該手続きにかかる書類の謄本をプルーデンス監督・破綻処理庁に送付することができる（通貨金融法典 L621-15-1 条）。

刑事裁判所が確定判決を下す前に同一事件について金融市場庁の懲罰委員会が確定した過料決定を宣告したときは、当該裁判所は、この過料を当該裁判所の罰金刑から差し引いて科す命令を出すことができる（同 L621-16 条）。

（３） 保険監督機関の権限

保険会社の監督にあたる上でプルーデンス監督・破綻処理庁が有している権限は、信用機関に対するものと共通している。フランスⅡ５（１）銀行監督機関の権限を参照のこと。

（４） 監督当局間の関係

通貨金融法典 L631-1 条に監督当局と関連機関の間の情報連携について次の通り規定されている。

１．フランス銀行、プルーデンス監督・破綻処理庁、金融市場庁の３者間で、各自の任務遂行に役立つ情報を相互に伝達する。プルーデンス監督・破綻処理庁、金融市場庁、会計監査人高等評議会（Haut Conseil du commissariat aux comptes）間でも各自の任務遂行の実践に役立つ情報を相互に伝達することができる。

任務の遂行のために必要な情報の相互伝達が行われる機関は以下のとおり。

・フランス銀行、プルーデンス監督・破綻処理庁、金融市場庁、会計監査人高等評議会

・預金保険・破綻処理基金（fonds de garantie des dépôts et de résolution、通貨金融法典 L312-4 条）、保険保証基金（fonds de garantie、保険法典 L423-1 条）、強制損害保険保証基金（fonds de garantie des assurances obligatoires de dommages、保険法典 L421-1 条）

・労使代表管理基金（fonds paritaire de garantie、社会保障法典 L931-35 条）、共済組合保証基金（共済組合法典 L431-1 条）、市場運営会社および手形交換所

２．プルーデンス監督・破綻処理庁、金融市場庁、不正競争と消費者保護の担当監督官庁（消費法典 L141-1 条）は、商品化の実践分野において各自の任務遂行の実践に役立つ情報を相互に伝達することができる。

また、フランス銀行、プルーデンス監督・破綻処理庁、競争と消費の担当監督官庁は、2012 年 3 月 14 日付欧州議会および理事会の「ユーロ建ての送金と口座引落のための技術要件とビジネス要件を確立し、EC 規則 924/2009 を修正する EU 規則」260/2012 の遵守を確実にするために、各自の任務遂行の実践に役立つ情報を相互に伝達する。

3. 前 2 項に従って収集された情報は、情報発信者および受信者の各組織に適用される条件で現行法上の職業上の守秘義務事項として保護される。

これらの情報は、第 1 項で言及される各当局により彼らの任務遂行以外の目的で使用されてはならず、第 2 項で言及されるその他の組織により、彼らに対して伝達された目的以外で採用されてはならない。ただし当該情報を伝達した組織が目的外使用に同意した場合はこの限りではない。

第 1 項で言及された各当局間ではまた、情報を提供した当局または情報提供人の合意に基づき、職業上の守秘義務事項として保護された情報を交換することができる。

III. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

リーマンショックと名付けられた 2008 年の金融危機が深刻化した原因は、過去の金融改革（フランスにおいては 1994 年）で商業銀行と投資銀行がユニバーサルバンクとして一体化し、高リスクの金融商品により収益を極大化させていたことであった。

G20 では世界的な金融危機対策を討議を行い、2009 年 9 月の G20 第 3 回首脳会合で規制強化の方針をまとめた。フランスではこれを国内法として 2010 年 10 月 22 日付で公布した（銀行と金融の規制に関する 2010 年 10 月 22 日の法律第 2010-1249 号）[213]。

さらに、ユニバーサルバンクの商業銀行業務と投資銀行業務の分離により金融の安定化を促進したのが 2013 年 7 月 26 日公布の法 2013-672 号である[214]。

１． 金融監督体制

リーマンショック以降にフランスで行われた金融監督体制再編の要点は以下のとおりである。

① プルーデンス監督庁の創設

従来は、業態別（銀行、証券、保険）および機能別（認可付与、監督）に分かれていた金融監督機関を統合し、一元的な監督を実施するための機関として、2010 年 3 月にプルーデンス監督庁（Autorité de Contrôle Prudentiel , ACP）が創設された。

② 金融規制・システミック・リスク理事会の創設

2010 年 10 月 22 日付法 2010-1249 号（Loi de Régulation Bancaire et Financière, 以下、「銀行および金融規制法」という）により、フランスにおけるマクロ・プルーデンス監督機関として金融規制・システミック・リスク理事会（Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique）が創設された。

a) 構成

金融規制・システミック・リスク理事会は、経済担当大臣を議長とし、フランス銀行総裁（プルーデンス監督・破綻処理庁議長を兼ねる。プルーデンス監督・破綻

---

[213] 国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.246-1 号（2011.1）p.27.
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460110.pdf

[214] 国立国会図書館調査及び立法考査局「【フランス】 銀行業務の分離による銀行制度改革」『外国の立法』No.257-2 号（2013.11）
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347714_po_02570205.pdf?contentNo=1

処理庁副議長がこれを補佐する)、金融市場庁議長を含む 8 名により構成される（通貨金融法典 L631-2 条)。

b) 任務

金融規制・システミック・リスク理事会の任務は以下のとおりである（同 L631-2-1 条)。

1 構成員が代表する組織間の協力と情報共有を確保すること
2 金融セクターおよび金融市場の状況についての分析を精査し、欧州システミック・リスク理事会の意見や勧告を考慮に入れて、システミック・リスクの所在について評価すること。
3 国際的な、および欧州での金融規制策定に向けた作業への協力・統合を促し、必要な意見や見解を表明すること。

③ 金融安定化理事会の創設

2013 年 7 月 26 日付法 2013-672 号(Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires : 以下、「銀行業務の分離および規制に関する法」という）により、金融規制・システミック・リスク理事会は、金融安定化理事会（Haut Conseil de stabilité financière）に改組され、その権限が強化されることとなった。

a) 権限

金融安定化理事会には、従来、金融規制・システミック・リスク理事会が有していた権限に加え、以下のような権限が付加されている(通貨金融法典 L631-2-1 条[215])。

- 金融安定化維持を目的とする各種の提言を行うこと。
- 金融システムが急変するリスクを緩和し、これを吸収する目的からフランス銀行総裁の提案を受けて銀行の自己資本の増強などにつき判断を下すこと。

[215] 銀行業務の分離および規制に関する法　第 30 条による改正。

２． 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

「銀行業務の分離および規制に関する法」第 24 条により、プルーデンス監督・破綻処理庁の業務に破綻処理業務が追加されることとなった。これにより、プルーデンス監督庁は「プルーデンス監督・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution」に名称変更された。

破綻処理に関し、プルーデンス監督・破綻処理庁には以下のような権限が付与されている。

- 銀行および投資企業は、深刻な経営難に陥った場合に備えて、プルーデンス監督・破綻処理庁に対し、政府予算の投入や預金保険の発動を前提としない破綻防止・再建計画を前もって策定し届出なければならない。

- この計画は最低年 1 回、または大きな組織変更があった時に見直しされなければならない（通貨金融法典 L613-31-11 条）。

- プルーデンス監督・破綻処理庁は、信用機関および投資会社のために L613-31-16 条に規定される破綻処理施策の特別条項適用を想定した破綻予防計画を確立する（通貨金融法典 L613-31-12 条）。
- 信用機関または投資会社の組織と機能が、L613-31-16 条に規定される破綻処理施策の効率的な実施に対して障害となるとプルーデンス監督・破綻処理庁が予測する場合は、プルーデンス監督・破綻処理庁は、信用機関、投資会社に対して、障害を抑制または排除する措置をとるよう依頼することができる。

  措置が不十分であるとプルーデンス監督・破綻処理庁が評価した場合、プルーデンス監督・破綻処理庁は、破綻処理施策の効率的な実行を可能にするため必要と考える活動や法的組織、運営組織措置の変更の措置を一定期間内に講じる命令することができる（通貨金融法典 L613-31-13 条）。

  また、当該信用機関または投資会社は、命令に対して反対意見を示すことができる（通貨金融法典 L613-31-13 条）。

- フランス銀行総裁(governeur)、または国庫理事長が、信用機関、金融会社、混合持株会社、投資会社の経営悪化を職務上知ることになり、プルーデンス監督・破綻処理庁の破綻処理理事会にその旨が連携された場合、破綻処理理事会は、当該法人または属しているグループ全体で評価し、以下の状態の場合、破綻状態と判断する(通貨金融法典 L613-31-14 条)。

  (i)認可の維持の条件となる自己資本の必要条件を満たない

(ii)直ちにまたは短期間で支払いを保証することができない

(iii)公権力の例外的な財政的援助を必要とするという状況に該当、または、短時間で見つかりうることを示す客観的な要素が存在する場合

- プルーデンス監督・破綻処理庁は、当該法人と経営陣、代表権者、役員、監査役、従業員より破綻処理手続きの設置に有用なあらゆる情報を収集し、保全管理人を選任、経営陣を解任した上で、事業、関連資産の全部・一部譲渡、ブリッジ機関を利用した資産譲渡、預金保険の発動、減資、清算などの破綻処理措置を講じる権限を有する（通貨金融法典 L613-31-16 条）。

３． 破綻処理費用の負担

「銀行業務の分離および規制に関する法」により、従来の預金保険公社が「預金保険・破綻処理公社（Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR）」となり、破綻処理のための資金も供給することになった。

これに伴い、預金保険・破綻処理公社の加盟対象が、これまでの信用機関だけでなく、金融会社、混合金融持株会社、投資会社、ポートフォリオ管理会社にも拡大されている（通貨金融法典 L312-4 条）。

破綻処理に際しては、以下の使途のために預金保険・破綻処理公社の資金を用いることができる（通貨金融法典 L312-5 条第 4 項）

- 破綻会社の株式のまたは会社持ち分の全部または一部の取得。
- 通貨金融法典 L613-31-16 に規定されるブリッジ機関への出資。
- 破綻会社やブリッジ機関の増資。
- 破綻会社やブリッジ機関への融資（保証形式を含むあらゆる形式で）。
- 相互・協同組織銀行の中央機関の要請に基づき、傘下金融機関の支払能力を保証するための措置の費用の一部の支援、または、プルーデンス監督・破綻処理庁が必要と認める場合には、この中央本体への介入。

預金保険・破綻処理公社による出資等の資本注入は、破綻企業への債権としてすべての債権者に優先する。

預金保険・破綻処理公社による破綻処理を開始するか否かは、プルーデンス監督・破綻処理庁が対象企業の破綻状態を評価した上で判断する（通貨金融法典 L312-5 条第 3 項）。

４． 銀行の業務範囲に対する規制

「銀行業務の分離および規制に関する法」では、以下の業務を投機的業務として、銀行本体が実施することを禁止している（通貨金融法典 L511−47 条Ⅰ）。

- オールタナティブファンド、あるいは投機的投資ファンドの国務院がデクレで定める一定基準以上の持分保有の禁止
- プライム・ブローカレッジ業務（ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等に対して行う融資や証券貸借、決済事務代行、約定契約などの総合的な金融サービスの提供）の禁止

また、銀行のグループ会社に対しても、以下のような業務が禁止される（通貨金融法典 L511-48 条Ⅱ）。

- 農産物など一次産品の自己勘定取引
- 高頻度取引

５． 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した「欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation, 以下、EMIR という）」は規則（regulation）という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっている。

EMIR による店頭デリバティブ規制の概要については、EUⅢ５．店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

６． 役員報酬規制

2010 年 12 月 13 日付アレテにより EU 指令 2010/76/EU を国内法化し、金融機関の報酬に関して以下のような規制を導入している。

- 報酬規制の対象者を、「業務活動が金融機関のリスク・プロファイルに重大な影響をもたらしうるすべての被雇用者」と定義。
- 報酬の繰り延べ払いや株式での支払に、量的な基準を設定
  - 業績に応じて変動する報酬割合の 40%～60%は、3 年間の分納で支払う

こと。分納は期間に比例する割合以上に多く支払ってはならない。

- 報酬の 50%以上を株式等で報酬を支払うこと。最小保有期間を定めること。
- 定年退職前に退職した場合は、上述の要領で特別年金の 50%以上を株式等で給付する。定年退職後は 5 年間以上の保管期間を定めること。

- 金融機関の報酬方針が健全なリスク管理や長期的な成長という目的に合致するよう、プルーデンス監督・破綻処理庁は、金融機関に対し、当該方針の再構築を命じることができる。

- 金融機関はプルーデンス監督・破綻処理庁に対し、報酬に関する年次報告書の提出が義務付けられる。また、金融機関は当該情報を、毎年公開しなければならない。

７． シャドーバンキング問題への対応

フランスは、シャドーバンキング問題に対する金融安定化委員会での勧告が確定すれば、それに沿った対応をとる方針であると表明している[216]。

８． 格付機関の規制

2011 年 7 月 1 日以降、格付機関の規制は欧州証券監督機関（ESMA）が EU レベルで実施することになった（EU 規則 1060/2009 号）。EU での格付機関規制については、EUⅢ８．格付機関の規制を参照のこと。

９． 金融消費者保護

プルーデンス監督庁の創設により、銀行業および保険業についてはプルーデンス監督庁が消費者保護の権限を持つことが法令上明確になった（通貨金融法典 L612-1 条）。プルーデンス監督庁は 2013 年にプルーデンス監督・破綻処理庁に改組されたが、消費者保護の権限についてはプルーデンス監督・破綻処理庁が引き継いでいる。

証券業については、金融市場庁が消費者保護の権限を持つ（同 L621-1 条）。

---

[216] FSB, National/regional responses on Progress in the Implementation of the G20 Recommendations: France (19 June 2012), p.2.
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120619ff.pdf

１０． その他

（１） 自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて資本要件指令の改正という形で進められ、2013 年 6 月に改正資本要求指令（第 4 次資本要求指令、4th Capital Requirement Directive, 以下、CRD IV という）および資本要求規則（Capital Requirement Regulation, 以下、CRR という）が成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主に CRR に規定が置かれている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EU の指令（directive）に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、CRR は加盟国に対して直接効力を持つ規則（regulation）という形式をとっている。このため、フランスの自己資本規制は今後、CRR に基づいて実施されることになる。

CRD IV および CRR による自己資本規制の主な内容については、EUⅢ１０（１）自己資本規制を参照のこと。

（２） 預金保険制度

EU 法の改正により、保護上限額が 10 万ユーロに引き上げられた（従来は 7 万ユーロ）。2008 年 10 月に政権により預金を全額保護する旨についての発言が行われたが、法制化はされていない[217]。

2013 年 11 月現在の預金保険制度の概要は以下のとおりである。

① 加入義務

フランスで免許された信用機関はすべて、通貨金融法典（L312-4～L312-18）により設置された単一の預金保証制度（le mécanisme de garantie des dépôts）に加入しなければならない。

「銀行業務の分離および規制に関する法」により、従来の預金保険公社は「預金保険・破綻処理公社（Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR）」となり、加入対象が信用機関のほか、金融会社、混合金融持株会社、投資サービス提供事業者にも拡大されている。

② ガバナンス

預金保険・破綻処理公社は、私法人であり、調査委員会（10 人の業界代表からなり

[217] FSB, Thematic Review on Deposit Insurance Systems: Peer Review Report (8 February 2012), pp.36, 37.

任期 4 年）が任命する執行役会（1 又は 2 人）が業務を執行する。執行役総裁の業務執行は、いつでも経済担当大臣の認可を必要とする。

会費（保険料）納入額がもっとも大きい 4 つの信用機関は、それぞれ 1 名（相互・協同組織銀行の場合は同じ中央機構傘下の全信用機関を代表して 1 名）の調査委員を指名する権限を有する。その他の会員から選挙により、6 人の調査委員が選出される（L312-10、12、CRBF 規則 99-06）。

また、各調査委員は、自らおよび代表する機関が支払う会費（保険料）に応じた数の議決権を持つ。

③ 資金源

預金保険・破綻処理公社の資金源泉は、加入機関の年会費である。基金は加入機関に対し、年会費の支払証明書（譲渡不能な記名式債券）を発行する。支払済の年会費は、加入信用機関の破綻により公社が損失を被った場合、各加入機関の拠出額に比例されて減額される。

なお、この支払済年会費は別途経済担当大臣が定める条件で免許が撤回された場合は償還されるが、懲戒のための免許取消の際には全額没収となる（L312-7）。年会費総額は、1 億 5,000 万ユーロと定められている（CRBF 規則 2002-11）。

④ 保護上限額

a) 信用機関

信用機関の倒産時には、個人口座・法人口座を問わず、適格預金者ごとに 1 金融機関当たり 10 万ユーロまで、20 営業日の間、預金保険・破綻処理公社により保護される。

b) 投資企業

投資企業がフランス国内で販売する政府認可投資商品すべてについては一人当たり・一事業者当たり 7 万ユーロまで預金保険・破綻処理公社により保護される。

Ⅳ. 各論

１． 販売勧誘ルール

銀行サービスおよびその他の金融サービスの販売勧誘に関しては、通貨金融法典に規定が置かれている。

（１） 販売勧誘の定義

販売勧誘行為は、通貨金融法典において、「銀行サービスまたは他の金融サービスの直接販売」と称し、いかなる方法であれ、特定の個人または法人からの招請を受けずに、その同意を得るために接触を図ることと定義されている（通貨金融法典 L341-1 条）。

また、誰の発意によるものであっても、同じ目的のために居所、職場、または、本来、金融商品販売を行う場所でないところに物理的に出向く行為も同様である。

（２） 対象商品・サービス

① 規制対象

以下の商品・サービスの販売勧誘行為が、規制の対象となる（通貨金融法典 L341-1 条）。

1 金融機関等およびその仲介者による金融商品の取引実行
2 金融機関等およびその仲介者による銀行取引または銀行取引の付随取引の実行
3 金融機関等による投資サービスまたは投資サービスの付随サービスの提供
4 その他の財産（生命保険年金等、通貨金融法典 L550-1 条に定められているもの）の取引
5 投資助言業者による投資助言サービスの提供
6 金融機関等による支払サービスの提供

② 適用除外

以下に該当する場合は、販売勧誘行為規制の対象にならない（通貨金融法典 L341-2 条）。

1 適格投資家、および総資産額、総売上高、運用資産額、収入額、職員数において、法令（デクレ）で定める基準を超えている法人に対して接触が行われる場合。

2　通貨金融法典によって、販売勧誘行為が認められている者[218]の営業所において接触が行われる場合。

　ただし、当該営業所が大規模商業施設の中にあり、その者が金融商品や貯蓄商品のマーケティングに関連して、大規模商業施設を運営する事業者と契約関係にない場合に限る。

3. 勧誘先である法人の要望に応じ、当該法人の営業所においてアプローチを行う場合。
4. 一般的な推奨にとどまる投資リサーチや財務分析にのみ関連して、法人との接触が行われる場合。
5. 既存の顧客に対して申し出がなされる場合であって、提案される取引の特性、リスク、規模が通常行っている取引と同等である場合。
6. 関連貸付の条件に該当する販売金融、買取賃貸借契約[219]、または買取選択権付賃貸借契約[220]に関する提案を目的として、信用機関に代わってアプローチを行う場合。
7. 前項 6 以外に、個人や法人に対し、信用機関の名称および信用費用（金利・手数料など）を明示した上で、個人や法人に対して買取選択権付賃貸借契約を提案することを目的として、信用機関に代わってアプローチを行う場合。
8. 販売の現場において消費者信用取引に該当する融資の提供を目的として、信用機関または支払機関に代わってアプローチを行う場合。
9. 販売勧誘行為が認められている金融機関[221]（ベンチャーキャピタルは除く）の間で、商品の供給、取引の執行、サービスの提供に関し協定を結んでいる場合。
10. 消費者信用取引に該当する販売金融サービスの提供を目的として、支払機関に代わってアプローチを行う場合。
11. 自然人または法人に対して、広告上の情報を単純に発信する場合。ただし、契約前または契約に関する情報は除く。

③ 販売勧誘行為が禁止されている商品・サービス

以下の商品については、販売勧誘を行うことが禁止されている（通貨金融法典 L341-10 条）。

---

[218] フランスⅣ１（３）①販売勧誘行為への従事者を参照のこと。

[219] 販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で賃貸借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引。

[220] 販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で顧客が賃借物を返還するか、賃貸借契約を更新するか、残存価値で購入するかを選択することのできる取引。

[221] フランスⅣ１（３）①販売勧誘行為への従事者の１に列挙されている機関のこと。

1　契約の段階において、リスクの最大値が明らかでない商品、または当初の拠出額を超える損失が生じる危険性のある商品。ただし、以下の例外は除く。

- 実物資産に投資する単位型のパートナーシップ
- 通常のヘッジ行為の一部をなす商品であって、法人に対してのみ提供されるもの

2　フランス国内における販売認可を受けていない商品

3　先物市場に投資するファンド（通貨金融法典 L214-42 条に該当するもの）および証券化商品（同 L214-43 条に該当するもの）

4　規制取引所または認定海外取引所での取引が認められていない金融商品。
ただし、以下のものは除く。

- 集団的投資事業の参加持分
- 規制上の要件を満たす情報開示文書が作成されている公募型金融商品
- ベンチャーキャピタルが発行する証券

（３）　販売勧誘行為への従事者

販売勧誘行為を行うことができるのは、以下の者に限られる（通貨金融法典 L341-3 条）。

1　信用機関、国庫等、投資企業、保険企業、ベンチャーキャピタル会社（自身が発行する有価証券の申込みに限る）、ファンド運用会社（自身が管理する会社型ファンドの発行する有価証券の申し込みに限る）、他の EC 加盟国で認可を受けたこれらと同等の機関で、フランス国内での営業を認められている者。

2　労働法典による従業員厚生制度上の当該企業および販売委託先

3　投資助言業者

4　銀行取引および支払取引の仲介者

5　会社専属募集人

上記 1～5 に該当する者は、販売勧誘行為を当該者のために行うよう、個人に委任することができる（1 の金融機関等は、法人にも委任できる）。委任は、記名式で、対象となる商品・サービスの性質と勧誘を行うことのできる条件を指定し、期間は 2 年間までとする（更新可）。

受任者は、複数の機関から委任を受けることができる。ただし、受任者はすべての機関に対し、複数の機関から委任を受けていることを通知しなければならない（同 L341-4 条）。

上記 1～5 の者、またはその委任を受けた者は、自身が任命した勧誘員がその資格で行った行為の民事責任を負う（同 L341-4 条Ⅳ）。

（４） 行為規制

販売勧誘の実施者に対しては、以下のような行為規制が課されている。

- 金融商品、投資サービスまたは関連サービスに関する勧誘を行うものは、あらかじめ相手の財務状況と、投資や金融に関する経験、目的を尋ねなければならない。また、意思決定に役立つよう明白かつ理解しやすい情報を提供しなければならない（通貨金融法典 L341-11 条）。

- 契約上の義務が生じるより前に時間的余裕をもって、法令に従い、勧誘の対象者に対し、以下の事項を含む情報を提供しなければならない（同 L341-12 条）。
  - 勧誘員の氏名、住所
  - 勧誘を行わせる法人の名称、住所、登録番号（該当する場合）
  - 勧誘の実施が委託されている場合は、委託を受けている者の法人の名称、住所、登録番号（該当する場合）
  - 規定された商品要覧または目論見書
  - 契約条件（実際に支払が必要になる費用総額を含む。金額を明示できない場合は、算定方法の記載が必要）
  - 撤回権の有無とその撤回方法（法令により記載が必要な場合）
  - 契約前の関係と契約に適用される法と、準拠法の選択に関する条項の存在

- 勧誘を行う者は、説明方法に関する指導を受けている以外の商品等を勧誘することを禁じられている（同 L341-13 条）。

- 取引の執行は、認可された法的主体との間で行われるもので、勧誘を行う者はこれに署名する権限を持たない（同 L341-14 条）。

- 勧誘を行う者は、勧誘対象者から現金や他の支払手段を受け取ってはならない（同 L341-15 条）。

２． 外国銀行への規制

（１） 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

フランスでは、2009 年 5 月 5 日付アレテ（Arrêté du 5 mai 2009 relatif à l'identification, la mesure, la gestion et le contrôle du risque de liquidité）[222]により、流動性規制の強化が図られた[223]。同アレテは、2010 年 6 月 30 日から施行されており、標準的な流動性リスク比率の算出方法および規制上の下限について規定している（第 7 条）。

ただし、金融機関は、プルーデンス監督・破綻処理庁からの認可を得て、自行の内部方式による流動性リスクの計測方式および基準値を用いることも可能である。

金融機関は、自行の各指標、各種制限、流動資産の在庫、緊急対応計画、およびプルーデンス監督・破綻処理庁が定める項目と頻度によるシナリオ全ての集計結果等に関する情報を通知する義務を負う（第 55 条）。

② 外国銀行支店への適用状況

2009 年 5 月 5 日付アレテでは、流動性規制の適用対象を以下の信用機関としており、外国銀行支店に対しても同等の規制が適用される（第 1 条）。

- フランス国内に本店を置く信用機関
- 他の EU 加盟国または EEA 参加国に本店を置く信用機関の支店
- EEA 参加国以外の国に本店を置く信用機関の支店

ただし、他の EU 加盟国または EEA 参加国に本店を置く信用機関の支店の場合、以下の条件を満たしていれば、フランスの流動性規制は適用されない。（第 3 条）。

- （本店として）登録された事業所において、その母国の法定機関による監督に従って、当該支店を含めた流動性の集中管理が行われている。
- 登録された事業所が、その母国における流動性規制を充足している。
- 登録された事業所と、当該支店との間の資金移動に関して、阻害要因がない。
- 母国の監督機関が、上記の要件が満たされていることを確認した上で、状況に

---

[222] http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7CF3E382B78C8761922E340E7BD597E7.tpdjo04v_3?cidTexte=JORFTEXT000020635107&categorieLien=id

[223] ACP 年次報告書（2010 年版）による。
http://www.acpr.banque-france.fr/publications/rapports-annuels.html

変化が生じた場合、特に流動性規制に関する継続的なあるいは重大な違反が発生した場合にはプルーデンス監督・破綻処理庁に対して通知することに同意している。

（２） 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

2009年5月5日付アレテでは､信用機関は期限の到来した支払義務を果たすために、流動資産の確保によって十分な流動性を常時保有していなければならないとされている（第2条)。

このため、信用機関は、自行が保有する資産の流動性や入手可能性を計測するための指標を設け、その充足状況についてモニタリングを行うことが求められている。

フランス国内での資産保有の義務付けや、国外への回金制限といった措置は特にとられていないものの、流動性指標を計算する際には、EU／EEA加盟国以外の第3国内資産は、自行の保有現金と国の供託局に預託された資金を除き、第7条で定める一定のリスク比率を掛け、減算することとなっている。(第36条～第46条)。

V. 資料

１．検査・監督機関の概要

	ACPR（プルーデンス監督・破綻処理庁）	AMF（金融市場庁）	金融安定化高等評議会
設立	・2013 年（前身の ACP は 2010 年に設立）	・2003 年	・2013 年（前身の Corefris は 2010 年に設立）
組織形態	・独立行政機関	・独立行政機関	・国庫局が運営
組織の長	・議長 ・フランス銀行総裁、または同総裁が指名するフランス銀行副総裁が務める	・議長 ・政令により任命	・議長 ・経済担当大臣が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・投資企業 ・保険会社	・ポートフォリオ管理会社 ・投資助言業者	・なし
権限	・認可 ・監督 ・破綻処理	・市場規制 ・金融サービス専門職の認可・監督等（ポートフォリオ管理会社、投資助言業者等） ・規制制定	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・1,092 名（2012 年末）	・447 名（2012 年、年間平均）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金 ・フランス銀行からの割当金	・監督対象機関からの賦課金	・独自の予算はない
事務所	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	―
他の組織との関連性	―	―	・ACPR 議長、AMF 議長が理事として参加

２． フランスの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		通貨金融法典		保険法典
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行本体での証券業務の実施が可能 ただし、投機的業務は禁止		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり
	持株・子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		
健全性規制		○自己資本規制 EU規則を直接適用	○自己資本規制	○ソルベンシー・マージン規制 所定の必要額以上のソルベンシー・マージン（広義の自己資本）の維持 （法律の根拠規定に基づく。基準額および算出方法は政令で規定）
		○大口信用規制 EU規則を直接適用	○大口信用規制	○大口信用規制 政令により規定
				○保証積立金 ソルベンシー・マージン必要額の1/3を保証積立金とし、保険種別ごとに設定された最低限度額以上の保持を義務付け （政令により規定）

（凡例）太線：EU 法、二重線：フランス法、実線：法律＋政令、点線：政令

EU

EU の金融制度

I.　概要

（１）　EU の金融監督体制

図表　EU-1　　金融監督体制図

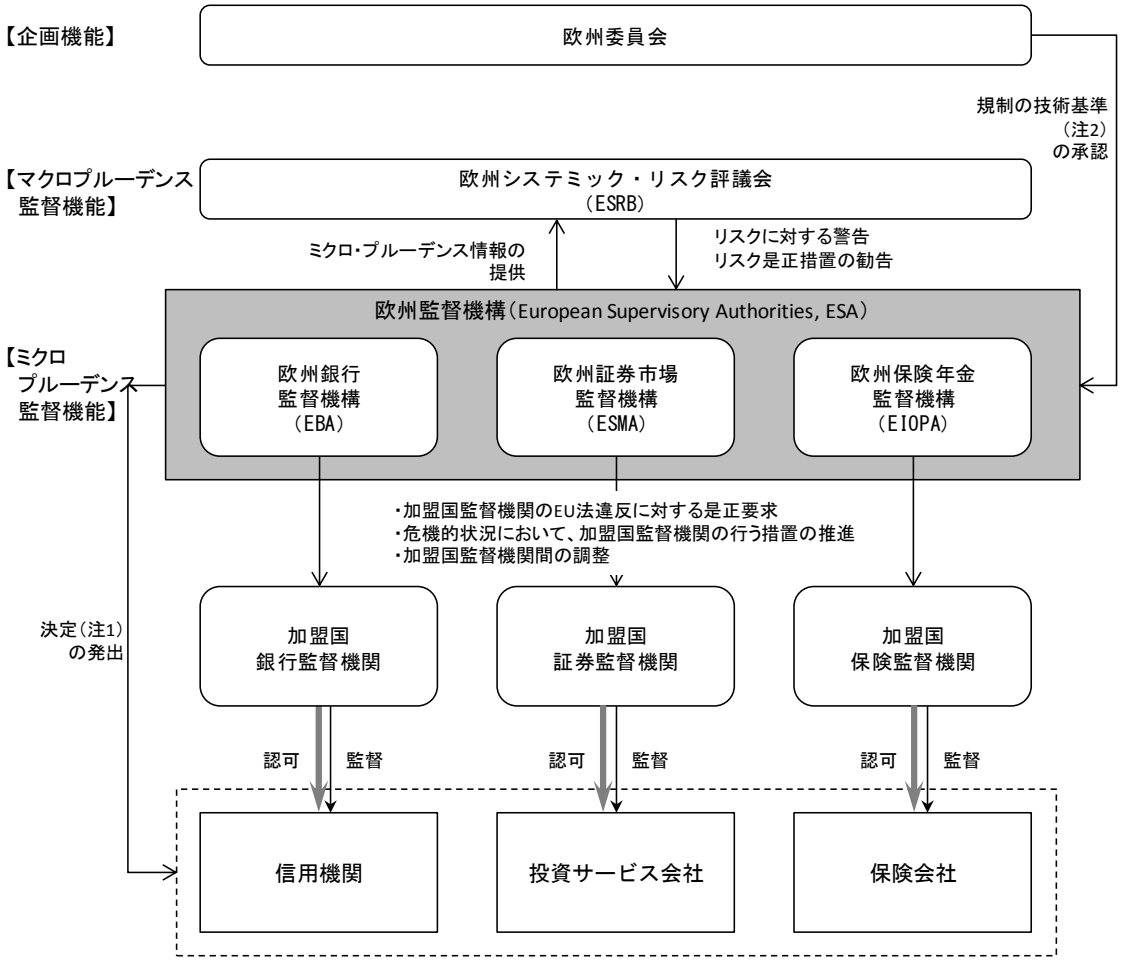

（注1）　各加盟国の金融監督機関が欧州監督機構の求める規制の適用を行わず、早期是正の必要がある場合、欧州監督機構が個別金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する「決定」を発することができる。

（注2）　「規制の技術基準」は、法令の施行にあたっての技術的な詳細について定める規制で、欧州監督機構が制定権を持つが、制定にあたっては欧州委員会の承認を必要とする。

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　信用機関（credit institution）

EU では銀行業務を行う金融機関は、信用機関（credit institution）と呼ばれ、資本要件指令[224]に基づいて設立される。同指令では、信用機関を「預金またはその他の払戻可能な資金を公衆から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者」と定義している（第 4 次資本要件指令第 3 条第 1 項(1)、資本要件規則[225]第 4 条第 1 項(1)）。

信用機関の多くは、ユニバーサルバンク形態をとっている。EU 法では、信用機関が実施できる業務は、以下のように規定するほか、銀行業務と証券業務の兼業が可能である。

- 信用機関が、EU 全域において実施可能な業務（第 4 次資本要件指令　付属規定Ｉ）
  - 預金および他の払い戻し可能な資金の受入
  - 貸付（消費者信用、抵当信用、ファクタリング、商業信用（ウィズリコース・ノンリコースとも）など）
  - 金融リース
  - 送金サービス
  - 支払手段（クレジットカード、トラベラーズチェック、銀行小切手など）の発行および管理
  - 支払保証および融資枠
  - 自己勘定や顧客勘定における、以下の金融商品のトレーディング業務
    （短期金融市場商品、外国為替、金融先物・オプション、為替および金利に

224　資本要件指令は 4 次にわたって改正されている。最新の規定は正式名称を”DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC”といい、「第 4 次資本要件指令（4th Capital Requirement Directive, CRD IV）」と略称される。

225　正式名称は”REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012”である。「資本要件規則（Capital Requirement Regulation, CRR）」と略称される。

基づく金融商品、譲渡可能な有価証券）

- 有価証券発行への参加、および有価証券発行に関連するサービスの提供
- 企業への助言業務、および合併・企業買収に関連するサービス
- 短期金融市場商品の媒介
- ポートフォリオ管理および助言
- 有価証券の保管・管理
- 信用照会サービス
- カストディサービス

（２） 投資サービス会社（investment firm）

EU において金融サービス市場が統合される際、金融機関に対しては銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態が採用された。銀行業務を行う機関であれば（１）の信用機関として免許を取得することになる。

ただし、証券関連業務のみを行う機関については別途指令により規制を行う必要があった。

こうした中、1993 年 5 月に採択された投資サービス指令（93/22/EEC）において、証券関連業務のみを行う機関に対する規制の調和がはかられた。現在はその改正指令である金融商品市場指令[226]において、これら機関を投資サービス会社（investment firm）と定義している（金融商品市場指令第 4 条(1)）。

投資サービス会社の業務とは以下に掲げるものを指す。

- 投資サービスに該当する主な業務（金融商品市場指令　付属規定Ｉ）[227]
  - 金融商品の注文取次
  - 顧客からの注文の執行
  - 自己勘定売買
  - ポートフォリオ管理
  - 投資助言
  - 金融商品の組成または引受
  - 多角的な取引システム（Multilateral Trading Facilities, MTF）の運営

なお、金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と資本要件指令に基づき信用機関

[226] 正式名称は”DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC”である。「金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）」と略称される。

が実施可能な業務（EUⅡ１（１）を参照のこと）から二種類の業務は、下表の対応関係に整理され、信用機関は、右列の証券業務を行うことが可能となっている。

図表　EU-2　　金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と、信用機関が実施可能な業務との対応

金融商品市場指令による投資サービス業務	資本要件指令により信用機関が実施可能な業務
○金融商品の注文取次 ○顧客からの注文の執行 ○自己勘定売買	○ 自己勘定や顧客勘定における金融商品のトレーディング業務
○ポートフォリオ管理 ○投資助言	○ ポートフォリオ管理および助言
○金融商品の組成または引受	○ 有価証券発行への参加、および有価証券発行に関連するサービスの提供

（３）　保険会社

保険業務については、生命保険、損害保険などの各分野別に複数の指令が採択されている。

保険会社は、保険業および関連業務以外の他業を営んではならないこと（生命保険統合指令[228]　第 6 条、第 3 次損害保険指令[229]　第 6 条）、信用機関や投資サービス会社は保険業免許を得てはならないことなどが規定されている（ただし、これらも保険の販売・取次は行ってもよい）。

さらに、生命保険業は他の保険業態と兼営してはならないことも EU レベルで規定されている（生命保険統合指令　第 18 条）。

（４）　投資運用業者

EU では、投資運用業務は、投資サービスの 1 つである「ポートフォリオ管理（portfolio management）」に相当し、金融商品市場指令による規制を受ける。

ポートフォリオ管理とは、「（同指令による規制対象となる）金融商品を含むポートフ

228　正式名称は”DIRECTIVE 2002/83/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 November 2002 concerning life assurance”という。

229　COUNCIL DIRECTIVE 92/49/EEC of 18 June 1992 on the coordination of laws, regulations and administrative provisions relating to direct insurance other than life assurance and amending Directive 73/239/EEC and 88/357/EEC (third non-life insurance Directive)

ォリオに関連して、顧客ごとの裁量ベースで、顧客から与えられた命令（mandate）に沿ってポートフォリオの管理を行うこと」と定義されている（金融商品市場指令　第 4 条第 1 項 9)）。

ポートフォリオ管理業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EUⅡ１（２）投資サービス会社を参照のこと。

（５）　投資助言業者

EU では、投資助言業務は、投資サービスの 1 つである「投資助言（investment advice）」に相当し、金融商品市場指令による規制を受ける。

投資助言とは、「顧客の要請、あるいは投資会社の発動によって、金融商品に関連する取引に関し、顧客に個人宛の推奨（personal recommendations）を提供すること」と定義されている（金融商品市場指令　第 4 条第 1 項 4)）。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EU１（２）投資サービス会社を参照のこと。

２． 金融監督機関

EU レベルでの金融監督機関としては、以下のように４機関があり、マクロ・プルーデンスの観点から全体的なシステミック・リスクの監督を行う機関として欧州システミック・リスク評議会、また、個々の金融機関につきミクロ・プルーデンス監督を行う機関として 3 つの監督機関がそれぞれ設けられている。

（１） 欧州システミック・リスク評議会

① 根拠法令

欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board, 以下、ESRB という）は、欧州システミック・リスク評議会設立規則（Regulation No.1092/2010, 以下、システミック・リスク評議会規則という）に基づき、2010 年 12 月 16 日に設立された。

② 目的

システミック・リスク評議会は、システミック・リスクの防止または緩和を目的として、EU の金融システムのマクロ・プルーデンシャル監督を行う機関である（ESRB 規則第 3 条第 1 項）。

③ 業務内容

上記②の目的のため、システミック・リスク評議会は以下の業務を実施する（システミック・リスク評議会規則第 3 条第 2 項）。

(a) 関連する情報の確定・収集・評価
(b) システミック・リスクの特定と優先順位付け
(c) 重大なリスクに対する警告の実施、および必要に応じてこれを公表すること
(d) リスクの是正措置についての勧告の実施、および必要に応じてこれを公表すること
(e) 緊急時に欧州理事会に対し秘密警告を行い、状況に関する評価を提供すること
(f) 警告や勧告のモニタリングとフォローアップ
(g) 欧州金融監督制度[230]の他の機関との協力
(h) 必要に応じ、合同委員会に参加すること
(i) 国際的な金融監督機関（IMF、金融安定化理事会（FSB）、その他第三国の当局）との連携を図ること

[230] 欧州金融監督制度については、EUⅢ１（１）①欧州金融監督制度の創設を参照のこと。

(j)　EU 法によって特定されるその他の関連業務

④ 組織

欧州システミック・リスク評議会には理事総会（General Board）、執行委員会（Steering Committee）、事務局（Secretariat）、学術諮問委員会（Advisory Scientific Committee）、専門諮問委員会（Advisory Technical Committee）が設置される（システミック・リスク評議会規則第 4 条）。

理事総会は以下のメンバーによって構成される（システミック・リスク評議会規則第 6 条）このうち、議決権を持つメンバーは(a)～(h)となる。

(a)　欧州中央銀行の総裁・副総裁
(b)　各加盟国の中央銀行総裁
(c)　欧州委員会委員 1 名
(d)　欧州銀行監督機構議長
(e)　欧州保険年金監督機構議長
(f)　欧州証券市場監督機構議長
(g)　学術諮問委員会議長 1 名、副議長 2 名
(h)　専門諮問委員会議長
(i)　各加盟国の国内監督当局代表者（各国 1 名）
(k)　経済金融委員会（Economic and Financial Committee）議長

欧州システミック・リスク評議会の組織図は以下のとおりである。

図表　EU-3　　欧州システミック・リスク評議会の組織図

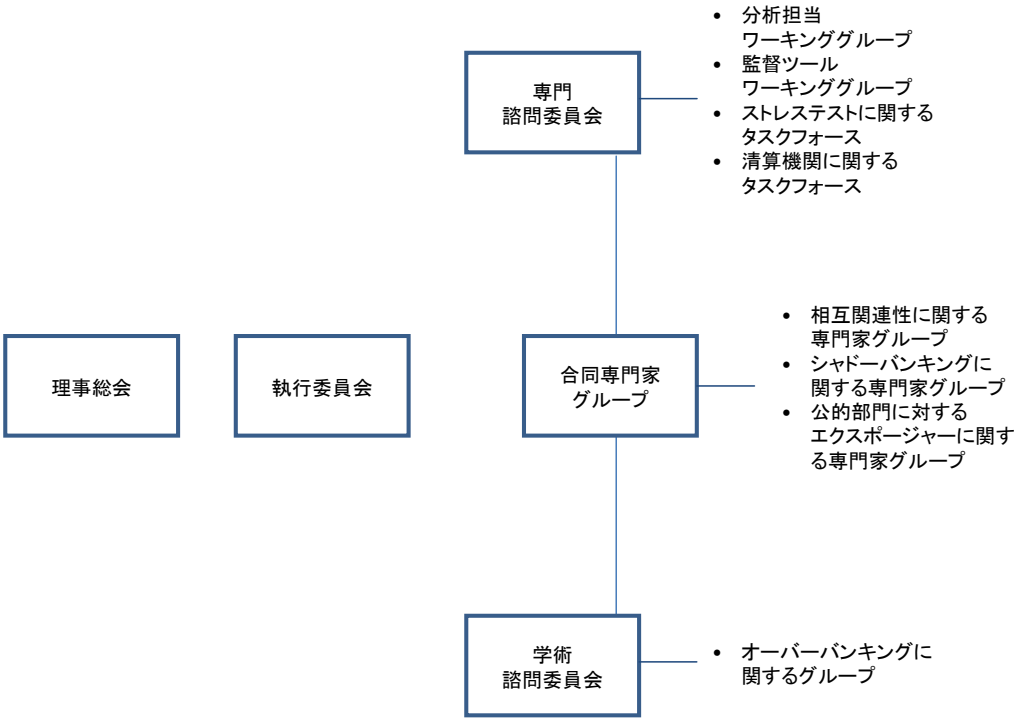

出所：ESRB のウェブサイト等より作成

⑤ 職員数

欧州システミック・リスク評議会の事務局は、欧州中央銀行内に置かれており、欧州中央銀行から人員の提供を受けている。また、メンバー機関（EUⅡ２（１）④組織を参照のこと）からも、分析におけるサポートのために人員が提供されている。

2012 年に提供された人員数（フルタイム換算）の内訳は下記のとおりである[231]。

- 欧州中央銀行からの提供
  - 事務局の常勤職員　22 名
  - その他の形態でのサポート　56 名
- その他のメンバー機関からの提供　22 名

⑥ 予算規模・予算源

欧州システミック・リスク評議会には独自の予算はない。

[231] 欧州システミック・リスク評議会年次報告書（2012 年）による。
http://www.esrb.europa.eu/pub/html/index.en.html

（２） 欧州銀行監督機構

① 根拠法

欧州銀行監督機構（European Banking Authority、EBA）は、欧州銀行監督機構設立規則（Regulation No.1093/2010, 以下、欧州銀行監督規則という）に基づき、2011年 1 月 1 日に設立された。欧州銀行監督機構は、EU の一機関であるのと同時に、EU とは独立した法人格を持つ（欧州銀行監督規則第 5 条）。

② 目的

欧州銀行監督機構は、EU 域内の銀行部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関である。欧州銀行監督規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性とに貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定している（欧州銀行監督規則第 1 条第 5 項）。

③ 業務内容

欧州銀行監督機構の担当する業務は、欧州銀行監督規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。そのうち、主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立

  欧州銀行監督機構は、EU 域内の銀行に対して一貫した規制が適用されるよう、ガイドライン・勧告・規則草案の作成や、EU 法令としての効力を有する「規制の技術基準（regulatory technical standards）」の制定・実施を行う。

  規制の制定手続きについては EUⅡ３（２）欧州監督機構による規制制定を参照のこと。

- EU における規制の一貫した適用を確保すること。

- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。

- 欧州システミック・リスク評議会と緊密に協調すること。

  欧州システミック・リスク評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。

- 一貫性のある監督を強化するため、各加盟国の監督機関の間でのピア・レビューを組織・実施すること。

- 担当分野における市場（家計や中小企業に対する信用供与など）における動向をモニターし、評価すること。

- 欧州銀行監督機構の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。
- 預金者や投資家の保護を促進すること。
- 監督カレッジが首尾一貫して機能するようにすること、システミック・リスクのモニタリング、評価および計測、金融機関の再建・破綻処理計画のコーディネート、預金者・投資家保護のための措置を提供すること、金融機関の破綻処理に向けた手法の開発とそのための資金を供給するメカニズムの必要性の検討。
- 欧州銀行監督規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。
- 適切な方法により、欧州銀行監督当局委員会（Committee of European Banking Supervisors, CEBS）から、すべての既存かつ進行中の業務を継承すること。

④ 組織

欧州銀行監督機構は、以下の機関により構成される（欧州銀行監督規則第 6 条）。

a) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

欧州銀行監督機構の主たる決定機関であり、すべての政策的決定を行う。

構成メンバーは、以下のとおりである（欧州銀行監督規則第 40 条第 1 項）。

- 議長（議決権は持たない）
- 各加盟国において信用機関の監督を所管する国家機関の長
- 欧州委員会の代表者 1 名（議決権は持たない）
- 欧州中央銀行の代表者 1 名（議決権は持たない）
- 欧州システミック・リスク評議会の代表者 1 名（議決権は持たない）
- 欧州保険年金監督機構[232]、欧州証券市場監督機構[233]の代表者各 1 名（議決権は持たない）

b) 管理理事会（Management Board）

欧州銀行監督機構議長、および監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー6 名により構成される（欧州銀行監督規則第 45 条）。

欧州銀行監督機構の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、および年次報告書の作成・提出といった業務を行う（欧州銀行監督規則第 46 条）。

c) 議長（Chairperson）

議長は欧州銀行監督機構の代表権を持つ（欧州銀行監督規則第 48 条）。

[232] EUⅡ２（４）欧州保険年金監督機構を参照のこと。
[233] EUⅡ２（３）欧州証券市場監督機構を参照のこと。

議長は独立した専任の専門職であり、監督当局理事会によって任命される。監督当局理事会による選出の後 1 ヶ月の間、欧州議会は、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（欧州銀行監督規則第 48 条）。

議長の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（欧州銀行監督規則第 48 条）。

d) 執行役（Executive Director）

執行役は、欧州銀行監督機構の管理運営を行う、独立した専任の専門職である（欧州銀行監督規則第 51 条）。

執行役は欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される。執行役の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（欧州銀行監督規則第 51 条）。

e) 不服申し立て処理委員会（Board of Appeal）

欧州銀行監督機構の決定の名宛人、およびこの決定に直接かつ個別に関係する自然人および法人（各加盟国の金融監督機関も含む）は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。

不服申し立て処理委員会は、申し立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、担当部局への差し戻しを行う（欧州銀行監督規則第 60 条）。

不服申し立て処理委員会は、欧州銀行監督機構、欧州保険年金監督機構、欧州証券市場監督機構の 3 機関が合同で設置し、6 名のメンバー、および 6 名の補欠により構成される。

メンバーは、金融に関連する十分な知識と業務経験、および法律の専門知識を持つ個人で、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、当該リストから 3 機関がそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する（欧州銀行監督規則第 58 条）。

欧州銀行監督機構の組織図は、以下のとおりである。

図表　EU-4　　欧州銀行監督機構の組織図

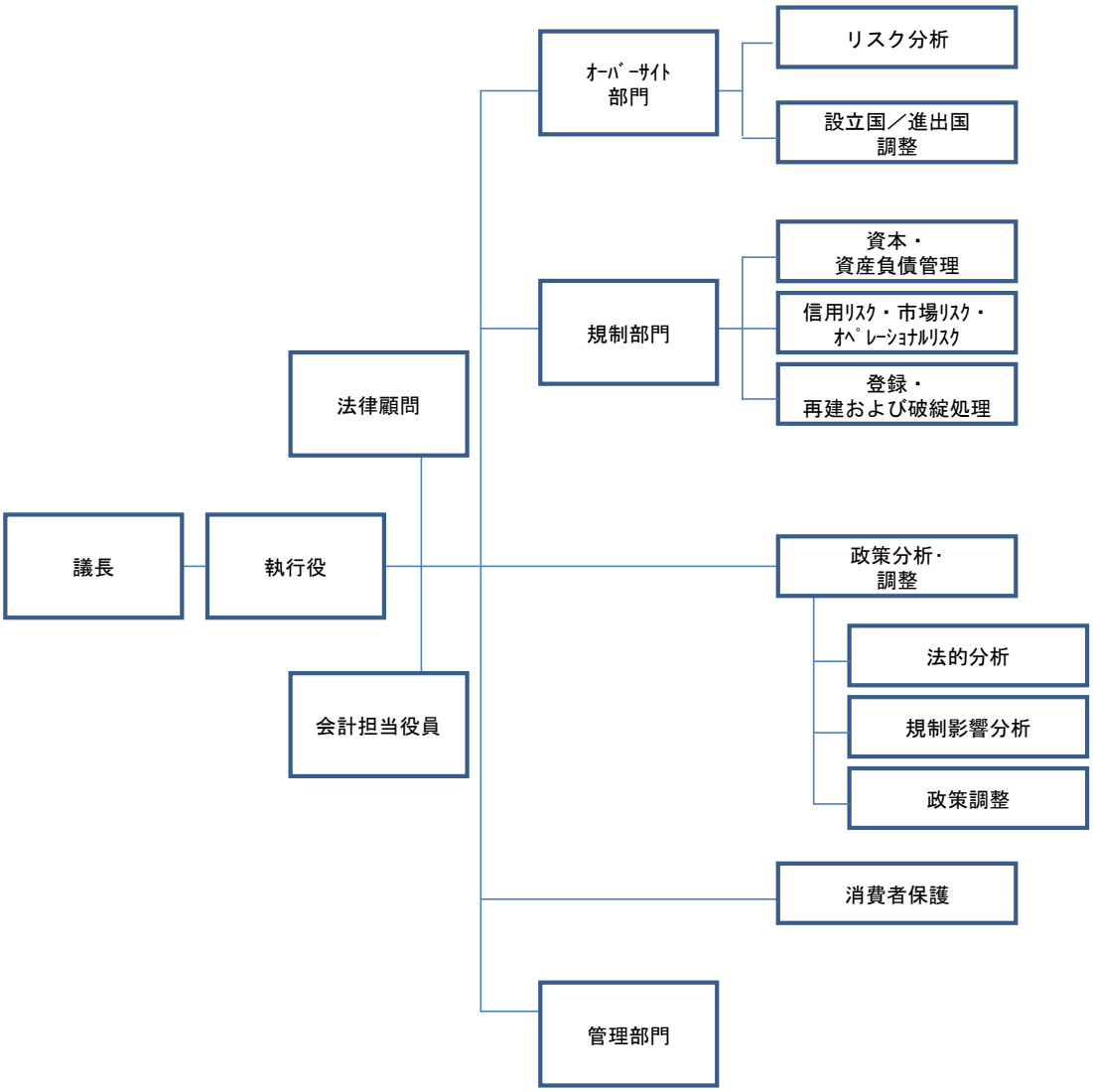

出所：EBA , 2012 Annual Report

⑤ 職員数

欧州銀行監督機構の職員数は以下のとおりである。

図表　EU- 5　　欧州銀行監督機構の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		94
うち	検査に従事する職員	−
	国際部門の職員	NA

出所：EBA, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

欧州銀行監督機構の収入は、以下の(a)～(c)から成る（欧州銀行監督規則第 62 条）。

(a)　各加盟国の銀行監督機関からの拠出金（obligatory contributions）

(b)　EU の一般会計からの補助金（subsidy）

(c)　欧州銀行監督機構への手数料（fee、いずれかの EU 法によって規定されるもの）

図表　EU-6　　欧州銀行監督機構の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：百万ユーロ）

		金額
収入		19.2
	欧州委員会からの補助金	7.6
	加盟国監督機関からの拠出金	11.0
	EFTA加盟国からの拠出金	0.3
	その他の収入	0.3
支出		18.4

出所：EBA, 2012 Annual Report

（３）　欧州証券市場監督機構

① 根拠法

欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority、ESMA）は、欧州証券市場監督機構設立規則（Regulation No.1095/2010, 以下、欧州証券監督規則という）に基づき、2011 年 1 月に設立された。

欧州証券市場監督機構は、EU の一機関であるのと同時に、EU とは独立した法人格を持つ（欧州証券監督規則第 5 条第 1 項）。

② 目的

欧州証券市場監督機構は、EU 域内における金融市場の安定と適切な機能とを促進し、

投資家を保護するための機関である。

また、欧州証券市場監督機構の目的は、欧州証券監督規則において「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性とに貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定している（欧州証券監督規則第１条第５項）。

③ 業務内容

欧州証券市場監督機構の担当する業務は欧州証券監督規則第８条第１項にて列挙されている。そのうち、主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立

  欧州証券市場監督機構は、EU 域内において一貫した規制が適用されるよう、ガイドライン・勧告・規則草案の作成や、EU 法令としての効力を有する「規制の技術基準（regulatory technical standards）」の制定・実施を行う。

  規制の制定手続きについては、EUⅡ３（２）欧州監督機構による規制制定を参照のこと。

- EU における規制の一貫した適用を確保すること。

- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。

- 欧州システミック・リスク評議会と緊密に協調すること。

  特に、同評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。

- 一貫性のある監督を強化するため、各加盟国の監督機関の間でのピア・レビューを組織・実施すること。

- 担当分野における市場の動向をモニターし、評価すること。

- 欧州証券市場監督機構の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。

- 投資家の保護を促進すること。

- 監督カレッジが首尾一貫して機能するようにすること、システミック・リスクのモニタリング、評価・計測、金融機関の再建・破綻処理計画のコーディネート、投資家保護のための措置を提供すること、金融市場参加者の破綻処理に向けた手法の開発と資金を供給するメカニズムの必要性の検討。

- 欧州証券監督規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。

- 公衆によって簡単に情報にアクセスできることを保証するために、活動領域に関する情報、とりわけ担当分野で、登録市場参加者に関する情報をウェブサイト上に公表し、定期的に更新すること。
- 適切な方法により、欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators,CESR）から、すべての既存かつ進行中の業務を継承すること。

④ 組織

欧州証券市場監督機構は、以下の機関により構成される（欧州証券監督規則第 6 条）。

a) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

欧州証券市場監督機構の主たる決定機関であり、すべての政策的決定を行う。

構成メンバーは以下のとおりである（欧州証券監督規則第 40 条第 1 項）。

- 議長（議決権は持たない）
- 各加盟国において金融市場参加者の監督を所管する国家機関の長
- 欧州委員会の代表者 1 名（議決権は持たない）
- ESRB の代表者 1 名（議決権は持たない）
- 欧州保険年金監督機構[234]、欧州銀行監督機構[235]の代表者各 1 名（議決権は持たない）

b) 管理理事会（Management Board）

欧州証券市場監督機構議長、および、監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー6 名により構成される（欧州証券監督規則第 45 条）。

欧州証券市場監督機構の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、年次報告書の作成・提出を行う（欧州証券監督規則第 46 条）

c) 議長（Chairperson）

議長は欧州証券市場監督機構の代表権を持つほか、独立した専任の専門職であり、監督当局理事会によって任命される。

また、欧州議会は、監督当局理事会による選出後の 1 ヶ月間、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（欧州証券監督規則第 48 条）。

議長の任期は、5 年で 1 度に限り延長が可能である（欧州証券監督規則第 48 条）。

[234] EUⅡ２（４）欧州保険年金監督機構を参照のこと。
[235] EUⅡ２（２）欧州銀行監督機構を参照のこと。

d)　執行役（Executive Director）

執行役は、欧州証券市場監督機構の管理運営を行う独立した専任の専門職であって、欧州議会による執行役の承認後、監督当局理事会によって任命される。執行役の任期は、5 年で 1 度に限り延長が可能である（欧州証券監督規則第 51 条）

e)　不服申し立て処理委員会（Board of Appeal）

欧州証券市場監督機構の決定の名宛人、およびこの決定に直接かつ個別に関係する自然人および法人（各加盟国の金融監督機関も含む）は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。

不服申し立て処理委員会は、申し立てに十分な根拠があるかを判断した上で、当該決定の確認、あるいは、担当部局への差戻しを行う（欧州証券監督規則第 60 条）。

また、不服申し立て処理委員会は、欧州銀行監督機構、欧州保険年金監督機構、欧州証券市場監督機構の 3 機関が合同で設置し、6 名のメンバー、および 6 名の補欠により構成される。

メンバーは、金融に関連する十分な知識と業務経験、および法律の専門知識を持つ個人で、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、当該リストから 3 機関がそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する（欧州証券監督規則第 58 条）。

欧州証券市場監督機構の組織図は以下のとおりである。

図表　EU-7　　欧州証券市場監督機構の組織図

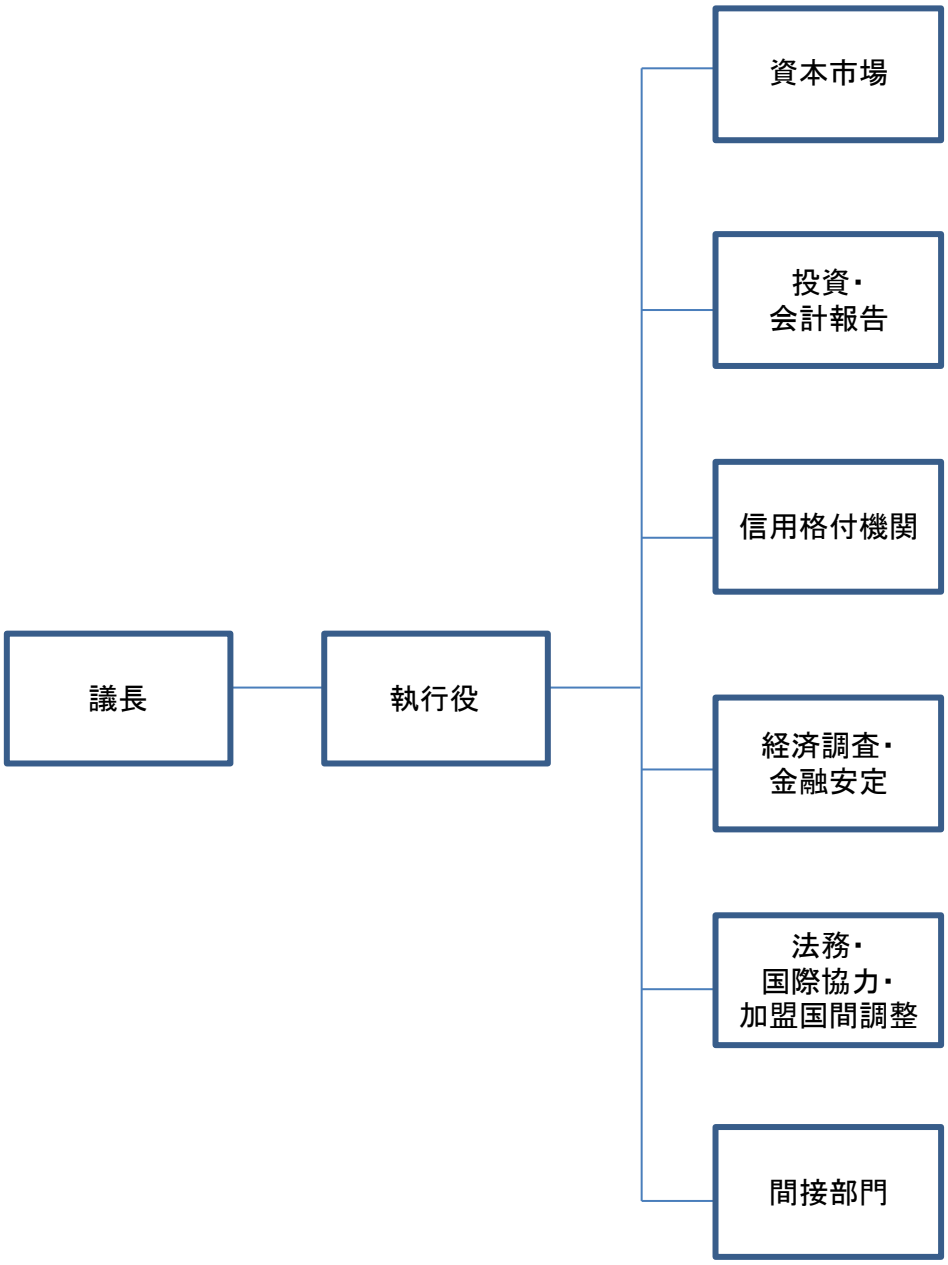

出所：ESMA, 2012 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

欧州証券市場監督機構の職員数は下表のとおりである。

図表　EU-8　　欧州証券市場監督機構の職員数
（2012 年末）

		職員数
全職員		99
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

出所：ESMA, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

欧州証券市場監督機構の予算規模は下表のとおりである。

図表　EU-9　　欧州証券市場監督機構の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：百万ユーロ）

			金額
業務運営収入			17.0
	管理業務からの収入		0.1
	拠出金		13.8
		EU加盟国監督機関からの拠出金	8.8
		欧州委員会からの拠出金	4.6
		オブザーバー国監督機関からの拠出金	0.4
	監督対象機関からの賦課金		3.0
	その他業務収入		0.0
業務運営支出			13.6

出所：Final Annual Accounts of the ESMA, 2012

（４） 欧州保険年金監督機構

① 根拠法

欧州保険年金監督機構（European Insurance and Occupational Pension Authority）は、欧州保険年金監督機構設立規則（Regulation No.1094/2010, 以下、欧州保険監督規則という）に基づき、2011 年 1 月に設立された。

欧州保険年金監督機構は、EU の一機関であるのと同時に、EU とは独立した法人格を持つ（欧州保険監督規則第 5 条第 1 項）。

② 目的

欧州保険年金監督機構は EU 域内の保険部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関である。欧州保険監督規則では、欧州保険年金監督機構の目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定している（欧州保険監督規則第 1 条 6 項）。

③ 業務内容

欧州保険年金監督機構の担当する業務は、欧州保険監督規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。そのうち、主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立

  欧州保険年金監督機構は、EU 域内の保険会社に対して一貫した規制が適用されるよう、ガイドライン・勧告・規則草案の作成や、EU 法令としての効力を有する「規制の技術基準（regulatory technical standards）」の制定・実施を行う。

  規制の制定手続きについては EUⅡ３（２）欧州監督機構による規制制定を参照のこと。

- EU における規制の一貫した適用を確保すること。

- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。

- 欧州システミック・リスク評議会と緊密に協調すること。

  特に、同評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。

- 一貫性のある監督を強化するため、各加盟国の監督機関の間でのピア・レビューを組織・実施すること。

- 担当分野における市場動向をモニターし、評価すること。

- 欧州保険年金監督機構の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。
- 保険契約者、年金利用者や受益者の保護を促進すること。
- 監督カレッジが首尾一貫して機能するようにすること、システミック・リスクのモニタリング、評価および計測、保険会社の再建・破綻処理計画のコーディネート、保険契約者や受益者保護のための措置を提供すること。
- 欧州保険監督規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。
- 公衆によって簡単に情報にアクセスできることを保証するために、活動領域に関する情報、とりわけ担当分野で、保険会社や保険仲介者に関する情報をウェブサイト上に公表し、定期的に更新すること。
- 適切な方法により、欧州保険・年金監督者委員会（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors,CEIOPS）から、すべての既存かつ進行中の業務を継承すること。

④ 組織

欧州保険年金監督機構は、以下の機関により構成される（欧州保険監督規則第 6 条）。

a) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

欧州保険年金監督機構の主たる決定機関であり、すべての政策的決定を行う。

構成メンバーは以下のとおりである（欧州保険監督規則第 40 条第 1 項）。

- 議長（議決権なし）
- 各加盟国において保険会社や保険仲介者の監督を所管する国家機関の長
- 欧州委員会の代表者 1 名（議決権なし）
- ESRB の代表者 1 名（議決権なし）
- 欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督機構の代表者各 1 名（議決権なし）

b) 管理理事会（Management Board）

欧州保険年金監督機構議長、および監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー6 名により構成される（欧州保険監督規則第 45 条）。

欧州保険年金監督機構の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、および年次報告書の作成・提出といった業務を行う（欧州保険監督規則第 46 条）。

c) 議長（Chairperson）

議長は、欧州保険年金監督機構の代表権を持ち、独立した専任の専門職として監督当局理事会によって任命される（欧州保険監督規則第 48 条）。

監督当局理事会による選出の後 1 ヶ月の間、欧州議会は、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（欧州保険監督規則第 48 条）。

議長の任期は、5 年で、1 度に限り延長が可能である（欧州保険監督規則第 48 条）。

d) 執行役（Executive Director）

執行役は、欧州保険年金監督機構の管理運営を行う、独立した専任の専門職である（欧州保険監督規則第 51 条）。

執行役は、欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される。執行役の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（欧州保険監督規則第 51 条）。

e) 不服申し立て処理委員会（Board of Appeal）

欧州保険年金監督機構の決定の名宛人、この決定に直接かつ個別に関係する自然人、法人（各加盟国の金融監督機関も含む）は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。不服申し立て処理委員会は、十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、担当部局への差戻しを行う（欧州保険監督規則第 60 条）。

不服申し立て処理委員会は、欧州銀行監督機構、欧州保険年金監督機構、欧州証券市場監督機構の 3 機関が合同で設置し、6 名のメンバー、および 6 名の補欠により構成される。

メンバーは、金融に関連する十分な知識と業務経験、および法律の専門知識を持つ個人で、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、当該リストから 3 機関がそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する（欧州保険監督規則第 58 条）。

欧州保険年金監督機構の組織図は以下のとおりである。

図表　EU-10　欧州保険年金監督機構の組織図

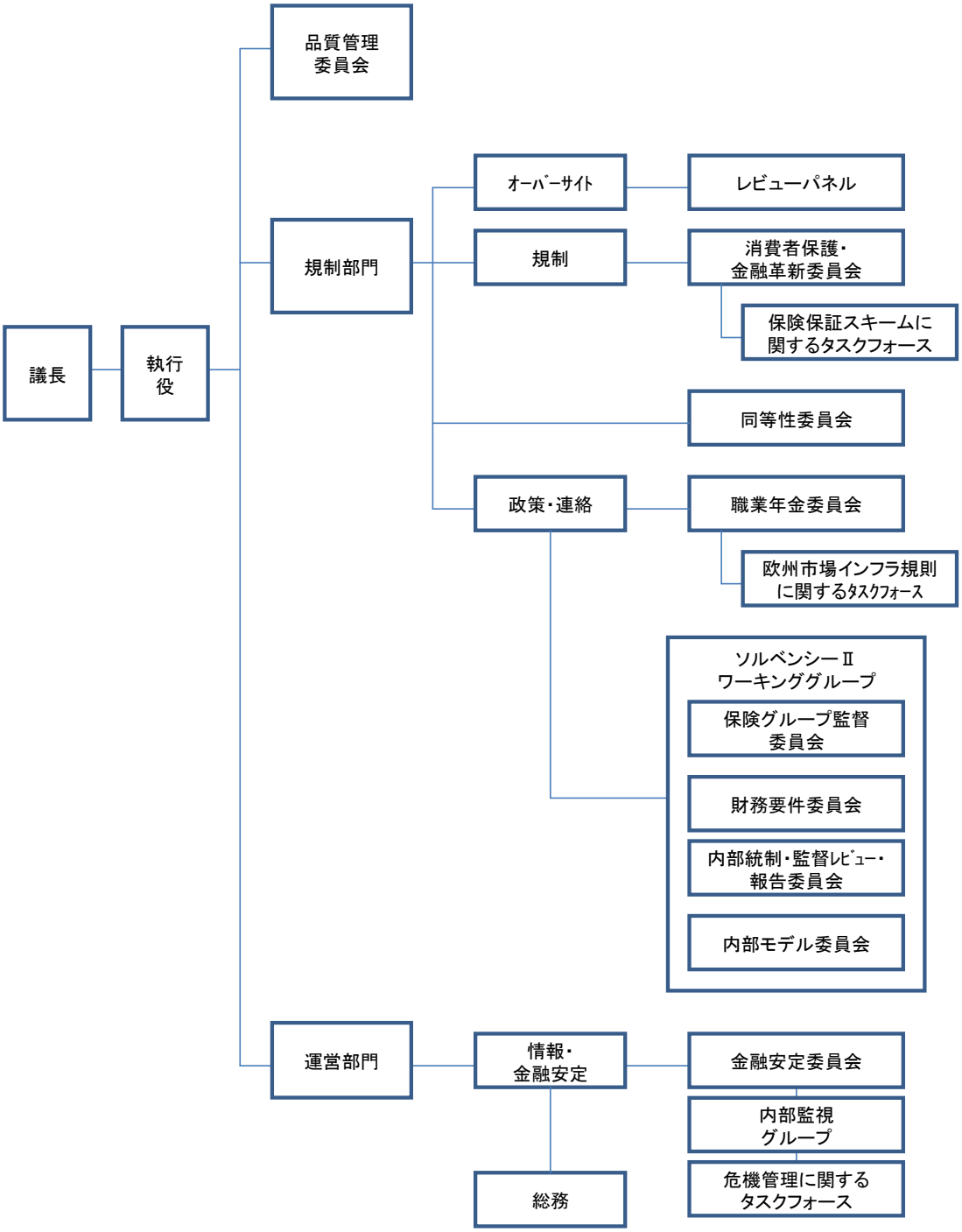

出所：EIOPA, 2012 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

欧州保険年金監督機構の職員数は下表のとおりである。

図表　EU-11　欧州保険年金監督機構の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		91
うち	検査に従事する職員	－
	国際部門の職員	NA

出所：EIOPA, 2012 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

欧州保険年金監督機構の予算規模は以下のとおりである。

図表　EU-12　欧州保険年金監督機構の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：百万ユーロ）

		金額
業務運営収入		14.2
	加盟国監督機関からの拠出金	8.7
	欧州委員会からの拠出金	5.5
	その他収入	0.0
	為替差益	0.0
業務運営支出		11.2

出所：Final Accounts of the EIOPA, 2012

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法令

① 法体系

EU の法体系は以下の 4 種類から成る。

- 指令（Directive）
  法的拘束力を有する。加盟国に対して達成目標と義務を与えるものであり、その目的に従って、各国がそれぞれの国内法を整備しなければならない。
- 規則（Regulation）
  全加盟国に対して直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。
- 決定（Decision）
  特定の対象に対して直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。
- 勧告（Recommendation）
  法的拘束力を持たない。

② 立法過程

EU では、欧州委員会が提出した法案を欧州連合理事会と欧州議会とが共同で採択するという形で、法律の制定が行われる 。

法案提出権は、特別の場合を除き、欧州委員会が独占している。欧州連合理事会や欧州議会は、欧州委員会に法案提出を要請することはできるものの、法案を提出するか否かは欧州委員会の裁量となる。

なお、欧州委員会において金融規制・監督に関連する企画機能を担っている部門は、域内市場サービス総局（Internal Market and Services Directorate General, DG MARKT）である。

EU の立法手続きは、欧州議会の共同決定を必要とする「通常立法手続き」と、共同決定を必要としない「特別立法手続き」とがある。

a) 通常立法手続き
   通常立法手続きにおける欧州議会での審議は、三読会制が採られている。
   - まず、欧州議会の第一読会で法案を審議し、欧州連合理事会に修正案を提出する。

- 欧州連合理事会は、修正案に対する賛否を決定する。
- 欧州連合理事会により法案が修正された場合には、欧州議会にて第二読会が開かれる。
- 第二読会で欧州議会と欧州連合理事会とが合意できない場合には、調停委員会が開催される。

b) 特別立法手続き

特別立法手続きには、諮問手続きと同意手続きとがある。

i. 諮問手続き

欧州委員会による法案提出後、欧州議会の諮問を経て、欧州連合理事会が法案を採択する。欧州議会の賛否表明や修正案には法的拘束力がない。

ii. 同意手続き

欧州委員会による法案提出後、欧州議会の同意を得て、欧州理事会が法案の採択を行う。ただし、欧州議会は法案に対する賛否を表明することができるものの、修正を求めることはできない。

③ EU 法と加盟国国内法との関係

EU における加盟国間での金融規制・監督の調和に向けては、従来は「指令」を用いることが多かった。「指令」による立法化の基本的な流れは以下のとおりであり、各加盟国において、実施のための国内法を整備する必要がある。

1. 欧州委員会が提案
2. 欧州議会と欧州連合理事会の共同決定により指令が成立
3. 指令に基づき各加盟国で制定法を調整
4. 欧州委員会が各加盟国での実施状況を監視
5. 場合によっては、委員会や各方面からの提訴を受けて欧州司法裁判所が判決を下す（加盟国不作為の改善命令）
6. 改善措置の実施

しかし、金融危機後の EU 金融制度改革において EU 域内での金融規制・監督の統一性を強化しようとする中で、EU レベルで制定される「規則」を直接、各加盟国に適用しようとするケースも増えてきている。

例えば、金融機関の自己資本規制は、資本要件指令（2006/48/EC）をはじめとする「指令」に基づいて行われていたが、最新の改正である第 4 次資本要件指令（CRD4）では、規制対象である金融機関に直接適用される「規則（資本要件規則、Capital Requirement Regulation）」において健全性基準が規定されるようになった。

以下では、金融規制・監督に係る主な EU 法を、「指令」によるものと「規則」によ

るものとに分けて列記している。

- 「指令」によるもの（各加盟国において、実施のための国内法を整備）
  - 第 4 次資本要件指令（4th Capital Requirement Directive, CRD IV）
  - 金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）
  - 生命保険統合指令（Life Insurance Directive）
  - 第 3 次損害保険指令（3rd Non-Life Insurance Directive）
  - 保険仲介業務指令（Insurance Mediation Directive）
  - 市場不正行為指令（Market Abuse Directive）

- 規則によるもの
  - 資本要件規則（Capital Requirement Regulation, CRR）
  - 欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation, EMIR）
  - 格付機関規則（Credit Rating Agencies Regulation）

（２） 欧州監督機構による規制制定

① 規制制定権

EU 金融制度改革では、新たに設立された EU レベルの金融監督機関である欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督機構、欧州保険年金監督機構の 3 機関（「欧州監督機構（European Supervisory Authorities」と総称）に対し、EU 全体に対して適用される「規制の技術基準（regulatory technical standards）」、実施細則にあたる「運用の技術基準（implementing technical standards）」を制定する権限が与えられた。

規制の技術基準の制定は、欧州議会および欧州理事会による欧州委員会への委任立法（EU 作用条約第 290 条）の形式による。

規制の技術基準は、戦略的な決定、あるいは政治的な選択を含意するものであってはならず、技術的なものでなければならない（欧州銀行監督規則第 10 条第 1 項、欧州保険監督規則第 10 条第 1 項、欧州証券監督規則第 10 条第 1 項）。

② 規制制定の手続き

欧州監督機構による規制制定の手続きは以下のとおりである（欧州銀行監督規則第 10 条第 1 項、欧州保険監督規則第 10 条第 1 項、欧州証券監督規則第 10 条第 1 項）。

- 欧州監督機構が規制の草案を作成する。
- 欧州監督機構は作成した草案に対し公開コンサルテーションを実施し、また、規制案の費用便益分析を行う。さらに欧州監督機構は、監督対象機関や消費者、金融機関利用者の代表により構成される関係者グループ（stakeholder group）に対し、意見を求めなければならない。

- 欧州監督機構は規制草案を欧州委員会に提出する。
- 欧州委員会は規制草案を欧州議会と欧州理事会とに回付し、3 ヶ月以内にこれを承認するか否かを決定する（一部のみの承認も可）。
- 欧州委員会は、草案を承認しない場合、その理由や変更案を付して欧州監督機構に差し戻す。
- 欧州監督機構は 6 週間以内に草案を修正し、欧州委員会に再提出する。欧州監督機構が 6 週間以内に修正草案を提出しない場合、欧州委員会は自らで必要な修正を加えた後にこれを承認、あるいは否決することができる。

制定された規制の技術基準は、EU の「規則」または「決定」としての効力を持ち、官報（Official Journal of the European Union）への掲載日をもって発効する（欧州銀行監督規則第 10 条第 4 項、欧州保険監督規則第 10 条第 4 項、欧州証券監督規則第 10 条第 4 項）。

４． 免許付与等

（１） 信用機関

① 認可（authorisation）

a) 認可付与

加盟国は、信用機関が業務を開始する前に、認可を取得することを義務付けなければならないとされている（資本要件指令[236] 第 6 条）。

信用機関が法人である場合には、登記上の事業所（原則として本店）が存在する加盟国において信用機関の監督を担当する監督機関（以下、銀行監督機関という）から認可を取得する。

法人でない信用機関の場合は、本店の置かれている加盟国の銀行監督機関から認可を取得する。加盟国は信用機関に対し、常に自国内に本店を置き、実際にそこで営業活動を行うよう義務付けなければならない（資本要件指令 前文(10)、第 11 条第 2 項）。

b) 認可要件

認可の付与にあたっては、以下のような要件が設けられている。

- 500 万ユーロ以上の自己資金を永続的に維持すること（資本要件指令 第 9 条、第 10 条）。
- 良好な評判と業務経験とを十分に有する業務執行権者が 2 名以上存在すること（資本要件指令 第 11 条第 1 項）。
- 信用機関の堅実・健全な経営を確保する必要を考慮した上で、銀行監督機関が当該信用機関に対して一定規模以上の出資をする者の適格性について認めていること（資本要件指令 第 12 条第 2 項）。
- 信用機関と他の自然人または法人との間に緊密な関係（close links） がある場合に、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げとならないこと。

  第三国の法令や執行上の困難によって、監督機能の有効な実施が妨げられる場合にも、加盟国の銀行監督機関は当該信用機関に対して認可を付与してはならない（資本要件指令 第 12 条第 3 項）。

---

236 正式名称は”DIRECTIVE 2006/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2006 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions”である。Capital Requirements Directive (CRD)と略称される。

なお、加盟国の銀行監督機関は、信用機関に対して付与した認可について、欧州委員会に通知しなければならない（資本要件指令　第 14 条）。

② 変更・取消

各加盟国の銀行監督機関は、以下に該当する場合にのみ、信用機関への認可の取消を行うことができる（資本要件指令　第 17 条）。

(a) 認可の取得後 12 ヶ月以内に業務を開始しない場合、明示的に認可を放棄した場合、または 6 ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。
(b) 虚偽の申告に基づいて、あるいは他の不正規な手段によって認可を取得した場合。
(c) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。
(d) 十分な自己資本をもはや保有していない場合、あるいは債権者に対して債務を履行することが望めない場合、特に、委託されている資産の安全性をもはや確保できない場合。
(e) 国内法によって認可の取消の対象となる事由に該当する場合。

③ 単一免許制度（相互承認）

信用機関は、本店の所在国において認可を取得すると、EU 域内の他の国においても、以下に列挙する金融サービスを提供することができる（資本要件指令　第 23 条）。これを相互承認（mutual recognition）といっている。

- 相互承認の対象となる業務（資本要件指令　付属規定 I ）
  - 預金および他の払い戻し可能な資金の受入
  - 貸付（消費者信用、抵当信用、ファクタリング、商業信用（ウィズリコース・ノンリコースとも）など）
  - 金融リース
  - 送金サービス
  - 支払手段（クレジットカード、トラベラーズチェック、銀行小切手など）の発行および管理
  - 支払保証および融資枠
  - 自己勘定、または顧客勘定における、以下の金融商品のトレーディング業務（短期金融市場商品、外国為替、金融先物・オプション、為替および金利に基づく金融商品、譲渡可能な有価証券）
  - 有価証券発行への参加、および有価証券発行に関連するサービスの提供
  - 企業への助言業務、および合併・企業買収に関連するサービス
  - 短期金融市場商品の媒介
  - ポートフォリオ管理および助言

- 有価証券の保管・管理
- 信用照会サービス
- カストディサービス

a) 他の加盟国に支店を設立する際の手続き

信用機関が他の加盟国内に支店を設立してサービス提供を行う場合には、以下のような手続きが必要となる。

i. 認可付与国の銀行監督機関への通知

他の加盟国に支店を設立しようとする信用機関は、以下の情報を添付して、認可付与国の銀行監督機関に対して通知を行う（資本要件指令　第 25 条第 1 項、第 2 項）。

(a) 支店を設立しようとする国
(b) 実施する業務の種類や支店の組織構成について記載した業務計画
(c) 進出先国において、文書類の入手が可能な住所
(d) 支店の管理責任者の氏名

ii. 認可付与国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付

通知を受けた銀行監督機関は、当該信用機関の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 ヶ月以内にこれらの情報を進出先国の銀行監督機関に伝達する。

また、認可付与国の銀行監督機関は、当該信用機関の自己資本、および規制上要求される資本の水準についても、進出先国の銀行監督機関に伝達する（資本要件指令　第 25 条第 3 項）。

iii. 進出先国の銀行監督機関から信用機関への通達

進出先国の銀行監督機関では、上記 ii の情報を受領してから 2 ヶ月以内に、信用機関の監督を行う準備をし、必要に応じて、当該信用機関が自国内で行う業務について条件を付すことができる。

信用機関は、進出先国の銀行監督機関からの通達（communication）の受領をもって、当該国内に支店を設立して業務を開始することができる（資本要件指令　第 26 条第 1 項、第 2 項）

iv. 支店設立の拒絶

認可付与国の銀行監督機関は、信用機関から他の加盟国での支店設立についての通知を受領した後、進出先国の銀行監督機関への情報回付を拒絶し、支店設立を拒否することができる。その場合、当該銀行監督機関は通知の受

領から 3 ヶ月以内に、信用機関に対して拒否の理由を説明しなければならない（資本要件指令　第 25 条第 4 項）。

b)　他の加盟国でサービスを提供する際の手続き

i.　認可付与国の銀行監督機関への通知

信用機関が他の加盟国において支店を設立せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、認可付与国の銀行監督機関に対し、その旨を通知しなければならない（資本要件指令　第 28 条第 1 項）。

ii.　認可付与国の銀行監督機関から、進出先国の銀行監督機関への情報回付

認可付与国の銀行監督機関は、当該通知を受理してから 1 ヶ月以内に、進出先国の銀行監督機関に対して当該通知を回付する（資本要件指令　第 28 条第 2 項）。

（２）　投資サービス会社

① 認可（authorisation）

a)　認可

各加盟国は、正規の職業、あるいは業として投資サービスまたは投資活動を実施することに対し、事前に認可を取得するよう義務付けなければならない（金融商品市場指令　第 5 条第 1 項）。

投資サービス会社が法人である場合には、登記上の事業所である本店の存在する加盟国において投資サービスの監督を担当する監督機関（以下、証券監督機関という）から認可を取得する。

法人でない、あるいは国内法により登記上の事業所を持たない法人である投資サービス会社の場合は、本店（実際に業務を行っていなければならない）の置かれている加盟国の証券監督機関から認可を取得する（金融商品市場指令　第 5 条第 4 項）。

投資サービス会社は、認可を受けるにあたって、投資サービスに該当する業務[237]の中から実施できる業務についての指定を受ける（金融商品市場指令　第 6 条）。

b)　認可要件

投資サービス会社の認可の要件としては、以下のようなものがある。

- 良好な評判と業務経験とを十分に有する業務執行権者が 2 名以上存在すること（金融商品市場指令　第 9 条）。

[237]　投資サービスに該当する業務については、EUⅡ１（２）投資サービス会社を参照のこと。

- 投資サービス会社の堅実・健全な経営を確保する必要を考慮した上で、証券監督機関が、当該投資サービス会社に対して一定規模以上の出資をする者の適格性について認めていること（金融商品市場指令　第 10 条第 1 項）。
- 投資サービス会社と他の自然人または法人との間に緊密な関係（close links）[238]がある場合に、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（金融商品市場指令　第 10 条第 1 項）。
- 当初資本金の要件（指令 93/6/EEC に規定）を満たしていること（金融商品市場指令　第 12 条）
- 投資サービス業務を適切に実行するための組織上の要件を満たしていること（金融商品市場指令　第 13 条）。

② 変更・取消

a)　認可の変更

投資サービス会社は、認可の取得時に指定を受けたもの以外に業務範囲を拡張したい場合には、認可の追加申請を行わなければならない（金融商品市場指令　第 6 条）。

b)　認可の取消（withdrawal）

以下のような場合、加盟国の証券監督機関は、投資サービス会社に対する認可を取り消すことができる（金融商品市場指令　第 8 条）。

(a)　認可の取得後 12 ヶ月以内に業務を開始しない場合、明示的に認可を放棄した場合、または 6 ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。

(b)　虚偽の申告に基づいて、あるいは他の不正規な手段によって認可を取得した場合。

(c)　認可のための条件がもはや満たされていない場合。

(d)　投資サービス会社の営業条件について規定する法令への重大、かつ組織的な違反行為があった場合。

(e)　国内法によって認可の取消の対象となる事由に該当する場合。

③ 単一免許制度

投資サービス会社の認可は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において認可を取得した信用機関は、EU 域内のいずれの国においても当該認可によって認められている投資サービスの提供または投資活動を行うことができる（金融商品市場指令　第

238　「緊密な関係」とは、2 以上の自然人または法人が、議決権または資本金の 20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（金融商品市場指令　第 4 条(31)）。

6 条第 3 項)。

a)　他の加盟国に支店を設立する際の手続き

投資サービス会社が他の加盟国に支店を設立する場合には、認可を受けた国の証券監督機関に対して通知を行わなければならない。

証券監督機関は、当該投資サービス会社の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、当該通知を受理してから 3 ヶ月以内にこれらの情報を進出先国の証券監督機関に伝達し、これの受理をもって、当該投資サービス会社は支店の設立および業務開始が可能になる。

認可付与国の証券監督機関は、支店の設立に問題があると判断すれば情報の伝達を却下することも可能であるが、この場合は通知の受理から 3 ヶ月以内に、投資サービス会社に対して、却下の理由を説明する必要がある（金融商品市場指令　第 32 条)。

b)　支店を設置せずに他の加盟国でサービスを提供する際の手続き

投資サービス会社は、他の加盟国において最初に業務を開始する際、あるいは他の加盟国において実施する業務の範囲を変更する際に、認可を受けた国の証券監督機関に対し、業務を行う国、実施業務、当該国内にて専属代理人（tied agent）を用いる意図の有無について通知を行わなければならない。

認可付与国の金融監督機関は、進出先国の証券監督機関に対し、当該通知を受理してから 1 ヶ月以内にこれらの情報を伝達する。当該情報の受理をもって、投資サービス会社は進出先国でのサービス提供開始が可能になる（金融商品市場指令　第 31 条)。

（３）　生命保険会社

① 認可（authorisation）

a)　認可

生命保険業務を営むにあたっては、本店所在国の保険監督機関から認可を受けなければならない（生命保険統合指令　第 4 条)。

認可は、取り扱いが可能な保険種別を指定した上で付与される。国内法によって、これらの保険種別の複数を同時に取り扱うことが可能とされている場合、保険監督機関は複数の保険種別を取り扱う認可を付与してもよい（生命保険統合指令　第 5 条)。

- 生命保険業の認可において指定される保険種別（生命保険統合指令　付属規定Ⅰ）
  - I.　死亡、年金、生命保険会社が営む付加的な保険（個人向け障害保険など）

II. 婚姻、出産

III. 投資ファンドにリンクした生命保険および年金保険

IV. 終身健康保険

V. トンチン年金

VI. 元金償還保険（capital redemption operations）

VII. 集団年金基金の管理

VIII. 集合的性格のオペレーション（生存給付金付生命保険。フランス保険法典の Book IV Title 4 Chapter 1 で言及されているもの）

IX. 加盟国の社会保険法制に基づいて規定・提供される、人間の寿命に関連した業務（国内法に則り、生命保険会社が自社のリスクにおいて実行・管理している場合）

b) 認可要件

生命保険会社の認可の要件は以下のとおりである（生命保険統合指令　第 6 条第 1 項）。

(a) 規定されている会社形態にて設立されていること。

(b) 事業目的を生命保険業務、およびそれに直接由来する業務に限定していること。その他の商業的業務は認められない。

(c) 定められた項目に沿った業務計画を提出していること。

(d) 定められた最低保障基金を保有していること。

(e) 良好な評判と、十分な業務上の資格または経験を有する者によって有効に運営されていること。

加えて、生命保険会社、自然人または法人との間に緊密な関係（close links）[239] が存在する場合、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げにならない限り、保険監督機関は認可を与えてもよい（生命保険統合指令　第 6 条第 2 項）。

② 変更・取消

保険監督機関は、以下のような場合に、生命保険会社に付与した認可を取り消すことができる（生命保険統合指令　第 39 条）。

(a) 認可の取得後 12 ヶ月以内に業務を開始しない場合、明示的に認可を放棄した場合、または 6 ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。

(b) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。

(c) 支払余力が基準を下回った場合に提出する再建計画や資本調達計画において要求されている措置を、期限内に達成することができない場合。

(d) 規制条の義務の履行において重大な遅滞がある場合。

---

239 「緊密な関係」とは、2 以上の自然人または法人が、議決権または資本金の 20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（生命保険統合指令　第 1 条(r)）。

③ 単一免許制度

生命保険会社の認可は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において認可を取得した生命保険会社は、支店の設立、またはサービスの提供を通じて、他の加盟国においても生命保険業務を行うことができる（生命保険統合指令　第 5 条第 1 項）。

a)　他の加盟国に支店を設立する際の手続き

生命会社が他の加盟国に支店を設立する場合には、認可を受けた国の保険監督機関に対して通知を行わなければならない。

保険監督機関は、当該生命保険会社の管理態勢の適正性や財政状況、業務執行権者や公認代理人の評判や業務上の資格・能力に特段の問題がなければ、通知受領後 3 ヶ月以内に、当該生命保険会社から提出される情報を進出先国の保険監督機関に伝達する。

また、認可付与国の保険監督機関は、当該生命保険会社の支払余力の最低基準についても、進出先国の保険監督機関に伝達する。

さらに、進出先国の保険監督機関では、情報を受領してから 2 ヶ月以内に、必要に応じ、当該生命保険会社が自国内で行う業務についての条件を付すことができる。生命保険会社は、進出先国の保険監督機関からの通達（communication）の受領をもって、当該国内に支店を設立して業務を開始することができる。

なお、認可付与国の保険監督機関は、生命保険会社から他の加盟国での支店設立についての通知を受領後、進出先国の保険監督機関への情報伝達を拒絶し、支店設立を拒否することができる。保険監督機関は、通知受領から 3 ヶ月以内に、生命保険会社に対して、拒否理由を説明しなければならない（生命保険統合指令第 40 条）。

b)　支店を設置せずに他の加盟国でサービスを提供する際の手続き

生命保険会社が、他の加盟国において支店を設置せずにサービスを提供する場合、認可付与国の保険監督機関その旨を通知しなければならない。その際、取り扱う予定の契約の性質についても通知が必要となる（生命保険統合指令　第 41 条）。

認可付与国の保険監督機関は、通知を受けてから 1 ヶ月以内に、当該生命保険会社がサービスの提供を予定している加盟国に対して以下の情報を通知するとともに、当該生命保険会社に対してもその旨を通知する（生命保険統合指令　第 42 条）。

(a)　当該生命保険会社が支払余力の最低基準を満たしていることを示す証明。
(b)　当該生命保険会社が認可において取り扱いを認められている保険種別。
(c)　当該生命保険会社が提供を予定している契約の性質。

生命保険会社は、認可付与国の保険監督機関からの通知に記載された期日をもって、サービスの提供を開始することができる（生命保険統合指令　第 42 条）。

なお、認可付与国の保険監督機関は、上記の情報を進出先国の保険監督機関に伝達することを却下し、当該生命保険会社による他の加盟国でのサービス提供を拒否することもできる。

この場合、通知受理から 1 ヶ月以内に、当該生命保険会社に対して却下の理由を説明する必要がある（生命保険統合指令　第 42 条第 2 項）。

（４）　損害保険会社

損害保険会社の認可についての規定は、第 1 次損害保険指令（73/239/EEC）[240]に置かれているが、同指令は 1992 年に成立した第 3 次損害保険指令（92/49/EEC）[241]により大きく改正された。以下では、第 3 次損害保険指令による改正後のものを「改正損害保険指令」といっている。

① 認可

a)　認可（authorisation）

損害保険会社は、本店所在国において、保険監督機関から認可を受けなければならない（改正損害保険指令第 6 条）。

認可は、取扱可能な保険種別を指定した上で付与される（改正損害保険指令　第 7 条）。

b)　認可要件

損害保険会社の認可の要件は、以下のとおりである（改正損害保険指令　第 8 条）。

(a)　規定されている会社形態[242]にて設立されていること。

(b)　事業目的を保険業務、およびそれに直接由来する業務に限定していること。その他の商業的業務は認められない。

(c)　定められた項目に沿った業務計画を提出していること。

240　FIRST COUNCIL DIRECTIVE of 24 July 1973 on the coordination of laws, Regulations and administrative provisions relating to the taking-up and pursuit of the business of direct insurance other than life assurance (73/239/EEC).

241　COUNCIL DIRECTIVE 92/49/EEC of 18 June 1992 on the coordination of laws, regulations and administrative provisions relating to direct insurance other than life assurance and amending Directive 73/239/EEC and 88/357/EEC (third non-life insurance Directive)

242　適法な会社形態は加盟国ごとに列記されている。たとえば英国における適法な会社形態には、株式有限責任会社（incorporated companies limited by shares）、保証有限責任会社（incorporated companies limited by guarantee）、産業・共済組合法に基づく登録組合（societies registered under the Industrial and Provident Societies Acts）、友愛組合法に基づく登録組合（societies registered under the Friendly Societies Act）、ロイズの引受人（Lloyd's underwriters）がある。

(d) 定められた最低保障基金を保有していること。
(e) 良好な評判と、十分な業務上の資格または経験を有する者によって有効に運営されていること。

② 変更・取消

a) 認可の変更

損害保険会社が取扱いの可能な保険種別を拡大したい場合、保険監督機関に対して認可の追加申請を行わなければならない。

また、損害保険会社は、支払余力の基準を満たしていること、拡大する保険種別に関連して最低保証基金の要求額が引き上げになる場合には、当該要求額を満たしていることの証明を提示することが求められる(改正損害保険指令　第8条第2項)。

b) 認可の取消（withdrawal）

保険監督機関は、以下の場合、損害保険会社に対する認可を取り消すことができる（改正損害保険指令　第 22 条)。

(a) 認可の取得後 12 ヶ月以内に業務を開始しない場合、明示的に認可を放棄した場合、または 6 ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。
(b) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。
(c) 財務健全化のための再建計画や資金調達計画において要求されている措置を期限内に実行できない場合。
(d) 規制上の義務の履行において重大な遅滞がある場合。

認可付与国の保険監督機関は、損害保険会社の認可を取り消した場合、他の加盟国の保険監督機関にその旨を通知し、損害保険会社が支店の設立やサービス提供の権利を行使して他の加盟国において新たに損害保険業務を開始することがないよう、適切な措置を講じなければならない（改正損害保険指令　第 22 条)。

③ 単一免許制度

損害保険会社の認可は EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において認可を取得した損害保険会社は、支店の設立、サービスの提供を通じて、他の加盟国においても損害保険業務を行うことができる（改正損害保険指令　第 7 条)。

他の加盟国に支店を設立する際の手続き（改正損害保険指令　第 10 条）および支店を設置せずに他の加盟国でサービスを提供する際の手続き（改正損害保険指令　第 14 条、第 16 条）は、生命保険会社の場合と同様である。EUⅡ４（３）③単一免許制度を参照のこと。

（５）　投資運用業者

投資運用業務（金融商品市場指令でいう「ポートフォリオ管理」）を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EUⅡ１（４）投資運用業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する認可等についてはEUⅡ４（２）投資サービス会社を参照のこと。

（６）　投資助言業者

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EUⅡ１（５）投資助言業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する認可等についてはEUⅡ４（２）投資サービス会社を参照のこと。

（７）　保険仲介業者

保険仲介業者（insurance intermediaries）は、保険仲介業務指令[243]に基づく規制を受ける。

① 登録

a)　登録

保険仲介業者は、設立国において金融監督機関への登録を行わなければならない（保険仲介業務指令　第３条）

b)　登録要件

保険仲介業者に対する職務上の要件（professional requirements）については、保険仲介業務指令　第４条に規定されている。金融監督機関は、登録事業者がこれらの要件を満たしているようにしなければならない（保険仲介業務指令　第３条第３項）。

- 保険仲介業者の職務上の要件（保険仲介業務指令　第４条）
  - 適切な知識および能力を有していること
  - 良い評判（good repute)を得ていること

[243] 正式名称は“DIRECTIVE 2002/92/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 December 2002 on insurance mediation”である。「保険仲介業務指令（insurance mediation directive）」と略称される。

- 所定の基準以上の補償額について、職業賠償保険（professional indemnity insurance）、または同等の保証を得ていること

② 変更・取消

各加盟国の金融監督機関は、職務上の要件を満たしていない保険仲介業者の登録を取り消すための措置を講じなければならないとされている。金融監督機関は定期的に、登録の有効性についてのレビューを実施しなければならない（保険仲介業務指令　第 3 条第 3 項）。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

① 監督機関

信用機関に対する健全性監督は、当該信用機関に認可を付与した国の金融監督機関が実施する（資本要件指令　第 40 条）。

② 監督手法

監督責任を有する金融監督機関は、信用機関のリスク管理体制のレビューを行い、信用機関が直面している、またはその可能性があるリスクについての評価を行わなければならない。

レビューや評価の実施頻度や度合い（intensity）については、当該信用機関の規模、システミックな重要性、性質、および業務の規模や複雑さを考慮して設定するが、少なくとも年次でアップデートしなければならないとされている（資本要件指令　第 124 条）。

③ 処分

加盟国は、信用機関、あるいは信用機関の業務を実質的に支配する者が法令に違反した場合に、自国の金融監督機関が処罰を科したり、当該違反をやめさせるための手段を講じたりすることができるような措置を講じなければならない（資本要件指令　第 54 条）。

（２） 証券監督機関の権限

① 投資サービス会社に対する権限

a) 監督機関

各加盟国は、証券業務分野における監督機能を担う公的機関を指定することとされており（金融商品市場指令　第 48 条）、こうして指定された機関が証券監督機関として、自国で認可を付与した投資サービス会社の監督を行う。

b) 監督手法

証券監督機関は、国内法に則って、報告徴求、立入検査の実施、法令違反行為の停止命令、資産の凍結または差し押さえ、業務停止命令など、監督業務を実施する

うえで必要な権限を行使することができなければならない（金融商品市場指令　第50条）。

c)　処分

投資サービス会社による法令違反行為に対し、各加盟国は認可の取消、あるいは刑事罰を科すことも可能である。また、それに加えて、証券監督機関が法令違反行為に対して適切な行政上の措置を講じたり、制裁を科すことも可能になっていなければならない（金融商品市場指令　第51条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

a)　監督機関

インサイダー取引および市場操作の取り締まりについて規定したEU指令（市場不正行為指令[244]）では、加盟国は、同指令を執行するための行政機関を1機関、指名しなければならないとしている（市場不正行為指令　第11条）。

b)　監督手法

指名された監督機関は、その役割を果たす上で必要な監督権限および調査権限をすべて与えられなければならない。少なくとも、当該監督機関には、以下の権限を与えなければならないとされている（市場不正行為指令　第12条）。

(a)　形式を問わず、文書にアクセスする権利、またそのコピーを受け取る権限。
(b)　業務に関係する命令の伝達や実施に継続的に関わる人々に対して情報を要求し、必要に応じ招集し審問する権限。
(c)　実地調査を行う権限。
(d)　現存する電話ないしトラフィックデータの記録を要求する権限。
(e)　この指令の履行に適用される規定に反する行為の中止を要求する権限。
(f)　関係する金融商品の取引を停止する権限。
(g)　資産の凍結や差押えを要求する権限。
(h)　専門業務（professional activity）の一時的な禁止を要求する権限。

c)　処分

市場不正行為に対し、各加盟国は刑事罰を課すことも可能である。また、これに加えて監督機関が当該法令違反行為に対して適切な行政上の措置を講じたり、制裁を科すことも可能になっていなければならない（市場不正行為指令　第14条）。

244　DIRECTIVE 2003/6/EC IF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2003 on insider dealing and market manipulation (market abuse)

（３） 保険監督機関の権限

① 生命保険

a) 監督機関

生命保険会社に対する監督は、認可付与国の保険監督機関が行う（生命保険統合指令　第 10 条）。

b) 監督手法・処分

加盟国は、保険監督機関に対し、自国に本店を持つ生命保険会社を監督するのに必要な権限と手段とを確保しなければならない。

特に、これらの権限と手段とによって、保険監督機関が

(a)保険会社からの情報収集や報告徴求、および事業所への立入検査によって、当該生命保険会社の状況および事業の全体について詳細な照会を行い、

(b)生命保険会社、その役員、またはこれを支配する者に関して、法令遵守を確保するために必要かつ妥当な措置を講じ、

(c)これらの措置が法執行、または司法手続きによって確実に実行できるようにしなければならない（生命保険統合指令　第 13 条）。

② 損害保険

a) 監督機関

損害保険会社の監督は、他の加盟国において実施している業務に関するものも含め、認可を付与した本店所在国の保険監督機関が実施する（改正損害保険指令　第 13 条）。

b) 監督手法・処分

加盟国は、保険監督機関に対し、自国に本店を持つ損害保険会社を監督するのに必要な権限と手段とを確保しなければならない。

特に、これらの権限と手段とによって保険監督機関が、

(a)損害保険会社からの情報収集や報告徴求、事業所への立入検査によって、損害保険会社の状況および事業の全体について詳細な照会を行うこと、

(b)損害保険会社、その役員、またはこれを支配する者に関して、法令遵守を確保するために必要かつ妥当な措置を講じること、また、保険契約者にとって不利になるような非正規行為を防止、是正すること、

(c)これらの措置が法執行、または司法手続きによって確実に実行できること、を可能にしなければならない（改正損害保険指令　第 19 条第 3 項）。

（４）　投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EUⅡ１（４）投資運用業者を参照のこと)。

投資サービス会社に対する監督については EUⅡ５（２）①投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

（５）　投資顧問業者の監督機関の権限

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EUⅡ１（５）投資助言業者を参照のこと)。

投資サービス会社に対する監督については EUⅡ５（２）①投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

（６）　監督当局間の関係

現状では、EU における金融機関の監督は、当該金融機関に認可を付与した国の金融機関が実施することになっている。

ただし、EU 域内における金融規制および監督の調和や統一化を図るため、EU レベルにおいてミクロ・プルーデンス監督を担当する金融監督機関である欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督機構、欧州保険年金監督機構に対し、以下のような権限が与えられている（なお、ここでは、欧州銀行監督機構の例を取り上げているものの、欧州証券市場監督機構、欧州保険年金監督機構も、同等の権限を有している。)。

- 各加盟国の金融監督機関に対する欧州銀行監督機構の権限
  - 各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、欧州銀行監督機構には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、当該金融機関に対して是正を要求するための措置をとることができる（欧州銀行監督規則第 17 条など)。
  - また、金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体、または一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、欧州銀行監督機構は関係国の金融監督機関が行う措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う（欧州銀行監督規則第 18 条)。
  - 加えて、国境を超えて活動する金融機関に関する措置について関係国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、欧州銀行監督機構は当該監督機関に対して紛争解決に向けた措置を講じる（欧州銀行監督規則第 19 条）

- 上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が欧州銀行監督機構の求める規制の適用を行わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期に是正する必要がある場合は、欧州銀行監督機構は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定（decision）を発することができる。

  欧州銀行監督機構による決定は、各加盟国の金融監督機関による他のすべての決定に優先して適用される（欧州銀行監督規則第 17 条第 6、7 項、第 18 条第 4、5 項、第 19 条第 4、5 項）。

III. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

１． 金融監督体制

（１） 金融監督体制の見直し

① 欧州金融監督制度の創設

EU においては従来、各加盟国が EU 指令に基づいて国内法を整備し、各加盟国の金融監督機関はそれぞれ自国の国内法によって規制・監督を行うという形で金融監督の統一化を図ってきた。

EU レベルでは欧州銀行監督者委員会（CEBS）、欧州保険・年金監督者委員会（CEIOPS）、欧州証券規制当局委員会（CESR）という業態別の委員会（ランファルシー・レベル 3 委員会）が設けられ、EU における規制制定時の欧州委員会への諮問や、各加盟国の金融監督機関の監督活動における協調の促進といった役割を担っていた。

しかし、2007 年の米国におけるサブプライムローン問題に端を発する金融危機においてはこれらの委員会を通じて各加盟国の金融監督機関間の協調や調整を図る仕組みが機能せず、国境を超えて活動する金融機関の監督に支障を来たしていることが明らかになった。

このため欧州委員会では、2009 年 2 月に発表された「EU の金融監督に関する高級グループ」の報告書（ラロジエール報告）での提言に基づき、加盟国間での横断的な金融監督を行う EU レベルでの金融監督機関の創設に向けて動き出した。

2009 年 9 月には欧州委員会が欧州議会に対しパッケージ法案を提出し、2010 年 9 月 22 日に欧州議会で可決、同年 11 月 17 日に理事会で採択されたことにより[245]、新たな欧州金融監督制度（European System of Financial Supervisors）が創設された。

ESFS を構成する機関は以下のとおりである。

- 欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board, 以下、

[245] 成立したパッケージ法は、以下の 6 つの法令から成る。
・欧州システミック・リスク評議会設立規則（Regulation No.1092/2010）
・欧州銀行監督機構設立規則（Regulation No.1093/2010）
・欧州保険企業年金監督機構設立規則（Regulation No.1094/2010）
・欧州証券市場監督機構設立規則（Regulation No.1095/2010）
・欧州システミック・リスク評議会に関して欧州中央銀行に特別の任務を委嘱する規則（Regulation No.1096/2010）
・関連指令改正指令（2010/78/EU）

ESRB という）

- 欧州銀行監督機構（European Banking Authority）
- 欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority）
- 欧州保険年金監督機構（European Insurance and Occupational Pension Authority）
- 欧州監督機関合同委員会：欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督機構,欧州保険年金監督機構の合同委員会
- 各加盟国の監督機関

② 単一銀行監督制度の導入

欧州委員会では、①金融危機と財政危機の悪循環を断ち切る、②金融セクターの信認を回復する、③納税者負担を軽減する、という目的のもと、2012 年 5 月に銀行同盟の創設を提案し、その一環として、単一銀行監督制度（Single Supervisory Mechanism）についての提案がなされていた。

2013 年 10 月に欧州理事会規則 1024/2013 号[246]の成立により、単一銀行監督制度の導入が本格的に進められることとなった。同規則では、欧州中央銀行（European Central Bank）が単一の銀行監督機関として、通貨としてユーロを採用している EU 加盟国、同制度に参加する非ユーロ圏の EU 加盟国における信用機関の監督にあたるとしている。

a) 単一銀行監督制度での欧州中央銀行の業務

単一の銀行監督機関として、欧州中央銀行は、以下の業務を行うことになる（EU 理事会規則 1024/2013 号第 4 条）。

(a) 信用機関への認可の付与および認可の取消
(b) 他の単一銀行監督制度加盟国に支店を開設、あるいは非加盟国にてサービスを提供しようとする信用機関に対する、本国の監督機関としての業務
(c) 信用機関の持分の獲得や処分に関する通知の評価
(d) 健全性基準遵守に向けた信用機関の監督
(e) 信用機関の内部統制やリスク管理体制の監督
(f) 信用機関に対する監督レビューの実施
(g) 信用機関の親会社に対する連結ベースでの監督の実施
(h) 信用機関を含む金融コングロマリットの補完的監督への参加
(i) 信用機関の再生計画に係る監督業務、および経営悪化時の早期介入

[246] COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013 of 15 October 2013 conferring specific tasks on the European Central Bank concerning

b) 各加盟国の銀行監督機関と欧州中央銀行との関係

欧州中央銀行は、各加盟国の銀行監督機関と協力して、単一銀行監督制度における機能を果たすことになる。各加盟国の銀行監督機関は欧州中央銀行に対して必要な情報を提供するほか、欧州中央銀行が監督業務を実施する上での助力を行う（欧州理事会規則 1024/2013 号第 6 条第 1 項～第 3 項）。

i. 加盟国銀行監督機関への監督業務の委譲

欧州中央銀行は、信用機関の規模、EU や単一銀行監督制度加盟国の経済における重要性、クロスボーダー業務の大きさなどを鑑みて、連結ベースでの重要性が低いと判断される信用機関や金融持株会社の監督業務（信用機関の認可、買収業務は除く）を、加盟国の銀行監督機関に委譲する。

ただし、以下のいずれかの条件に該当する信用機関や金融持株会社は、正当化事由がない限り、重要性が低いとはみなされず、欧州中央銀行による監督を受けることになる（欧州理事会規則 1024/2013 号第 6 条第 4 項）。

- 資産総額が 300 億ユーロ超。
- 資産総額が 50 億ユーロ以上、かつ設立国の GDP の 20%超。
- 加盟国の銀行監督機関が自国経済にとって重要性が高いと判断し、その判断を欧州中央銀行が承認した場合。
- 欧州中央銀行は、複数の単一銀行監督制度参加国に銀行子会社を持ち、総資産に対する国外資産の割合、総負債に対する国外負債の割合が大きい信用機関を、重要性が高いと独自に判断することができる[247]。
- 公的支援を申請した、または受けた信用機関は、重要性が低いとはみなされない。

ii. 日常的な監督業務

信用機関の認可、買収に係る業務、金融コングロマリットの補完的監督への参加を除き、上記 a)で列記した欧州中央銀行の業務の実行は、各加盟国の銀行監督機関が行うことになる。

各加盟国の銀行監督機関は、実施した監督業務について、定期的に欧州中央銀行への報告を行う（欧州理事会規則 1024/2013 号第 6 条第 6 項）。

c) 実施スケジュール

欧州中央銀行は、2014 年 5 月までに各加盟国の金融監督機関に諮問の上、単一銀行監督制度実施のためのフレームワークを公開し、2014 年 11 月 4 日から業務を実施することとされている（欧州理事会規則 1024/2013 号　第 33 条）。

---

247 国外の資産・負債の定義等も含め、欧州中央銀行が信用機関の重要性が高いと判断する方法については、今後、ECB が策定する規則の実施細則等において詳細が定められることになっている。

（２）　マクロ・プルーデンス監督

欧州金融監督制度では、マクロ・プルーデンス監督にあたる機関として、欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board, ESRB）を設けている。

欧州システミック・リスク評議会の概要については、EUⅡ２（１）欧州システミック・リスク評議会を参照のこと。

２． 破綻処理制度、再建・破綻処理計画[248]

（１） 破綻処理制度

欧州委員会は、2012 年 6 月に「銀行再生と破綻処理の枠組みに関する指令（Bank Recovery and Resolution Directive, 以下、破綻処理指令）案[249]」の提案を行い、各加盟国における破綻処理制度の統一化を進めている。

指令案では、「予防（prevention）」、「早期介入（early intervention）」「破綻処理（resolution）」3 段階に分けて、導入すべき措置について規定している。

- 予防
  - 銀行に対し、財務状況が悪化した場合に、業務継続に向けて発動する手段について規定する再生計画（recovery plan）の策定を要求。
  - 破綻処理計画（resolution plan）は、銀行の破綻処理に関する責任を負う破綻処理当局が作成する。再生計画および破綻処理計画は、個別行レベルとグループレベルの両方について作成する。
  - 破綻処理当局が、計画策定時に破綻処理にあたっての障害があると判断した場合には、銀行に対して法的、あるいは業務上の構造を変更するよう要求することができる。
  - 金融グループは、監督当局および個々のグループ企業の株主の承諾を得て、財務上の困難に陥ったグループ企業に対して、金銭援助を行うためのグループ内扶助協定（intra-group support agreements）を締結することができる。
- 早期介入
  - 資本要求基準を充足できない、あるいは充足できなくなる可能性の高い銀行に対し、当局が以下のような早期介入を行えるようにする。
    - 銀行に対し、再生計画で規定している措置の実施を要求。
    - 当該措置の実施のための行動計画およびタイムテーブルの作成を要求。

---

248 本項は下記資料に基づいて記述している。
European Commission, “Press Release: New crisis management measures to avoid future bank bail-outs” (6 June 2012).
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-570_en.htm?locale=en

249 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing uniform rules and a uniform procedure for the resolution of credit institutions and certain investment firms in the framework of a Single Resolution Mechanism and a Single Bank Resolution Fund and amending Regulation (EU) No 1093/2010 of the European Parliament and of the Council.
http://ec.europa.eu/internal_market/bank/crisis_management/index_en.htm

- 緊急の決定を行うために、株主総会召集を要請。
- 債権処理計画の策定を要求。
- 財務状況の悪化が深刻で、上記のような手段では対処しえない場合、当局は特別管理人（special manager）を任命し、銀行の経営に介入できる。

➢ 破綻処理

● 各加盟国における破綻処理方式および権限の共通化

破綻処理方式としては、以下を導入する。

- 破綻した銀行の全部または一部の売却
- 承継銀行（bridge bank）方式
- 不良資産の分離
- ベイルイン（bail-in）方式（減資、債務の減免や株式への転換などを実施し、損失を株主および債権者の負担によって処理すること）

（２） 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

EUⅢ２（１）破綻処理制度に記載したとおり、破綻処理指令案では、予防措置の 1 つとして銀行に対し、再生計画（recovery plan）を策定し、財務状況が悪化した場合に業務継続に向けて発動する手段について規定することを要求している。

３． 破綻処理費用の負担[250]

破綻処理指令案では、破綻処理基金（resolution fund）の設立を提案し、破綻処理に必要な資金を市場から調達できない場合には、同基金から資金を拠出することを予定している。

銀行は、負債の大きさとリスク特性に見合った拠出金を破綻処理基金に拠出する。基金は、銀行の秩序ある再編および破綻処理を支援するためにのみ利用され、銀行の救済には用いられない。また、国境を超えて活動する銀行の破綻処理に際しては、各加盟国の破綻処理基金と共同で資金供与を行う。

４． 銀行の業務範囲に対する規制[251]

銀行の業務範囲に対する規制については、2011 年 11 月に設置されたフィンランド銀行総裁のエリック・リーカネンを議長とするハイレベル専門家グループによる報告書（リーカネン・レポート[252]）において、リスクの高いトレーディング業務が一定基準を超える場合には、これを分離することを義務化するという提案がなされていた。

本提案を踏まえ、欧州委員会は、EU 規則（regulation）により、大規模な銀行による自己勘定取引を制限し、預金業務との分離を義務付ける準備を進めている。2014 年 1 月 29 日に提案された規則案[253]では、以下のような内容が提案されている。

- 規制対象
  - 本規則は、グローバルなシステミック重要性を持つものとして指定された欧州の銀行に対して適用される。
  - 適用対象となるのは、3 年連続して、(a)総資産が 300 億ユーロを超え、かつ(b)トレーディング勘定の資産および負債が 700 億ユーロ、または総資産の 10%

---

250 本項は下記資料に基づいて記述している。
European Commission, “Press Release: New crisis management measures to avoid future bank bail-outs” (6 June 2012). 脚注 249 を参照のこと。

251 本項は、下記資料に基づいて記述している。
European Commission, “Press Release: Structural reform of the EU banking sector” (29 January 2014).
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-85_en.htm?locale=en

252 High-level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector, Final Report (2 October 2012)
http://ec.europa.eu/internal_market/bank/docs/high-level_expert_group/report_en.pdf

253 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on structural measures improving the resilience of EU credit institutions. (COM/2014/043 final)

を超える銀行。

- 規制内容
  - 銀行が利益をあげることを目的として、自己勘定において金融商品および商品の取引を行うことを禁止する。
  - その他のリスクの高いトレーディング業務（マーケットメイキング、複雑な派生商品および証券化業務）を別法人に移管するよう銀行に要求する権限を、各加盟国の監督機関に付与する。
  - トレーディング業務を実施するグループ会社と、その他のグループ会社との関係についての規則を設ける。

５． 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

EU では、欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation[254],EMIR）が 2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効し、店頭デリバティブ取引および市場に対する規制が導入された。

同規則による主な規制内容は以下のとおりである。

- 店頭デリバティブ取引の中央清算義務（第 4 条）
  標準的な店頭デリバティブ取引については、EU 域内において認可を受けている清算機関において清算を行わなければならない。

- 中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用（第 11 条）
  中央清算を行わない店頭デリバティブ取引については、オペレーショナルリスクおよびカウンターパーティ信用リスクの監視および緩和のための措置をとらなければならない。具体的には、以下のような措置が求められている
  - 契約残高を日次で現在価値に引き直すこと（mark-to-market）。
  - 担保の交換をタイムリーに、正確に、かつ適切に分離された形で実施するためのリスク管理手続き。
  - 適切な資本の保持。

- 取引情報蓄積機関への報告義務（第 9 条）
  取引当事者および清算機関は、店頭デリバティブ取引の詳細情報を、登録を受けている取引情報蓄積機関に報告しなければならない。

- 清算機関に対する規制・監督
  清算機関は、設立国において金融監督機関の認可を取得しなければならない（第 14 条）。認可を受けるには、必要資本金をはじめ、認可のための要件を満たしている必要がある。
  清算機関は、認可を受けた金融監督機関による監督を受ける（第 22 条）。

- 取引情報蓄積機関に対する規制・監督
  取引情報蓄積機関は、欧州証券市場監督機構への登録を行わなければならない。登録を受けるためには、EU 域内で設立された法人であることが要求される（第 55 条）。

---

[254] Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on OTC derivatives, central counterparties and trade repositories.

取引情報蓄積機関の監督権限は欧州証券市場監督機構が有している（第 73 条)。欧州証券市場監督機構は必要に応じ、監督措置の実施を各加盟国の金融監督機関に委譲することができる（第 74 条)。

６． 役員報酬規制

金融機関の報酬規制については、2010 年 11 月に成立した第 3 次資本要件指令（3rd Capital Requirement Directive[255]）、次いで 2013 年 6 月 26 日に成立した第 4 次資本要件指令（4th Capital Requirement Directive[256]）により、各加盟国における統一的な規制の導入が図られた。

① 規制対象

信用機関および投資会社が規制対象となる。

② 規制内容

a) 報酬方針（remuneration policies）の策定

金融機関は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、当該金融機関が許容しうる水準を超えるリスクテイクを助長しないという原則に沿った報酬方針を設けなければならない（第 4 次資本要件指令　第 92 条）。

b) 政府による介入を受けている金融機関の報酬に対する制限

政府による介入を受けている金融機関の報酬方針は、以下の制限を受ける（第 4 次資本要件指令　第 93 条）。

- 変動給の支給総額は、純収入に対する割合として厳格に制限される。
- 加盟国の金融監督機関は、介入を受けている金融機関に対し、健全なリスク管理や長期的な成長の促進に向け、報酬体系を再構築するよう要求することができる。
- 正当な理由がないかぎり、経営者に対する変動給を支払ってはならない。

c) 変動給に関する制限

金融機関は、以下の原則に沿った上で、固定給と変動給の適切な割合を設定しなければならない（第 4 次資本要件指令　第 94 条）。

---

255 Directive 2010/76/EU of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 amending Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC as regards capital requirements for the trading book and for re-securitisations, and the supervisory review of remuneration policies.

256 DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC.

- 変動給の固定給に対する比率は、1 対 1 以下にしなければならない（加盟国の裁量により、これより低い比率を要求することも可）。
- 金融機関の株主または所有者の同意がある場合に限り、上記比率を 1 対 2 まで引き上げることができる。
- 変動給の少なくとも 50%は、株式、あるいは普通株に転換可能な金融商品の形で支給しなければならない。
- 変動給の少なくとも 40%は、3 年から 5 年の繰り延べ期間を経た後に支払うこととし、当該従業員の業務の性質、リスク、活動を反映して金額の調整を行わなければならない。
- 変動給は、金融機関の財務状況全般から見て支給可能である場合のみ支給することができる。金融機関の財務状況が悪化した場合には、変動給の支払額を縮小するほか、既に支給した分についてもその全額が回収の対象になる。

d) 報酬委員会の設置

各加盟国の金融監督機関は、規模、内部組織、業務の性質・範囲・複雑さから見て重要な金融機関が、報酬委員会を設置するように要求しなければならない（第 4 次資本要件指令　第 95 条）。

e) ウェブサイトでの情報公開

ウェブサイトを開設している金融機関は、報酬に関する規制の遵守状況について、ウェブサイト上に説明を掲載しなければならない（第 4 次資本要件指令　第 96 条）。

７． シャドーバンキング問題への対応

欧州委員会は 2013 年 9 月に、シャドーバンキングに特有のリスクに対処するためのロードマップ[257]を公表し、以下の分野に優先的に取り組むとの姿勢を示した[258]。

- マネー・マーケット・ファンド規制に向けた枠組の設定
- シャドーバンキング部門の透明性
- 証券法、および証券金融取引（特に証券貸借とレポ取引）に関連するリスク
- 銀行との相互作用のための枠組みの設定

本ロードマップに基づき、2013 年 3 月現在、以下の 2 つの EU 規則案が提案されている。

（１） マネー・マーケット・ファンド規則案

欧州委員会は、2013 年 9 月に、マネー・マーケット・ファンド規制に向けた規則案[259]の提案を行った。主な提案内容は以下のとおりである。

① 投資対象の制限

マネー・マーケット・ファンドの投資対象は、金融市場商品、信用機関への預金、金融デリバティブおよびリバースレポ取引[260]に限定する。その他の資産への投資、金融市場商品の空売り、株式や商品へのエクスポージャー、証券貸借、レポ取引は禁止される。

② 分散投資義務

マネー・マーケット・ファンドの管理する資産に対する同一発行者への投資額の割合、同一のカウンターパーティに対するエクスポージャー、発行者の総発行額に対するマネー・マーケット・ファンドによる投資割合に上限を設ける。

---

257 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT “Shadow Banking – Addressing New Sources of Risk in the Financial Sector” (COM(2013) 614 final, 4 September 2013).

258 本項の記述は、以下の資料に基づく。
欧州委員会ウェブサイト
http://ec.europa.eu/internal_market/finances/shadow-banking/index_en.htm
European Commission, “Press Release: Commission’s roadmap for tackling the risks inherent in shadow banking” (4 September 2013).
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-812_en.htm?locale=en

259 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Money Market Funds (COM(2013) 615 final, 4 September 213).

260 有価証券貸借取引の一種で、債券を担保として資金の貸出を行うもの。

③ 流動性確保義務

マネー・マーケット・ファンドに対し、投資家からの償還要求に対応するために、ポートフォリオ中の資産の 10%以上を期日 1 日以内、加えて 20%以上を期日まで 1 週間以内とすることを義務付ける。

④ 安定基準価額（constant net asset value, CNAV）のマネー・マーケット・ファンドに対する資本バッファの導入

基準価額を安定させるために取得原価で組入資産の価額算定を行ったり、端数の四捨五入を行っているマネー・マーケット・ファンド（CNAV MMF）に対し、資産の 3%以上の資本バッファを常時維持することを義務付ける。

（２） 証券金融取引の透明性に関する規則案

欧州委員会は 2014 年 1 月 29 日に、大規模な銀行による自己勘定取引を制限するための規則案の提案を行った（EUⅢ４．銀行の業務範囲に対する規制を参照のこと）。

また、その際に、銀行が同規則を回避することを目的として、規制の緩やかなシャドーバンキング部門に業務を移行することを防止するためには、シャドーバンキング取引の透明性を高めることの必要性が認識されている。

このため、金融危機の際に悪影響の大きかった証券金融取引（securities financing transactions、証券貸借、レポ／リバースレポ取引などを指す）について、規制当局や投資家による監視を強化するために、欧州委員会は、証券金融取引の透明性向上のための規則案[261]の提案を同時に行っている。

本規則案での主な提案内容は以下のとおりである。

- 取引当事者が、証券金融取引の取引情報を取引情報蓄積機関に報告することを義務付け。
- 投資信託等のファンド管理者による投資家への開示情報に、証券金融取引の利用状況や関連するリスクを含める。
- 再担保契約（rehypothecation）において、カウンターパーティに開示すべき情報を規定。

[261] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on reporting and transparency of securities financing transactions (COM(2014) 40 final, 29 January, 2014).

８． 格付機関の規制

EU では、信用格付業務の統合性（integrity）、透明性、責任、良好なガバナンス、および信頼性を向上することを目的として、各加盟国に統一的な規制アプローチを導入するため、2009 年 9 月 16 日に成立した格付機関に対する規則（以下、格付機関規則という）[262]により、格付機関に対する規制が導入された。

（１） 規制対象

格付機関規則は、EU 内において登録を受けた格付機関が、公表あるいは契約に基づいて配布する信用格付を対象とする（格付機関規則第 2 条第 1 項）。

私的格付や、格付が公表されず、格付対象から報酬の支払を受けない公的機関により付与される格付は、本規則の適用を受けない（格付機関規則第 2 条第 2 項）。

（２） 格付機関の登録

信用機関、投資会社、生命保険会社、損害保険会社は、規制上の目的のために格付を用いる際に、EU 内で設立され登録を行っている格付機関による格付でなければ使用できない（格付機関規則第 4 条）。

格付機関は欧州証券市場監督機構に対して登録の申請を行う（格付機関規則第 15 条）。登録が認められれば、EU 全域において業務を行うことができる（格付機関規則第 14 条(2)）。

（３） 主な規制内容

① 独立性の確保と利益相反の防止

格付機関は、格付の発行が既存のあるいは潜在的な利益相反、または当該格付機関やその経営者、従業員等の持つ業務上の関係によって影響を受けることがないように必要な措置を講じなければならない（格付機関規則第 6 条）。

---

262 Regulation (EC) No 1060/2009 of the European Parliament and of the Council on 16 September 2009 on credit rating agencies.
なお同規則は ESMA の設立に伴って改正され、これによって格付機関の規制は ESMA が実施することとなった。
REGULATION (EU) No 513/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 May 2011 amending Regulation (EC) No 1060/2009 on credit rating agencies.

利益相反を防ぐために要求される組織上、業務上の措置については、格付機関規則付属規定 1 の A 条、B 条において規定されている。

② 情報開示義務

格付機関は、格付の手法、使用しているモデルや主な仮定についての情報を公開しなければならない（格付機関規則第 8 条）

また、利益相反の事実および可能性、付随的サービスの一覧、格付の公表に関する方針など、所定の開示事項を公表することが義務付けられている（格付機関規則第 11 条）

９． 金融消費者保護

EU で実施されている金融消費者保護のための措置としては、（１）預金保険制度の見直し、および（２）投資家補償制度の見直し、がある。

（１） 預金保険制度の見直し

EU における預金保険制度（deposit guarantee scheme）は、1994 年の EU 指令（94/19/EC）により統一化が行われたが、金融危機を経て明らかになった既存制度の欠点を修正するため、以下のような制度変更が提案されている[263]。

- 保護対象の拡大

2010 年に導入された保護上限額の 10 万ユーロへの引上げを確定のものとする。企業の預金や、外国通貨建ての預金も保護対象とする。

- 保険金支払の迅速化

銀行預金の保有者に対しては、7 日以内に保険金の支払を行う。

- 国境を超えた保険金支払手続きの簡素化

保険金の支払手続きは、銀行の本店が所在する加盟国のスキームに沿って実施する。

- 預金者に対する情報提供の向上

- 長期的かつ責任ある資金的基盤

以下の 4 段階のアプローチに沿って、預金保険制度の資金的な基盤強化を図る。

  - 事前の拠出金による、堅固な準備金の確保
  - 必要に応じ、事後的な拠出金徴求による補強
  - 預金保険制度の運営主体間での資金の融通
  - 緊急措置として、他の資金調達手段の利用

拠出金は、従来どおり銀行が拠出する。ただし、各銀行のリスクを反映するよう、拠出額の算定方法の調整を行う。

---

263 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
European Commission, “Press release: Commission proposes package to boost consumer protection and confidence in financial services” (12 July 2010). http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-918_en.htm?locale=en

（２） 投資家補償制度の見直し

EU の投資家補償制度（investor compensation scheme）は、1997 年の EU 指令（97/9/EC）によって導入されたが、加盟国によっては運用が不十分であり、投資家からの苦情につながっていた。このような状況を改善し、より効率的な投資家保護を実現するために、制度の改正が提案されている[264]。

- 補償限度額の引上げ
  補償限度額を 2 万ユーロから 5 万ユーロに引上げ。

- 補償金支払の迅速化
  投資家に対し、投資サービス会社の破綻から 9 ヶ月以内に補償金の支払を行う。

- 投資家に対する情報提供の向上

- 長期的かつ責任ある補償基金
  補償基金の財政的な基盤として、最低限の目標とすべき準備額を規定し、当該金額については事前の払込みを義務付ける。
  拠出金は、投資サービス会社が負担する。必要時には、他のスキームや他の資金調達源から、限定的な金額について借入を行うことができるようにする。

- 補償対象の拡大
  現行では、投資サービス会社が顧客資金を保有するにあたり用いていた第三者のカストディアンが破綻し、資金の返還ができなくなった場合、投資家補償制度の対象にならないことがある。
  また、単位型投資ファンドに投資している場合も、ファンドの預託先やサブ・カストディアンが破綻した場合に、補償を受けられない事態が発生していた。今般の改正では、このような場合も補償の対象に含めることを提案している。

---

[264] 本項の記述は、下記の資料に基づいている。
European Commission, “Press release: Commission proposes package to boost consumer protection and confidence in financial services” (12 July 2010).（脚注 263 参照）

１０．　その他

（１）　自己資本規制[265]

EU では、バーゼルⅢに対応する自己資本ルールとして、2013 年改正資本要件指令（第 4 次資本要件指令、4th Capital Requirement Directive,）および資本要件規則（Capital Requirement Regulation）が 6 月に成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主に資本要件規則に規定が置かれている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EU の指令（directive）に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、資本要件規則は加盟国に対して直接効力を持つ規則（regulation）という形式をとっており、これによって EU の全加盟国に対して共通の健全性規制が導入されることとなった。

第 4 次資本要件指令および資本要件規則による自己資本規制の主な内容は次のとおりである。

① 自己資本の質および量の向上

金融機関に対して要求される自己資本比率は、従来と同様に 8%であるが、そのうち普通株等 Tier1 の比率が 2%から 4.5%に引き上げられた。

また、自己資本に算入するための要件についても厳格化が図られた。

② 流動性バッファに関する要件の導入

- 流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ratio, LCR）
  2015 年の定量基準導入時には LCR 基準は 60%とし、その後 2018 の 100%まで、順次基準の引上げを実施する。
- 安定資金調達比率（Net Stable Funding Ratio, NSFR）
  2016 年 12 月 31 日までに、基準を策定する予定。

③ レバレッジ規制

レバレッジ比率（リスクウェイト無しのオンバランスおよびオフバランス資産に対する Tier1 資本の比率）に対する上限値を設ける。

当初は、各加盟国の金融監督機関の裁量によって、金融機関単位で規制を適用するか否かを決定する。こうしてデータの蓄積を図り、2016 年末までに、レバレッジ比率規制を一律の規制として実施するか否かを判断することになっている。

---

265 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
European Commission, “Memo: Capital Requirements –CRD IV / CRR – Frequently Asked Questions” (16 July 2013)
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

④ カウンターパーティ信用リスク

店頭デリバティブ取引および証券金融取引におけるカウンターパーティ信用リスクに対し、資本の積み増しを要求している。

資本要件規制では、清算機関に対するエクスポージャーも自己資本要求の対象となる。ただし、所定の基準を満たしている清算機関へのエクスポージャーに対する必要資本は、バイラテラル取引よりも小さく設定されている。

⑤ 資本バッファ

a) 資本保存バッファ（capital conservation buffer）

金融機関は、必要自己資本に加え、エクスポージャー総額の 2.5%に相当する高クオリティ資本（Common Equity Tier1 capital）を資本保存バッファとして保持しなければならない。金融機関の自己資本がこの基準を下回った場合、配当や変動給の支給が制限される。

b) カウンターシクリカルバッファ（counterdcyclical buffer）

経済環境が良好なときには、金融機関に対して所定の基準を満たす資本の保持が求められるが、経済環境が悪化した場合には、当該資本の保持は要求されなくなる。

c) システミックな重要性を持つ金融機関へのバッファ要件

管轄する金融監督機関から、規模、国際的な業務の状況、相互関係性等に基づいて「グローバルなシステミック重要性を持つ」と認定された金融機関は、自己資本の積み増しを要求される。

その他、金融監督機関は国内における有力な金融機関等を「システミックな重要性を持つ」と認定し、付加的な自己資本要件を課すことが可能となっている。

d) システミックリスクバッファ（systemic risk buffer）

各加盟国は、システミックリスクバッファとして、普通株等 Tier1 の必要基準を引き上げることができる。ただし、2015 年までは、3%を超える比率をシステミックリスクバッファとして課す場合は、事前に欧州委員会の認可を得なければならない。

2015 年以降は、3～5%のバッファ要件を課す加盟国に対し、欧州委員会、欧州銀行監督機構、および欧州システミック・リスク評議会への通知が求められている。5%を超えるバッファを課すためには、欧州委員会から立法による認可を得なければならない。

（２）　預金保険制度

EU における預金保険制度は、1994 年の EU 指令（94/19/EC）により統一化が行われたが、金融危機を経て明らかになった既存制度の欠点を修正するため、制度変更が提案されている。概要については、EUⅢ９（１）預金保険制度の見直しを参照のこと。

Ⅳ. 資料

１． 検査・監督機関の概要

	EBA（欧州銀行監督機構）	ESMA（欧州証券市場監督機構）	EIOPA（欧州保険年金監督機構）	ESRB（欧州システミック・リスク協議会）
設立	・2011 年	・2011 年	・2011 年	・2010 年
組織形態	・EU の機関（独立した法人格）	・EU の機関（独立した法人格）	・EU の機関（独立した法人格）	・EU の機関
組織の長	・議長・任期 5 年 ・監督当局理事会（EBA の決定機関。各加盟国の銀行監督機関の長に議決権。）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・議長・任期 5 年 ・監督当局理事会（ESMA の決定機関。各加盟国の証券監督機関の長に議決権。）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・議長・任期 5 年 ・監督当局理事会（EIOPA の決定機関。各加盟国の保険監督機関の長に議決権。）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・議長 ・創設から 5 年間は欧州中央銀行総裁
監督対象金融機関	・個別の信用機関に対する、直接の監督権限は持たない	・個別の投資サービス機関に対する、直接の監督権限は持たない ・但し、以下の証券市場インフラに関し、直接の監督権限を持つ －信用格付機関 －取引情報登録機関	・個別の保険会社に対する直接の監督権限は持たない	・なし
権限	・信用機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、以下の権限を有する －EU 法違反の是正要求 －危機的状況において各国監督機関が行う措置への助力、関係国間の調整 －各国監督機関間の紛争解決 －個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるよう要求（各国監督機関による規制が不十分で、早期是正が必要な場合に限る） ・規制制定	・直接の監督権限 －信用格付機関の登録 －取引情報登録機関の登録、監督 ・投資サービス機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限（左記参照）を有する ・規制制定	・保険会社を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限（左記参照）を有する ・規制制定	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・94 名（2012 年末）	・101 名（2012 年末）	・91 名（2012 年末）	・56 名（2012 年、フルタイム換算）
財源	・各加盟国監督機関からの拠出金、および欧州委員会からの補助金が主	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金が主 ・監督対象機関からの賦課金収入も有り	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金	・独自の予算はない ・事務局機能は欧州中央銀行が提供している
事務所	・本部：ロンドン ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：なし	－
他の組織との関連性	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・EBA、ESMA、EIOPA の議長が理事総会メンバーとして参加

シンガポール

シンガポールの金融制度

I.　概要

（１）　シンガポールの金融監督体制

図表　シンガ-1　　金融監督体制図

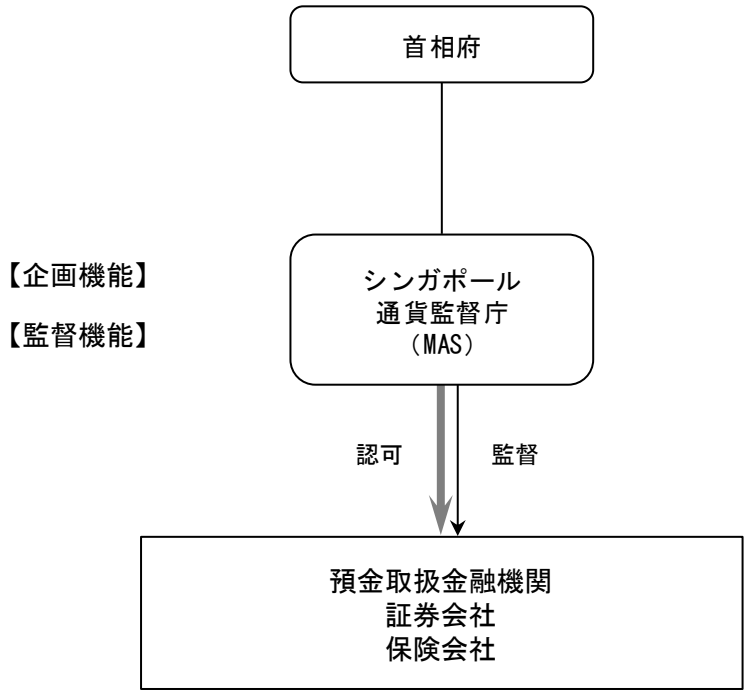

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　預金取扱金融機関

シンガポールにおいて預金の受入を認められている金融機関としては、①商業銀行、②金融会社、③投資銀行がある（銀行法第 4A 条）。

① 商業銀行（commercial bank）

商業銀行は、銀行法（Banking Act）の規定により免許（license）を与えられた銀行である。商業銀行は、銀行法第 30 条の規定に基づき、シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore: 以下、通貨監督庁という。）の許可する業務のみを行うことができる。

ただし、監督庁は、商業銀行に対し、通常の商業銀行業務の他に、金融助言サービス、保険代理店業務、証券業務を行うことも認めている。

なお、商業銀行およびその代理人は、商業銀行業務以外の業務を行うためにその業種別の免許を取得する必要は無いが、金融助言業者法（Financial Advisers Act）、保険法 Insurance Act）および証券先物法（Securities and Futures Act）に規定されている業務活動規定に従わなければならない。

② 金融会社（Finance Companies）[266]

金融会社は、定期預金や貯蓄預金の受入を行うとともに、個人や法人への信用供与を行っている金融機関である。金融会社は、金融会社法（Finance Companies Act）に基づく免許を受ける必要があり、その業務は同法による規制を受ける。

金融会社の業務に対しては、以下のような制約が課されている（金融会社法第 23 条）。

- 小切手や手形で払出すことのできる要求払預金の受入は不可。
- 個人または法人に対し、融資総額および融資残高が 5,000 シンガポールドルを超える無担保貸付は不可。
- 外貨、金、その他の貴金属のディーリングは不可。

266　本項の記述は、監督庁ウェブサイトに基づく。
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Finance-Companies.aspx

- 外貨建ての株式や負債証券の取得は不可。

③ 投資銀行（Merchant Bank）[267]

投資銀行は、シンガポール通貨監督庁法（Monetary Authority of Singapore Act）に基づいて監督庁の認可（approval、商業銀行の免許とは異なる）を受けた金融機関で、監督庁の投資銀行運営ガイドライン[268]において規定された以下の業務を行うことができる。

- 投資銀行に認められている業務
  - 有価証券の発行、引受、売買
  - 投資ポートフォリオ管理、投資助言サービス、名義人サービス（nominee services）
  - 単位型投資信託の運用および販売
  - 企業再建、買収、合併についての助言
  - 資金調達のアレンジ、融資、シンジケート・ローンへの参加、保証
  - 短期金融市場における資金調達・貸付
  - シンガポールドル建ての譲渡可能証券または短期金融市場商品の割引
  - 金および外貨のディーリング
- 投資銀行が行うことのできない業務
  - 公衆からの預金の受入または借入（銀行、金融会社、株主、グループ会社からの預金受入や借入は可）
  - 約束手形、商業手形、預金証書の発行、または手形の受取や裏書により金銭を調達すること
  - 監督庁の許可無く、アジア通貨勘定（Asian Currency Unit）[269]の業務を行うこと

（２） 証券会社

証券業務は証券先物法（Securities and Futures Act）による規制を受ける。同法の

---

267 本項の記述は、監督庁ウェブサイトに基づく。
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Merchant-Banks.aspx

268 Monetary Authority of Singapore, “Guidelines for Operation of Merchant Banks”
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Merchant-Banks/Guidelines/2007/Guidelines-for-Operation-of-Merchant-Banks.aspx

269 アジア通貨勘定とは、アジアドル市場（Asian Dollar Market）での取引のために、監督庁の認可を得て設けるオフショア勘定のこと。

規制対象業務は、次の 9 業務となっている（付属規定 2）。

- 証券取引（dealing in securities）
- 先物契約取引（trading in futures contracts）
- 外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
- 企業財務アドバイス（advising on corporate finance）
- 資金管理（fund management）
- 不動産投資信託管理（real estate investment trust management）
- 証券金融（securities financing）
- 信用格付サービス（providing credit rating services）
- 証券保管サービス（providing custodial services for securities）

（３） 保険会社

シンガポールで保険業務を行うことができるのは、免許を受けた保険会社（licensed insurers）または外国保険会社（foreign insurers）である（保険法第 3 条）。保険会社の業務は保険法（Insurance Act）による規制を受ける。

免許を受けた保険会社は生命保険および損害保険の引受、生命保険および損害保険の再保険、またはキャプティブ保険[270]を行うことができる。生命保険と損害保険の兼営も可能である（保険法第 3 条）。

外国保険会社は、監督庁の規則（regulation）による指定を受けることによってシンガポール国内で営業することができる（保険法第 35D 条）。

（４） 資金管理会社

シンガポールで投資運用業者に相当するものとして、「資金管理会社」がある[271]。

資金管理会社は、資金管理（fund management）を主たる業務とする会社である。証券先物法（Securities and Futures Act）における資金管理の定義は次のとおりである（証券先物法付属規定 2）。

> 「資金管理」とは、（顧客から裁量権を与えられているか否かにかかわらず、）顧客に代わり以下を行うことをいう。

---

270 主として関連会社のリスクを引き受ける保険業務のことをいう（保険法第 1A 条）。

271 本項の記述は、以下の資料に基づく。
Monetary Authority of Singapore, “Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies”
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Funds-Management/Guidelines/2012/Guidelines.aspx

(a) 証券または先物契約のポートフォリオの管理、または
(b) 顧客の資金を管理する目的で、外国為替取引、外国為替証拠金取引

資金管理会社は、免許形態と顧客の範囲により、以下のとおりに分類される。

- 免許資金管理会社（Licensed Fund Management Companies, LFMCs）
  証券先物法に基づく資本市場サービス免許を取得している資金管理会社。
  顧客の範囲により、次の 2 種類に分かれる。
  - リテール資金管理会社（Retail LFMCs）
    あらゆる投資家に対し、資金管理サービスを提供できる。
  - 認定投資家資金管理会社（A/I LFMCs）
    有資格投資家（qualified investor）に対してのみ、資金管理サービスを提供できる。ただし、投資家の数に関する制限はない。
    有資格投資家とは以下の者（person）、スキーム（scheme）およびファンド（fund）を指す（免許および業務行為に係る証券先物規則[272] 付属規定 2 第 5 条(3)）。
    - 認定投資家（accredited investor）[273]
      ただし、集団投資スキームへの参加者や、単位型ファンド（closed-end fund）のユニット保有者等は除く。
    - 認定投資家や機関投資家のみを対象に募集や勧誘が行われる集団投資スキーム。
    - 認定投資家、国外で募集や勧誘を行う場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、または機関投資家を対象に募集や勧誘が行われる単位型ファンド。
    - 機関投資家[274]。ただし、集団投資スキームは除く。

---

[272] Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

[273] 認定投資家とは、以下の者のことをいう（証券先物法第 4A 条(1)(a)）。
・純資産が 200 万シンガポールドル超、あるいは直近 12 ヶ月間の収入が 30 万シンガポールドル以上の個人（基準額は監督庁が変更可能）。
・純資産が 1,000 万シンガポールドル超の法人（基準額は監督庁が変更可能）
・監督庁の定める信託の受託者
・その他監督庁の定める者

[274] 機関投資家とは、以下の者のことをいう（SFA 第 4A 条(1)(c)）。
・銀行　・投資銀行　・金融会社　・保険会社　・信託会社　・シンガポール政府　・いずれかの法令に基づいて設立される法定機関　・年金基金
・証券取引、資金管理、証券保管サービス、不動産投資信託管理、証券金融、先物契約取引のいずれかに対する資本市場サービス免許保有者
・認定投資家または専門投資家に対し債券取引業務を行う者（個人は除く）　・MAS が定める信託の受託者　・その他 MAS が定める者

- 有限責任組合（limited partnership）。ただし、国外で組合を組成する場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、機関投資家のみを組合員とするものに限る。
- その他、監督庁がガイドラインによって定めるもの

● 登録資金管理会社（Registered Fund Management Companies, RFMCs）
資本市場サービス免許の免除を受け、通貨監督庁への登録により資金管理業務を行っている資金管理会社のことをいう。
登録資金管理会社には、顧客に関し以下の制限がある（免許および業務行為に係る証券先物規則　付属規定 2 第 5 条(1)(i)）。
◆ 30 以下の有資格投資家（qualified investor）のみを顧客とすること。
◆ 顧客のうち 15 までは、集団投資スキーム、単位型ファンド、または有限責任投資組合であってもよい。ただしこれらのファンド等は、認定投資家や機関投資家のみを対象にして募集や勧誘が行われるものに限られる。

（５）　金融助言業者

シンガポールでは投資助言業者にあたるものを「金融助言業者（financial advisor）」という。

金融助言業者法（Financial Advisors Act）では、金融助言業者を、同法の適用除外を受ける者を除き、何らかの金融助言サービス（financial advisory service）を提供する事業を行う者と定義している。

２． 金融監督機関

（１） シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore, MAS）

① 根拠法令

1970 年に、それまで政府の各部局に分散していた金融・通貨行政に係る機能を一元化することを目的としてシンガポール通貨監督庁法（Monetary Authority of Singapore Act, 以下、「通貨監督庁法」という）が成立し、これに基づいて翌 1971 年、財務省傘下の法定機関としてシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore, 以下、「通貨監督庁」という）が設立された（2006 年に、首相府傘下に移管）。

通貨監督庁の設立についての規定は、通貨監督庁法第 3 条に置かれている。

② 目的

通貨監督庁の主要な目的は、次のとおりである（通貨監督庁法第 4 条(1)）。

(a) 持続的な経済成長を達成するために物価の安定を維持すること。
(b) 堅実かつ信頼のおける金融センターを育成し、金融の安定性を促進すること。
(c) シンガポールの公的な外貨準備を慎重かつ効率的に管理すること。
(d) シンガポールを国際的に競争力のある金融センターへと成長させること。

③ 業務内容

通貨監督庁の果たす機能は、次のとおりである（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

(a) シンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨の発行、決済システムの監視を実施し、政府の銀行および金融面での代理人としての役割を果たすこと。
(b) 金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視を実施すること。
(c) シンガポールの公的な外貨準備を管理すること。
(d) シンガポールを国際的な金融センターとして発展させること。

④ 組織

通貨監督庁は、独立した法人（body corporate）である（通貨監督庁法第 3 条(1)）が、その理事（directors）、役職者（officers）、従業員（employees）は公務員としての扱いとなる（通貨監督庁法第 16 条(1)）。

通貨監督庁の理事会（board of directors）は、議長（chairman）と 4 名以上 13 名以下の理事によって構成される。議長は、内閣の推薦に基づき、大統領が任命する（通貨

監督庁法第 7 条(3))。

図表　シンガ-2　通貨監督庁の組織図

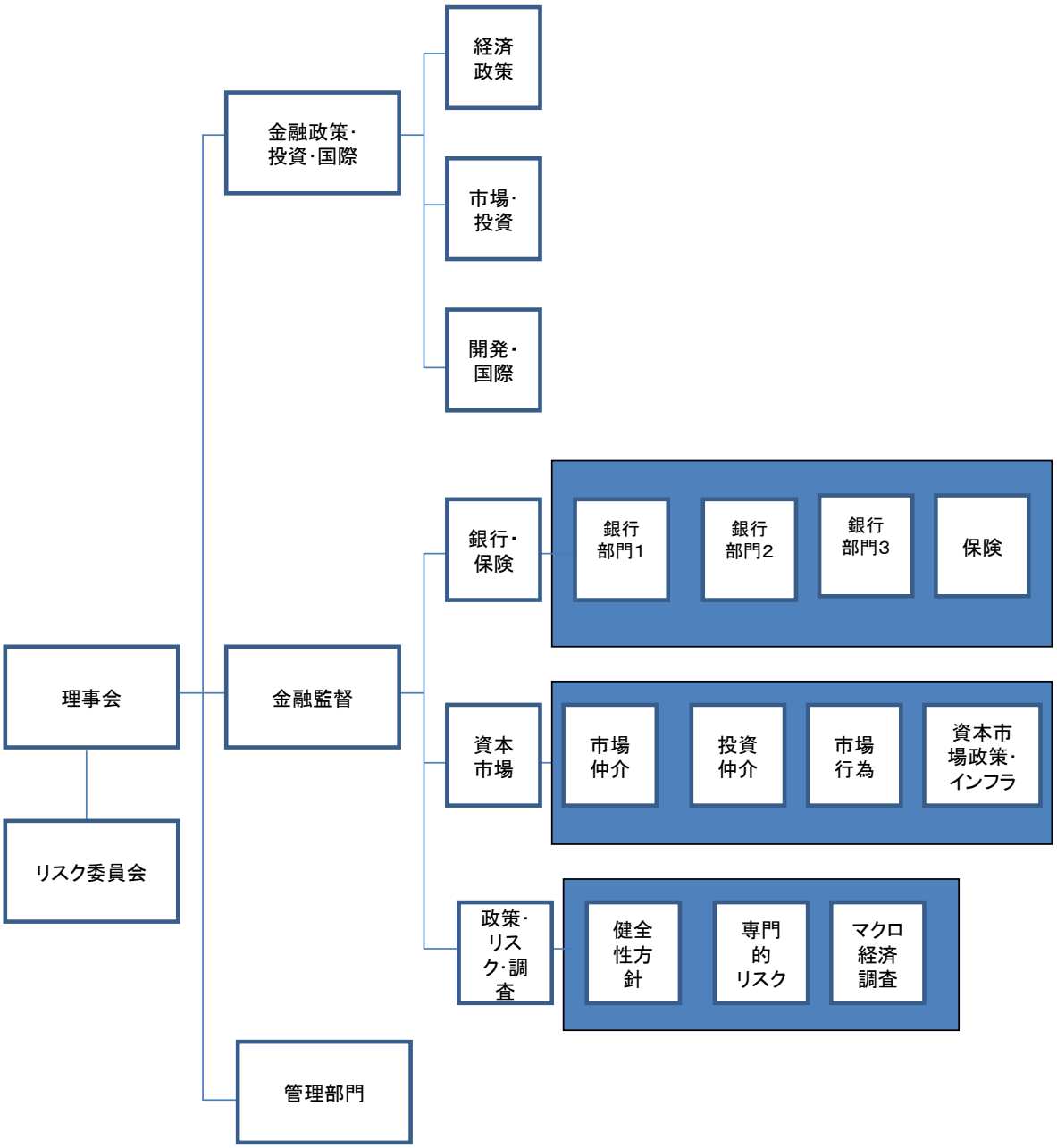

出所：MAS ウェブサイト等をもとに作成

⑤ 職員数

通貨監督庁の職員数に関するデータは公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

通貨監督庁の運営費用は、一般準備基金（General Reserve Fund）により賄われる。通貨監督庁の年間営業収入は同基金の収入となり、営業費用や償却費用を差し引いた純利益は、国庫に収められるか、同基金に留保される（MASA 第 6 条）。

通貨監督庁の営業収入は、外国業務による収入（利子、配当、投資収益など）、国内業務による収入（利子、監督対象金融機関からの賦課金、中央銀行としての対金融機関サービスによる手数料など）、および非営業収入から成る。

通貨監督庁から認可を受けた金融機関への賦課金（fee）については、通貨監督庁法第 29 条に規定が置かれている。

図表　シンガ-3　　通貨監督庁の予算規模・予算源
（2013 年 3 月末）

（単位：100万シンガポール・ドル）

		金額
収入		-10,020
	外国業務による収入／損失	-10,297
	国内業務による収入（注1）	268
	非営業収入	9
支出		703

（注1）　監督対象機関からの賦課金は、「国内業務による収入」に含まれる。

出所：MAS, Annual Report 2012-2013

2012/13 会計年度には、シンガポール・ドル相場の上昇により、保有する外貨資産に投資収入を上回る為替差損が生じたため、通貨監督庁の営業収入はマイナスとなった[275]。

[275] Monetary Authority of Singapore, Annual Report 2012/13, p.66.
http://www.mas.gov.sg/About-MAS/Reporting/Annual-Reports.aspx

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み[276]

（１） 法律

法律（制定法、statutes）は議会において制定される法律である。なお、シンガポールでは、担当大臣が内閣を代表して法案を提出するのが通常であるが、議員にも法案提出権が認められている。

通貨監督庁の権限の下にある法律には、以下のようなものがある。

- 銀行法（Banking Act）
- 証券先物法（Securities and Futures Act）
- 保険法（Insurance Act）
- 金融助言業者法（Financial Advisers Act）
- 預金保険法（Deposit Insurance Act） ／など

（２） 付随法

付随法（Subsidiary legislation）は、関連する法律の下で、その条項の要求事項をさらに詳細に明記したもので、規制（regulation）、規則（orders）、布告（declaration）、告示（notification）等がある。これらの付随法には法としての効力があり、違反した場合は犯罪行為とみなされることもある。

付随法は、制定法による授権に基づき、担当大臣および他の行政機関が制定する。通貨監督庁の規制（regulation）制定権については、銀行法第 78 条、証券先物法第 341 条、保険法第 64 条にそれぞれ規定がある。

（３） その他の規則等

① 訓令（Directions）

訓令は、金融機関または特定者に遵守を求めるもので、法的効力を持つ。訓令に違反した場合に犯罪行為となるかどうかは通貨監督庁が決定する。訓令には、指示書（Directives）と通告（Notices）があり、指示書は、個別の金融機関または特定の個人に対する法的拘束力のある要求であるのに対し、通告は、特定の業務を行っている金融

[276] 本項の記述は、監督庁ウェブサイトに基づく。
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulatory-and-Supervisory-Framework/Classification-of-Instruments-Issued-by-MAS.aspx

機関または個人全般に対する法的拘束力のある要求である。

② ガイドライン（Guidelines）

特定機関または特定者の行動規範となる原則または「最良の業務基準」（best practice standard）である。従わなくても違反行為とはならないが、通貨監督庁によるその金融機関または人の総括的リスク査定に影響を及ぼす。

③ 規約（Code）

規約は、特定の行為行動を統制する規則（rule）であり、法的効力はない。

④ 業務通達（Practice Notes）

特定機関または特定者の管理上の手続きの手引きである。従わなくても違法ではない。

⑤ 報知（Circulars）

特定者に対して情報として送られたり、公開情報として通貨監督庁のウェブサイトに掲載されたりする文書であり、法的効力はない。

４． 免許付与等

（１） 銀行

① 免許付与

a) 免許（license）

シンガポールにおいて銀行業務を行うためには、有効な免許を通貨監督庁より取得する必要がある。違反した場合は、違法行為とみなされ、罰金または禁固刑のいずれか、または両方が科される（銀行法第 4 条）。

申請者は通貨監督庁に必要書類と共に申請書を提出し、通貨監督庁は、最低資本金要件（b)免許付与要件を参照のこと）を満たしていることを確認の上で、免許の付与または拒否の決定をする（銀行法第 7 条）。

b) 免許付与要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている（銀行法第 9 条）。

- シンガポールで設立された銀行の場合、払込済資本金が 15 億シンガポールドル以上であること。
- シンガポール国外で設立された銀行の場合、その本社の資本金が 20 億シンガポールドル以上であること。

② 変更・取消

以下のような理由による場合には、通貨監督庁は命令（order）により、付与した免許を取消すことができる（銀行法第 20 条）。

(i) シンガポール国内において、銀行業務をもはや行っていない場合
(ii) 免許申請時に通貨監督庁に対し、虚偽または誤解を招くような情報、書類の提供があった場合
(iii) 外国で設立された銀行が、その銀行を管轄する当局により免許取消を受けた場合
(iv) 債権者に和解や示談を申込済、申込予定、または清算、解散した場合
(v) 預金者の利益を害するような業務を行っていたり、預金者への債務をカバーする資産が十分に無い場合
(vi) 銀行法の規定に違反している場合

(vii) 銀行法のもとで有罪となった、または経営幹部が銀行法のもとで有罪となった場合

(viii) 預金保険および保険契約者保護制度法、および同法に基づく規則に違反した場合

（２） 証券会社

① 免許付与

a) 資本市場サービス免許（capital market services license）

証券先物法による規制の対象となる業務（regulated activities, 以下、規制対象業務という）を行うためには、資本市場サービス免許の取得が義務付けられている。資本市場サービス免許は、本人として業務を行う場合のほか、代理人（agent）として規制対象業務を行う場合にも必要となる（証券先物法第 82 条）。

通貨監督庁は、適切と判断した場合、免許に条件や制限をつけることがある（証券先物法第 88 条）。

i. 規制対象業務

証券先物法による規制の対象となる業務は次の 9 業務である（証券先物法付属規定 2）。

(a) 証券取引（dealing in securities）
(b) 先物契約取引（trading in futures contracts）
(c) 外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
(d) 企業財務アドバイス（advising on corporate finance）
(e) 資金管理（fund management）
(ea) 不動産投資信託管理（real estate investment trust management）
(f) 証券金融（securities financing）
(fa) 信用格付サービス（providing credit rating services）
(g) 証券保管サービス（providing custodial services for securities）

ii. 適用免除

以下の者は、資本市場サービス免許を取得せずに、規制対象業務を行うことができる（証券先物法第 99 条(1)）

- 銀行
- 投資銀行
- 金融会社
- 保険会社（保険業務の実施における資金管理業務に関連する業務のみ）

- 証券取引所、先物取引所、市場運営者またはその持株会社（市場業務の運営に関連する業務のみ）
- 証券決済機関（決済機能の運営に関連する業務のみ）
- その他、通貨監督庁から免許取得の免除を受けた者

b) 免許付与要件

以下のような場合、通貨監督庁は免許の付与や更新を拒否することができる（証券先物法第 86 条(4)）。

(a) 申請者が通貨監督庁の要求する情報や書類、事業に影響を及ぼす雇用者または関係者を提供しなかった場合。

(aa) 申請者から提供された情報や書類が虚偽、または、誤解を生むような内容であった場合。

(b) 申請者とその実質的な株主が、シンガポールまたは国外で清算または解散手続き中である場合。

(c) 裁判所の判決による、申請者またはその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合。

(d) 申請者またはその実質的な株主の資産に関連して、シンガポール国内または国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人またはそれに相当する者が任命された場合。

(e) 申請者または実質的な株主が、シンガポールまたは国外で、その債権者との和解または債務整理の手続き中の場合。

(f) 申請者、実質的な株主または申請者の役員が、シンガポールまたは国外で、詐欺、不正行為で有罪となった、または証券先物法の下で有罪となった場合。

(g) 役員や従業員が、免許に関連する職務を全うするための、学歴、資格または経験が十分でないと通貨監督庁が判断した場合。

(h) 免許の申請者や、その役員、従業員または実質的な株主が免許適格性に欠けると通貨監督庁が判断した場合。

(i) 通貨監督庁が、申請者、役員、従業員または実質的な株主の評判、人格、財政の健全性および信頼性に関して、申請者が株式引受人や顧客の利益を最優先して行動することができないと信ずるに足る理由が有している場合。

(j) 申請者、その実質的な株主の財政状態、または申請者が行おうとしている事業のやり方に通貨監督庁が納得できない場合。

(k) 申請者の過去の業績や、免許取得により申請者が行うことになる業務に関する専門知識に関して、通貨監督庁が納得できない場合。

(l) 申請者、その役員、従業員または実質的な株主が、不適切な業務を行う可能性がある場合、または申請者または実質的な株主の事業行為について、不芳な評判がある場合。

(m) 申請者、その役員または従業員が、免許を取得しようとする事業を効率的に、誠実に、あるいは公正に行うとは思えないと通貨監督庁が判断する理由がある場合。

(n) 通貨監督庁が、免許の付与・更新をすることが公共の利益に反すると考えた場合。

(o) 申請者が通貨監督庁による禁止命令（prohibition order）[277]を受けている場合。

② 変更・取消

a) 変更

通貨監督庁は、免許保有者から申請があれば、すでにその免許に明記されている規制対象業務に新しい業務を付け加えることにより、免許を変更することができる（証券先物法第 90 条）。

b) 取消

資本市場免許を保有する会社が会社を清算または解散した場合、免許は失効する（証券先物法第 95 条(1)）。

また、通貨監督庁は、以下の場合、免許を取消すことができる（証券先物法第 95 条(2)）。

(a) 免許申請の拒否事由[278]に該当する場合。

(b) 免許保有者が免許を付与された規制業務を全て行っていない場合。

(ba) 免許保有者が、株式引受人や顧客の最良の利益のために行動していないと信ずる理由が通貨監督庁にある場合。

(c) 資本市場サービス免許の保有者またはその雇用者が、その職務を効率的、誠実または公平に果たしていない場合。

(d) 免許保有者が、免許に適用される条件や制限、証券先物法のもとで通貨監督庁が発する訓令または証券先物法の規定に従わない場合。

(da) 免許保有者が、証券先物法または証券先物法のもとで通貨監督庁が発する訓令による義務を果たしていないと通貨監督庁が判断する場合。

(e) 免許保有者がその認可された規制対象業務を、公衆の不利益となるようなやり方で行った場合。

(ea) 通貨監督庁が免許保有者の経営権を取り上げる措置（証券先物法第 97E 条(2)に基づくもの）や、担当大臣による業務や持分の強制譲渡（通貨監督庁法 A 第 30AAR 条～第 30AAZA 条に基づくもの）を発動する際に、当該免許保

---

277 禁止命令については、シンガポールⅡ５（２）① ⅱ.禁止命令を参照のこと。

278 免許の拒否事由については、シンガポールⅡ４（２）① b) 免許付与要件を参照のこと。

有者の免許を取り消すことが公衆の利益に合致すると通貨監督庁が判断した場合。

(f) 免許保有者が通貨監督庁に提出した情報または書類が、虚偽または誤解を招くものであった場合。

(g) 免許保有者が賦課金を支払わなかった場合。

(h) 申請者が通貨監督庁による禁止命令（prohibition order）[279]を受けた場合。

（３） 保険会社

① 免許付与

a) 免許（license）

シンガポールで保険業を営むためには、取り扱う保険種類に応じた免許を通貨監督庁から取得しなければならない（保険法第 3 条(1)）。

生命保険業の免許を受けている者は、生命保険業務の一部として、短期の傷害保険契約（accident policies）および健康保険契約（health policies）も取り扱うことができる（保険法第 3 条(1B)）。

b) 免許付与要件

免許付与の要件は、次のとおりである（保険法第 8 条(3)）。

(a) 申請者が、シンガポール会社法に基づく会社、シンガポールに事業所を持つシンガポール以外で設立された会社、または協同組合法（Co-operative Societies Act）に基づく団体であること

(b) 規定された財務要件を満たしていること

② 変更・取消

通貨監督庁は、命令（order）により、保険会社の業務の全て、あるいは一部の保険種別について、免許を取消すことができる。免許の取消は、当該保険会社の要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 12 条）。

(a) 登録後 12 ヶ月以内に保険会社が営業を開始しなかった場合。

(b) 保険会社が保険事業の全部あるいは一部を停止した場合。

(c) 保険法で規定されている義務を果たしていない場合。

(d) 保険会社の免許付与要件[280]を満たしていない場合。

(e) 債権者に対し和解や示談の申込みを行った、または清算、解散した場合。

---

279 禁止命令については、シンガポールⅡ５（２）① ⅱ.禁止命令を参照のこと。

280 免許付与要件については、シンガポールⅡ４（３）① b) 免許付与要件を参照のこと。

(f) 保険会社、または当該保険会社の支配権を持つ株主に関して、またはこれらの資産に関して、シンガポール国内または国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人またはそれに相当する者が任命された場合。
(g) 保険会社の支配権を持つ者が変更され、新たに支配権を獲得した者が適格性にかける場合、あるいは変更後の保険会社の財務状況について、通貨監督庁が懸念を持っている場合。
(h) 保険契約者の利益を害するやり方で事業を行っている場合
(i) 保険会社が義務責任を果たせない場合
(j) 十分な再保険の手配を行っていない場合
(k) 保険会社が、免許に適用される条件、保険法に基づいて通貨監督庁が発する訓令または保険法の規定に違反している場合。
(l) 経営幹部が保険法のもとで有罪となった場合。
(m) 登録申請の際に、虚偽、誤解を招くようなまたは不正確な情報を提供、または、重要事実を隠匿または開示しなかった場合。
(n) 外国で設立された保険会社が、設立地において当該保険会社を管轄する監督機関により免許取消を受けた場合。
(o) 預金保険および保険契約者保護制度法、および同法に基づく規則に違反した場合
(p) 登録を取り消すことが公共の利益になる場合

（４） 資金管理会社

資金管理会社（fund management company）には、通貨監督庁から資本市場サービス免許を取得して業務を行う免許資金管理会社と、通貨監督庁への登録を行って業務を行う登録資金管理会社とがある。登録資金管理会社には、顧客の範囲や数等に関する制限が設けられている（シンガポールⅡ１（４）資金管理会社を参照のこと）。

① 免許

免許資金管理会社として業務を行うには、通貨監督庁から資金管理（fund management）業務を行うための資本市場サービス免許（capital market services license）を取得しなければならない（証券先物法第 82 条）。

資本市場サービス免許に係る規定については、シンガポールⅡ４（２）証券会社を参照のこと。

免許資金管理会社には、あらゆる投資家に対して資金管理サービスを提供できるリテール資金管理会社と、有資格投資家に対してのみ資金管理サービスを提供できる認定投資家資金管理会社[281]とがあり、免許要件に違いがある[282]。

[281] リテール資金管理会社および認定投資家資金管理会社については、シンガポールⅡ１（４）

② 登録

a) 登録義務

資本市場サービス免許の免除を受け、登録資金管理会社として資金管理業務を行おうとする者は、業務を開始する以前に通貨監督庁への登録を行わなければならない（免許および業務行為に係る証券先物規則[283]　付属規定 2 第 5 条(7)）。

b) 登録要件

申請者が以下の(a)～(d)の要件を満たしているということを示せない場合、通貨監督庁は登録を拒否することができる（免許および業務行為に係る証券先物規則付属規定 2 第 5 条(7B)）。

(a) 申請者が資本市場サービス免許保有者に課せられる義務（同規則第 13 条において規定されているもの）、または登録資金管理会社に対して課せられる義務（同規則第 13B 条において規定されているもの）を果たすことができること。

(b) 申請者がシンガポールで設立された法人の場合は資本金、外国企業であれば本店資産（net office funds）が 25 万ドル以上であること。

(c) 申請者が少なくとも 2 名を雇用し、その各々が、最低 5 年以上の資産運用業務の経験を持つこと。

(d) 運用される資金の総額が 25 億ドルを超えないこと。

c) 変更・取消

登録資金管理会社が資金管理業務について資本市場サービス免許を取得し、免許資金管理会社になった場合には、登録資金管理会社としての登録は取り消される（免許および業務行為に係る証券先物規則　付属規定 2 第 5 条(7C)）。

資金管理会社を参照のこと。

282 資金管理会社に対する免許要件の詳細については、下記資料に記載がある。
Monetary Authority of Singapore, “Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies”（脚注 271 参照）

283 Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

（５） 金融助言業者

① 免許付与

a) 金融助言業者免許（financial adviser's license）

下記 b) 適用除外に該当する者を除き、金融助言業者免許を取得しなければ、金融助言サービスの業務を行ってはならない（金融助言業者法第 6 条(1)）。

金融助言業者免許は、申請を受けて監督官庁が付与する（金融助言業者法第 13 条）。

b) 適用除外

以下の者は、金融助言業者免許を受けずに、金融助言業者として業務を行うことができる（金融助言業者法第 23 条(1)）。

(a) 銀行

(b) 投資銀行（通貨監督庁法に基づき、金融助言業務の実施を通貨監督庁から認められている場合に限る）

(c) 保険会社

(d) 資本市場サービス免許保有者

(e) 金融会社（通貨監督庁から、金融助言業務の実施について免除を受けている場合に限る）

(ea) 証券取引所、先物取引所、認可市場運営業者、および認可を受けた持株会社ただし、取引市場の運営または持株会社としての業務に付随するものとして行う金融助言業務に限られる。

(f) その他、規定により適用除外を認められた者

c) 免許付与要件

以下のような場合、通貨監督庁は、金融助言者免許の付与を拒否することができる（金融助言業者法第 9 条(1)）。

(a) 申請者が法人でない場合。

(b) 申請者が、通貨監督庁が規定する最低財務要件やその他の要件を満たしていない場合。

(c) 申請者が、規定により要求されている賠償責任保険契約を締結していない場合。

(d) 申請者が、認可申請にあたって通貨監督庁から要求された情報ならびに文書を提出しない場合。

(da) 申請者によって通貨監督庁に対して提供された情報および文書が虚偽、あるいは誤解を招くものである場合。

(e) 申請者またはその実質的な株主が、シンガポール国内または国外において清算または解散手続き中である場合。

(f) 申請者またはその実質的な株主の資産に関連して、シンガポール国内または国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人またはそれに相当する者が任命された場合。

(g) シンガポール国内または国外で、申請者またはその実質的な株主が、その債権者との和解または債務整理の手続きに入っている場合。

(h) 裁判所の判決による、申請者またはその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合。

(i) 金融助言事業者免許と関連する義務を履行する申請者の役員ないしその従業員の適性および経験を、通貨監督庁が不十分と認めた場合。

(j) 通貨監督庁が、申請者およびその役員、従業員が金融助言者としての業務を誠実かつ公平に履行しないと信じるに足る理由がある場合。

(k) 申請者が通貨監督庁による禁止命令[284]を受けている場合。

(l) 申請者およびその実質的な株主が以下の状況であるとき

  (i) 申請者およびその実質的な株主が、シンガポール国内、または国外で、詐欺および不正行為に関わる罪で有罪判決を受けたとき、また、申請者および実質的な株主が、詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合。

  (ii) 申請者およびその実質的な株主が、金融助言業者法への違反行為により有罪判決を受けている場合。

(m) 以下の条件を申請者が満たしていることを通貨監督庁に対し証明できないとき。

  (i) 申請者が免許を受けるための適格性を有していること。

  (ii) 申請者の役員、従業員、実質的な株主の全てが、適格性を有する者であること。

(n) 申請者、役員、従業員およびその実質的な株主の評判、性格、財務の健全性ないし信頼性を鑑みて、通貨監督庁が、申請者は顧客の最良の利益のために行動しないであろうと信ずるに足る理由がある場合。

(o) 通貨監督庁が以下の条項につき不十分であると認める場合。

  (i) 申請者およびその実質的な株主の財務状態。

  (ii) 申請者の業務実施状況。

  (iii) 申請者の過去の実績および専門的知識の記録（申請者が実施しようとしている業務の性質を鑑みて）

---

[284] 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポールⅡ５（５）④ b）禁止命令を参照のこと。

(p) その他、以下のような状況の発生が懸念される場合。

(i) 申請者、その役員および従業員、または実質的な株主によって、不適切な業務が行われる。

(ii) 申請者、その役員および従業員、または実質的な株主の業務行為に関する悪評を反映するような事態が生じる。

(q) 免許の付与は公共の利益に反すると通貨監督庁が判断した場合。

上記(a)～(q)の事由による免許付与拒否の場合、通貨監督庁は申請者に対し、弁明を行う機会を与えなければならない（金融助言業者法第 9 条(3)）。

ただし上記の(e)、(f)、(k)、(l)(i)に該当する場合には、通貨監督庁は申請者に弁明の機会を与えずに、免許付与を拒否してもよい（金融助言業者法第 9 条(4)）。

② 変更・取消

a) 変更

免許を受けた金融助言業者は、通貨監督庁に対し, 以下のような免許の変更を申請することができる（金融助言業者法第 15 条(1)）。

(a) 実施可能な金融助言サービス種別の追加

(b 金融助言サービスを提供する投資商品種別の追加

b) 取消

金融助言業者が、シンガポール国内、または国外で清算または解散した場合、免許は失効する（金融助言業者法第 19 条(1)）。

また、通貨監督庁は以下の場合、免許を取り消すことができる（金融助言業者法第 19 条(2)）。

(a) 通貨監督庁による免許拒否事由[285]に該当する場合。

(b) 免許を受けた金融助言業者が金融助言業者法の規定、または同法に基づき発布された通貨監督庁の訓令に違反した場合。

(c) 以下のような状況がある場合。

(i) この法律の下で生ずる義務について、免許を受けた金融助言業者が充足できなかったと通貨監督庁によって認められたとき。

(ii) この法律の下で発布された指示に関連して生ずる義務について、免許を受けた金融助言業者が充足できなかったと通貨監督庁によって認められたとき。

[285] 免許拒否事由については、シンガポールⅡ４（５）① c) 免許付与要件を参照のこと。

(d) 免許を受けた金融助言業者が、顧客に対して害をもたらす、あるいは公共の利益に反すると認められるような業務行為を継続していると通貨監督庁が認めた場合。

(e) 免許を受けた金融助言業者が通貨監督庁に提出した情報ないし文書が虚偽であったり、誤解を招くものであった場合。

(f) 通貨監督庁が、免許を受けた金融助言業者およびその役員、従業員が、金融助言業者としての業務を誠実かつ公平に履行しないと信ずる理由がある場合。

(g) 免許を受けた金融助言業者が、通貨監督庁による禁止命令[286]を受けた場合。

(ga) 通貨監督庁が、免許を受けた金融助言業者が、顧客の最良の利益のために行動していないと信ずる理由がある場合。

(h) 免許を受けた金融助言業者が、通貨監督庁への賦課金を支払わなかった場合。

(i) 免許を受けた金融助言業者が、免許を受けている金融助言サービス業務を継続していない、あるいは中止する場合。

（６） 保険仲介業者

① 保険ブローカーの登録

a) 登録（registration）

損害保険、長期の障害・健康保険（再保険業務に関連する保険契約は除く）、生命保険または損害保険の契約の元で発生する支払義務の再保険に関連して、保険契約者または保険契約を行おうとする者を対象に、以下の(i)～(iii)の業務を行う者を保険ブローカー（insurance broker）といい（保険法第 1A 条）、通貨監督庁への登録を行わなければならない（保険法第 35W 条）。

- 保険ブローカーの行う業務

(i) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の提案を受ける、または保険契約書の交付を行う。

(ii) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険料の集金や受領を行う。

(iii) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の取り決め（arrange）を行う。

[286] 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポールⅡ５（５）④ b)禁止命令を参照のこと。

また、保険ブローカーが行う業務の全部または一部を、当該保険ブローカーに代わり、あるいは当該保険ブローカーとの取り決めにより遂行する者にも、保険ブローカーとして登録義務がある（保険法第 1A 条）。

通貨監督庁は登録申請者を、直接保険ブローカー（direct insurance broker）、損害再保険ブローカー（general reinsurance broker）、生命再保険ブローカー（life reinsurance broker）、またはこれらの組み合わせのいずれかとして登録する（保険法第 35X 条(3)）。

b) 適用除外

以下の者は、適用除外業者として、通貨監督庁への登録を行わずに保険ブローカーとしての業務を行うことができる（保険法第 35ZN 条）。

(a) 銀行
(b) 投資銀行
(c) 金融助言業者
(d) 資本市場サービス免許保有者
(e) 金融会社（通貨監督庁から、保険ブローカー業務の実施について免除を受けている場合に限る）
(ea) 生命保険業の免許を受けている保険会社
(f) その他、通貨監督庁が定める者

c) 登録要件

通貨監督庁は、登録申請者が以下の条件を満たしていない限り、登録を行ってはならない（保険法第 35Y 条）。

(a) 申請者が会社（company）であること。
(b) 申請者の払込資本金額が所定の基準を満たしていること。
(c) 所定の条件を満たす業務賠償保険契約（professional indemnity insurance policy）に加入していること。

② 変更・取消

通貨監督庁は、命令（order）により、保険ブローカーの登録を取消すことができる。登録の取消は当該保険ブローカーの要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 35ZB 条）。

(a) 保険ブローカーが登録後 6 ヶ月以内に事業を開始しない場合。
(b) 保険ブローカーが登録された事業を継続するのを中断した場合。
(c) 保険ブローカーが保険法に基づく義務を履行できないと通貨監督庁が認めた場合。

(d) 保険ブローカーとしての登録要件[287]を満たしていない場合。

(e) 以下のような状況が生じた場合。

(i) 保険ブローカーが債権者との間で、和解または申合せの提案をしたり、これらを実施した場合。

(ii) 保険ブローカーが破産した場合。

(iii) 保険ブローカーが清算または解散した場合。

(f) 保険ブローカーが、代理人として行動すべき相手である契約者の利益を害するような態様で業務を継続している場合。

(g) 保険ブローカーがその義務を履行できない場合。

(h) 保険ブローカーが保険法の規定、および保険法に基づいて通貨監督庁が発する訓令に違反した場合。

(i) 経営管理者、執行役としての職位を有する保険ブローカーの役員が、保険法への違反により有罪判決を受けたとき。

(j) 保険ブローカーが登録の際に、虚偽であったり、誤解を招いたり、不正確である情報を提出したり、もしくは重要情報を隠ぺいしたり開示していなかった場合。

(k) 登録を取り消すことが公共の利益にかなう場合。

---

287 保険ブローカーの登録要件については、シンガポールⅡ４（６）① c) 登録要件を参照のこと。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

銀行の監督における通貨監督庁の権限は、以下のとおりである。

① 報告徴求

全ての銀行は、通貨監督庁の要求する期日および方法に従って、報告書類を提出する義務がある。（銀行法第 26 条）

② 検査

a） 一般的検査（inspection）

通貨監督庁は、シンガポールの銀行、シンガポールで設立された銀行の国外支店、代理店、事務所の会計簿を検査する権限がある。検査は、銀行法以外の法律に基づいて通貨監督庁による規制を受けている、あるいは免許を付与されている、銀行の他の業務に関しても実施することができる（銀行法第 43 条）。

b） 特別調査（special investigation）

通貨監督庁は、銀行が以下の(a)～(c)であると信ずる理由がある場合にはいつでも、当該銀行の調査を行うことができる（銀行法第 44 条）。

(a) 預金者または他の債権者の不利益になる行為を行っている。

(b) 公衆に対する債務をカバーするだけの資産が不足している。

(c) 銀行法の規定に違反している。

③ 処分

a） 訓令（direction）

通貨監督庁は、公益に照らして必要であると判断した場合には、金融機関に対して情報を要求したり、勧告を行うための訓令を発することができる（通貨監督庁法第 27 条(1)）。

訓令を発する以前に、対象となる金融機関には、通貨監督庁が非現実的あるいは不適切と考える場合を除き、通貨監督庁に対して、訓令の内容に関する異議申立て（representation）の機会が与えられる。金融機関からの異議に対し、通貨監督庁

はこれを却下するか、異議に応じて訓令の内容を修正することができる（通貨監督庁法第 27 条(2),(3)）。

対象となる金融機関は、妥当な期間の間に訓令に従う義務がある。金融機関が訓令を遵守できなかったり、遵守を拒否した場合には、2 万シンガポールドル以下の罰金が課される（通貨監督庁法第 27 条(3),(4)）。

b) 罰則

銀行法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。

例えば、免許を取得せずに銀行業務を行った場合には、違法行為とみなされ、以下の処罰の対象となる（銀行法第 4 条）。

- 違反者が個人の場合には 12 万 5,000 シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）または 3 年以下の禁固刑のいずれかまたは両方。
- 違反者が個人以外の場合には 25 万シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）。

適用可能な処罰の上限について個別の規定がない銀行法への違反行為に対しては、10 万シンガポールドルを上限とする罰金が課される。処分後も違反が継続している場合には、1 日につき 10,000 シンガポールドルを超えない額が加算される（銀行法第 71 条）。

（２） 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

a) 報告徴求

証券会社を初めとする資本市場サービス免許保有者は、通貨監督庁に対し、会計年度ごとに損益計算書と貸借対照表を監査人報告書と共に提出しなければならない。従わない者は、法律違反とみなされ、罰金に科せられる（証券先物法第 107 条）。

b) 検査（inspection）

通貨監督庁は、秘密保持の条件の下、資本市場サービス免許保有者の会計簿を検査することができる。要求された者は、会計簿、情報、施設を提供し、会計簿の作成に関して通貨監督庁に説明する義務がある（証券先物法第 150 条）。

c) 処分

通貨監督庁は、資本市場サービス免許保有者に対し、以下のような権限を持つ。

i. 訓令（directions）

通貨監督庁は、公共の利益に照らして、あるいは投資家保護のために必要であると判断した場合には、資本市場サービス免許保有者に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者は違法行為とみなされ、50,000 ドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が課される（証券先物法第 101 条）。

ii. 禁止命令（prohibition order）

通貨監督庁は、資本市場サービス免許保有者やその代表者（representative）等を対象として、禁止命令を発し、恒久または期間を定めて、証券先物法による規制対象業務や、資本市場サービス免許保有者または免許の取得免除を受ける者の経営に直接または間接に携わったり、主要株主となったりすることを禁ずることができる（証券先物法第 101A 条）。

禁止命令の対象となるのは、以下のような場合である（証券先物法第 101A 条(1)）

(a) 通貨監督庁が、当該事業者の保有する資本市場サービス免許の一時停止または取消を行う場合。

(b) 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者[288]について、免許取消要件[289]に該当するような状況があると通貨監督庁が信ずるに足る理由がある場合。

(c) 当該事業者の代表者に対し、通貨監督庁がその者の代表者としての資格を一時停止、または取り消した場合。

資本市場サービス免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると通貨監督庁が判断した場合も禁止命令の対象となる。

また、以下の者も禁止命令の対象となる。

- 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者の代表者
- 資本市場サービス免許保有者の代表者である（かつて代表者であった者も含む）が、代表者としての資格取得を免除されている者
- 以前に、資本市場サービス免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者

(d) 証券先物法、同法に基づき通貨監督庁が課す条件や制限、同法に基づき通貨監督庁が発する訓令に違反している、違反の可能性がある、あるいは違反が行われたと通貨監督庁が信ずる理由がある場合。

---

288 資本市場サービス免許の免除対象となる事業者については、シンガポールⅡ４（２）① a）ⅱ. 適用免除を参照のこと。

289 資本市場サービス免許の取消要件については、シンガポールⅡ４（２）② b）取消を参照のこと。

(e) シンガポール国内または国外で、証券先物法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺および不正行為にか係る罪で有罪判決を受けた場合、または、その者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合。

(f) 市場不正行為（不正取引およびインサイダー取引）により裁判所から民事制裁金を命じられたとき、または民事制裁金を支払うことで通貨監督庁と和解した場合。

(g) 規制対象業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令または要件への違反による有罪判決を受けた場合。

(h) 通貨監督庁の訓令に基づき、金融市場サービス免許保有者の役員を解任または解雇された場合。

iii. 懲戒（reprimand）

通貨監督庁は、証券先物法および同法に基づく条件・制限、訓令、および規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、免許保有者に対し懲戒を発することができる（証券先物法第 334 条）。

iv. 罰則

証券先物法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定のない違反行為は、50,000 シンガポールドルを上限とする罰金（fine）の対象となる（証券先物法第 335 条）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は証券先物法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（証券先物法第 333 条(1)）[290]。

証券先物法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）が管轄権を持つ（証券先物法第 327 条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

a) 調査（investigation）

通貨監督庁は、1)証券先物法における通貨監督庁の権限の行使、または役割義務の遂行のため、2)証券先物法または同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、3)証券先物法または同法のもとに発せられた訓令に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（証券先物法第 152 条）。

[290] 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない（証券先物法第 333 条(2)）。

i. 審理

通貨監督庁は、調査を目的として、何人に対しても、審理（examination）に出頭するよう書面にて要求することができる（証券先物法第 154 条）。審理を受ける者は、宣誓の上真実を述べること、調査内容に関する調査官の質問に答えることが求められる（証券先物法第 156 条）。

ii. 情報の要求

通貨監督庁は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期および場所にて調査に関連する事項についての情報の提供または会計簿の作成を、書面により要求することができる。要求された者は、これに従わなければならない（証券先物法第 163 条）。

通貨監督庁は、要求に従って会計簿が作成されない場合、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（証券先物法第 164 条）。

b) 差止・制裁等

i. 資産凍結等

証券先物法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、または同法に基づき民事訴訟が開始され、その結果、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、通貨監督庁は裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（証券先物法第 324 条）。

(a) 関係者に対して負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
(b) 関係者の代理として金銭、証券や先物契約口座、外国為替証拠金取引、その他の資産を所有している者が、関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
(c) 関係者の金銭をシンガポールから持ち出すことの禁止
(d) 関係者の証券・先物契約・外国為替証拠金取引・その他資産の権利書をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
(e) 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
(f) 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポートおよびその他書類の裁判所への提出
(g) 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

ii. 裁判所命令

i）ある者が証券先物法に違反したと思われる場合、ii）免許の条件または制限に違反した、証券取引所、先物取引所、その決済機関、証券取引所の上場規則に違反したと思われる場合、iii）証券の売買または先物取引契約に関し、法律違反行為が行われる可能性があった場合、通貨監督庁の請求に応じて、裁判所は、以下の命令を発することができる。

(i) 度重なる証券先物法違反、免許の条件や制限違反、証券取引所、先物取引所または決済機関の事業規則違反、証券取引所の上場規則違反などがある場合、その者が証券売買や先物取引に関係する業務を行うことを禁止する命令

(ii) 命令で明記された証券の取得・処分・売買、先物取引等を禁止する命令

(iii) 資本市場サービス免許（証券仲介または先物契約）保有者の財産、または当該免許保有者が信託その他により他の者の代理として保有している財産の保全管理人を任命する命令

(iv) 証券売買または先物取引に関する契約注文を無効にする命令

(v) 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令

(vi) 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

iii. 差止命令

ある者が証券先物法に違反する行為を行った場合、通貨監督庁、またはその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令（injunction）を出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

証券先物法で要求される行為を拒否または履行しない場合、通貨監督庁、またはその拒否または不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その行為の履行命令を出すことができる。

なお、裁判所は差止命令・履行命令に加えて、損害賠償金を支払うよう命令することもできる（証券先物法第 326 条）。

iv. 民事制裁金（Civil Penalty）

通貨監督庁は、証券取引、先物契約取引、外国為替証拠金取引における禁止事項（不正取引、相場操縦、詐欺的な勧誘など）やインサイダー取引禁止に係る規定（証券先物法第 12 部に規定）に違反していると判断した場合、検察官の同意を得て、その違反行為に対し、裁判所に民事制裁命令を請求することができる。

違反行為により利益を得たまたは損失を回避したと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合、裁判所はその者に対し、民事制裁金の支払を命ずることができる。

制裁金の額は、1)違反行為の結果として得た利益の額、または回避した損失の 3 倍を上限とする額、2)個人の場合 50,000 シンガポールドル、企業の場合は 10 万シンガポールドル、のいずれか高い方の額とする。

その者が違法行為を行ったが、利益を得たり、損失を回避しなかったと、裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合には、裁判所は、50,000 シンガポールドル以上 200 万シンガポールドル以下の民事制裁金を科すことができる（証券先物法第 232 条）。

（３） 保険監督機関の権限

① 報告徴求

免許を受けている保険会社は、規定された方法に沿って会計報告書およびその他の報告書を作成し、通貨監督庁に提出しなければならない（保険法第 36 条(3)）。

② 検査

a) 検査（inspection）

通貨監督庁は、秘密保持を条件として、保険会社、保険会社の海外支店または海外子会社、保険代理店の会計簿、口座、記録、その他の書類を検査することができる。保険会社または保険代理店は、通貨監督庁が検査で要求する情報や施設を提供しなければならない（保険法第 40 条）。

b) 調査（investigation）

通貨監督庁は、以下の(a)または(b)を目的として、必要な調査を行うことができる。

(a) 保険法で規定された通貨監督庁の役割義務を遂行すること。

(b) 保険法または同法の下で発行された訓令に違反しているという申し立てや疑いの正否を確かめること。

通貨監督庁は、調査を目的として、書面により何人に対しても、調査内容に関連する情報や会計簿、口座、記録、その他の書類を提出するよう要求することができる（保険法第 40A 条）。

③ 処分

a) 訓令（direction）

通貨監督庁は、以下の(i)～(iv)に該当すると判断した場合、当該保険会社等に対し、訓令を発することができる（保険法第 41 条(1)(a)）。

(i) 保険会社または保険代理店が、公共の利益または保険契約者の不利益になる、または保険会社または保険代理店の利益に有害な行為を行っているとみなした場合。

(ii) 保険会社または保険代理店が破産状態にある、義務の履行が不可能である、あるいは支払を停止した場合（このような状態になるおそれがある場合も含む）。

(iii) 保険会社または保険代理店が、保険法の規定に違反した場合。

(iv) 登録や免許取得にあたって条件を付されている保険会社または保険代理店が、この条件に従わなかった場合。

訓令により、通貨監督庁は保険会社等に対し、以下の(i)～(vii)を要求することができる（保険法第 41 条(2)(a)）。

(i) 健全な保険業務の原則に沿って業務を行うために必要となる管理者を雇用すること。

(ii) 通貨監督庁が不適格であると判断した役職者またはその他の者を解雇すること。

(iii) 財産の処分や回復に関して、何らかの措置をとること。

(iv) 通貨監督庁が、不法に、あるいは不適切に支払われたと判断した金額について、その回復のために取りうる措置を取ること。

(v) 免許を受けた保険事業者に関し、当該事業者が実施している保険種別について、契約の更新や新規契約を差し止めること。

(vi) 再保険に関して、通貨監督庁の指示に沿った取り決めを行うこと。

(vii) 保険法の条項の一部に関して、違反行為を是正するための何らかの措置をとること。

b) 処罰

保険法では、規定への違反に対し適用される処罰は規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為に対しては、以下の罰則が適用される（保険法第 55 条）。

- 違反者が個人の場合は 50,000 シンガポールドルを上限（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）とする罰金（fine）または 2 年を上限とする禁固（imprisonment）。

- 違反者が個人以外の場合は、10 万シンガポールドルを上限とする罰金（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は保険法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（保険法第 55A 条）

保険法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）または治安裁判官法廷（Magistrate Court）が管轄権を持つ（保険法第 56 条）。

（４） 資金管理会社の監督機関の権限

資金管理会社は、資本市場サービス免許保有者として、通貨監督庁から証券会社と同等の監督を受ける。資本市場サービス免許保有者に対する通貨監督庁の監督権限については、シンガポールⅡ５（２）①証券会社に対する権限を参照のこと。

（５） 金融助言業者の監督機関の権限

① 報告徴求

免許を受けた金融助言業者は、会計年度ごとに、規定された方法に沿って会計報告書を作成し、通貨監督庁に提出しなければならない（金融助言業者法第 48 条）。

また、通貨監督庁は金融助言業者に対し、シンガポール国内外における業務に関連するあらゆる問題についての情報を提出するよう、書面により求めることができる（金融助言業者法第 29 条）。

② 検査（inspection）

通貨監督庁は、秘密保持を条件として、免許を受けた金融助言業者やその代表者の会計簿を検査することができる（金融助言業者法第 70 条）。

③ 調査（investigation）

通貨監督庁は、1）金融助言業者法における監督庁の権限の行使、または役割義務の遂行のため、2）金融助言業者法または同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、3）金融助言業者法に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（金融助言業者法第 71 条）。

a） 審理（examination）

通貨監督庁は、調査を目的として、何人に対しても、審理に出頭するよう書面にて要求することができる（金融助言業者法第 71C 条）。審理を受ける者は、宣誓の

上真実を述べること、調査内容に関する調査官の質問に答えることが求められる（金融助言業者法第 71D 条）。

b) 情報の要求

通貨監督庁は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期および場所にて調査に関連する事項についての情報の提供または会計簿の作成を、書面により要求することができる。要求された者はこれに従わなければならない（金融助言業者法第 72 条）。

通貨監督庁は、要求に従って会計簿が作成されていない疑いのある場合や、会計簿の隠匿、移動、改ざん、破棄が疑われる場合には、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（金融助言業者法第 73 条(1)）。

c) 立入調査

通貨監督庁の調査官、および通貨監督庁が書面により調査官への同行を認めた者は、2 営業日以上前に調査対象と調査の目的、および違反の性質について示す通知書面を提示することにより、立入調査を行うことができる。

ただし、金融助言業者の業務行為に係る違反行為（金融助言業者法第 3 部で規定）の調査において調査対象者が占有する地所に立ち入る場合や、調査官が通知書面提示のために現実的に妥当な範囲であらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、提示することができなかった場合にはこの限りではない（金融助言業者法第 72 条）。

④ 処分

a) 訓令（directions）

通貨監督庁は、公共の利益に照らして、または投資家保護のために必要であると判断した場合には、免許を受けている金融助言業者やその代表者（representative）等に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者に対しては違法行為とみなされ、25,000 ドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が課される（金融助言業者法第 58 条）。

b) 禁止命令（prohibition order）

通貨監督庁は、禁止命令により、金融助言サービスの提供を禁止したり、金融助言サービス業者の経営に直接または間接に携わったり、主要株主となったりすることを禁ずることができる（金融助言業者法第 59 条）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（金融助言業者法第 59 条(1)）

(a) 通貨監督庁が、当該事業者の保有する金融助言者免許の一時停止または取消を行う場合。

(b) 金融助言者免許の免除を受けている事業者[291]について、免許取消要件[292]に該当するような状況があると通貨監督庁が信ずるに足る理由がある場合。

(ba) 当該事業者の代表者に対し、通貨監督庁がその者の代表者としての資格を一次停止、または取り消した場合。

金融助言業者免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると通貨監督庁が判断した場合も禁止命令の対象となる。

また、以下の者も禁止命令の対象となる。

- 金融助言業者免許の免除を受けている事業者の代表者
- 代表者としての資格取得を免除されている者
- 以前に、金融助言業者免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者

(c) 金融助言業者法、同法に基づき通貨監督庁が課す条件や制限、同法に基づき通貨監督庁が発する訓令に違反している、違反の可能性がある、あるいは違反が行われたと通貨監督庁が信ずる理由がある場合。

(d) シンガポール国内または国外で、金融助言業者法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺・不正行為に係る罪で有罪判決を受けた場合、またはその者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合。

(e) 金融助言業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令または要件への違反による有罪判決を受けた場合。

(f) 通貨監督庁の訓令に基づき、免許を受けた金融助言業者の役員を解任または解雇された場合。

c) 懲戒（reprimand）

通貨監督庁は、公益のため、または、投資家や保険契約者の保護のために必要でと判断すれば、金融助言業者法、同法に基づく条件・制限、訓令、規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、免許を受けている金融助言業者やその代表者、経営者（officer）やパートナーに対して、懲戒を発することができる（金融助言業者法第 97 条）。

d) 裁判所命令

ある者が金融助言業者法に違反したり、違反になるような行為を行うところだった場合、通貨監督庁の請求に応じて、裁判所は以下のような命令を発することができる（金融助言業者法第 98 条）。

---

291 金融助言者免許の免除対象となる事業者については、シンガポールⅡ４（５）① b) 適用除外を参照のこと。

292 金融助言業者免許の取消要件については、シンガポールⅡ４（２）② b) 取消を参照のこと。

(i)度重なる金融上限業者法違反がある場合、その者が金融助言業者やその代表者として業務を行うことを制限する、あるいはその者が金融助言業者やその代表者であると名乗ることを制限する命令

(ii)他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
(iii)必要に応じ、上記の命令に付随する命令

e) 資産凍結等

金融助言業者法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、または、同法に基づき民事訴訟が開始され、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、通貨監督庁は、裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（金融助言業者法第 99 条）。

(a) 関係者に負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止。
(b) 関係者の代理として金銭、投資商品やその他の資産を所有している者が、当該資産を関係者に支払ったり譲渡することの禁止、または関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止。
(c) 関係者や関係者と関連を持つ者の金銭をシンガポール国外に移転することの禁止。
(d) 関係者や関係者と関連を持つ者の投資商品、投資商品の権利書、その他資産をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止。
(e) 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
(f) 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポートおよびその他書類の裁判所への提出
(g) 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

f) 差止命令（injunctions）

ある者が金融上限業者法に違反する行為を行った場合、通貨監督庁、または、その行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令（injunction）を出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

金融助言業者法で要求される行為を拒否したり履行を行わない者に対し、裁判所は、通貨監督庁、または当該拒否または不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、その行為の履行命令を出すことができる（金融助言業者法第 99A 条）。

g) 罰則

金融助言業者法では、規定への違反に対し適用される処罰は規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の罰則規定のない違反行為は、

12,500 シンガポールドルを上限とする罰金（fine）の対象となる（金融助言業者法第 87 条）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は、金融助言業者法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（金融助言業者法第 88 条）[293]。

金融助言業者法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）が管轄権を持つ（金融助言業者法第 95 条）。

（６） 監督当局間の関係

シンガポールでは、通貨監督庁が一元的な金融監督機関として、銀行部門、証券部門、保険部門の全てについて、監督を実施している。

金融機関の監督の実施にあたり、通貨監督庁は、統合的・業界横断的なアプローチを取っており、銀行業務、証券業務、保険業務の全てにわたるグループ全体での評価を行っている[294]。

---

[293] 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない（金融助言業者法第 88 条(2)）。

[294] 本記述は、以下の資料に基づく。
Monetary Authority of Singapore, “Objectives and Principles of Financial Supervision in Singapore” (revised in April 2013)
http://www.mas.gov.sg/About-MAS/Monographs-and-information-papers/Monographs/2004/Objectives-and-Principles-of-Financial-Supervision.aspx

III. 資料

1. シンガポールの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行法	証券先物法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行本体において証券業務を実施可能		生保・損保の兼業可
		銀行・証券と保険との経営禁止規定なし		
	持株・子会社方式	銀行・証券・保険のグループ化禁止規定なし		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本 5.5% Tier 1資本 7% 総資本 10% （2014年1月から。法律の根拠規定に基づき、MAS通告で規定）	○自己資本規制 リスク定量化に基づいて算出される法定金額以上（国内証券会社、清算会社・取引所会員の場合）を要求 （付随法により規定）	○財務規制 リスク定量化に基づいて算出される法定金額、または500万シンガポールドルのうち、高いほうの基準以上の自己資本等の維持 （付随法で規定）
		○大口投融資規制 法律の根拠規定に基づき、MAS通告で規定		
		○最低資本金 国内銀行：15億シンガポールドル 外国銀行：20億シンガポールドル （法律により規定）	○最低資本金（証券取引業務） 顧客持高の扱いあり： 100万～500万シンガポールドル 顧客持高の扱いなし： 25万～50万シンガポールドル （法律の根拠規定に基づき、付随法で規定） ○債務総額・準備金規制 付随法により規定	○最低資本金 投資リンク保険または短期の自己・健康保険のみを提供する元受保険会社：500万シンガポールドル その他の元受保険会社：1,000万シンガポールドル 再保険会社：2,500万シンガポールドル （付随法により規定）

（凡例）二重線：法律、実線：付随法、点線：規則

２． シンガポールにおける金融機関の状況

		機関数	預金量 （単位：100万シンガポール・ドル）	
				シェア
商業銀行		123	537,572	97.7%
	国内銀行	6		
	外国銀行	117		
金融会社		3	12,396	2.3%
投資銀行		42	－	－
合計		168	549,968	100.0%

（注 1）預金量にはアジア通貨勘定での預金は含まれない。

（注 2）2013 年 12 月末現在

（出所） 機関数： シンガポール通貨監督庁
2012/13 年度年次報告書
預金量： MAS Statistical Bulletin

香港

香港の金融制度

I.　概要

（１）　香港の金融監督体制

図表　香-1　　金融監督体制図

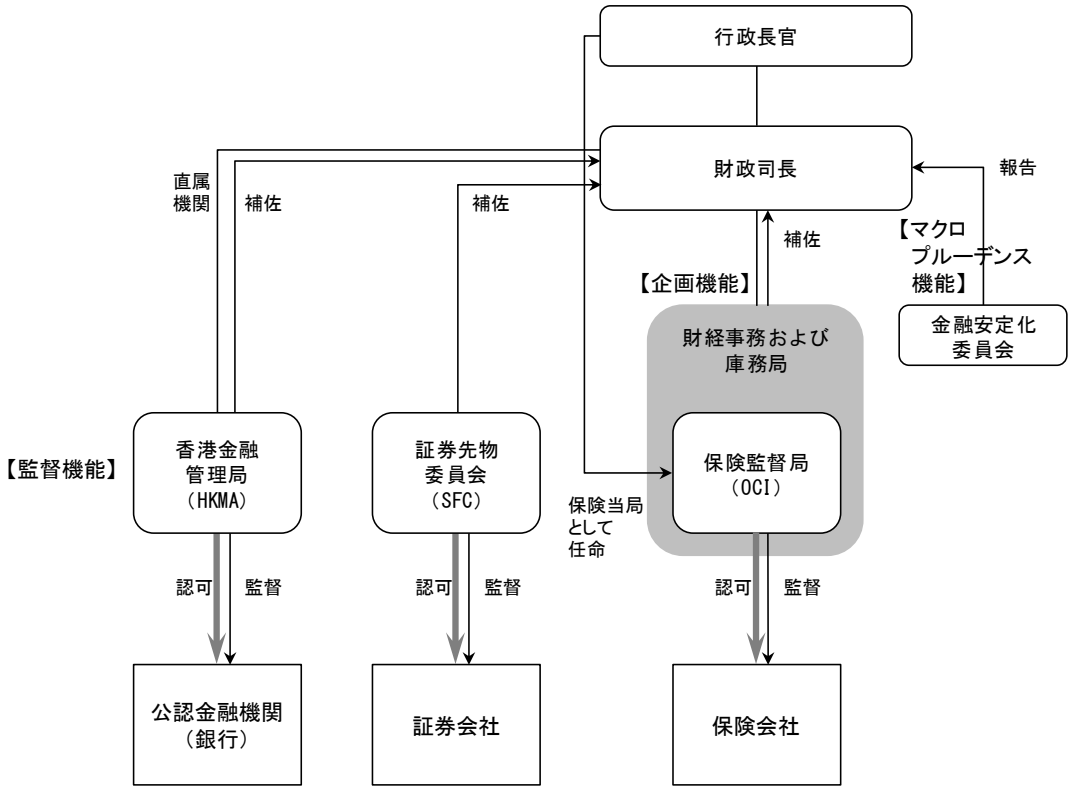

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　銀行（公認金融機関）

香港の銀行部門は、3 種類の公認金融機関（authorized institutions, AIs）から成る[295]。

① 免許銀行（Licenced Bank）

免許銀行のみが、金額や期間の制限を受けずに、市民からの預金受入を行うことができる。また、当座預金口座および貯蓄預金口座業務や小切手の支払および取立業務も、免許銀行のみに許容されている。

② 限定免許銀行（Restricted Licensed Bank）

限定免許銀行は、主としてホールセール業務や資本市場業務を行う金融機関である。預金の受入は 50 万香港ドル以上の金額に限り許容されている（期間の制限はない）。

③ 預金受入会社（Deposit Taking Company）

預金受入会社は、主に消費者金融、商業金融、証券業務などの専門業務を行う金融機関である。預金の受入は金額が 10 万香港ドル以上で、当初の満期日までの期間が 3 ヶ月以上のものに限られる。

（２）　証券会社

証券先物条例（Securities and Futures Ordinance）では、規制対象となる証券業務を 10 種類指定している[296]。このうち証券取引業務（dealing in securities）の免許を取得して業務を行っている事業者が証券会社に相当する。

証券取引業務とは、「証券の取得、処分、応募、または引受を目的として、あるいは証券の利回りまたは証券の価値の変動から利益を確保することを目的として、他の者と

295　Hong Kong Monetary Authority, “HKMA Background Brief No.2 - Banking Supervision in Hong Kong” (2nd Edition, August 2010) p.19. http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs.shtml

296　証券先物条例の規制対象業務と免許種別については、香港Ⅱ４（２）証券会社を参照のこと。

契約を締結すること、契約の締結を申し出ること、契約を締結するよう勧誘すること、または契約の締結を募集すること」をいう（証券先物条例付属規定 5)。

（３） 保険会社

保険会社には、損害保険会社（general business insurer）と生命保険会社（long term business insurer）がある。保険種別の詳細については、保険会社条例（Insurance Companies Ordinance）付属規定 1 第 2 部において規定されている。

なお、香港では生・損保の兼営が認められており、生・損保兼営会社（composite insurer）と呼ばれている。

（４） 投資運用業者

投資運用業者は、証券先物条例の規制対象業務のうち資産運用業務（asset management）の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。資産運用業務とは不動産投資スキーム運用業務（real estate investment scheme management)、証券または先物契約運用業務(securities or futures contracts management)のことをいう。それぞれの定義は以下のとおりである（証券先物条例付属規定 5)。

- 不動産投資スキーム運用業務
  他の者に対し、以下の条件に該当する集団投資スキームを運営するサービスを提供すること。
  - 当該スキームにおいて運用される財産が、主として不動産から成ること。
  - 当該スキームが、証券先物条例第 104 条に基づき認可を受けていること。
- 証券または先物契約運用業務
  他の者に対し、有価証券または先物契約のポートフォリオを管理するサービスを提供すること。

ただし、以下の場合は資産運用業務には該当しない（証券先物条例付属規定 5)。

- 自社のグループ会社のみを対象としてポートフォリオ管理サービスを提供する場合。
- 証券先物条例に基づき証券取引業務または先物契約取引業務を行うことが認められている金融機関、証券会社、信託会社、専門職（弁護士、法律顧問、会計士）が、本来の業務に付随するものとしてポートフォリオ管理サービスを提供している場合。

（５） 投資助言業者

投資助言業者は、証券先物条例の規制対象業務のうち、「証券に関する助言（advising on securities）」の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。「証券に関する助言」は、以下のように定義されている（証券先物条例付属規定 5）。

(a) 次の事項に関する助言を行うこと。
  (i) 証券を取得または売却するべきか否か
  (ii) どの証券を取得または売却するべきか
  (iii) 証券を取得または売却すべきなのはいつか
  (iv) 証券を取得または売却する条件について
(b) 上記(i)～(iv)についての決定を行いやすくすることを目的として、分析またはレポートを発行すること。

ただし、当該業務を実施するのが以下の者である場合には、「証券に関する助言」には該当しない。

(i) 自社の子会社、自社を 100%所有する持株会社、自社の持株会社の 100%子会社のみを対象に、助言や分析・レポートの提供を行う法人。
(ii) 証券先物条例に基づき免許種別 1（証券取引）の免許を取得している事業者で、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者。
(iii) 証券取引業務の登録を行っている公認金融機関であって、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者。

など

２． 金融監督機関

（１） 香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority, HKMA）

① 根拠法令

香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority）は、為替基金条例（Exchange Fund Ordinance）の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局（Office of the Exchange Fund）と銀行管理処（Office of the Commissioner of Banking）を統合し、財政司長[297]直属の政府機関として設立された。

銀行監督に係る香港金融管理局の権限は、銀行条例（Banking Ordinance,）において規定されている。

② 目的

香港金融管理局の政策目的は、次のとおりである[298]。

- 連動為替相場制（linked exchange rate system）の枠組みにおける通貨の安定性の維持
- 銀行システムを含めた金融システムの安定性と統合性（integrity）の促進
- 国際金融センターとしての香港の地位の維持（香港の金融インフラストラクチャの管理や開発を含む）
- 為替基金（Exchange Fund）の管理

③ 業務内容

金融行政における香港金融管理局の業務内容については、財政司長（Financial Secretary）と香港金融管理局との 2003 年 6 月 25 日付覚書（Exchange of Letters）[299]に基づき、財政司長は、香港の金融システムの安定性と統合性とを維持するための政策に責任を持っており、財経事務および庫務局（Financial Services and the Treasury Bureau）[300]は、財政司長を補佐するとされている。

---

297 財政司長（Financial Secretary）は、香港特別行政区政府において、首長である行政長官（Chief Secretar）を直接補佐する役職であり、経済・財政分野を担当する。

298 HKMA, Annual Report 2012（以下、HKMA 年次報告書（2012 年版）という）, p.3. http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/annual-report/

299 Financial Secretary, “Functions and Responsibilities in Monetary and Financial Affairs” (25 June 2003) http://www.hkma.gov.hk/eng/key-information/press-releases/2003/20030627-4.shtml

300 香港特別行政区政府の政府総部において、財政および金融政策を担当する官庁（局）である。

一方、香港金融管理局に与えられた権限は、以下のとおりである。

- 金融システムの安定性と統合性に関する業務
  - (a) 預金者保護の手段の提供、銀行業務と預金業務の規制による銀行システムの効果的な実施と全体的な安定の促進、銀行条例に規定される公認金融機関[301]の監督
  - (b) 銀行業務および預金業務の規制に関する健全性指針、基準、ガイドラインの決定
  - (c) 銀行業務および預金業務の規制に関する法改正の検討および提案
  - (d) 公認金融機関が行う業務（銀行業務および預金業務以外のもの）を他の監督機関と協力して監督
  - (e) 他の関連機関および団体と協力して債券市場の発展を促進
  - (f) 法貨の発行と流通に関する業務
  - (g) 公認金融機関を含めた国内の大口資金決済システム、小口資金決済システム、清算・決済システムの開発や運営を通じた、金融インフラの安全性と効率性の促進
  - (h) その他、必要に応じての業務と施策

- 国際金融センターとしての香港の地位の維持
  - (a) 香港において国際金融業務を安全かつ効率的に遂行できるようにするための資金決済や清算・決済システムの開発
  - (b) 国際的な金融フォーラムや中央銀行フォーラムへの活発な参加を通じて、香港の金融システムへの信認を促進すること
  - (c) 香港の金融サービスの国際的な競争力を強化するための、市場開発に向けたイニシアチブを促進すること

- 為替基金

  為替基金の利用および投資活動の管理

④ 組織

香港金融管理局は、財政司長直属の機関であり、香港特別行政区政府の一部であるが、比較的高い自治性をもって運営されている[302]。香港金融管理局の総裁（Chief Executive）は財政司長が任命する（為替基金条例第 5A 条）。

香港金融管理局の組織図は、以下のとおりである。

---

[301] 公認金融機関については、香港Ⅱ１（１）銀行（公認金融機関）を参照のこと。

[302] 香港金融管理局年次報告書（2012 年版）p.9.

図表　香-2　　香港金融管理局の組織
（2013 年 1 月 1 日現在）

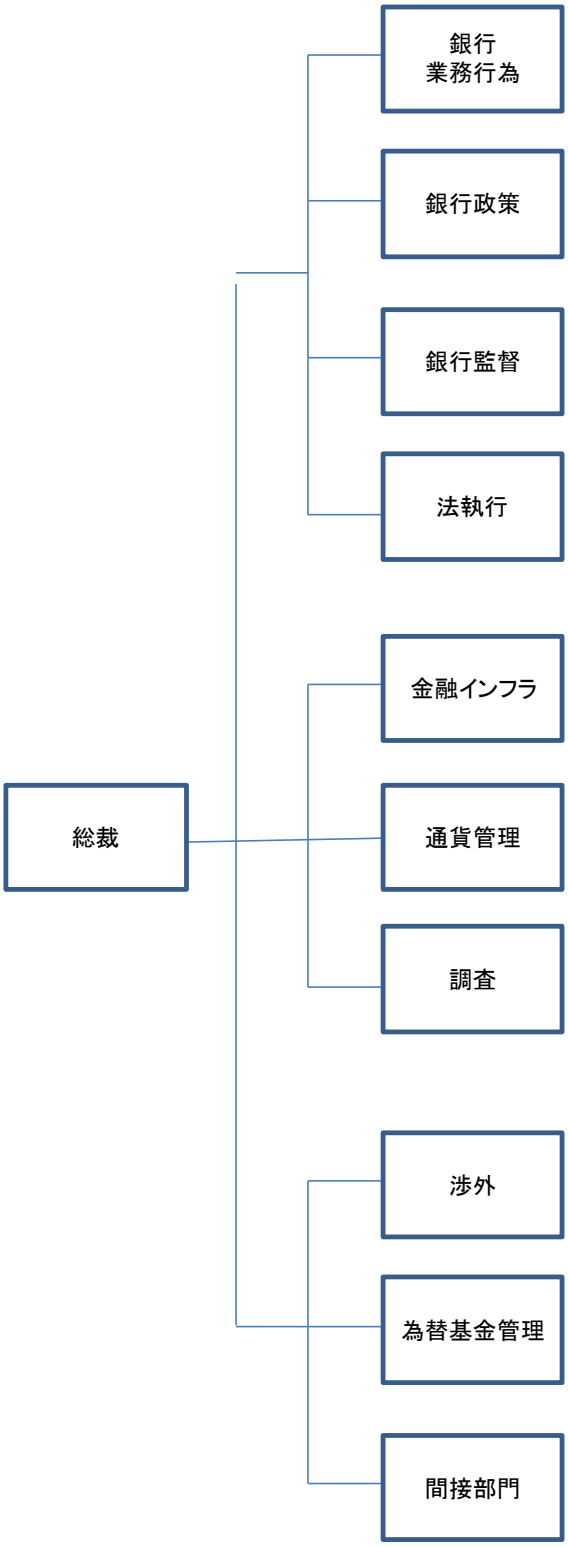

出所：香港金融管理局年次報告書（2012 年）より作成

⑤ 職員数

香港金融管理局の職員数は下表のとおりである。

図表　香-3　　香港金融管理局の職員数
（2012 年）

		職員数
全職員		818
	内、検査に従事する職員	166
	内、国際部門の職員	53

出所：香港金融管理局年次報告書（2012 年）

⑥ 予算規模・予算源

香港金融管理局は、為替基金の運用収入を主な収入源としている。香港金融管理局の予算規模・予算源は下表のとおりである。

図表　香-4　　香港金融管理局の予算規模・予算源
（2012 年）

（単位：100万香港ドル）

	金額
収入	111,692.0
うち、監督対象機関からの賦課金	132.0
その他の収入	111,560.0
支出	51,011.0

出所：香港金融管理局年次報告書（2012 年）

（２）　証券先物委員会（Securities and Futures Commission, SFC）

① 根拠法令

証券先物委員会（Securities and Futures Commission）は、証券先物委員会条例（Securities and Futures Commission Ordinance）に基づいて 1989 年 5 月に設立された。

証券先物委員会条例は 2003 年の証券先物条例（Securities and Futures Ordinance）施行に伴って廃止されたため、証券先物委員会の設立についての現行規定は証券先物条例におかれている（証券先物条例第 3 条）。

② 目的

証券先物委員会の目的は以下のとおりである（証券先物条例第 4 条）。

(a) 証券および先物業における公正性、効率性、競争力、透明性、および規律を維持、促進すること。

(b) 証券および先物業の業務や機能を含めた金融サービスに対する市民の理解を促進すること。
(c) 金融商品に投資すること、または金融商品を保有する市民を保護すること。
(d) 証券および先物業における犯罪や違法行為を最小化すること。
(e) 証券および先物業におけるシステミック・リスクを軽減すること。
(f) 香港の金融の安定の維持に際して、証券および先物業に関連する適切な措置をとることで、財政司長[303]を補佐すること。

③ 業務内容

証券先物委員会が果たす機能は、以下のとおりである（証券先物条例第 5 条(1)）。

(a) 証券および先物業における公平性、効率性、競争力、透明性、および規律を維持、促進するために適切と考えられる措置をとること。
(b) 以下の事柄を監督、監視、そして規制すること。
  (i) 公認取引所、公認決済機関、公認取引所の運営者、投資家保護会社、および証券先物委員会による規制を受ける活動を行う者（ただし、登録を受けている公認金融機関は除く）が実施する業務。
  (ii) 法令により、証券先物委員会が規制を行うと定められている公認金融機関の業務。
(c) 証券および先物業界における適切な自主規制機能を促進、発展させること。
(d) 法令により証券先物委員会の規制を受ける業務を行う者の適切な業務行為（proper conduct）、業務実施能力（competence）、規範性（integrity）を促進、奨励、強化すること。
(e) 金融商品に関連する取引や業務に関し、健全で均衡がとれており、かつ知識に基づく助言の提供を奨励すること。
(f) 法令遵守を確保するために適切と考えられる措置をとること。
(g) 証券先物委員会の業務に関連する事柄について公表するか否かという裁量の行使も含め、適切と考えられる措置により、証券業および先物業への信認を維持、促進すること。
(h) 香港内外の監督官庁ないし機関と協力し、また支援を提供すること。
(i) 以下の(i)、(ii)を含め、金融サービスに対する市民の理解、知識を向上させること。
  (i) 証券および先物業の業務と機能
  (ii) 金融商品への投資も含めた金融サービスの購買に伴う利益、リスク、責任

[303] 財政司長については、脚注 297 を参照のこと。

(j) 市民が異なる種類の金融サービス（法令に基づき証券先物委員会によって規制を受ける業務を行う者を通して金融商品に投資することを含む）を購入することの相対的な利益を適切に認識できるよう奨励すること。

(k) 以下の事柄の重要性について、市民の理解を促進すること。

(i) 金融サービスの購入や金融商品の取引に関して、知識に基づく決定を行うこと。

(ii) 上記（ｉ）の決定に対して責任を持つこと。

(l) 金融商品への投資や保有に関する理解や専門知識の程度を鑑みて、金融商品に投資したり、金融商品を保有する市民の保護を適切な程度で保証すること。

(m) 以下の(i)、(ii)を促進、奨励、実施すること。

(i) 法令に基づき証券先物委員会の規制を受ける業務を行う者（登録を行っている公認金融機関を除く）が、適切な内部統制およびリスク管理システムを採用すること。

(ii) 法令により、証券先物委員会が規制を行うと定められている業務に関連して、登録を行っている公認金融機関が適切な内部統制およびリスク管理システムを採用すること。

(n) 証券および先物業における不法、不誠実および不適切な行為を抑制すること。

(o) 香港における金融の安定の維持を助けるために、香港特別行政区財政司長の要求に応じ、証券および先物業に関して適切な措置をとること。

(p) 証券および先物業に関連する法令について改正を勧告すること。

(q) 証券および先物業に関連する事柄に関して財政司長に対して助言し、適切であると考えられる情報を提供すること。

(r) その他、法令によって課せられた機能を実行すること。

④ 組織

証券先物委員会は、法令（証券先物条例）によって設立された法定機関であるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、独立した法人（body corporate）である（証券先物条例第 3 条）。

証券先物委員会の組織図は、以下のとおりである。

図表　香-5　　証券先物委員会の組織図

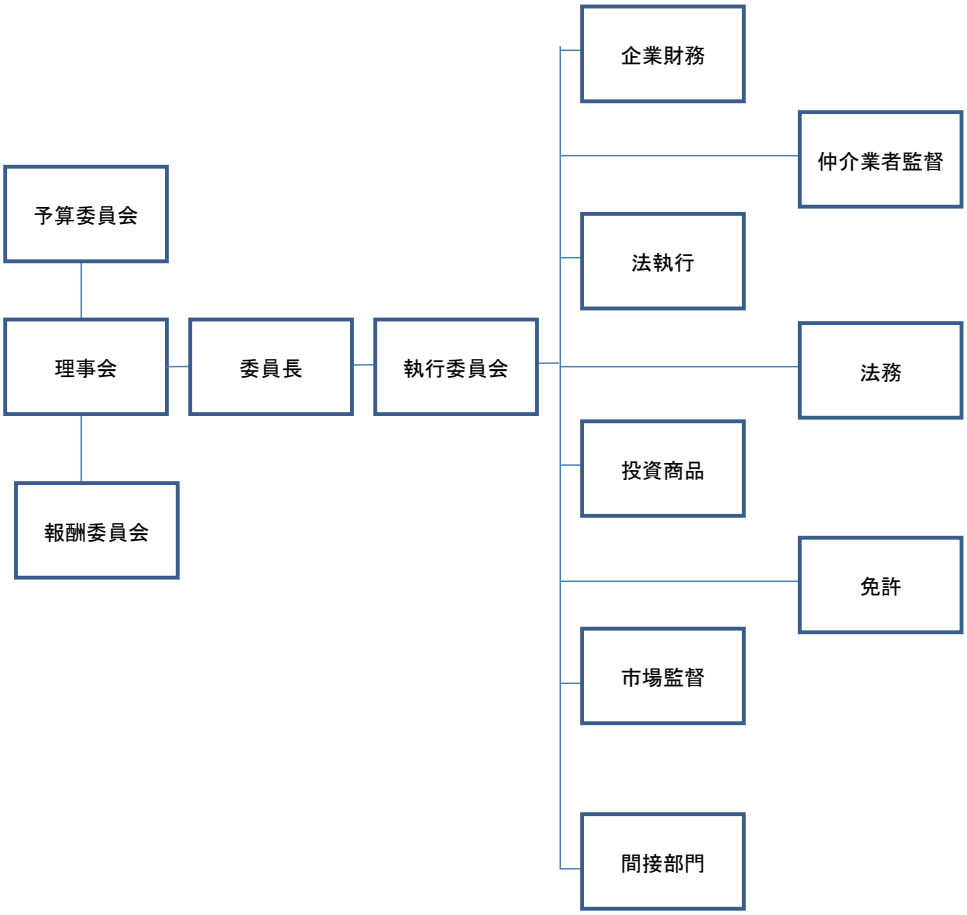

出所：証券先物委員会年次報告書（2012-2013 年）より作成

⑤ 職員数

証券先物委員会の職員数は下表のとおりである。

図表　香- 6　　証券先物委員会の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		668
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

出所：証券先物委員会年次報告書（2012-2013）

⑥ 予算規模・予算源

証券先物委員会は以下を財源としている[304]。

- 香港証券取引所（Stock Exchange of Hong Kong）および香港先物取引所（Hong Kong Futures Exchange）で行われる取引にかかる賦課金（levy）
- 免許申請者および免許保有者から徴求する手数料（fee）

図表　香-7　　証券先物委員会の予算規模・予算源
（2012 年、実績）

（単位：1000香港ドル）

		金額
収入		1,169,971.0
	うち、監督対象機関からの賦課金	929,855.0
	その他の収入	240,116.0
支出		1,184,063.0

出所：証券先物委員会年次報告書（2012-2013）

（３）　保険監督局（Office of the Commissioner of Insurance, 保険監督局）

① 根拠法令

保険業の規制・監督については、保険会社条例（Insurance Company Ordinance）において規定されている。保険会社条例では、香港特別行政区の首長である行政長官（Chief Executive）が、保険業界の規制・監督にあたる保険当局（Insurance Authority）を任命する（保険会社条例第 4 条）。

2014年3月現在、保険当局としての任命を受けているのは保険監督官（Commissioner of Insurance）である。保険監督局（Office of the Commissioner of Insurance）は 1990

304　証券先物委員会ウェブサイトの記述による。
http://www.sfc.hk/web/EN/about-the-sfc/our-role/

年 6 月の設立以来、保険監督官のもとで保険業界の規制・監督にあたっている[305]。

ただし香港政庁では、2015 年を目標として、保険会社条例を改正して新たに独立した保険監督機関を設置するための準備を進めているところである[306]。

② 目的

保険当局である保険監督局の主要な機能は、保険業界の全般的な安定性、および保険契約者の保護を促進するために、保険業界の規制と監督にあたることである（保険会社条例第 4A 条(1)）。

③ 業務内容

②の目的のため、保険監督局は以下の業務を行う（保険会社条例第 4A 条(2)）。

(a) 保険業者および保険仲介人による保険会社条例の遵守について監督すること。
(b) 保険業に関連する法令改正の検討、提案。
(c) 保険業者の業務行為に関する適切な基準、および健全で慎重な業務慣行を促進、奨励すること。
(d) 保険仲介人の業務行為に関する適切な基準を促進、推奨し、必要に応じて、規制体制の再検討や改革を行うこと。
(e) 市場や業界団体による保険業の自主規制機能を促進、発展させること。
(f) 香港内外の監督機関と協力し、それらを支援すること。
(g) その他、法令により保険監督局に課せられた機能を行使すること。

④ 組織

行政組織上、保険監督局は、香港特別行政区政府の執行部門として、財経事務および庫務局（Financial Services and the Treasury Bureau）の管轄下にある。

保険監督局の組織図は、以下のとおりである。

---

305 保険監督局ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.oci.gov.hk/about/index05.html

306 財経事務及庫務局ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.fstb.gov.hk/fsb/iia/eng/establishment/index.htm

図表　香-8　　保険監督局の組織図

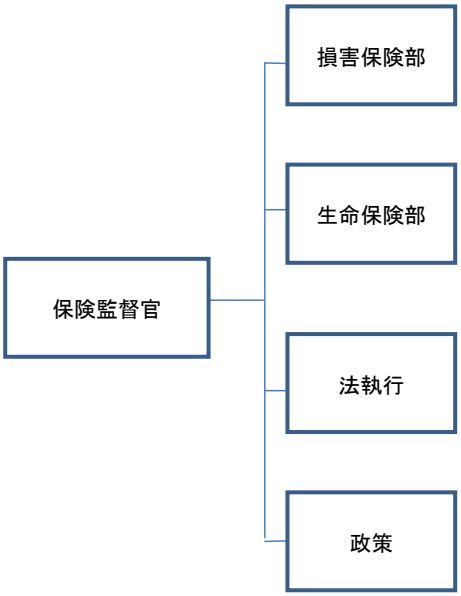

出所：保険監督局ウェブサイト等より作成

⑤ 職員数

保険監督局の職員数は、下表のとおりである。

図表　香-9　　保険監督局の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		85
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

出所：保険監督局ウェブサイト等より作成

⑥ 予算規模・予算源

保険監督局は、財経事務および庫務局の一部門として財経事務および庫務局の予算に組み込まれており、個別の予算規模は公開されていない。

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

（１） 法律

香港基本法（Basic Law）に基づき、香港特別行政区の立法機関である立法会が、基本法の規定および法律に定められた手続に従い、法律を制定・改正・廃止する業務を行うとされている（基本法第 73 条）。

金融制度に関連する法令については、行政長官、財政司長、財経事務および庫務局、金融監督機関である香港金融管理局、証券先物委員会、保険監督局それぞれが、立法会への法案の提案を行っている。

（２） 規則など

① 銀行条例に基づくもの

a) ガイドライン（guideline）

銀行条例では、香港金融管理局に、同法によって与えられた機能を果たすための方法を示すガイドラインを策定し、官報（Gazette）にて告示を行うことができるとしている（銀行条例第 7 条(3)）。

また、香港金融管理局は、財政司長への諮問を行った上で、公認金融機関が健全性を維持するために行ってはならない業務行為についてのガイドラインの策定・告示を行うことができる（銀行条例第 82 条(1)）。

ガイドラインは、法令ではないが、銀行条例第 82 条(1)に基づくものについては、金融機関がこれに違反した場合、その重要性により正当であると香港金融管理局が考えれば、当該金融機関に対し銀行条例第 10 部（第 52～58 条）に基づく制裁措置（是正命令など）を発動することができる（銀行条例第 82 条(3)）。

② 証券先物条例に基づくもの

a) 規則（rule）

証券先物条例において、証券先物委員会に規則制定の権限が与えられている。

証券先物条例は、証券先物委員会が規則を制定できる事項について個別に規定しているほか（証券先物条例第 397 条(1)、第 148 条、第 149 条など）、規定のない事項についても、証券先物委員会の規制目的や機能を促進するために必要であれば、

財政司長への諮問を経て規則を制定することができるとしている（証券先物条例第397 条(2)）。

証券先物委員会の規則は、法的拘束力を持ち、違反した場合には罰則の対象となる。なお、証券先物条例に個別の罰則規定がおかれていない場合には、行政長官（Chief Executive in Council）が、違反者に罰則を適用するための政令（regulation）を発するとされている（第 398 条(6)）。

b) 規約（code）・ガイドライン（guideline）

証券先物委員会は、規制目的の促進、証券先物委員会の機能に関する事項や証券先物条例の各条項の実施に関して、規約やガイドラインを定めることができる（証券先物条例第 399 条）。

規約やガイドラインは、法令としての効力を持つものではなく、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。

しかし、証券先物条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していないという事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる（証券先物条例第 399 条(6)）。

③ 保険会社条例に基づくもの

a) 政令（regulation）

保険会社条例では、行政長官（Cheif Executive in Council）、および保険当局である保険監督局が、政令によって定めることのできる事項についてそれぞれ規定している。

行政長官が制定権を持つ事項は、保険会社条例第 59 条(1)に列挙されている。保険業者が遵守すべき資産の価値や負債の額、保険会社条例に基づいて定める量的基準、保険業者の支払余力として保持すべき資金などは、行政長官が政令により定めることとされている。

保険監督局が制定権を持つ事項は、同条例第 59 条(2)に列挙されており、保険会社が保険監督局に提出する会計報告書類に関する細則などについては、保険監督局が政令により定めることができる。

b) ガイドライン（guideline）

保険監督局は、保険当局として、公認保険会社、保険仲介業者、およびこれらの保険会社や仲介業者の監査人や保険数理人への手引きとして、ガイドラインを公表することができる（保険会社条例第 4A 条(3)）。

４． 免許付与等

（１） 銀行

① 認可（authorization）

a) 認可付与

銀行業務を営もうとする者、預金受入会社として預金受入業務を営もうとする者、限定免許銀行として預金受入業務を営もうとする者は、香港金融管理局に営業の認可を申請しなければならない（銀行条例第 15 条）。

香港金融管理局は、申請を受けて認可を付与、または拒否する（銀行条例第 16 条(1)）。香港金融管理局が適当であると判断すれば、認可に条件を付すこともできる（銀行条例第 16 条(5)）。

b) 認可要件

認可の条件は、次の通りである（銀行条例付属規定 7）。

- 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、申請機関が自国において適切に監督されていること。
- 香港金融管理局が、申請機関の支配権を持つ者（支配権を持つ少数株主も含む）の身元を把握していること。
- 香港で設立された申請機関の場合、その経営者が職務への適格性（fit and proper）を持つこと。
- 申請機関において、常に職務への適格性を持つ者が経営者となるよう、適切な内部管理体制が設けられていること。
- 業務の規模と性質に照らして、適切な財務基盤を有していること。最低資本金の基準は、免許銀行が 3 億香港ドル、限定免許銀行は 1 億香港ドル、預金受入会社は 2,500 万香港ドルである。
- 債務の支払のために十分な流動性を維持していること。
- 銀行条例第 15 部で規定されている貸出制限を遵守できる見込みがあること。
- 資産価値の減価や減損に対し、適切な引当を行っていること。
- 適切な会計処理と内部統制のシステムを維持していること。
- 財務状況に関する適切な情報開示が行われていること。

- 申請機関の業務が、誠実・適切に遂行され、預金者の利益を損なわないものであること。

なお、免許銀行としての認可を得るには、顧客預金が 300 億香港ドル以上、総資産が 4 億香港ドル以上という最低規模基準を満たしていることが求められる。一方、限定免許銀行、預金受入会社については、最低規模基準はない[307]。

これらの条件が満たされていない場合、香港金融管理局は、認可の申請を拒否しなければならない（銀行条例第 16 条(2)）。

② 変更・取消

a) 変更

香港金融管理局が認めれば、銀行、限定免許銀行、預金受入会社の 3 種類の認可を他の種類に変更（variation）することが可能である。その際、変更以前に受け入れた預金については、香港金融管理局が文書によって同意すれば、免許種別の変更後も保持し続けることが可能とされている。

ただし、香港金融管理局は、このような預金の保持に関して、保持を可能とする期間、資金の保有方法や使途を制限することができる（銀行条例第 18 条）。

b) 取消

香港金融管理局は、財政司長への諮問の後、公認金融機関に対する認可の取消（revocation）を提案することができる（銀行条例第 22 条）。

認可取消の対象となるのは、次のような場合である（銀行条例付属規定 8）。

- 金融機関が、認可の条件を満たしていない場合。
- 金融機関が、債権者との和議を提案・実施したり、破産、清算、解散に至った場合。
- 金融機関が香港金融管理局に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、香港金融管理局がこれを認めた場合。
- 金融機関が法令に基づいて香港金融管理局に対して提出した情報が、虚偽、不当、または不正確であった場合。
- 金融機関が、認可にあたって香港金融管理局の付加した条件に違反した場合。
- 金融機関が、銀行業務または預金受入業務を停止した場合。

[307] HKMA, “HKMA Background Brief No.2 - Banking Supervision in Hong Kong” (2nd Edition, August 2010) p.21 http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs.shtml.

- 金融機関の定款において、事業目的に銀行業務または預金受入業務が含まれなくなった場合。
- 督促の後も、金融機関が香港金融管理局への手数料を支払わなかった場合。
- 金融機関が、会計書類の公表義務に違反した場合。
- 限定免許銀行または預金受入会社が、受入可能な預金に関する要件に違反した場合。
- 香港金融管理局が、金融機関の持分取得申請に異議を唱える通知書（notice of objection）を出した場合に、当該通知書を受けた者が金融機関の支配権を獲得したり、支配権を維持し続けている場合。
- 金融機関の経営者が、香港金融管理局の同意を得ずにその地位を得たり、保持し続けている場合。
- 金融機関が、代表取締役の任命義務に違反している場合。
- 香港金融管理局のガイドライン等により、禁じられている業務行為を行った場合。
- 当該金融機関が認可を保持していることにより、預金者の利益が脅かされていると香港金融管理局が判断した場合。
- 金融機関から香港金融管理局に認可取消の申請が行われ、香港金融管理局がその申請に応じても、預金者の利益が適切に保護されると判断される場合。
- 金融機関が、国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っていると香港金融管理局が認めた場合。
- 金融機関が、預金保護スキーム法による義務を遵守しなかった場合。

香港金融管理局が認可取消を行う場合には、金融機関に対し、意見申立ての機会を与えなければならないとされている（銀行条例第 23 条）。

c) 認可の停止（suspension）

認可取消の対象となるケースにおいて、預金者の利益や公益の保護のために迅速な対応が必要であると香港金融管理局が判断、あるいは、財政司長が助言した場合、香港金融管理局は財政司長への諮問後、金融機関からの意見申立てを受けることなく、14 日を超えない期間にわたって一時的に認可を停止（temporary suspension）することができる（銀行条例第 24 条）。

また、香港金融管理局は、認可取消の対象となるケースにおいて、財政司長への諮問の後、6 ヶ月を超えない期間にわたって、金融機関の認可を停止（suspension）することもできる（銀行条例第 25 条）。認可停止は、財政司長への諮問を経て、更新可能とされている。

なお、認可停止を行う場合も、香港金融管理局は金融機関に対し、意見申立ての機会を与えなければならない（銀行条例第 26 条）。

③ 証券業務を営む公認金融機関の登録

香港には証券・銀行の兼営禁止規定は無いことから、銀行等の公認金融機関も証券業務を行うことができるものの、公認金融機関は、証券業務を行うにあたり「登録機関（registered institution）」として証券先物委員会への登録を行う必要がある（証券先物条例第 114 条(2)）。

登録申請は、1 つ以上の規制対象業務に対して行える。ただし登録機関は、外国為替証拠金取引業務(免許種別 3) および証券金融業務（免許種別 8）を行うことができない。

証券先物委員会は、公認金融機関から登録の申請と登録費の支払を受けると、香港金融管理局に照会を行う（証券先物条例第 119 条(2)）。香港金融管理局は、申請について検討し、当該金融機関の適格性（fit and proper）に関し証券先物委員会に助言を行う（証券先物条例第 119 条(3)）。

また、証券先物委員会は、登録の許可を与えるかどうかを判断するに際し、香港金融管理局の助言を考慮しなければならない（証券先物条例第 119 条(4)）。

（２） 証券会社

① 免許（license）

a) 免許付与

証券先物条例による規制対象業務を行うためには、証券先物委員会から免許（license）を得なければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条）。

証券先物条例による規制対象業務は、次のとおりである（証券先物条例付属規定 5）。

- 免許種別 1：証券取引（dealing in securities）
- 免許種別 2：先物契約取引（dealing in futures contracts）
- 免許種別 3：外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
- 免許種別 4：証券に関する助言（advising on securities）
- 免許種別 5：先物契約に関する助言（advising on futures contracts）
- 免許種別 6：企業財務に関する助言（advising on corporate finance）
- 免許種別 7：自動化された取引サービスの提供（providing automated trading services）
- 免許種別 8：証券金融（securities margin financing）
- 免許種別 9：資産運用業務（asset management）

- 免許種別 10：信用格付サービスの提供（providing credit rating services）

b) 免許付与要件

証券先物委員会から免許を受けるためには、申請者は当該業務を行う上での適格性（fit and proper）を備え、かつ、免許を与えられた場合に財務基盤に関する規則（financial resources rules）を遵守することが可能でなければならない（証券先物条例第 116 条(3)）。

証券先物委員会は、申請者の適格性の判断にあたり、以下の点を考慮しなければならない。申請者が法人の場合には、法人自体とその役員（officer）について、適合性・適切性が判断される（証券先物条例第 129 条）。

(a) 財務状況と支払能力
(b) 実施する業務の性質と関連した教育またはその他の資質、あるいは経験
(c) 業務を完全、誠実、公正に実行できる能力
(d) 評判、性格、信頼性、金銭上の誠実性

また、免許を受けるには、次の条件を満たさなければならない（証券先物条例第 118 条(1)(a)）。

(A) 免許を受ける業務に応じて、規則で定められた担保を証券先物委員会に預託するか、それに代わる保険を付保すること。
(B) 証券先物委員会が免許業務の監督を行うために、常に連絡可能な担当役員が少なくとも 1 名存在すること。

加えて、規制対象業務によっては免許付与の条件が付加される（証券先物条例第 118 条(1)(b)～(d)）。

- 外国為替証拠金取引（免許種別 3）[308]
  免許事業者には、証券先物委員会の規則（rule）に基づき、仲裁（arbitration）によって外国為替証拠金取引に係る顧客と事業者との紛争を解決することが義務付けられる。

- 自動化された取引サービスの提供（免許種別 7）
  サービス提供にあたっては、別途証券先物委員会による認可（authorization）が必要とされる。

- 証券金融（免許種別 8）
  他の業務との兼営は原則として禁止されている。上場株式に係る証券貸借業務、および証券取引に伴う与信を行う免許事業者は、証券先物委員会の規則

[308] 証券先物条例に基づく免許種別については、香港Ⅱ４（２）①免許を参照のこと。

による要件を遵守しなければならない。

② 変更・取消

a) 変更

証券先物委員会は、免許事業者の申請により、免許を付与している規制対象業務の追加や削減を行うことができる（証券先物条例第 127 条）。

b) 停止・取消

証券先物委員会は、免許事業者が不正行為（misconduct）により有罪となった場合、また、免許事業者としての適格性に欠けると判断した場合には、免許付与されている規制対象業務の全て、または一部について、免許の取消（revocation）、または停止（suspension）を行うことができる（証券先物条例第 194 条）。

（３） 保険会社

① 認可（authorization）

a) 認可付与

香港において保険業務を行うためには、それぞれの保険種別について保険監督局の認可（authorization）を得なければならない（保険会社条例第 6 条(1)、第 8 条）。

b) 認可付与要件

保険会社としての認可を得るためには、次の要件を満たす必要がある。（保険会社条例第 8 条(2), (3)）

- 当該事業者の役員または経営責任者（controller）が、その職位に適合し、適正（fit and proper）であること
- 規定された財務上の諸要件を満たしていること
- リスクの種別に応じて、再保険等の措置を講じること
- 認可を申請している保険業務種別以外の業務に関するものを含め、支払義務を履行しており、今後も継続して履行すること
- 海外の保険会社が、会社条例上の「非香港会社の海外事業所」として営業する場合には、同条例の規定[309]を遵守していること
- 保険会社法の規定を遵守可能なこと
- 保険業以外の業務を兼営する場合には、その業務が保険契約者の利益に相反しないこと

[309] 2014 年 3 月から施行された改正会社条例（Chapter 622, Companies Ordinance）では、非香港会社の海外事業所についての規定は第 16 部に置かれている。

- 会社名称が虚偽的でないこと

申請者が上記の要件を満たしていない場合には、保険監督局は、認可を拒絶しなければならない。また、保険監督局は、上記以外の理由によっても認可を拒絶できる（保険会社条例第 8 条(1)）。

② 変更・取消

認可を受けた保険会社が保険業務を停止、あるいはいずれかの保険種別（またはその一部）を停止した場合には、保険監督局は認可を取消すことができる。

また、ある保険種別について営業の認可を受けている保険会社が、認可後 12 ヶ月以上経過しても当該保険種別、または、その一部について保険業務を行っていない場合には、保険監督局は、認可を取り消すことができる（保険会社条例第 40 条）。

（４） 投資運用業者

資産運用業務は、証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 9）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、証券会社と同等の規定が適用される。香港Ⅱ４（２）証券会社を参照のこと。

（５） 投資助言業者

投資助言業務は証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 4）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、証券会社と同等の規定が適用される。香港Ⅱ４（２）証券会社を参照のこと。

（６） 保険仲介業者

保険会社条例では、保険仲介業者（insurance intermediaries）として、保険代理人と保険ブローカーの規制について規定している。

それぞれの定義は次のとおりである（保険会社条例第 2 条）。

- 保険代理人（insurance agent）

  1 つ以上の保険会社の代理人または復代理人として、香港国内においてまたは香港

から、保険契約についての助言を行う、あるいは保険契約のための手配を行うと称している者。

- 保険ブローカー（insurance broker）
  保険契約者または潜在的な保険契約者の代理人として、香港国内においてまたは香港から、保険契約の交渉または手配、あるいは保険に関連する問題について助言する業務を行っている者。

① 保険代理人（insurance agent）

a) 保険会社による任命と登録

保険会社条例では、保険代理人は保険会社からの任命を受けなければならないとしている（保険会社条例第 65 条）。保険会社は任命した代理人の登録簿を設置して市民の覧に供するとともに、登録簿への追加や削除について、保険監督局に報告を行わなければならない（保険会社条例第 66 条）。

保険監督局は、保険代理人が業務規約（code of practice、香港Ⅱ４（６）①b）香港保険業連盟の保険代理人登録制度を参照のこと）を遵守していない、あるいは規約違反によって登録解除が行われるか分からない、と判断した場合には、当該保険代理人を任命した保険会社に対し、任命を解消し登録簿から削除するよう指示（direct）することができる（保険会社条例第 66 条(7)）。

b) 香港保険業連盟の保険代理人登録制度[310]

保険会社条例では、保険業の業界団体である香港保険業連盟（Hong Kong Federation of Insurers に対し、保険監督局の承認を経て保険代理人の管理に係る業務規約（code of practice）を制定するよう定め、保険会社はこれを遵守しなければならない（保険会社条例第 67 条）。

保険会社条例第 67 条に基づいて制定されている香港保険業連盟の業務規約では、保険代理人の登録義務について定めている。保険代理人は、香港保険業連盟が設置した保険代理人登録機関（Insurance Agents Registration Board）への登録を行わなければならず、保険会社は代理人を任命する際に、当該業者の保険代理人登録機関への登録の有無を確認しなければならない。

保険代理人登録機関は、登録している保険代理人に規約違反等があった場合に、制裁を発動する権限を持つ。制裁措置には、保険代理人としての任命の一時停止や取消も含まれる。

---

[310] 本項は、保険監督局ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.oci.gov.hk/framework/index02_02.html

② 保険ブローカー（insurance broker）

a) 認可（authorization）

i. 認可付与

保険ブローカーとして営業するためには、保険監督局から認可を取得しなければならない（保険会社条例第 65 条、第 69 条）。

ii. 認可要件

保険監督局は、保険ブローカーとしての認可を付与するにあたり、申請者が以下の事項に関する最低要件を満たしていることを確認しなければならない（保険会社条例第 69 条(2)）。

(a) 資格および経験
(b) 資本および純資産
(c) 賠償保険への加入
(d) 顧客口座の分離
(e) 適切な帳簿および口座の管理

b) 変更・取消

以下に該当する場合には、保険監督局は、保険ブローカーの認可を取り消す権限を持つ（保険会社条例第 75 条）。

- 保険ブローカーが、認可要件を満たしていない場合。
- 保険契約者または潜在的な保険契約者の利益、あるいは市民の利益に照らして、認可の取消が正当化される場合。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

銀行条例に基づき、香港金融管理局が銀行業務および預金業務を監督・規制する権限を持つ（銀行条例第 7 条）。

① 報告徴求

公認金融機関は、香港金融管理局に対し、香港内の本店および支店の資産と負債の状況を示す報告書を毎月提出しなければならない。また、四半期に一度、香港内の本店および支店に関する報告書類を提出することも求められる。

また、香港金融管理局は、公認金融機関に対し、定期的に、あるいは期限までに、指定する情報を提出するよう要求することができる。また、公認金融機関の持株会社、当該持株会社のすべての子会社、公認金融機関の子会社に関しても、情報の提出を要求することが可能である（銀行条例第 63 条）。

② 検査

香港金融管理局は、事前の予告をもって、または予告なしに、公認金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行うことができる。また、香港内で設立された金融機関の場合には、香港内の支店や事務所、海外の支店、駐在員事務所、子会社の検査を行うことができる。

また、香港金融管理局は、金融機関の 3 分の 1 以下の持分を保有する株主や、総預金の 10 分の 1 以下を持つ預金者から調査の必要性についての証拠の提示を受けた場合、あるいは金融機関が支払を停止したり、支払停止の意思について報告してきた場合には、当該金融機関の帳簿、口座、取引の調査を行わなければならない（銀行条例第 55 条）。

③ 調査（investigation）

香港金融管理局は、預金者の利益または市民の利益に照らして、公認金融機関（免許取消等により、既に公認金融機関ではなくなっている場合も含む）の状況、業務または財産について調査する必要性があると判断した場合には、想定される調査の効果について財政司長に報告を行う。

報告を受けた財政司長は、調査担当者（外部の専門家等の任命が可能）を任命して調査を実施させる。調査担当者は調査結果を財政司長および香港金融管理局に報告する（銀行条例第 117 条）。

④ 処分

a) 命令（direction）

香港金融管理局は、公認金融機関が支払停止に陥った場合、預金者や債権者の利益を害する形で業務を行っている場合、銀行条例の条項に違反している場合、認可条件や海外拠点の設立条件を満たしていない場合、認可取消要件に該当する場合、財政司長からの助言があった場合に、財政司長への諮問を経て、次の命令を発することができる（第 52 条(1)）。

- 金融機関に対して書面により、事務、業務、所有物に関連して香港金融管理局が必要と考える措置をとること（業務に関する制限を課すことも含む）。
- 事務、業務、所有物に関し、香港金融管理局が任命する顧問（advisor）の助言を求めること。
- 事務、業務、所有物に関し、香港金融管理局が任命する管理者（manager）が管理すること。
- 行政司長に対し、状況を報告すること。

b) 財政司長の処分権限

上記③の調査の結果、財政司長は、以下のような処分を実施することができる（銀行条例第 117 条(5)）。

- 調査報告書の公開。
- 行政司長に調査報告書を回付し、調査対象となった金融機関の解散を裁判所に対して請求する命令を発出するよう勧告を行う。
- 銀行条例への違反行為が疑われる場合、報告書を律政司長（Secretary of Justice）[311]に回付する。
- 調査対象金融機関が預金受入会社、または制限免許銀行である場合には、財政司長が第一審裁判所（Court of First Instance）に対して当該金融機関の解散命令を請求することができる。

c) 刑事手続き

銀行条例への違反（offence）にあたる行為に対しては、律政司長の書面による同意を得た上で、刑事手続きが行われる（銀行条例第 136 条）。有罪となった場合の罰則については、個別に規定が置かれている（罰金、禁固など）。

[311] 香港特別行政区政府において法律事務を管掌する行政機関である「律政司」の長である。

（２） 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

証券先物条例に基づく免許事業者の業務について監督、監視、規制を行うのは証券先物委員会の機能とされている（証券先物条例第 5 条(1)）。

a) 報告徴求

免許事業者は、年に 1 度、証券先物委員会の規則によって定められた報告書類を、証券先物委員会に提出しなければならない（証券先物条例第 138 条(4)）。

b) 検査

監督機関（証券先物委員会、証券業務登録を行っている公認金融機関は香港金融管理局）から授権された検査人（authorized person）は、仲介事業者、関連事業者が証券先物法、関連法令に違反していないこと、これらを遵守することが可能であることを確認するため、事業者の営業拠点への立入り、記録や書類の検査、複製、記録、や取引・業務に関する質問を行うことができる（証券先物条例第 180 条）。

c) 処分

i. <u>免許の取消・停止等</u>

免許事業者が不正行為を行った場合、または適合性・適格性要件を満たしていないと判断される場合に、証券先物委員会は以下の権限のうち、状況に照らして適切であると考えられるものを行使することができる（証券先物条例第 194 条(1)）。

- 免許の一部、または全部の取消
- 証券先物委員会の指定する期間にわたる、免許の停止
- 公開・非公開の戒告（reprimand）
- 証券先物委員会の指定する期間にわたる、免許・登録申請の停止

ii. <u>罰金</u>

免許の取消・停止等とは別個に、証券先物委員会は免許事業者に対し、罰金の支払を命じることができる（証券先物条例第 194 条(2)）。

罰金の上限は 1,000 万香港ドル、または不正行為の結果として獲得した利益、または回避した損失の 3 倍のうち、いずれか大きいほうの金額とされている。

iii. 業務の制限等

以下の(a)～(e)に該当する場合、証券先物委員会は書面による通告（notice）により、免許事業者に対して業務の制限等を課すことができる（証券先物条例第 204 条）。

(a) 免許事業者や顧客の財産、免許を受けている事業に関連する財産が、顧客や債権者の利益に反して失われたり、移転されたりするなどのおそれがある場合。

(b) 免許事業者が免許を保持する上で、あるいは免許を受けている業務を行う上での適格性に欠ける場合。

(c) 免許事業者が、証券先物委員会による検査を受ける上での要求事項を遵守できない場合。または、検査において証券先物委員会に対し、虚偽の、または不正確な情報を提出した場合。

(d) 免許事業者が免許の一時停止や取消の要件に該当する場合。

(e) 投資家全般や市民の利益に照らして、免許事業者の業務に制限や要求事項を課すことが望ましいと判断される場合。

証券先物委員会の課すことのできる制限は具体的には、次のようなものである。

- 業務の制限（証券先物条例第 204 条）
  免許事業者が特定の取引を実施することを禁止したり、実施できる取引について条件を付すなど。

- 財産の処分の制限（証券先物条例第 205 条）
  免許事業者が、免許を受けている業務に関連して顧客に代わって保有している財産や他者に保管を委託している財産を処分することを禁止したり、これらの財産の売買について条件を付すなど。

- 財産の管理に関する要求（証券先物条例第 206 条）
  免許事業者が保有する財産を、負債の支払に充当する上で望ましい形で、あるいは、財産の移転や処分をいつでも自由に行える形で管理するよう要求するなど。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

証券規制違反行為一般に関する法執行権限は、証券先物委員会が有する。

a) 情報の徴求

証券先物委員会により授権された検査人は、有価証券等の保有者や、売買取引を行った者、取引を仲介した認可事業者や登録機関に対し、次の情報を期日までに指定の形式で提出するよう要求することができる（証券先物条例第 181 条）。

- 有価証券等の保有、売買、仲介、取引等を行った者、代理で行った者、仲介した者等の身元を特定するための事項
- 取引の明細や対価
- 取引等に関連して行われた指示

また、検査人は、情報を提出した者に対し、証言を要求することができる。

正当な理由なく、検査人の要求に応じなかった者は、罰金または禁固刑の対象となる。

b) 調査（investigation）

証券先物委員会は、関連法令への違反が疑われる場合、証券取引・先物契約等に関連して背任、詐欺等の不正が疑われる場合、市場の悪用行為が疑われる場合、規制対象業務に従事する者の業務行為が投資家や市民の利益に合致しないと判断される場合などに、職員または財政司長の同意があれば他の者を任命して、当該事項に関する調査を行わせることができる（証券先物条例第 182 条）。

c) 処分

i. <u>差止命令（injunction）請求</u>

証券先物条例の関連条項等に対する違反行為、違反行為の幇助や教唆、直接的または間接的な違反行為への関与、違反行為の未遂や共謀（以下、違反行為等という）を行った場合、証券先物委員会の請求に基づき、第一審裁判所（Court of First Instance）は以下のような命令を発することができる（証券先物条例第 213 条(1), (2)）。

(a) 違反行為等にあたる事象の出現、ないし継続的出現を禁止する命令。
(b) 違反行為等について、当事者の契約を契約以前の状態にまで回復すことを含め、第一審裁判所が命ずる措置をとることを要求する命令。
(c) 命令により特定する財産の獲得、処分等を制限、禁止する命令。
(d) 財産の管理者を任命する命令。
(e) 証券、仕組み商品、先物契約、外国為替証拠金取引に関する契約、証券、仕組み商品、先物契約、外国為替証拠金取引および集団投資スキームにおける持分を無効にする、あるいは命令において特定する範囲内で無効にできる旨を宣言する命令。

(f) 本条に基づいて発せられた命令の遵守を保証することを目的として、特定の行動を取るように、あるいは特定の行動を行わないように命ずる命令。

(g) (a)~(f)において規定される命令を制定した結果として、第一審裁判所が必要と考える付随命令(ancillary order)。

ii. 民事手続

証券先物条例第 251 条に基づいて設置されている市場不正行為裁判所（Market Misconduct Tribunal）では、市場違反行為に関する訴訟手続を行い、取締役等としての活動禁止、5 年以内の証券・先物取引禁止、不当利得および調査・訴訟に要した費用の支払、制裁措置の発動などの命令を発することができる（証券先物条例第 257 条）。

証券先物委員会は、市場不正行為が行われた場合、律政司長の同意を得た後に市場不正行為裁判所への提訴を行うことができる（証券先物条例第 252 条、第 252A 条）。

iii. 刑事手続

証券先物条例違反に関する刑事手続を担当する行政機関は律政司（Department of Justice）であるため、証券先物委員会は、事案を警察に送付する。しかし、軽微な違反行為については、裁判法院（Magistrates' Court）において、証券先物委員会自体が起訴手続を行うことができる（第 388 条）。

（３） 保険監督機関の権限

保険会社法上の保険当局である保険監督局が、保険会社および保険仲介業者の保険会社法の遵守状況について監督する責任を負っている（保険会社条例第 4A 条）。

① 報告徴求

a) 定期的な報告

保険会社は、毎年、定められた要件に従って作成された財務報告書を保険監督局に提出しなければならない（保険会社条例第 17 条）。

加えて、損害保険業務を行っている保険会社は、損害保険業務に関する報告書類と、香港内での損害保険業務に関連する資産、負債の監査済報告書も、年に 1 度、保険監督局に提出しなければならない（保険会社条例第 25A 条（9））。

生命保険業務を行っている保険会社には、年に 1 度、保険数理人による調査報告書を保険監督局に提出することが義務付けられている（保険会社条例第 18 条）。

b)　特別な報告徴求

保険監督局は、保険会社に対し、期限または間隔を指定して、特定の問題に関する情報を提出するよう要求することができる。加えて、保険監督局または保険監督局から権限を与えられた者は、保険会社に対し、指定する形式での帳簿や書類の作成を要求することができる（保険会社条例第 34 条）。

② 検査

保険会社条例には保険監督局の検査権限に関する規定はない中、保険会社に対する全般的な監督権限に基づき（保険会社条例第 4A 条）、保険監督局による保険会社の定期的な立入検査（on-site inspection）が実施されている[312]。

③ 処分

保険監督局は、保険会社に以下のような懸念が生じた場合、現在または将来的な保険契約者の利益を保護するために、適当な措置を講じることができる（保険会社条例第 26 条）。

- 保険会社が責任を履行できなくなる可能性がある場合
- 保険会社法上の義務を履行していないと認められた場合
- 親会社が保険会社法上の義務を履行していないと認められた場合
- 保険会社が保険監督局に不正確、あるいは誤解を生じるような情報を提供した場合
- 再保険に関する適切な取り決めがなされていない場合
- 保険会社が認可の要件を満たしていない場合
- 保険会社が所定の資産要件を満たしていない場合

保険監督局に認められている介入措置としては、次のようなものがある。

- 新規契約の停止
  保険監督局の特定した保険種別について、保険会社が新規の契約を発効させたり、既存の契約を変更したりすることを禁じることができる（保険会社条例第 27 条）。

- 投資対象に関する制限
  保険監督局の特定した種別の投資を行うことを禁止したり、期日を設けて投資の全部または一部を償還するよう要求することができる（保険会社条例第 28 条）。

---

[312] 保険監督局, Annual Report 2012 の記述による。
http://www.oci.gov.hk/AR2012/html/eng/wotia.html

- 資産の香港内での保持
  保険会社の香港内での負債額の全部、または特定された割合に相当する資産を、香港内に保持するよう求めることができる（保険会社条例第 29 条）。

- 認可された管財人による資産の保護
  保険会社条例第 29 条により香港内に保持することを要求されている資産について、その全部または一部を、保険監督局の認める管財人による管理下におくよう、追加的な要求を行うことができる（保険会社条例第 30 条）。

- 受取保険料収入の制限
  保険会社が一定の期間内に受け取ることができる保険料の総額に上限を設けることができる（保険会社条例第 31 条）。

- 保険数理人による特別調査の要求
  生命保険業務を行っている保険会社に対し、保険数理人による財務状況の調査を行い、その結果について概要および報告書を提出するよう要求することができる（保険会社条例第 32 条）。

- 経営権の制限
  保険監督局は、保険会社の問題、業務、または財産に関して、保険監督局が適当と考える行動をとるよう、保険会社に要求することができる（保険会社条例第 35 条(1)）。
  加えて、保険監督局は命令（direction）を発して、経営顧問（Advisor）や管理者（Manager）を任命し、一定の期間、保険会社の経営、業務、財産に関し助言を行ったり、管理下においたりすることができる（保険会社条例第 35 条(2)）。

（４） 投資運用業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき資産運用業務の免許（免許種別 9）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、証券先物委員会である（証券先物条例第 5 条(1)）。

証券先物条例に基づく免許事業者の監督における証券先物委員会の権限については、香港Ⅱ５（２）①証券会社に対する権限を参照のこと。

（５） 投資助言業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき証券に関する助言業務の免許（免許種別 4）を取得して業務を

行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、証券先物委員会である（証券先物条例第 5 条(1)）。

証券先物条例に基づく免許事業者の監督における証券先物委員会の権限については、香港Ⅱ５（２）①証券会社に対する権限を参照のこと。

（６） 監督当局間の関係

① 銀行監督機関（HKMA）と証券監督機関（証券先物委員会）との関係

証券業務を行う公認金融機関に対する監督は、香港金融管理局と証券先物委員会との間で、次のような責任分担がされている[313]。

- 証券業務を行おうとする公認金融機関は、「登録機関（registered institution）」として証券先物委員会への登録を行う必要がある[314]。
  香港金融管理局は、証券業務実施のための登録申請を行っている公認金融機関の適格性に関して証券先物委員会に助言を行う。
- 登録機関の行う証券業務に対する日常的な監督は香港金融管理局が行う。
- 登録機関の証券業務について調査（investigation）の必要があると判断した場合、香港金融管理局は、証券先物委員会に通知した上で調査を開始し、証券先物委員会に進行についての情報を提供するとともに、終了後には報告を行う。
- 証券先物委員会は、登録機関の証券業務に関する違法行為に対し、登録の停止や取消の権限を持つほか、金融機関または個人に対して戒告、罰金、禁止命令を発することができる。
- 香港金融管理局は、登録機関の取締役の就任承認停止・撤回や、取締役適格者としての登録簿から当該個人の削除、または、一時停止の処分を行うことができる。
- 香港金融管理局および証券先物委員会は、処分の実施に関し、他方に勧告を行

---

313 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
HKMA, “HKMA Background Brief No. 3: Mandate & Governance of the Hong Kong Monetary Authority（以下、HKMA Background Brief N.3 という）” (December 2006), p.84-85.
http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs/bg_brief_3.shtml

314 証券業務を営む公認金融機関の登録については、香港Ⅱ４（１）③証券業務を営む公認金融機関の登録を参照のこと。

うことができ、また事前に諮問を行うこととされている。

② 銀行監督機関（HKMA）と保険監督機関（保険監督局）との関係

公認金融機関による保険商品の販売や、保険会社をグループ会社として保有する公認金融機関に対する監督に関し、香港金融管理局と保険監督局との間では、次のような責任分担がされている[315]。

- 香港金融管理局は、公認金融機関において保険代理店業務や保険ブローカー業務に従事する従業員が適格性を有し、業務上の規範を遵守するよう、公認金融機関が適切な内部統制システムや手続き、ガイドラインを設けているか否かについての監視を行う。
- 公認金融機関のグループ会社である保険会社の認可および監督は、保険監督局が実施する。
- 香港金融管理局は、連結監督の一環として、保険子会社の業務により生じるリスクを管理するために、公認金融機関が適切な内部管理システムやリスク管理体制をとっているかについての監督を実施する。
- 香港金融管理局および保険監督局は、継続的な監督プロセスにおいて得られた情報を共有する。また、行政処分の実施や、何らかの措置が必要となった保険会社に対する苦情についても、情報交換を実施する。

③ 監督機関間の連携のための組織

銀行、証券、保険という業態横断的な問題の管理や調整を目的として、金融監督者会議、および金融安定化委員会という 2 つの組織が設けられている[316]。

a) 金融監督者会議（Council of Financial Regulators）

金融監督者会議は、主に規制上のギャップや重複の縮小を目的として、業態横断的な問題について協議するための機関である。

同会議は、財政司長を議長とし、香港金融管理局、証券先物委員会、保険監督局、強制加入年金基金スキーム機構（Mandatory Provident Fund Schemes Authority）、財経事務及庫務局（Financial Services and the Treasury Bureau）の代表者がメンバーとして参加している。

同会議の機能は、以下のとおりである。

---

315 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
HKMA Background Brief N.3, p.86-87.

316 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
HKMA Background Brief N.3, p.80-83

- 監督機関間の協力と調整を促進すること。
- 金融システムにおける規制・監督上の問題や重要なトレンド、特に部門を越えた（cross-sectoral）影響を持ちうるものについて、情報や見解を共有すること。
- 規制コストを最小限に抑える必要性を念頭に置き、金融機関の規制・監督における重複や欠落（gap）を最小化すること。
- 金融部問の規制における国際的な同行をレビューし、香港にとっての教訓を得ること。
- 香港の金融の安定化に影響を及ぼすと考えられるトレンド、問題点、動向について概観すること。

b) 金融安定化委員会（Financial Stability Committee）

金融安定化委員会は、金融システムの機能およびシステミックリスクについて監視を行い、その対応について金融監督機関間の調整を行うための機関である。

同会議は、財経事務及庫務局長を議長とし、香港金融管理局、証券先物委員会、保険監督局の代表者がメンバーとして参加している。

同会議の機能は、以下のとおりである。

- 香港の金融システム（銀行、負債、株式、保険および関連する市場を含む）の機能を経常的に監視すること。
- 市場横断的な、かつシステミックな意味合いを持ちうる出来事、問題、動向について考慮し、適切な場合には、対応について調整すること。
- 上記の問題について、財政司長に対し定期的な報告を行うこと。また、必要時には追加的な報告を行うこと。

III. 資料

1. 香港の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行条例	証券先物条例	保険会社条例
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行による証券業務は登録制		生保・損保の兼業可
		銀行・証券と保険との兼営禁止規定なし		
	持株・子会社方式	銀行・証券・保険のグループ化禁止規定なし		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本　4% Tier 1資本　5.5% 総資本　8% （2014年の基準。法律の根拠規定に基づき、香港金融管理局規則により規定）		○ソルベンシー・マージン規制 保険種別ごとに規定された基準以上の幅をもって、負債額を上回る資産を維持することを要求 （政令により規定）
		○大口投融資規制 法律により規定		
		○最低資本金 免許銀行：3億香港ドル 限定免許銀行：1億香港ドル 預金受入会社：2,500万香港ドル （法律により規定）	○最低資本金・最低流動資本 （証券取引業務） 最低資本金 証券金融を実施する場合：1,000万香港ドル その他：500万香港ドル 最低流動資本 紹介代理店またはトレーダーの場合：50万香港ドル その他：300万香港ドル （規則により規定）	○最低資本金 1,000万香港ドル 生・損保兼営保険会社は2,000万香港ドル 強制加入保険の引受を行う場合2,000万香港ドル キャプティブ保険会社は200万香港ドル （法律により規定）

（凡例）二重線：法律、実線：政令、点線：規則

２． 香港における金融機関の状況

		機関数	預金量（単位：100万香港ドル）	
				シェア
免許銀行		156	9,149,589	99.7%
	国内銀行	21		
	外国銀行	135		
限定免許銀行		21	21,094	0.2%
	国内銀行	13		
	外国銀行	8		
預金受入会社		24	7,322	0.1%
	国内会社	24		
	外国会社	0		
合計		201	9,178,006	100.0%

（注） 2013 年末現在。

預金量は香港ドルおよび外貨建（人民元建を除く）の合計。

銀行間預金は含まない。

（出所）香港金融管理局「Monthly Statistical Bulletin」

中国

中国の金融制度

I.　概要

（１）　中国の金融監督体制

図表　中-1　　金融監督体制図

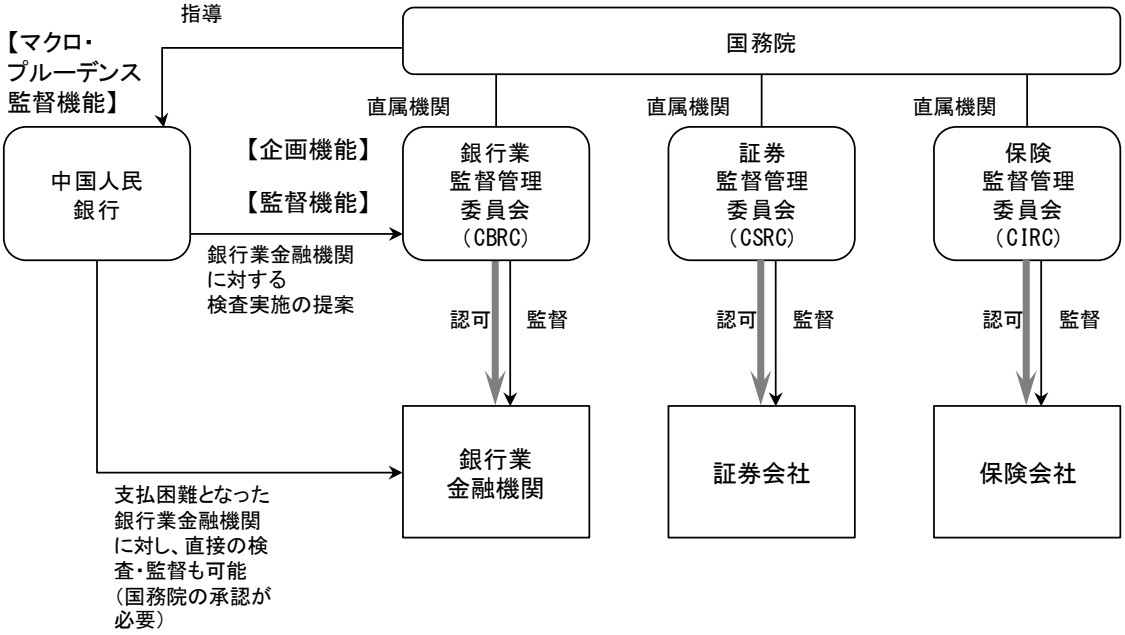

II.　金融制度及び検査監督

１．　金融機関の種類

（１）　銀行[317]

中国銀行業監督管理委員会[318]が、「銀行業金融機関（银行业金融机构，Banking Institutions）」として監督下においている金融機関は、以下の業態に分類されている[319]。

① 政策銀行（政策性银行）および国家開発銀行（国家开发银行）

政策銀行は、国の産業・地域発展政策を遂行することを目的とする非営利の金融機関で、1994 年に政府の全額出資により設立された。個人預金は受け入れず、財政交付金、政策金融債の発行、中央銀行からの借入を主な資金調達源とする。

政策銀行には国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の 3 行[320]があったが、国家開発銀行は 2008 年 12 月に商業銀行に転換したため、現在は「政策銀行および国家開発銀行」という分類になっている。

各行の主な業務は次のとおりである。

- 国家開発銀行
  インフラ建設、基礎産業など、国の重点分野とされている産業の設備投資。
  技術改造案件のための資金供給（中長期貸出が主）。

- 中国輸出入銀行
  主に工業製品やプラント設備等の輸出に対する輸出信用の提供。

- 中国農村発展銀行
  農産物の国有買上げ機関に対する買上げ資金の供給、および中央政府や省政府による農業支援資金交付事業の支払代理業務など。

---

317 本項の記述は、別途注釈のあるものを除き、以下の資料に基づいている。
桑田　良望『中国の金融制度と銀行取引（2012 年版）』みずほ総合研究所（2012 年 9 月）

318 中国Ⅱ２（１）銀行業監督管理委員会を参照のこと。

319 銀行業監督管理委員会年報（2012 年）に基づく。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html

320 各政策銀行は、1994 年に国務院の通知により設立されたが、その後特別法の立法が行われておらず、根拠法が存在しない状況になっている。

② 商業銀行（商业银行）

商業銀行は要求払い預金を受け入れることのできる金融機関である。商業銀行法の規定では、商業銀行は以下の業務を取り扱うことができるとされている（第 3 条）。

- 公衆の預金の受入
- 貸出の実行
- 国内外の決済業務
- 手形の引受・割引
- 金融債の発行
- 政府債券の代理発行、代理償還および引受
- 政府債券・金融債の売買
- インターバンク資金取引への参加
- 外貨の売買、代理売買
- 銀行カード業務
- 信用状況にかかわる業務、保証の提供
- 資金の受取・支払の代行および保険代理業務
- 貸金庫・保管庫
- 認可を受けたその他の業務

中国では業態別経営の原則があるために、商業銀行の業務は銀行業務に限定されており、信託業務、株式取引、不動産投資、ノンバンク金融機関および企業への投資を行うことはできない。

商業銀行は出資者および営業地域によって、次のように分類される。

a) 大型商業銀行（大型商业银行）

元々は国家の 100%出資により設立された「国有商業銀行（国有商业银行）」という分類であったが、株式会社への転換や株式上場が進み「国有」という文言が適さなくなったため、「大型商業銀行」という分類名に変更された。

大型商業銀行に分類されているのは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の 5 行である。

b) 株式制商業銀行（股份制商业银行）

1980 年代後半からの金融体制の改革によって設立された民間の商業銀行で、全国で営業を行うものを指す。

c) 都市商業銀行（城市商业银行）

営業地域が特定地域に限定された商業銀行。

d) 農村商業銀行（农村商业银行）

農村信用組合（後述）が、商業銀行に転換したものである。

③ 農村信用組合（农村信用社）

農民、農村部の農協、郷鎮企業（農村地域の中小企業）などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。個人の貯蓄預金受入、農民・個人事業主・農村協同組合組織の預金・貸出の取扱、銀行の委託業務の代理等を主な業務としている。

④ 農村合作銀行（农村合作银行）

最低資本金 2,000 万元以上、かつ自己資本比率 4%以上の農村信用組合が転換したもので、協同組合と株式会社の性格を併せ持った金融機関である。農村合作銀行には、商業銀行に準じた業務の実施が認められている[321]。

⑤ 新型農村金融機関及び郵政貯蓄銀行（新型农村金融机构和邮政储蓄银行）

a) 新型農村金融機関（新型农村金融机构）

金融機関の農村地区への新規参入を促進するために、設立が認められた金融機関で、i）村鎮銀行、ii）農村資金互助社、iii）ローン専門会社の 3 種類がある。

i. 村鎮銀行（村镇银行）

預金、貸出、決済、手形引受・割引、銀行カード、保険代理等の業務を行うことができる。出資者あるいは発起人の 1 人が国内外の銀行業金融機関であり、最大出資者の銀行の出資比率が 20%以上である必要がある。

ii. 農村資金互助社（农村资金互助社）

郷（鎮）、行政村の農民、小企業の出資によって設立され、出資者に対し預金、貸出、決済業務を行う。

iii. ローン専門会社（贷款公司）

所定の基準を満たす商業銀行または農村組合銀行の 100%子会社として設立され、貸出、手形割引、資産譲渡、貸出に係る決済業務を行う。預金の受入れは行うことができない。

---

321 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
王　雷軒「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』2013 年 2 月号
http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1302re4.pdf

b)　郵政貯蓄銀行（和邮政储蓄银行）

従来、国家郵政局郵政貯蓄局が取り扱っていた郵便貯金業務を引き継ぐ形で、中国郵政集団公司の全額出資により、2007 年 3 月 20 日に設立された。主として、個人向けの貯蓄預金、送金サービスを提供している。

従来、貸出業務はできないとされていたが、商業銀行化に伴い、預金担保小口貸出の取扱いが全国的に開始された。

⑥ ノンバンク

信託公司、企業集団財務公司、ファイナンスリース会社、マネーブローカー会社、自動車金融会社、消費者金融会社がノンバンクに分類されている。

⑦ 金融資産管理会社（金融资产管理公司、Asset Management Companies: AMC）

国有商業銀行の不良債権処理を目的とする、政府（財政部）出資の金融機関である。1999～2000 年にかけて、華融（資産売却元は中国工商銀行）、東方（中国銀行）、信達（建設銀行、興業銀行）、長城（農業銀行）の 4 社が設立された。

金融資産管理会社は、金融債の発行や人民銀行からの借入によって調達した資金に基づき、国有商業銀行からの不良債権の買取・管理、債権回収、企業再生業務を行っている。

⑧ 外資銀行（外资金融机构）

外資銀行には、外国金融機関の単独出資または外国金融機関同士の共同出資による外商独資銀行、外国金融機関と中国企業との共同出資による中外合弁銀行、外国銀行の中国国内支店および外国銀行の代表事務所（代表处）が含まれる（外資銀行管理条例第 2 条）。

外商独資銀行および中外合弁銀行は、商業銀行業務（中国Ⅱ１（１）②商業銀行参照）のうち、政府債券の代理発行、代理償還および引受を除く業務を行うことができる（同条例第 29 条）。外国銀行の支店は、銀行カード業務が認められていないほか、中国籍個人向けの人民元預金業務については、1 口 100 万元以上の定期預金の受入に限定されている（同条例第 31 条）。

（２）　証券会社

証券法では証券会社の業務として以下の 7 種類を規定している（証券法第 125 条）。

- 証券仲介
- 証券投資顧問
- 証券取引、証券投資活動に関連する財務コンサルティング
- 証券元引受および保証推薦（スポンサー業務）
- 証券自己取引
- 証券資産管理
- その他の証券業務

上記 7 種のうちどの業務を実施するかによって、必要とされる資本金額が異なっている（同第 127 条、詳細は中国Ⅱ４（２）証券会社を参照）。

証券法の規定では、証券会社はその社名に「証券有限責任会社（证券有限责任公司）」または「証券株式会社（证券股份有限公司）」という文字を使用しなければならない（同第 126 条）。

（３）　保険会社

保険法では、保険会社の業務範囲を次のように規定している（保険法第 95 条(1)）。

- 財産保険業務（財産損害保険、責任保険、信用保険など保険業務）
- 人身保険業務（生命保険、健康保険、傷害保険など保険業務）

同一の保険会社は、財産保険業務および人身保険業務を同時に兼営できない。ただし、財産保険業務を経営する保険会社は、保険監督管理委員会の認可がある場合、短期健康保険および傷害保険業務を行うことができる（同法第 95 条(2)）。

また、保険監督管理委員会の審査決定を経て、財産保険業務または人身保険業務の中で、出再保険および受再保険業務を営むことが認められる（同法第 96 条）。

（４）　証券投資ファンド管理会社

中国で投資運用業者に相当するものとしては、投資ファンドの管理業務を行う証券投資ファンド管理会社（证券投资基金管理公司）がある。証券投資ファンド管理会社は、証券投資ファンド法（证券投资基金法）に基づく規制を受ける。

公募式の投資ファンドは、証券監督管理委員会の認可を受けた投資ファンド管理会社

が管理を行わなければならない（証券投資ファンド法第 51 条）。投資ファンド管理会社は、証券監督管理委員会にファンドの登録を行った後、投資家に対してファンド持分の販売を行うことができる（証券投資ファンド法第 56 条）。

（５） 証券・先物投資コンサルティング機関

投資助言業者は、証券・先物投資コンサルティング業務（证券、期货投资咨询）を行う機関として、証券法に基づく規制を受ける。同業務を行う機関（証券・先物投資コンサルティング機関）の監督管理に関しては、「証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法（证券、期货投资咨询管理暂行办法）」が制定されている。

同暫行弁法（第 2 条）では、証券・先物投資コンサルティング業務を、次のように定義している。

> 証券・先物投資コンサルティングとは、証券・先物投資コンサルティングに従事する機関及び投資コンサルタントが、下記の形式で証券・先物投資者又は顧客のために証券・先物投資分析、予測もしくはアドバイスなど直接又は間接に有償コンサルティングサービスを提供する活動をいう。
>
> (1) 投資者又は顧客の委託を受けて、証券・先物投資コンサルティングサービスを供する。
>
> (2) 証券・先物投資コンサルティングのセミナー、報告会、分析会などを行う。
>
> (3) 新聞・雑誌において、証券・先物投資コンサルティング関連の文章、評論、報告を発表し、及びラジオ局、テレビ局などの公共メディアにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する。
>
> (4) 電話、ファクシミリ、コンピュータインターネットなどの電子通信設備システムにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する。
>
> (5) 中国証券監督管理委員会が認定したその他の形式。

２． 金融監督機関

（１） 銀行業監督管理委員会

銀行業の監督は、国務院直属の事業単位[322]（国务院直属事业单位）である銀行業監督管理委員会（银行业监督管理机构、China Banking Regulatory Commission, CBRC）が行っている。同委員会は、2003 年 4 月 28 日に業務を開始した。

① 根拠法令

銀行業監督管理法（银行业监督管理法）において、「国務院銀行業監督管理委員会が、全国の銀行業金融機関およびその業務活動を監督管理する責任を負う」と規定されている（銀行業監督管理法第 2 条）。

② 目的

銀行業の監督管理は、銀行業の合法かつ健全な業務運営を促進し、公衆の銀行業に対する信頼を維持することを目的とする。また、銀行業における公平な競争を保護し、その競争力を高めなければならない（銀行業監督管理法第 3 条）。

③ 業務内容

銀行業監督管理委員会の主な職務は、以下のとおりである。

- 銀行の監督管理に関する規約（規章）・規則（規則）の制定（銀行業監督管理法第 15 条）
- 銀行およびその支店の設立・変更・閉鎖・業務範囲の認可（审查批准）（銀行業監督管理法第 16 条）
- 銀行の高級管理者に対する任用資格の審査認定（銀行業監督管理法第 20 条）
- 銀行の業務活動およびそのリスク状況についてのオフサイト・モニタリング（非現场监管）（銀行業監督管理法第 23 条）
- 銀行に対する実地検査（現场检查）の実施（銀行業監督管理法第 24 条）
- 関係部門と協調し、預金受入金融機関の緊急時のリスク対策について提言（銀行業監督管理法第 27 条、第 28 条）
- 銀行に関するデータ・統計の編纂、公表（銀行業監督管理法第 30 条）

---

322 事業単位は中国の行政組織の一種で、「国家が社会公益の目的のため，国家機関によって、あるいはその他の機関が国有資産を利用して、教育、科学技術、文化、衛生などの活動を行う社会サービス組織」と定義されている（事業単位登記管理暫行条例）。

④ 組織

銀行業監督管理委員会は、国務院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり[323]、本部および地方機構によって構成されている。

図表　中-2　　銀行業監督管理委員会の中央機関と地方支部
（2012 年度）

			職員数	予算額
本部	（所在地：北京）		596	NA
地方機構				
	省級銀行監督局	（36ヶ所）	5,761	NA
	地方分局	（306ヶ所）	13,574	NA
	県級監督室	（1,730ヶ所）	3,957	NA

出所：銀行業監督管理委員会年報（2012 年度）

本部の部局は以下のとおりである[324]。

- 総務部
- 法規部
- 政策研究局
- 銀行監督管理 1 部（大型商業銀行の監督を担当）
- 銀行監督管理 2 部（株式制商業銀行、都市商業銀行の監督を担当）
- 銀行監督管理 3 部（外資銀行の監督を担当）
- 銀行監督管理 4 部（政策性銀行および国家開発銀行、郵政貯蓄銀行、金融資産管理会社の監督を担当）
- ノンバンク金融機関監督管理部
- 組合金融機関監督管理部
- 銀行業情報技術監督管理部
- 業務創新監督管理協作部（新種業務に関する許認可を担当）
- 銀行業消費者権益保護局
- 融資保証業務工作部（信用保証機関に関する業務）
- 銀行業案件検査局
- 不法集資処置事務室
- 統計部
- 財務会計部

323　国務院ウェブサイト「国務院の組織機構」による。
http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

324　銀行業監督管理委員会年報（2012 年度）による。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html

- 国際部
- 監察局
- 人事部、広報部、党委員会、など

⑤ 職員数

銀行業監督管理委員会の職員数は下表のとおりである。

図表　中-3　　銀行業監督管理委員会の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		23,888
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

出所：銀行業監督管理委員会年報（2012 年度）

⑥ 予算規模・予算源

銀行業監督管理委員会の予算規模、予算源は下表のとおりである。

監督対象となる金融機関への賦課金は全額が国庫に納められ、中央政府予算に組み入れられる仕組みになっており（国務院財政部の通知[325]による）、銀行業監督管理委員会の直接の収入とはならない。

図表　中-4　　銀行業監督管理委員会の予算規模・予算源
（2012 年度、実績）

（単位：万元）

		金額
収入		500,376.7
	中央政府予算からの配分	491,466.8
	経営活動収入（教育研修センターの事業収入など）	143.5
	その他収入（地方からの財政補填、利息収入など）	8,766.3
支出		502,837.6

出所：中国銀行業監督管理委員会部門決算（2012 年度）[326]

[325] 「关于重新发布银监会行政事业性收费项目的通知（财综[2010]60 号）」
http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201009/t20100926_340635.html

[326] 「2012 年度中国银监会（含全国银监系统）部门决算」
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/1FE2966CE8544AB1AEDD9E6669B82566.html

（２） 証券監督管理委員会

証券業の監督は、国務院直属の事業単位である証券監督管理委員会（证券监督管理机构、China Securities Regulatory Commission, CSRC）が行っている。同委員会は、1992年10月に設立された。

① 根拠法令

証券法（中华人民共和国证券法）では、全国の証券市場は国務院の証券監督管理機関によって集中的な監督を受けること、証券発行および取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則って、証券業協会による自主規制が実施されることを定めている（第7条、第8条）。

さらに、「国務院の証券監督管理機関が、証券市場の監督管理を実行し、証券市場の秩序を維持し、法に則った運用を保障する」と規定されている（第178条）。

② 目的

証券法の制定目的は、「証券発行および取引行為の規律、投資家の合法的権益の保護、社会経済秩序と社会の公共利益の維持、および社会主義市場経済の発展」とされており（証券法第1条）、証券監督管理委員会はこの目的のために証券業務の監督管理を行う。

③ 業務内容

証券監督管理委員会の職責は以下のとおりである（証券法第179条）

- 証券市場の監督管理に関する規約・規則を制定し、審査・批准・認可の権限を行使する。
- 証券の発行・上場・取引・登記・保管・決済を監督管理する。
- 証券発行人・上場会社・証券取引所・証券会社・証券登記決済機構・証券投資基金管理会社・証券サービス提供機構の証券業務活動に対し監督管理を行う。
- 証券業の就業資格・就業規則を制定し、かつその実施を監督する。
- 証券の発行・上場・取引における情報公開を監督検査する。
- 証券業協会の活動を指導・監督する。
- 証券市場の監督管理に関する法律・行政法規に反する行為に対し、調査・処分を行う。
- 法律・行政法規が定めるその他の職責。

④ 組織

証券監督管理委員会は、国務院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり[327]、本

[327] 国務院ウェブサイト「国務院の組織機構」による。

部および地方機構によって構成されている。

図表　中-5　　証券監督管理委員会の組織図

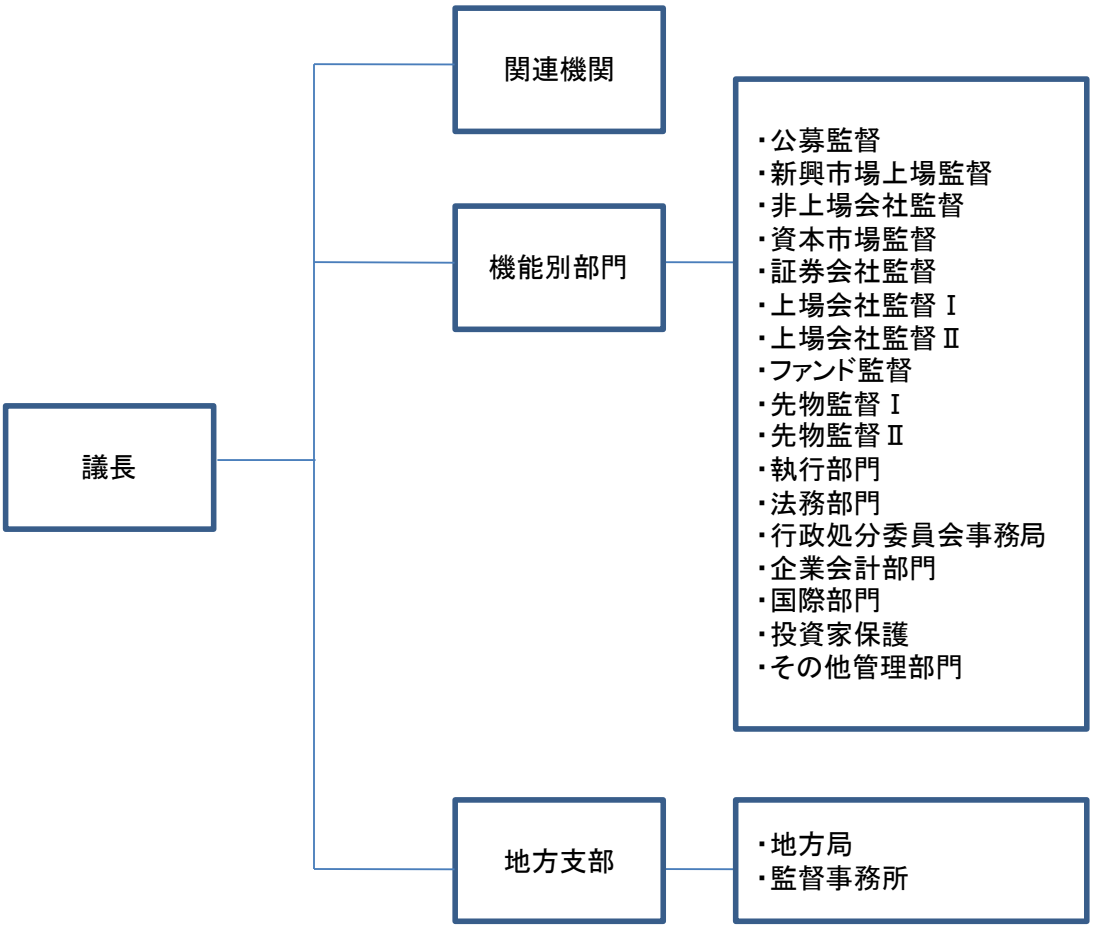

出所：証券監督管理委員会年報（2012 年度）より作成

http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

⑤ 職員数

証券監督管理委員会の職員数は下表のとおりである。

図表　中-6　　証券監督管理委員会の職員数
（2012 年末現在）

		職員数
全職員		2,891
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

出所：証券監督管理委員会年報（2012 年度）

⑥ 予算規模・予算源

証券監督管理委員会の収入および支出は、中央政府の予算に含まれている。

市場参加者から徴求される賦課金は、国庫に対して直接支払われ、証券監督管理委員会の収入にはならない。証券監督管理委員会の支出は、中央政府予算の配分によって賄われる[328]。

図表　中-7　　証券監督管理委員会の予算規模・予算源
（2012 年度、実績）

（単位：万元）

		金額
収入		110,716.0
	中央政府予算からの配分	97,077.9
	その他収入（事業収入など）	13,638.1
支出		94,219.1

出所：中国銀行業監督管理委員会部門決算（2012 年度）

（３）　保険監督管理委員会

保険業界に対しては、1998 年 11 月に設立された保険監督管理委員会（保险监督管理机构、（China Insurance Regulatory Commission: CIRC）が監督を実施している。

① 根拠法令

保険法では、保険監督管理委員会が保険法および国務院の規定する職責に従って、順法、公開、公正の原則の下、保険業に対する監督管理を実施し、保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者および受益者の合法的な利益を保護すると規定している（保

328　本項の記述は、以下の資料に基づく。
証券監督管理委員会年報（2012 年度）英文版 p.7.
http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhjs/zjhnb/

険法第 134 条)。

② 目的

上記①のとおり、保険監督管理委員会は、保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者および受益者の合法的な利益を保護するために保険業の監督を実施する（保険法第 134 条)。

③ 業務内容

保険監督管理委員会の職責は次の通りである[329]。

1. 保険業発展の方針・政策を策定し、業界発展の戦略・計画を制定し、保険業監督関連の法律・法規を起案し、業界内規則を制定する。
2. 保険会社及びその支店、保険グループ会社、保険持株会社の設立の審査、認可。
   関連部門と一緒に保険資産管理会社[330]の設立を審査、認可すること、外国保険会社の代表事務所設立の審査、認可、保険代理会社、保険仲介会社、保険評価会社などの保険仲介機関の設立の審査、認可。
   国内保険会社及び非保険会社の海外における保険会社設立の審査、認可。
   保険会社の合併、分割、変更、解散の審査認可及び引受管理の指定、引受先の指定。保険会社の破産・清算への参加。
3. 保険会社における高級管理者の職務従事資格の審査、認定。保険業従事者の業務資格に関する基準の制定。
4. 社会公衆の利益に係る保険種類、法により保険強制を実施する保険種類および新規開発の生命保険種類などの保険約款、保険料率に関する審査認可。その他保険種類の保険約款及び保険料率について届出管理を実施すること。
5. 法により保険会社の支払能力及び市場行為について監督すること。
   保険保障基金[331]の管理、マージン比率の監督。
   法律及び国家の保険資金に関する運用政策に基づき、関連規定制度を制定し、保険会社の資金運用を監督すること。
6. 政策性保険及び強制保険の業務を監督すること。
   キャプティブ保険、保険相互会社などの組織形態及び業務活動を監督すること、保険業界協会、保険学会などの業界団体を統括すること。

---

329 保険監督管理委員会ウェブサイトの記載に基づく。
http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5200/

330 保険会社が設立する、資産運用を目的とする会社のこと（保険法第 107 条)。保険会社本体よりも幅広い投資運用手段が認められている。

331 保険会社の清算や破産の際に、保険契約者、被保険者、または保険受益者を救済するための基金。保険会社は保険保障基金に対し、所定の拠出金を拠出しなければならない（保険法第 100 条)。

7. 法により保険会社及び保険業従事者の不当競争などの違法、規則違反行為及び非保険会社による保険業務の従事及び従事相当行為に対して調査、処罰すること。
8. 法により国内の保険及び非保険会社の国外における保険会社の設立を監督すること。
9. 保険業界における情報化基準の制定
   保険リスク評価、リスク管理のためのアラーム及びモニターシステムを設立し、市場運行状況を追跡分析、監督、予測し、全国保険業のデータ、諸表を統括編成し、国家関連規定に基づき発表すること。
10. 国務院が指定するその他事項を引き受けること。

④ 組織

保険監督管理委員会は、国務院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり[332]、本部および地方機構によって構成されている。

図表　中-8　　保険監督管理委員会の中央機関と地方支部
（2012 年度）

		職員数	予算額
本部　（所在地：北京）		NA	NA
地方支部		NA	NA
	地方局　（36ヶ所）		
	地方分局　（5ヶ所）		

出所：保険監督管理委員会ウェブサイトより作成
http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5170/

本部の部局は以下のとおりである[333]。

- 総務部（党委員会総務部）
- 発展改革部
- 政策研究室
- 財務会計部（償還能力監督管理部）
- 保険消費者権益保護局
- 財産保険監督管理部
- 人身保険監督管理部
- 保険仲介監督管理部

[332] 国務院ウェブサイト「国務院の組織機構」による。
http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm
[333] 保険監督管理委員会ウェブサイトの記載に基づく。
http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5170/

- 保険資金運用監督管理部
- 国際部
- 法規部
- 統計情報部
- 検査局
- 人事教育部
- 監察局
- 党委員会宣伝部

⑤ 職員数

保険監督管理委員会の職員数は公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

保険監督管理委員会の予算規模、予算源は下表のとおりである。

図表　中-9　　保険監督管理委員会の予算規模・予算源
（2012 年度、実績）

（単位：万元）

		金額
収入		86,936.9
	中央政府予算からの配分	82,243.9
	その他収入	4,693.0
支出		94,459.9

出所：中国保険監督管理委員会部門決算（2012 年度）[334]

[334] http://www.circ.gov.cn/Portals/0/2012 年中国保监会部门决算.pdf

３． 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

中国における金融関係の法令は、国の立法機関である全国人民代表大会とその常務委員会が制定する法律と、法律の枠組の中で、中央政府である国務院が制定する行政法規および監督機関等が制定する規則から構成されている。

（１） 法律

中国における立法権は、全国人民代表大会（全人代）およびその常務委員会にあるが、その議案の提出を行うのは国務院の権限とされている（憲法第 89 条）。

国務院において、金融分野に関する立法の企画立案は、各金融分野の監督機関である銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会が行っている。なお、これらの監督機関は、国務院の直属組織（直属事業単位）として位置づけられている。

金融サービスに関連する主な法律には、次のようなものがある。

- 銀行業監督管理法（2003 年制定、2006 年改正）
- 商業銀行法（1995 年制定、2003 年改正）
- 中国人民銀行法（1995 年制定、2003 年改正）
- 証券法（1998 年制定、2005 年改正）
- 証券投資ファンド法（2003 年制定、2012 年改正）
- 保険法（1995 年制定、2009 年改正）

（２） 行政法規

憲法と法律に基づき、中央政府である国務院が制定する政令で、全国に適用される。行政法規の名称としては、「条例」「規定」「弁法（办法）」等が用いられるが、全人代の授権によって制定された行政法規は「暫定条例（暫行条例）」「暫定規則（暫行規定）」等と称される。

金融に関連する行政法規には、次のようなものがある。

- 外資銀行管理条例
- 外資保険会社管理条例
- 証券取引所管理弁法

（３） 規則

規則（部门规章）は、法律と国務院の行政法規・決定・命令に基づき、各監督機関がその権限の範囲において制定するもので、全国に適用される。各監督機関の規則制定権については、以下のように規定されている。

① 銀行業管理監督委員会

銀行業監督管理委員会は法に基づき、行政法規の制定、ならびに銀行業金融機関およびその業務活動の監督管理についての規定（規章）や規則（規則）を発布する（銀行業監督管理法第 15 条）。

② 証券管理監督委員会

法に従い証券市場監督管理に関連する規定、規則を制定し、かつ法に従い審査認可または審査確認の権限を行使すること（証券法第 179 条(1)）。

③ 保険監督管理委員会

国務院保険監督管理委員会は、法律、行政法規により、保険業監督管理に関する規定（規章）を制定し、発布する（保険法第 135 条）。

４． 免許付与等

（１） 商業銀行

① 認可（批准）

a) 認可付与

商業銀行の設立を認可する権限は、銀行業管理監督委員会が有する（商業銀行法第 11 条、銀行業監督管理法第 19 条・第 22 条）。

b) 認可付与要件

商業銀行を設立するための基本的な要件は以下のとおりである（商業銀行法第 12 条）。

- 商業銀行法および会社法の規定するルールに適っていること。
- 商業銀行法で規定された最低資本金額を満たしていること。
- 専門知識と業務経験を有する取締役・高級管理職を具備していること。
- 健全な組織機構と管理制度を有すること。
- 要求に合致した営業場所、安全防犯措置、ならびに業務に関連するその他の施設を有していること。

なお、設立の際に必要とされる最低登録資本金額は以下のようになっている（商業銀行法第 13 条）。

- 全国的に支店を設けることのできる商業銀行　10 億元
- 都市商業銀行　1 億元
- 農村商業銀行　5,000 万元

② 変更・取消

a) 認可の撤回

銀行業金融機関の違法経営や経営悪化等により、金融秩序に重大な危害があり、公共の利益が損なわれると判断される場合には、銀行業管理監督委員会は認可を撤回し、業務を停止させることができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

b) 営業許可証の取消

商業銀行が正当な理由無しに、営業許可証を取得した日から起算して 6 ヶ月以内に開業しない場合、または開業後自ら 6 ヶ月以上連続で業務を停止する場合は、銀

行業管理監督委員会は営業許可証を取り消し、そのことを公告すると規定されている（商業銀行法第 23 条）。

（２） 証券会社

① 認可

a) 認可取得

証券会社を設立するにあたっては、証券監督管理委員会の審査認可を得なければならないとされている（証券法第 122 条）。

b) 認可取得要件

認可の取得にあたっては、以下の要件を満たすことが求められる（証券法第 124 条）。

- 法律および行政法規の規定に合致する会社定款を有すること。
- 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと。
- 本法の規定に合致する登録資本金を有すること。
- 取締役、監査役、高級管理職が就任資格[335]を有し、従業員が証券従業資格[336]を有すること。
- 整備されたリスク・マネジメント制度および内部統制制度を有すること。
- 適格な経営場所および業務施設を有すること。
- 法律・行政法規に定める、および国務院の認可を得て国務院証券監督管理委員会が定めるその他の要件。

また、必要とされる資本金額は次のとおりである（同法第 127 条）。

- 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、証券投資活動に関連する財務顧問業務を行う場合は 5,000 万元以上。
- 証券元引受および保証推薦（スポンサー）業務、証券自己取引業務、証券資産管理業務、その他の証券業務のうち、
  - 1 つの業務を行う場合は 1 億元以上。

---

335 証券会社の取締役、監査役、高級管理職は、証券監督管理委員会が認可した就任資格を取得しなければならないとされている（証券会社の取締役、監査役、高級管理職の就任資格監督管理弁法（证券公司董事、监事和高级管理人员任职资格监管办法）第 3 条）。

336 証券会社において、ディーリング業務、ブローキング業務、引受業務、投資コンサルティング、受託投資運用業務に従事する従業員、およびこれらの業務を行う部門の管理者は、中国証券業協会が実施する資格試験により、証券従業資格証を取得しなければならない（証券業従業人員資格管理弁法（证券业从业人员资格管理办法）第 2 条、第 4 条、第 5 条）。

- 2 つ以上の業務を行う場合は 5 億元以上。

② 変更・取消

証券監督管理委員会は、証券会社に対し、次のような場合に、免許の変更や取消を含む措置をとることができる。

- 証券会社の純資本またはその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合の是正命令に対し、その期限を過ぎても是正されない場合、またその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な権益を損なう場合（証券法第 150 条）。
- 証券会社が違法経営を行い、または重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なった場合（同法第 153 条）。

（３） 保険会社

① 認可

a) 認可付与

保険会社は、保険監督管理委員会により設立の認可を受けることが必要である（保険法第 67 条）。

b) 認可付与要件

保険会社設立の条件は次のとおりである（同法第 68 条）。

- 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと
- 保険法および会社法に適合した定款を有すること
- 最低限度額を上回る登録資本を有すること
- 専門知識および業務経験を持つ上級管理職を具備していること
- 健全な組織および管理制度を有すること
- 条件を満たす営業場所および関連施設を備えていること
- 法律、行政法規、および保険監督管理委員会が定めるその他の要件

保険会社設立のための最低登録資本金額は 2 億元とされている（同法第 69 条）。また、保険会社には、登録資本金総額の 20%を保証金として、保険監督管理委員会の指定する銀行に供託し、保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用してはならないとされている（同法第 7 条(2)）。

② 変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、保険監督管理委員会は認可取消を含む措置をとることができる。認可取消の対象になりうる違反行為は保険法第 7 章の「法律責任」において規定されており、主に以下のようなものがある。

- 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 保証金の供託を行わない場合、また規定に反して保証金を流用した場合
- 規定によらずに責任準備金を取り崩した場合
- 規定によらずに保険保障基金を取り崩した場合
- 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 認可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 認可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 法による検査・監督を拒絶、あるいは妨害した場合
- 認可され、または届出した保険約款および保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

（4） 証券投資ファンド管理会社

① 認可（批准）

a) 設立認可

証券投資ファンド管理会社を設立するには、証券監督管理委員会の認可を必要とする（証券投資ファンド法第 13 条）。

b) 認可付与要件

証券投資ファンド管理会社の設立認可を受けるには、以下の要件を満たしている必要がある（証券投資ファンド法第 13 条）。

1) 証券投資ファンド法および会社法の規定に沿って設立されること。
2) 登録資本金が 1 億元以上であり、全額が払い込まれていること。
3) 管理会社の主要株主が金融業務または金融機関の管理業務を行う者であり、業績、財務状況、社会的評判が良好であり、国務院の定める資産規模基準を満たしており、最近 3 年間にわたって法令違反の記録がないこと。
4) 業務資格を持つ人員を法定基準以上有していること。
5) 役員、監査役、高級管理職がそれぞれ職務要件を満たしていること。
6) 要件を満たす営業所、防犯設備、ならびにファンド管理業務と関連するその他の必要設備を有していること。

7) 良好な内部管理体制、内部監査制度、リスク管理制度を有していること。
8) 法令によって定めるその他の条件を満たしていること。

② 変更・取消

公募式投資ファンドの管理業務を行っている証券投資ファンド管理会社が違法な経営を行ったり、あるいは重大なリスクが出現し、証券市場の秩序に重大な危害が加わり、ファンドの持分所有者の利益が損なわれるおそれのある場合には、証券監督管理委員会は当該証券投資ファンド管理会社によるファンド管理業務の停止をはじめとする措置をとることができる（証券投資ファンド法第 27 条）。

（５） 証券・先物投資コンサルティング機関

① 業務許可

a) 許可

証券・先物投資コンサルティング業務を行うには、証券監督管理委員会の業務許可を取得しなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 3 条）。

b) 許可要件

証券・先物投資コンサルティング業務の許可を得るためには、申請者は以下の条件を満たしていなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 6 条）。

(1) 証券または先物投資のいずれかについてコンサルティング業務に従事する機関は、5 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。

証券および先物投資の両方についてコンサルティング業務を行う機関は、10 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。その高級管理者の中に、少なくとも 1 名の証券もしくは先物投資コンサルティング就業資格取得者がいること。

(2) 200 万元以上の登録資本を有すること
(3) 固定の業務場所と業務と相応する通信及びその他情報伝達設備を有すること
(4) 会社定款を有すること
(5) 健全な内部管理制度を有すること
(6) 中国証券監督委員会が要求するその他条件を満たすこと

許可の申請は、申請者の所在地にある証券監督管理委員会の地方支部に対して行う（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 8 条）。

② 変更・取消

証券・先物投資コンサルティング機関による重大な法令違反行為があった場合、証券監督管理委員会の地方支部は、本部に報告を行い、本部は当該機関の業務資格の一時停止や取消を行うことができる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 33 条～第 36 条）。

（６） 保険仲介業者

保険仲介業者は、保険法による規制の対象となっている。保険仲介業者には保険代理人と保険ブローカーがあり、それぞれ次のように定義されている。

- 保険代理人（保险代理人）

  保険代理人とは、保険者の委託を受け保険者から代理手数料を徴収して保険者の授権範囲内において保険事業を行う機関又は個人をいう。

  保険代理機関には、保険代理業務に専門に従事する保険専門代理機関及び保険代理業務を兼営する保険兼業代理機関を含む（保険法第 117 条）。

- 保険ブローカー（保险经纪人）

  保険ブローカーとは、保険契約者の利益を図るために保険契約者と保険者の保険契約の締結に仲介の労務を提供し、法により手数料を徴収する機構をいう（保険法第 118 条）。

① 業務許可

a) 業務許可

保険仲介業務を行うには、保険監督管理委員会から保険代理業務許可証、または保険ブローカー業務許可証を取得しなければならない（保険法第 119 条）。

b) 許可の要件

保険法では、保険代理人および保険ブローカーとして業務を行おうとする者に対し、以下のような要件を設けている。

- 会社形式で設立する保険専業代理店や保険ブローカーは、会社法の規定する最低登録資本金を満たしていなければならない。
  また、登録資本金は全額が払込済でなければならない（保険法第 120 条）。

- 保険専業代理店や保険ブローカーは、高級管理職の品行が良好であり、法令を熟知し、その職責が必要とする経営管理能力をそなえており、就任前に保険監督管理委員会が認めた任職資格を取得している（同法第 121 条）。
- 個人の保険代理人、保険代理店の代理業従業員、保険ブローカーのブローカー業務従業員が、保険監督管理委員会が規定する資格条件を備え、同委員会から資格証明書を取得している（同法第 122 条）。
- 自己の経営場所を有し、保険代理業務、ブローカー業務の収支状況を記帳するための専門の帳簿を備えている（同法第 123 条）。
- 保険監督管理委員会の規定する保証金または職業責任保険に加入している（同法第 124 条）。

c) 登記と営業許可

保険専業代理店および保険ブローカーは、a)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて登記を行い、営業許可を得なければならない。

保険兼業代理店は、a)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて変更登記を行う（保険法第 119 条）。

５． 検査・監督

（１） 銀行監督機関の権限

銀行の検査・監督における銀行業監督管理委員会の権限は、銀行業監督管理法第 4 章にて規定されている。

① 報告徴求

銀行業監督管理委員会は、その職責を履行するための必要により、規則に従って銀行に対し、財務諸表ほか財務会計・統計データや経営管理資料ならびに登録会計士の用意した監査報告書の提出を要求する権限を有する（銀行業監督管理法第 33 条)。

② 実地検査

銀行業監督管理委員会は、銀行業金融機関の健全性監督上の必要に基づき、以下の措置により実地検査を行うことができる（銀行業監督管理法第 34 条)。

- 銀行に立ち入って検査を行うこと
- 銀行の従業員に質問し、検査事項に関連して説明を求めること
- 銀行および検査事項に関連する文書・資料を査閲・複製し、移転・隠匿あるいは毀損される可能性のある文書・資料を保存すること
- 銀行がコンピュータを用いて管理する業務データシステムを検査すること

実地検査の遂行にあたっては、銀行業監督管理委員会の責任者の裁可を経なければならない。実地検査の際には、検査員は 2 名以上でなければならず、合法証明書と検査通知書を示さなければならない。検査員が 2 名より少ない、あるいは合法証明書と検査通知書とを提示しない場合には、銀行は検査を拒絶することができる（同法第 34 条)。

③ 処分

a) 業務改善命令

銀行がプルーデンシャル経営規則に違反している場合、銀行業監督管理委員会あるいはその省の下部組織は、期限を設けて改善を命令しなければならない（銀行業監督管理法第 37 条)。

期限を過ぎても改善されない場合、あるいは当該行為が銀行の健全性に重大な危害を及ぼし、預金者やその他の顧客の利益を害する場合には、銀行業監督管理委員

会または省の下部組織の責任者の裁可を経て、以下の措置をとることができる（銀行業監督管理法第 37 条）。

- 営業の一部停止命令、新業務開始の認可停止
- 株主への配当およびその他収入の制限
- 資産移転の制限
- 支配株主に持分譲渡を命じること、または株主権限の制限
- 取締役・上級管理者の交代、あるいは権利の制限
- 支店開設認可の停止

銀行は改善措置をとった後、銀行業監督管理委員会または省の下部組織に対し、報告を提出しなければならない。銀行業監督管理委員会または省の下部組織は検収を実施し、健全性規制に関連する規則に適っていれば、検収完了の日から 3 日以内に、前号の規定による措置を解除しなければならない（銀行業監督管理法第 37 条）。

b) 接収管理

銀行に信用危機が発生、あるいはその可能性があって、預金者や他の顧客の利益に重大な影響を与える場合には、銀行業監督管理委員会は法により、当該銀行の接収管理を実行、あるいは組織改革（重組）を促進することができる（銀行業監督管理法第 38 条）。

c) 認可の撤回

銀行に違法な経営があったり、経営管理が悪化している状況で、金融秩序に重大な危害を及ぼし公衆の利益を損なう可能性がある場合には、銀行業監督管理委員会は、認可を撤回することができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

（２） 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

証券会社に対する監督権限は、証券監督管理委員会に与えられている。

a) 報告徴求

証券会社は、規定に従い証券監督管理委員会に業務、財務などの経営管理情報および資料を提出しなければならないとされている。証券監督管理委員会は、証券会社およびその株主、実質支配者に対し、指定の期間内に関連情報、資料を提供するよう要求する権限を有する（証券法第 148 条）。

なお、証券監督管理委員会は、必要と認める場合、会計士事務所、資産評価機構に証券会社の財務状況、内部コントロール状況、資産価値に対する監査または評価を委託することができる（証券法第 149 条）。

b) 実地検査

証券監督管理委員会は、証券会社に対し、実地検査を行う権限を有する（証券法 180 条）。

c) 処分

i. 是正命令

証券会社の純資本またはその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合、証券監督管理委員会は期限を定めて是正を命じなければならないとされている（証券法第 150 条）。

期限を過ぎても是正されない、またはその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な権益を損なう場合、証券監督管理委員会は状況に応じて、次の措置をとることができる（同法第 150 条）。

- 業務活動を制限し、一部の業務の一次的停止を命じ、新業務の認可を停止する。
- 営業目的の支店等の増設、買収の認可を停止する。
- 利益配当を制限し、取締役、監査役、高級管理職に対する報酬の支払および福利の提供を制限する。
- 財産の譲渡または財産上へのその他の権利の設定を制限する。
- 取締役、監査役、高級管理職の交代を命じ、または関連する株主の株主権利の行使を制限する。
- 関連業務の許可を取消す。

ii. 営業停止命令等

証券会社が違法経営を行い、または重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なった場合、証券監督管理委員会は、当該証券会社に対して営業停止・整理を命じ、その他の機構を指定して委託管理し、接収管理し、または取り消す等の監督管理措置を講じることができる（証券法第 153 条）。

なお、証券会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づき委託管理、接収管理、または清算されている期間中、または重大なリスクが生じた場合、証券監督管理委員会の認可を得て、当該証券会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職およびその他の直接責任者に対して、出国管理機関への通知によ

りその出国を阻止したり、司法機関への申請により財産の移転・譲渡・処分等を禁止することができる（同法第 154 条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

2005 年の証券法改正によって、証券監督管理委員会の権限は大きく強化され、従来の行政管理権から準司法権に及んでいる。ただし、人身の自由に対して強制措置を取ることは認められておらず、証券法違反事件を調査する際は、司法機関の協力が不可欠となっている。

改正証券法における、証券規制違反行為に関する証券監督管理委員会の権限は次のとおりである。

a) 調査

証券監督管理委員会は、以下のような調査を実施することができる（証券法第 180 条）。

- 証券の発行者、上場会社、証券会社、証券投資基金管理会社、証券サービス機構、証券取引所、証券登録決済機構に対して実地検査を行うこと。
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること。
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること。
- 事件に関係する資産登記と通信記録などの資料を調べまたは複製すること。
- 事件関係者の証券取引記録、登記移転記録、財務会計記録などの資料を調べ、または複製すること。証拠隠滅のおそれのある場合はそれを封じ保管させること。
- 事件関係者の資金口座、証券口座、銀行口座を調査すること。
  違法な資金や証券などの資産逃避または隠蔽事実があり、あるいはこのような事実が発生するおそれ、または重要な証拠を隠滅するおそれがある場合には、証券監督管理委員会の責任者の承認を得て、これらを凍結・押収すること。
- 相場操縦、インサイダー取引など重大な証券法違反事件を調査する際、証券監督管理委員会の責任者の承認を得て、15 日以内に事件当事者の証券取引を制限すること。なお、事件が複雑な場合にはさらに 15 日を延長することができる。

b) 差止・制裁等

法令違反に対する制裁措置については、証券法第 11 章の「法律責任」に定められている。証券監督管理委員会は、違法な証券発行、虚偽告知、インサイダー取引、

相場操作、顧客に対する詐欺行為、不正な会社売買、およびその他の証券違法行為に対し、警告、罰金、違法所得の没収、証券業務資格の停止等の行政処分を行うことができる（証券法第 188 条～229 条）。

証券法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する（証券法第 231 条）。証券監督管理委員会は、違法行為が犯罪となる疑いがある場合、当該案件を司法機関に移管することになっている（同法第 186 条）。

民事賠償と課徴金が同時に存在し、余剰財産が両方を満足させることができない場合は、民事賠償が優先されることになっている（同法第 232 条）。納付された課徴金および没収された違法所得は、すべて国庫に納められる（同法第 234 条）。

証券監督管理委員会による処罰決定に不服なときは、法に従い行政不服審査を申し立て、または法に従い直接人民法院に訴訟を提起することができる（同法第 235 条）。

（３） 保険監督機関の権限

① 報告徴求

保険会社は、保険監督管理委員会の規定に基づき、関連報告書、財務諸表、書類及び資料を提出しなければならない。

また、保険会社の支払能力報告、財務会計報告、精算報告、コンプライアンス報告及びその他関連報告、財務諸表、書類及び資料は、如実に本件業務事項を記載しなければならず、虚偽の記載、誤解を招くような陳述及び重大な遺漏が存在してはならないとされている（保険法第 86 条）。

② 検査

保険会社の検査に関連して、保険監督管理委員会は以下のような措置を実施することができる（保険法第 155 条）。

- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所に対して実地検査を行うこと。
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること。
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること。
- 事件に関係する資産登記などの資料を調べまたは複製すること。
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び事件関係者の財務会計記録などの資料を調べ、または複製すること。移転、隠滅、破壊のおそれのある場合はそれを封じ保管させること。
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の

代表事務所及び違法経営の恐れがある関係者の銀行口座を調査すること。

- 違法資金など案件関連資産が移転または隠蔽された、あるいはこのような事実が発生するおそれがあることの証拠がある場合、または重要な証拠を隠滅、捏造、破壊するおそれがある場合には、保険監督管理委員会の責任者の承認を得て、人民法院にこれらの凍結・押収を申請すること。

③ 処分

法令違反に対する制裁措置については、保険法第 7 章の「法律責任」に定められている。保険監督管理委員会は、違反行為に対し、是正命令、罰金、違法所得の没収、新規業務の停止、業務許可証の停止などの行政処分を課すことができる（保険法第 159 条～176 条）。

また、保険法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する（同法第 181 条）。

（4） 証券投資ファンド管理会社の監督機関の権限

証券投資ファンド管理会社の監督管理は、証券監督管理委員会が行う（証券投資ファンド法第 113 条）。

① 報告徴求

証券投資ファンド管理会社の株主および実質的な支配者は、公募式投資ファンドの管理者として、国務院証券監督管理委員会の規定に基づき、遅延なく重大事項に関する報告義務を履行しなければならない（証券投資ファンド法第 24 条）。

② 検査

証券監督管理委員会は、公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社に立入調査を実施し、関連する業務資料の報告・提出を要求することができる（証券投資ファンド法第 114 条）。

③ 処分

a） 是正命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が法令に違反している場合、またはその内部管理制度、監査管理およびリスクコントロール管理制度が規定に合致しない場合、証券監督管理委員会は期限を定めて是正を命じなければならないとされている（証券投資ファンド法第 25 条）。

期限を過ぎても是正されない、またはその行為が当該ファンド管理者の安定的運営を著しく脅かし、ファンドの持分所有者の適法な権益を損なう場合、証券監督管理委員会は状況に応じて、次の措置をとることができる（同法第 25 条）。

(1) 業務活動を制限し、一部又は全部の業務の一時的停止を命じる。
(2) 利益配当を制限し、董事、監事、高級管理職に対する報酬の支払および福利の提供を制限する。
(3) 財産の譲渡または財産上へのその他の権利の設定を制限する。
(4) 董事、監事、高級管理職の交代を命じ、又はその権利を制限する。
(5) 関連株主の持分譲渡を命じ、又は関連株主権利の行使を制限する。

b) 営業停止命令等

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が違法経営を行い、または重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、ファンド持分所有者の利益を損なった場合、証券監督管理委員会は当該ファンド管理者に対して以下のような措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 27 条）。

- 証券投資ファンド管理会社の営業停止・整理を命じる。
- その他の機構を指定して委託管理、あるいは接収管理させる。
- 証券投資ファンド管理会社の基金管理資格を取り消す。

なお、証券投資ファンド管理会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づく委託管理、接収管理、清算期間中に重大なリスクが生じた場合は、証券監督管理委員会の認可を得て、証券投資ファンド管理会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職、その他の責任者に対して、出国管理機関への通知により出国阻止や、司法機関への申請により財産移転・譲渡・処分等の禁止をすることができる（同法第 28 条）。

（５） 証券・先物投資コンサルティング機関の監督機関の権限

① 報告徴求

証券・先物投資コンサルティング機関は、年に 1 回、証券監督管理委員会の地方機構に対して年度業務報告、登録会計士による監査済財務会計諸表を提出し、年次検査を受ける。証券監督管理委員会の地方機構は報告書類の検査を行った上で審査意見を表明し、認可した場合、証券監督管理委員会の本部に報告する（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 11 条）。

② 検査

証券監督管理委員会の本部および地方機構は、証券・先物コンサルティング機関およびコンサルタントの業務活動に対し、検査を実施することができる。検査を受ける機関およびコンサルタントは、これに協力しなければならず、妨害してはならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 27 条）。

③ 処分

法令違反に対する制裁措置は、証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 5 章の「罰則」に定められている。違反の種類により多少の違いはあるが、違反行為に対して警告、違法所得の没収、または罰金（併科も可能）といった制裁措置を課すのは証券監督管理委員会の地方支部である。

重大な案件は、地方支部は本部に報告を行い、本部が業務資格の一時停止や取消といった処分を行う。また、同弁法への違反が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条）。

（６） 監督当局間の関係

① 金融監督機関間の関係[337]

中国では業態別監督が実施されている一方、法令では、監督機関（銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会および中国人民銀行）間で情報の交換・共有を行うための制度を設けることが規定されている（銀行業監督管理法第 6 条、証券法第 185 条、保険法第 158 条、中国人民銀行法第 35 条）。

2004 年、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会は、「三大金融監督管理委員会の金融監督管理の役割及び協力に関する覚書[338]」を結び、協力して、重大な監督管理事項、複数業界関連、複数国・地域関連の監督管理における複雑な問題の共同検討を行い、定期情報交流制度を設定するとしている（同覚書第 12 条）。

また、3 機関の主席による合同会議（监管联席会议）を設け、四半期ごとに定例的な会合を実施して、金融監督上の重要事項についての協議や実施した政策の市場に対する影響の評価等を行うこととされている。また、迅速な対応について協議する必要のある緊急時には、随時、同会議を召集することができる（同覚書第 15 条）。

② 中国人民銀行の役割[339]

2003 年以前、金融機関の監督は、中国人民銀行の職務であったものの、同年に銀行業金融機関に対する監督権限が銀行業監督管理委員会に移管された後、中国人民銀行の職務は金融政策の制定と実施、金融安定の維持、金融サービスの提供であるとされた。

同年に改正された中国人民銀行法において、「中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行であり、国務院の指導の下に金融政策を制定、実施し、金融安定を維持し、金融リスクを防止・緩和し、金融の安定を維持する」と規定している（中国人民銀行法第 2 条）。

2003 年以降、金融機関の規制・監督に係る中国人民銀行の職務は、設立認可、業務認可、高級管理職の任職資格審査などの直接的な監督から、金融機関の全体的なリスクや金融持株会社および金融商品のリスクに対する継続的なモニタリングやリスク評価を通じて、システミック・リスクの防止および緩和を図るという方向に転じている。

中国人民銀行は、金融政策の実施や金融安定のために必要である場合には、銀行業監

---

337 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。
《中国人民银行法》释义 第三十五条
http://dalian.pbc.gov.cn/publish/dalian/2660/2013/20130930142915560776188/20130930142915560776188_.html

338 「三大金融监管机构金融监管分工合作备忘录」
http://news.china.com/zh_cn/finance/11009723/20040628/11753217.html

339 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。
中国人民银行历史沿革
http://www.pbc.gov.cn/publish/main/531/index.html

督管理委員会に対し、銀行業金融機関の検査を実施するよう提案を行うことができる（中国人民銀行法第 33 条）。

なお、銀行業金融機関が支払困難に陥り、金融システムに対するリスクを生じる可能性がある場合には、中国人民銀行が国務院の承認を得て、銀行業金融機関に対する検査監督を実施することができる（中国人民銀行法第 34 条）。

III. 資料

1. 中国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		商業銀行法	証券法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行による証券業務 （政府債券・政策金融債以外）は不可 保険は代理業務のみ可	証券業と銀行業・保険業の分業経営を規定（兼営不可）	保険業と銀行業・証券業の分業経営を規定（兼営不可） 生・損保兼営は禁止
	持株・子会社方式	金融持株会社方式による銀行・証券・保険の相互参入は可能（禁止規定なし）		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本　5% Tier1資本　6% 総資本　8% （法律の規定に基づき、銀行業監督管理委員会の規則で詳細を規定）	○リスク管理指標規制 純資本、純資本と負債の比率、純資本と純資産の比率などのリスク管理指標につき、維持すべき基準を制定 （法律の規定に基づき、証券監督管理委員会の規則で詳細を規定）	○支払余力規制 認可資産と認可負債との差額（実際資本）と、保険監督管理委員会の定める最低資本との比率（支払能力充足率）が100%以上を維持 （法律の規定に基づき、保険監督管理委員会の規則で詳細を規定）
		○大口融資規制 法律により規定		○資産運用規制 銀行預金、債券・株式・証券ファンド等の有価証券、投資用不動産、その他国務院の定める資金運用手段でのみ運用が可能 （法律の規定に基づき、保険監督管理委員会の規則で詳細を規定）
		○最低資本金 商業銀行（全国に支店設置可）：10億元 都市商業銀行：1億元 農村商業銀行：5,000万元 （法律により規定）	○最低資本金 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、証券投資活動に関連する財務顧問業務を実施：5,000万元以上 証券元引受およびスポンサー業務、証券自己取引業務、証券資産管理業務、その他証券業務：1業務のみの場合は1億元以上、2業務以上実施する場合は5億元以上 （法律により規定）	○最低資本金 2億元 （法律により規定）

（凡例）二重線：法律、実線：規則

２． 中国における金融機関の状況

		機関数	従業員数	総資産 （単位：億人民元）
銀行	政策銀行および国家開発銀行	3	62,231	112,174
	大型商業銀行	5	1,665,973	600,401
	株式制商業銀行	12	315,585	235,271
	都市商業銀行	144	259,261	123,469
	農村商業銀行	337	220,042	62,751
	農村信用組合	1,927	502,829	79,535
	農村合作銀行	147	55,822	12,835
	新型農村金融機関および郵政貯蓄銀行	864	200,769	53,511
	外資銀行	42	44,560	23,804
	金融資産管理会社	4	8,240	－
ノンバンク	企業集団財務公司	150	7,571	32,299
	信託公司	67	11,710	
	ファイナンスリース会社	20	1,855	
	自動車金融会社	16	4,477	
	マネーブローカー会社	5	447	
	消費者金融会社	4	716	
証券	証券会社	109	－	－
	投資ファンド管理会社	69	－	－
保険	保険集団および持株会社	10	－	－
	保険会社（財産保険）	63	－	－
	保険会社（人身保険）	76	－	－
	再保険会社	8	－	－
	保険資産管理会社	18	－	－

（注） 銀行・ノンバンク：2012 年末時点

証券：2011 年末時点

保険：2014 年 3 月現在

（出所） 銀行・ノンバンク：銀行業監督管理委員会年報（2012 年版）

http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html

証券：中国証券期貨統計年鑑（2012 年版）

http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/xxfw/cbwxz/

保険：保険監督管理委員会ウェブサイト

http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab466/

各国比較表

各国比較表

１． 主要国の金融行政組織

	日本		米国		英国		ドイツ		フランス	
法制度の企画･立案	金融庁		財務省（注1）		大蔵省		連邦財務省		経済・財務省	
① 銀行の検査･監督	金融庁 財務省財務局		通貨監督庁（OCC） 3,823人 連邦準備制度理事会（FRB） 2,468人 連邦預金保険公社（FDIC） 7,476人 州銀行当局（SBD）		健全性規制機構（PRC） 金融行為規制機構（FCA）		連邦金融監督機構（BaFin） ドイツ連邦銀行		プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）	
② 証券会社の検査･監督	金融庁（証券取引等監視委員会） 財務省財務局	2,685人	証券取引委員会（SEC） 3,770人		健全性規制機構（PRC） 金融行為規制機構（FCA）	PRC 1,200人 FCA 2,848人	連邦金融監督機構（BaFin） ドイツ連邦銀行	BaFin 2,336人 連銀 9,543人	プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR） 金融市場機構（AMF）（注2）	ACPR 1,092人 AMF 447人
③ 保険会社の検査･監督	金融庁 財務省財務局		州保険当局 11,532人		健全性規制機構（PRC） 金融行為規制機構（FCA）		連邦金融監督機構（BaFin）		プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）	
④ 証券取引等の監視	金融庁（証券取引等監視委員会） 財務省財務局		証券取引委員会（SEC）		金融行為規制機構（FCA）		連邦金融監督機構（BaFin）		金融市場機構（AMF）	

（注 1）議員立法ではあるが、財務省がイニシアティブをとって法案作成に当たることもある。
（注 2）資産運用会社の免許付与・検査・監督
（注 3）各機関の職員数は以下の時点のものである。
＜日本＞　金融庁：2013 年 3 月末定員。審判官、総務企画局、公認会計士・監査審査会を除く。
財務省財務局：2013 年 3 月末定員。金融部門。
＜米国＞　OCC：2012 年度フルタイム換算。　FRB：2012 年度末定員。　FDIC：2012 年度フルタイム換算。
SEC：2012 年度フルタイム換算。
＜英国＞　PRC：2013 年 4 月発足時概数。　FCA：2014 年 3 月末の定員数。
＜ドイツ＞　BaFin：2012 年 12 月末現在の職員数。　ドイツ連邦銀行：2012 年 12 月末フルタイム換算。
＜フランス＞　ACPR：前身のプルーデンス監督庁における 2012 年 12 月末の職員数。　AMF：2012 年平均。

２． 主要国の監督体制

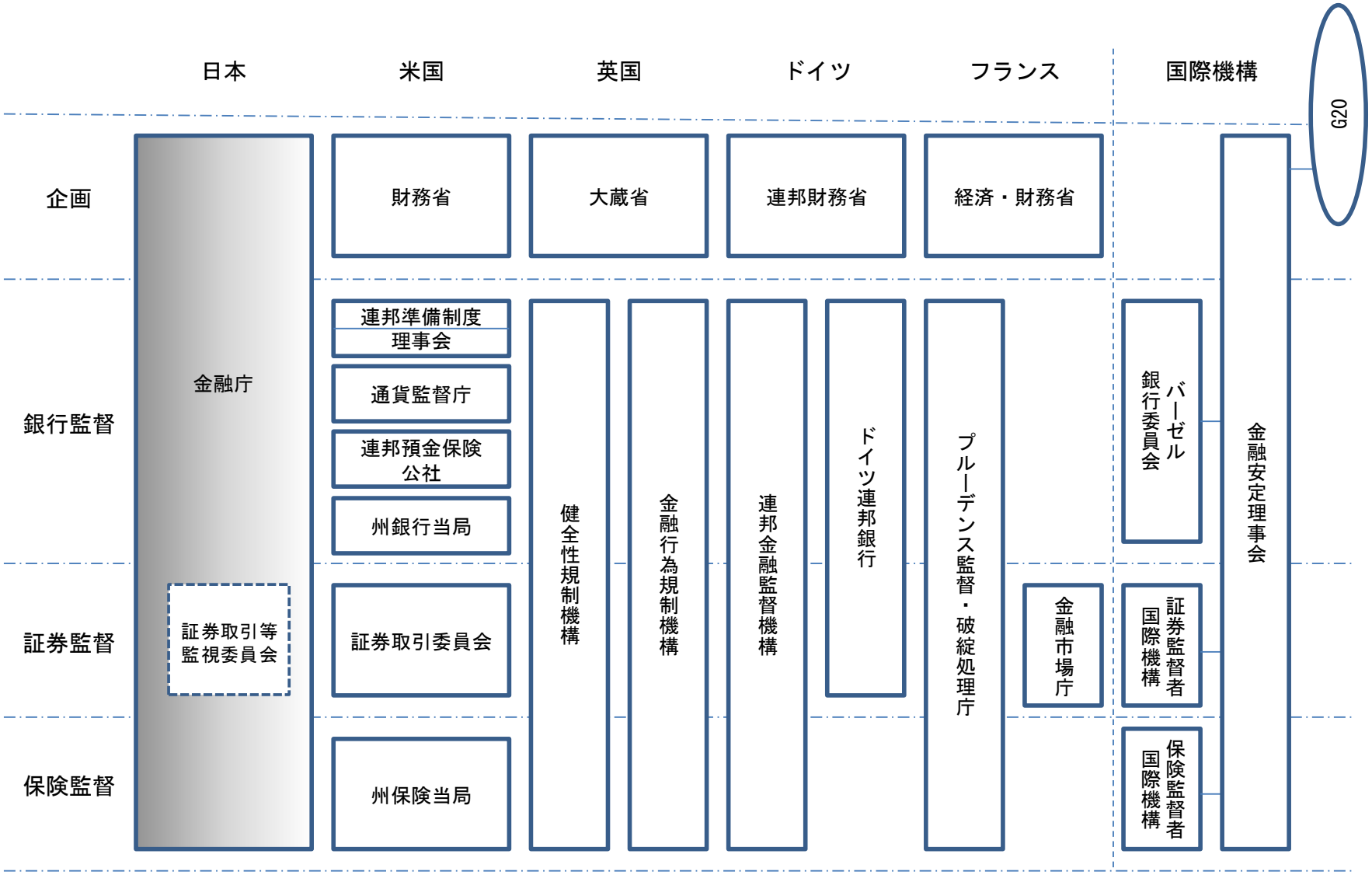
日本
米国
英国
ドイツ
フランス
国際機構
G20
企画
銀行監督
証券監督
保険監督
金融庁
証券取引等監視委員会
財務省
連邦準備制度理事会
通貨監督庁
連邦預金保険公社
州銀行当局
証券取引委員会
州保険当局
大蔵省
健全性規制機構
金融行為規制機構
連邦財務省
連邦金融監督機構
ドイツ連邦銀行
経済・財務省
プルーデンス監督・破綻処理庁
金融市場庁
バーゼル銀行委員会
証券監督者国際機構
保険監督者国際機構
金融安定理事会

３． 主要国の金利制度

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
上限金利規制（規制の有無及び上限金利の水準）	・上限金利規制あり。 ・利息制限法（民事。超えると超過部分について無効） 10 万円未満　20% 10 万円以上 100 万円未満　18% 100 万円以上　15% ・出資法（刑事。超えると刑事罰の対象） 業として行う場合　20%	・連邦法にはなく、州法に存在し、上限金利の水準は州によって異なる。 ・免許貸付業者に上限金利規制を適用しない州もある。 ・ニューヨーク州免許貸付業者による個人向融資の上限金利 ①民事上上限（超えると無効） ・25%（2.5万ドル（約200万円）以下） ・16%（2.5万ドル超） ②刑事上の上限（超えると刑事罰の対象）　25%	・消費者信用法に基づき、裁判所は、暴利的信用取引と認められる取引の契約を変更可（刑事罰はなし）。 ・改正消費者信用法（2006 年）において、貸し手と借り手との「不公正な関係」に関する規定を制定。 これにより、契約条件（金利水準や手数料等）に加え、販売方法や取立行為等を含めた契約全般について、「不公正な関係」に該当するか判断されることとなった。 ・銀行改革法（2013 年）に基づき、金融行為規制機構が、消費者信用に係る金利の上限等に関する規則を制定予定	・上限金利の水準を規定する実体法はない。 ・消費者金融の判例はない。 ・割賦販売における暴利行為の判断基準に関して判例あり。 ①契約金利が市場金利の約 2 倍以上 ②契約金利が市場金利プラス 12%以上 （注）2013 年 12 月の市場金利 5.97%（消費者ローン金利、実質年率） ・暴利を課す契約は、民法に基づき無効かつ刑法に基づく刑事罰の対象。	・暴利的利率を上回る貸付けは、法律（消費法典及び通貨金融法典）により禁止（民事上無効かつ刑事罰の対象）。 ・暴利的利率は、貸付時点の平均包括実質利率（フランス銀行が四半期毎に信用機関から収集し、単純平均して算出する利率）に３分の４を乗じた利率。 （注）2014年1月1日現在の個人向無担保貸付の上限金利 ・20.23%（3,000ユーロ（約42万円）以下） ・15.12%（3,000ユーロ超6,000ユーロ（約84万円）以下） ・10.35%（6,000ユーロ超）
グレーゾーン金利	・民事上の上限金利と刑事上の上限金利が異なる。（民事上の上限金利を超える金利での貸付けは、行政処分の対象）	・民事上の上限金利と刑事上の上限金利が異なる。（ニューヨーク州の場合）	・なし	・なし	・なし
上限金利規制の対象	・契約締結費用、債務弁済費用、保証料が含まれる。 ・但し、公租公課、一定額までの ATM 手数料等については対象外。	・ニューヨーク州の場合、契約締結費用（担保の登記・記録等に係る法的費用を除く）、債務弁済費用、保証料が含まれる。 ・上限金利規制とは別に延滞手数料を徴求可能。	・契約締結費用や債務弁済費用も含め、「不公正な関係」に該当するかどうか判断される。 ・コミットメントライン設定手数料は、その設定が任意で、他の手数料と分離して表示されていれば、別途徴求可能。	・契約締結費用や保証料（与信を受ける際に強制されるものに限る）が含まれる。 ・口座関連手数料や債務弁済費用は、口座の開設が任意で他の手数料と分離して表示されていれば、上限金利規制とは別に徴求可能。	・契約締結費用（公正証書の作成手数料を除く）、債務弁済費用、保証料、コミットメントライン設定手数料が含まれる。（契約締結に必須の費用の場合）

４．リーマンショック後の国際的な金融規制改革への対応状況

	米国	英国	EU	ドイツ	フランス
金融監督体制	・システミックな重要性を持つノンバンク金融会社の監督権限を連邦準備制度理事会（FRB）に付与 ・マクロ・プルーデンス監督を行う機関として、金融安定評議会（FSOC）を設置	・健全性規制と業務行為規制とを分離 ・健全性規制は、イングランド銀行（BOE）が担当 ・BOE 内では、マクロ・プルーデンス政策を金融政策委員会（FPC）が担当 ・ミクロ・プルーデンス規制を健全性規制機構（PRA）が担当 ・業務行為規制は、金融行為規制機構（FCA）が担当	・加盟国の横断的な金融監督の実施ため、EU レベルの金融監督機関創設 ・マクロ・プルーデンス監督を欧州システミック・リスク協議会（ESRB）が担当 ・ミクロ・プルーデンス監督を欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）が担当 ・ユーロ圏の銀行の監督は、欧州中央銀行（ECB）による単一銀行監督制度に移行予定（2014 年 11 月 4 日より）	・マクロ・プルーデンス監督機関として、連邦財務省内に金融安定化委員会を設置	・金融監督機関を統合し、業界横断的な一元的監督を実施するための期間として、プルーデンス監督庁（ACP）を創設 ・ACP は、2013 年 7 月、プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）に改組 ・マクロ・プルーデンス監督機関として、金融規制・システミック理事会（Corefris）を創設。 その後、Corefris は金融安定化理事会に改組され、その権限を強化。
破綻処理制度	・預金取扱金融機関以外の投資運用業者などの金融機関に対しても、連邦預金保険公社（FDIC）が破綻処理を行う制度を導入	・特別整理制度の導入 ・預金取扱金融機関、投資会社が経営難に陥った場合、BOE、大蔵省、PRA、FCA が介入	・破綻処理制度統一化に向けた EU 指令（銀行再生・破綻処理指令，BRRD）を制定中	・信用機関の経営危機に際しての再生手続、更生手続きを規定 ・BaFin に早期介入権限を付与	・信用機関、投資会社等の経営危機に際し、ACPR に早期介入権限を付与
破綻処理費用の負担	・FDIC が費用を提供 ・FDIC は、破綻金融機関の資産処分、または金融業界への賦課金により、提供した費用を回収	・銀行、住宅金融組合等に対し、連結ベース資本および負債の規模に応じて銀行税を課税	・BRRD 案において、破綻処理基金の設立を提案 ・銀行が、負債とリスクに見合った拠出金を破綻処理基金に拠出	・銀行再編基金を設立 ・信用機関が経営リスクに応じて資金を拠出	・預金補償基金を預金保険・破綻処理基金とし、破綻処理に用いることができるように整備 ・ACPR が破綻処理の実施を決定
銀行の業務範囲規制	・連邦預金保険制度に加入する預金受入金融機関、その親会社、グループ会社等は、自己勘定による持分取得等を原則禁止 ・大規模合併を制限 ・証券化事業者に対し、資産担保証券の発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部を保持	・預金受入業務を行う銀行に対し、自己勘定での投資商品のディーリング業務を禁止（リングフェンス）	・大規模銀行による自己勘定取引を制限し、預金業務との分離を義務付けるための EU 規則制定を策定中	・自己勘定での取引ポジションが基準値を超える信用機関およびそのグループに対し、自己勘定業務を別会社に移管することを義務付け	・信用機関本体での投機的業務（オールタナティブファンド、投機的投資ファンドの持分保有、プライム・ブローカレッジ業務）の禁止 ・信用機関のグループ会社に対し、自己勘定での一部の商品取引、高頻度取引を禁止

	米国	英国	EU	ドイツ	フランス
店頭デリバティブ取引に対する規制	・取引主体の登録義務 ・取引主体への健全性規制 ・店頭デリバティブ取引の中央清算機関での清算を義務づけ（中央清算義務が適用される取引については、取引規模、清算実施のためのインフラの有無、システミック・リスク面での影響等を考慮して SEC が決定） ・デリバティブ業務を行う銀行は、連邦準備制度や連邦預金保険による支援（連邦支援）を受けることができない	・EU の欧州市場インフラ規則（EMIR）に基づく規制を導入 －標準的な店頭デリバティブ取引の中央清算義務（取引規模が小さい金融機関以外の市場参加者どうしの取引については、中央清算義務の免除あり） －中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用 －すべてのデリバティブ契約締結・変更について、取引情報蓄積機関への報告義務	・欧州市場インフラ規則（EMIR）を導入 －標準的な店頭デリバティブ取引の中央清算義務（取引規模が小さい金融機関以外の市場参加者どうしの取引については、中央清算義務の免除あり） －中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用 －すべてのデリバティブ契約締結・変更について、取引情報蓄積機関への報告義務	・EU の欧州市場インフラ規則（EMIR）に基づく規制を導入 －標準的な店頭デリバティブ取引の中央清算義務（取引規模が小さい金融機関以外の市場参加者どうしの取引については、中央清算義務の免除あり） －中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用 －すべてのデリバティブ契約締結・変更について、取引情報蓄積機関への報告義務	・EU の欧州市場インフラ規則（EMIR）に基づく規制を導入 －標準的な店頭デリバティブ取引の中央清算義務（取引規模が小さい金融機関以外の市場参加者どうしの取引については、中央清算義務の免除あり） －中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用 －すべてのデリバティブ契約締結・変更について、取引情報蓄積機関への報告義務
役員報酬規制	・インセンティブ報酬制度に対する規制導入のための規則を制定中	・金融機関の策定する報酬規定は、FCA 規則、PRA 規則を遵守しなければならない。	・第 3 次・第 4 次資本要件指令により、統一的な規制を導入 －報酬方針の策定 －変動給に関する制限 －報酬委員会の設置 －情報公開	・連邦財務省規則により、信用機関、財務サービス機関の報酬規制を導入 ・リスクと報酬の整合性、情報開示に関する要求事項など ・大規模機関に対しては、追加的な要求事項が課される（変動給の支給時期、報酬委員会設置等）	・経済・財務省令により、金融機関の報酬規制を導入 ・報酬の繰り延べ払いや株式での支払に、量的な基準を設定
シャドーバンキング問題への対応	・MMF に対する規制改革のための規則を制定中 ・トライパーティ・レポ市場[340]における取引慣行の見直しが進行中 ・証券化事業者に対し、資産担保証券の発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部保持を義務付け	・具体的な対応は行われていない	・MMF 規制に向けた規則を制定中 ・証券金融取引の透明性向上のための規則を制定中	・具体的な対応は行われていない	・具体的な対応は行われていない

[340] 証券貸借取引において、清算銀行が証券の貸し手と借り手の間に入り、約定のアレンジや証券および資金の決済、担保管理等の事務処理を行うもの。

	米国	英国	EU	ドイツ	フランス
格付機関の規制	・(証券取引委員会) SEC への登録義務 ・SEC による監督の実施	・EU レベルにおいて、ESMA による規制を実施	・格付機関規則に基づき、EU レベルの規制を実施 －格付機関の登録義務（ESMA が所管） －独立性の確保、利益相反の防止、情報開示義務等規定	・EU レベルにおいて、ESMA による規制を実施	・EU レベルにおいて、ESMA による規制を実施
金融消費者保護	・消費者金融保護局（CFPB）の設立 ・金融商品・サービスへのアクセス確保	・従来からの制度（金融サービス補償制度、金融オンブズマンサービス）を継続	・預金保険制度の拡大 ・投資家補償制度の見直しの制度改正提案中	・消費者諮問委員会の設置 ・BaFin による苦情処理手続きの導入	・消費者保護に関する ACPR の権限を明確化
自己資本規制	・預金取扱金融機関等に対する自己資本要件の強化（レバレッジ比率の最低基準、リスクアセット比率の最低基準）	・EU レベルでの第 4 次資本要件指令および資本要件規則による自己資本規制の強化 －自己資本の質・量向上 －流動性バッファに関する要件の導入 －レバレッジ規制 －カウンターパーティ信用リスクに対する必要資本の導入 －資本バッファ	・第 4 次資本要件指令および資本要件規則により、バーゼルⅢに対応 －自己資本の質・量向上 －流動性バッファに関する要件の導入 －レバレッジ規制 －カウンターパーティ信用リスクに対する必要資本の導入 －資本バッファ	・EU レベルでの第 4 次資本要件指令および資本要件規則による自己資本規制の強化 －自己資本の質・量向上 －流動性バッファに関する要件の導入 －レバレッジ規制 －カウンターパーティ信用リスクに対する必要資本の導入 －資本バッファ	・EU レベルでの第 4 次資本要件指令および資本要件規則による自己資本規制の強化 －自己資本の質・量向上 －流動性バッファに関する要件の導入 －レバレッジ規制 －カウンターパーティ信用リスクに対する必要資本の導入 －資本バッファ
預金保険	・保護上限額の引き上げ	・保護上限額の引上げ	・預金保険指令を改正 －保護上限額の引上げ ・制度変更を提案中 －保護対象の拡大 －保険金支払の迅速化等	・保護上限額の引上げ	・保護上限額の引き上げ

◆本調査研究に関する照会先◆

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
経済・社会政策部　金融グループ
主任研究員　田渕文美（tabuchi@murc.jp）
電話　03-6733-1021　Fax　03-6733-1028